

第3章 模倣対策に関する地方条例紹介

1. 模倣取締（製造・販売に関する処罰規制等）

(1) 北京市知識産権局行政処罰裁量権に関する規定（試行）

<施行ポイント>

2011年12月1日より施行された『北京市知識産権局行政処罰裁量権に関する規定（試行）』は、北京市知識産権局による専利詐称行為と展示会開催期間中における主催者の職責不履行行為に対する行政処罰の行使基準について規定したものである。

北京市知識産権局行政処罰裁量権に関する規定（試行）

第1章 総則

第1条

『北京市行政処罰自由裁量権の規範に関する若干の規定』の要求に応じて、本規定を制定する。

第2条

本規定は北京市知識産権局の、専利詐称行為と展示会開催期間中における主催者の職責不履行行為に対する処罰に適用する。

第3条

上記違法行為に処罰を決定する際に、本規定に基づき自由裁量権を行使する理由を明確に説明しなければならない。

第4条

違法行為は、情状が軽い、情状が重い、情状が深刻という三つの等級に分けられる。

第5条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、同等級において軽く処罰する。

- (1) 違法行為者が14歳以上18歳未満。
- (2) 行政機関の違法行為取締りに積極的に協力する。
- (3) その他の違法行為を告発した。

第6条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、同等級において重く処罰する。

- (1) 権利者の合法的権益に深刻な損害を与えた。
- (2) 市場経済秩序を攪乱し、または悪質な社会的影響を招いた。
- (3) 法執行者の法執行を逃避または抵抗し、行政的強制措置が取られた物品を無断に移転し隠匿する。
- (4) 関連証明材料の提供を拒否し、または虚偽の陳述を行ない、関連証拠材料を廃棄又は改竄する。

(5) 行政法執行を暴力によって抵抗する。

第2章 専利詐称行為への処罰

第7条

専利詐称行為に対する処罰の依拠は『中華人民共和国専利法』第63条と『中華人民共和国専利法実施細則』第84条にある。

第8条

専利詐称行為に対する認定の依拠は『中華人民共和国専利法実施細則』第84条にある。

第9条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、情状が軽い専利詐称行為に該当する。

- (1) 初めての違法であり、違法所得がないか、または違法経営額は5万元未満である。
- (2) 専利権が終了または無効宣告されて1年以内に、専利製品、専利方法によって直接獲得された製品またはその包装上に専利記号を表記し、また媒体上でその専利を宣伝する。
- (3) その他情状が軽い専利詐称行為。

情状が軽い専利詐称行為に対して、是正を命じかつこれを公告する。

第10条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、情状が重い専利詐称の行為に該当する。

- (1) 専利詐称行為で専利業務管理部門による処分を受けてから2年以内に、再び専利詐称行為を実施した。
- (2) 模倣製品を販売しかつ合法的出所を証明できず、違法所得が5万元未満または違法経営金額が5万元以上20万元未満である。
- (3) 専利権が終了又は無効宣告されてから一年以内に、専利製品、専利方法によって直接獲得された製品またはその包装上に専利記号を表記するか、または製品説明書などの材料に専利と称し、並びにテレビ、新聞などの媒体上にその専利製品を宣伝する。
- (4) 専利証書、専利文書または専利出願書類の偽造または変造の件数が10件未満である。
- (5) その他専利詐称行為の情状が重い行為。

情状が重い専利詐称行為に対して、是正を命じかつこれを公告し、違法所得を没収し、違法所得の2倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は5万元以下の過料に処することができる。

第11条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、情状が深刻な専利詐称行為に該当する。

- (1) 違法所得金額が5万元以上、または違法経営額が20万元以上である。
- (2) 専利証書、専利文書または専利出願書類の偽造または変造の件数が10件以上である。
- (3) その他専利詐称行為の情状が深刻である行為。

情状が深刻である専利詐称行為に対して、是正を命じ、かつこれを公告し、違法所得を没収して、違法所得の2倍以上4倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は5万元以上20万元以下の過料に処することができる。

第3章 展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対する処罰

第12条

展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対する処罰の依拠は『北京市展示会知的財産権保護弁法』の第24条にある。

第13条

展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対する認定の依拠は『北京市展示会知的財産権保護弁法』の第18条と第21条にある。

第14条

展示会開催期間中主催者の職責不履行行為は初めてであり、展示会の秩序に影響を及ぼさない場合は、情状が軽い展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に該当する。

情状が軽い展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対して、是正を命じる。

第15条

展示会開催期間中主催者の職責不履行行為が発生した後、是正を拒否し、かつ展示会開催期間中に集団的な権利侵害、繰り返し権利侵害または行政違法案件がない場合は、情状が重い展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に該当する。

情状が重い展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対して、1,000元以上1万元未満の過料に処することができる。

第16条

展示会開催期間中主催者の職責不履行行為が発生した後、是正を拒否し、かつ展示会開催期間中に集団的な権利侵害、繰り返し権利侵害または行政違法案件があった場合は、情状が深刻な展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に該当する。

情状が深刻な展示会開催期間中主催者の職責不履行行為に対して、1万元以上3万元以下の過料に処することができる。

第4章 附則

第17条

本規定にいう「以下」、「以上」は、いずれもその直前の数字を含む。

第18条

本規定は北京市知識産権局より解釈される。

第19条

本規定は2011年12月1日より施行する。

添付資料：関連法律の依拠

1. 『中華人民共和国専利法』第63条

専利を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利事務管理部門が是正を命じ、

これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は 20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。

2. 『中華人民共和國專利法實施細則』第 84 条

次に当てはまる行為は、專利法第 63 条に規定される專利詐称行為となる。

(1) 專利權が付与されていない製品又はその包装上に專利標識を表記するか、專利權が無効と宣告された後或いは終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に專利標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の專利番号を表記する

(2) 第 (1) 号に記述される製品の販売

(3) カタログなどの資料において、專利權が付与されていない技術又は設計を專利技術又は專利設計とし、專利出願を專利として、或いは許可を得ずに他人の專利番号を使用することで、係わる技術又は設計を專利技術又は專利設計であると公衆に誤解させる。

(4) 專利証書、專利文書または專利出願書類の偽造又は変造

(5) その他公衆を混同させ、專利權が付与されていない技術又は設計を專利技術又は專利設計であると誤認させる行為

專利權が終了する前に法に基づいて專利製品、專利方法により直接取得した製品又はその包装上に專利標識を表記し、專利權終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、專利詐称行為に属しない。

專利詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、專利業務を管理する部門より販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される。

3. 『北京市展示会知的財産權保護弁法』第 18 条

主催者は展示会開催中以下の責任を負う。

(1) 知的財産權侵害に関するクレームを受け、トラブルの解決に努める。

(2) 知的財産權保護に関する法律と関連技術の宣伝と問い合わせサービスを提供する。

(3) 目立つ場所に知的財産權行政管理部門の対応範囲と連絡先を表示し、同時に主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関のサービス事項、クレーム受付場所、連絡方法を告知する。

(4) 知的財産權保有者あるいは利害関係者の合理的な要求に対し、関連する状況証明を提示する。

(5) 主催者として行うべきその他の責務。

4. 『北京市展示会知的財産權保護弁法』第 21 条

主催者は、展示会開催期間中の知的財産權保護に関するデータと資料を適切に保存し、展示会終了後、市知識産權局に報告する。

5. 『北京市展示会知的財産權保護弁法』第 24 条

主催者が本条例第 18 条第 (1) 項、第 (2) 項、第 (3) 項、第 21 条の規定に違反した場合、知的財産權行政管理部門はそれぞれの責務に応じて改善させる。改善を拒否された場合、1,000 元以上 3 万元以下の罰金を科す。

主催者が本条例の規定に違反し、展示会における知的財産權保護の責任を負わないことについて、その他の法律、法規にすでに法的責任が規定された場合、その規定に基づいて

対応する。

6. 『北京市行政処罰自由裁量権の規範に関する若干の規定』（京政発「2007」17号）。

北京市行政処罰自由裁量権の規範に関する若干の規定

第1条

国务院の『法に基づいた行政の全面推進に関する実施要綱』（国発〔2004〕10号）と『行政法執行責任体制の推進に関する国务院弁公庁による若干意見』（国弁発〔2005〕37号）とを徹底的に実行し、行政処罰自由裁量権の規範業務をよくするために、『中華人民共和国行政処罰法』に基づいて当市の実況に結びつけて、本規定を制定する。

第2条

本規定にいう行政処罰自由裁量権とは、行政法執行部門が法定の行政処罰権限範囲内に、違法行為に対して行政処罰を与えるか、どのような行政処罰を与えるか及びどの程度の行政処罰を与えるかについての自主的な決定権のことを指す。

第3条

当市の市級行政法執行部門は業務の実際に結びつけ、本規定によって当系統の行政処罰自由裁量権の統一規範を制定して、各種類の行政処罰自由裁量権の行使標準を明確にしなければならない。

第4条

行政処罰自由裁量権の規範にあたって、法に基づいて処罰、公平公正、教育と処罰を結びつけるという原則を遵守しなければならない。

第5条

行政処罰自由裁量権の規範は、法の目的に基づいて違法事実、性質、情状及び社会への危害程度などの関連要素を全面的に考慮し、関連しない要素の干渉を排除しなければならない。違法事実、性質、情状及び社会への危害程度などの要素が基本的に同じである同類の行政違法行為に対し、適用される法的依拠、処罰の種類及び度合いが大抵同一でなければならない。

第6条

行政処罰自由裁量権の規範は下記の規定を遵守しなければならない。

(1) 法律、法規、規章の規定によって、行政処罰の種類を選択することができる場合、行政法執行部門は異なる種類の行政処罰を適用する具体的な条件を明確しなければならない。

(2) 法律、法規、規章の規定によって、行政処罰の度合いを選択することができる場合、行政法執行部門は案件に係わる標的、錯誤、違法手段、社会への危害などの情状に基づいて明確で具体的な等級を分けなければならない。

第7条

重い行政処罰を与える標準を制定するときに、下記の状況を考慮に入れなければならない。

- (1) 違法の証拠を隠匿、廃棄するか、またはその他法執行を妨害する行為がある；
- (2) 戒めに服従せず、違法行為を継続して実施する。
- (3) 違法の情状が悪質で、嚴重な結果をもたらした。
- (4) 他人を脅迫、誘惑、教唆して違法行為を実施させた。
- (5) 共同で実施された違法行為の中で主要な役割を果たす。
- (6) 幾度も懲りずに違法行為を繰り返して実施した。
- (7) 突発的社会事件の発生時に違法行為を実施した。
- (8) その他重い処罰を与えてもいい情状がある。

第8条

軽い行政処罰を与える標準を制定するときに、下記の状況を考慮に入れなければならない。

- (1) 違法行為者は14歳以上18歳未満。
- (2) 他人に脅迫、誘惑されて違法行為を実施した。
- (3) 違法行為の危害結果を自発的に除去するか、又は軽減させた。
- (4) 行政法執行部門の違法行為取締りに協力し功績を立てた。
- (5) その他軽い処罰を与えてもいい情状がある。

第9条

当事者は以下に挙げられる状況の一つに該当する場合、法に基づき行政処罰を与えない。

- (1) 違法行為者は年齢が14歳未満。
- (2) 精神病患者が自分の行為を識別してコントロールすることができない時に実施した違法行為。
- (3) 違法行為が軽微で適時に是正され、危害結果をもたらさなかった。
- (4) 法律に別途規定がない場合を除き、違法行為が2年以内に発見されなかった。
- (5) その他法に基づき行政処罰を与えない情状。

第10条

行政処罰自由裁量権の規範は市級行政法執行部門の責任者の集団による討論を経て決定されなければならない。

行政処罰自由裁量権の規範が制定された後、社会に一般公開し、規定に従って市人民政府に報告し記録に留めなければならない。

第11条

市級行政法執行部門は、法律、法規、規章の変化または法執行業務の実際情況に応じて、当系統の行政処罰自由裁量権の規範を適時に補充、改正または廃止しなければならない。

第12条

行政法執行部門は、行政処罰自由裁量権の規範を適用するに当たって、当事者より要求がある場合に、行政処罰を裁量する理由を説明しなければならない。

第13条

市級行政法執行部門は、宣伝教育の展開、典型案例の作成などの多方式を通じて、当系統の行政処罰自由裁量権の規範を指導し、徹底させることができる。

第 14 条

区、県人民政府と市級行政法執行部門は、行政処罰自由裁量権規範の監督プログラムと制度を設立し健全化させ、徹底させなければならない。行政再議、行政処罰公文書の評価審査、行政法執行監督検査などの形式によって行政処罰自由裁量権の規範の実施状況に対して監督を行わなければならない。

第 15 条

本規定によって行政処罰自由裁量権の規範を制定しない場合、当市の行政法執行の責任追及の関連規定によって処分を与える。

第 16 条

行政法執行部門による行政処罰自由裁量権の規範の実施状況は、行政法執行責任体制評価考課に入れなければならない。

第 17 条

本規定は公布された日より施行する。

(2) 北京市專利行政委託法執行弁法

<施行ポイント>

2010年12月29日に国家知識産権局より公布された『專利行政法執行弁法』が2011年2月1日に施行されたことに伴い、制定・実施されたもの。

『專利行政法執行弁法』及び『北京市專利行政委託法執行弁法』の施行により、北京市内の区、県級知識産権局が北京市知識産権局より委託を受け、各区、県において專利違法行為の取締りや紛争の調停を実施することが可能になった。

北京市專利行政委託法執行弁法

第1条

專利行政委託法執行の規範化を図り、專利行政委託法執行の管理を強化し、專利行政法執行の効率を高めるために、国家知識産権局の『專利行政法執行弁法』の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条

本弁法でいう委託法執行とは、北京市知識産権局（以下、委託方とする）が『專利行政法執行弁法』の規定に基づき、法定の権限内に專利詐称行為の取締りや、專利紛争の調停などの專利行政法執行活動を当市の区、県レベルの知識産権局（以下、受託方とする）に委託する行為を指す。

第3条

受託方は專利行政法執行の実施に当たって、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正、迅速の原則に従わなければならない。

第4条

受託方は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 法により設立され、行政主体の資格を有する。
- (2) 專利業務及び関連法律知識に精通する法執行員が2名以上いる。
- (3) 法執行員は北京市人民政府又は国家知識産権局が発行した法執行証状を持っている。

第5条

受託方が委託方に法執行委託を申請する際に、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託法執行申請書。それに委託法執行を申請する理由、組織名称、事務所の住所、法定代表者及び法執行の条件などを記載する。
- (2) 專利行政法執行員の履歴表。それに法執行員の業務訓練と考課の情況、法執行証状の発行機関及び番号を記載する。
- (3) 関連規定、制度の整備に関する報告。
- (4) 委託方が要求したその他の資料。

第6条

受託方の申請を受けた委託方は、滞りなく申請材料を審査し、受託方が条件に合う場合、それに法定の権限内で專利行政法執行の業務を委託することができるが、『專利行政法執

行委託書』を調印する。

第7条

『専利行政法執行委託書』には委託法執行の法的根拠、案件受理の範囲、法的責任及び委託期限を記載し、双方の法定代表者によって署名、押印する。

第8条

『専利行政法執行弁法』第6条の規定に基づき、委託方は以下の事務を受託方に委託する。

- (1) 専利詐称行為の取締り。
- (2) 専利紛争の調停。

第9条

専利詐称行為の取締は行為発生地を受託の区県知識産権局により管轄され、専利紛争の調停は紛争発生地又は被請求者所在地を受託の区県知識産権局により管轄される。二つ以上の受託区県とも案件の管轄権を有する場合、委託方に報告し、その指定した区県により処理されるか、或いは委託方が自ら処理する。情状が複雑で重大な影響をもつ案件について、委託方が直接処理することができる。

第10条

受託方は所轄行政区域内で発生した専利行政案件について、関連の規定に従って初歩的審査を行い、立件条件を満たしたものについては、専利詐称行為を発見した日から、又は専利紛争調停の請求を受理した日から3日以内に委託方に報告して立件の手続きを取る。立件条件を満たさないものについては適時に請求人に通知しなければならない。請求人が不服する場合は、委託方に報告し、委託方によって受理の可否を決定する。

第11条

受託方は専利紛争の調停に当たって、2名以上の法執行員を指定し、自ら調査を行う上調停を実施しなければならない。事実を明確にし、是非を明らかにさせた上、当事者の相互理解を促成し、和解協議を達成させる。

第12条

専利紛争の当事者が和解協議を達成した場合、受託方は委託方の名義で調停書を作成して委託方に報告し、委託方により捺印して記録に留める。専利紛争の当事者が和解協議を達成できない場合、受託方は委託方に報告して案件終了の手続きを取る。

第13条

受託方は専利詐称の行為を取締る際に、2名以上の案件担当者によって調査を行わなければならない。聴聞の必要がある場合、委託方は法によって聴聞会を実施する。

第14条

受託方は委託方の名義で行政処罰を実施しなければならない。罰金の徴収は関連法律の規定に従って実施し、没収した違法所得は委託方により法に従って統一的に処理する。

第 15 条

受託方は行政法執行を実施する際に、有効の行政法執行証状を提示して法定の手順に従って行政法執行行為を実施しなければならない。

第 16 条

受託方は委託法執行の関連規定を厳格に遵守し、委託方の名義で行政法執行書類を作成して委託方の印鑑を押印しなければならない。既に立件した専利詐称案件又は専利紛争について、行政処罰又は調停協議が決定される前に、先に関連書類を委託方に送付してその審査と認可を得なければならない。

第 17 条

受託方は定期的にその行政委託法執行の状況を委託方に報告し、関連する報告表を送付しなければならない。虚偽や隠匿の報告をしたり又は報告を拒否し遅延させたりしてはならない。

第 18 条

委託方は定期的に受託方の法執行員に対してトレーニングを行い、管理と監督を強化し、過ちを発見する次第に直ちに是正しなければならない。受託方は意欲的に委託方による管理と監督を受け、行政法執行の内部管理を強化し、規範化した案件処理制度と台帳制度を確立しなければならない。

第 19 条

委託方は受託方の法執行活動に必要な支持と保障を提供する。受託方が受託事務を履行できない場合、委託方はそれとの委託関係を終止する。

第 20 条

専利権侵害紛争については、各区県の知識産権局による立件前の調停を提唱する。争議が生じ、北京市知識産権局又は法院がまだ正式に立件していない専利権侵害紛争について、基本的に 5 作業日以内に、合法、迅速、無償の原則に従って調停を行う。北京市知識産権局は調停作業に対して指導と監督を行い、必要な場合に専門家による聴聞会を実施して案件の解決を促進する。

第 21 条

本弁法に関する解釈は北京市知識産権局により行う。

第 22 条

本弁法は 2011 年 9 月 1 日より施行する。

(3) 江蘇省模倣・粗悪商品生産・販売行為処罰条例

<改正ポイント>

2001年1月10日より施行された『江蘇省模倣・粗悪商品生産・販売行為処罰条例』は、2010年11月1日より修正が施行された。

【条文の削除】

第26条

本条例第19条から第23条の規定に基づき、行政処罰を受けた組織の責任者と直接責任者に対して、情状の程度に応じて、500元以上5,000元以下の過料に処することができる。本条例の規定に違反し営業許可証を取り消された組織の法定代表人、責任者、直接責任者は行政処罰を受けた日から5年以内はその名義で個人独資企業を登記することはできず、共同企業の共同経営者にもなれず、3年以内は如何なる企業の法定代表人や責任者にもなることはできない。行政執行部門はその身上調書を公告しなければならない。

【条文の修正】

修正前	修正後
第23条 <u>状況と関係資料をありのままに提供せず、または法に基づく検査を拒否、妨害した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、営業停止と肅正を命じる。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。…</u>	「 <u>事情と関係資料をありのままに提供せず、または法に基づく検査を拒否、妨害した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、営業停止と肅正を命じる。…</u> 」に修正

江蘇省模倣・粗悪商品生産・販売行為処罰条例

第1条

模倣・粗悪商品生産・販売行為を処罰し、消費者と事業者の合法的權益を保護し、社会経済の秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』等の関係法律、行政法規の規定に基づき、当省の実情にあわせて本条例を制定する。

第2条

本条例は当省の行政区域内における模倣・粗悪商品の生産・販売行為、及び模倣・粗悪商品生産・販売のために条件を提供し便宜を図る行為、模倣・粗悪商品を利用して営業目的のサービスを提供する行為への処罰（以下「模倣品取締り」と略す）に適用する。

第3条

地方の各級人民政府は模倣品取締業務に対する指導を強化し、模倣品取締業務責任体制を確立し、各部門の法に基づいた模倣品取締り業務の展開を促進、協調しなければならない。

県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門は法定職責に基づいて模倣品取締業務に責任を負う。法律、行政法規の規定によってその他の関係部門が責任を負う場合は、そ

の規定に従う。

県級以上の品質技術監督部門は国家の規定に従って、関係部門と共同で法に基づいた模倣品取締業務を展開しなければならない。

第4条

消費者協会、業界協会、報道組織及びその他の関係組織は、模倣・粗悪商品を生産、販売する行為に対して、社会的監督と世論監督を強化し、政府と関係部門の模倣品取締業務に協力しなければならない。

第5条

模倣・粗悪商品の生産、販売を禁止する。模倣・粗悪商品の生産、販売のために条件を提供し便宜を図ることを禁止する。模倣・粗悪商品を利用して営業目的のサービスを提供することを禁止する。

如何なる組織や個人も前項の規定に違反する行為に対して監督、通報する権利を有する。

第6条

以下に挙げられる状況の一つに該当する商品は模倣・粗悪商品とする。

- (1) 人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない。
- (2) 夾雑物、模倣品を混入させ、模倣品を本物と偽り、古いものを新しいものと偽り、粗悪品を優良品と偽り、不合格製品を合格製品と詐称する。
- (3) 有効期限が切れた、失効又は変質した。
- (4) 国家に明文で淘汰を命じられた。
- (5) 他人の工場名、工場所在地、商品産地を偽造、盗用した。
- (6) 認証マーク等の品質標識または品質証明書類を偽造、盗用した。
- (7) 登録商標と詐称するか、または他人の登録商標専用権を侵害した。
- (8) 専利と詐称するか、または他人の専利権を侵害した。
- (9) 出版物を不法に製作、販売するか、または他人の著作権を侵害した。
- (10) 生産年月日、安全使用期限、有効期限、失効日時、品質保証期間を偽造した。
- (11) 模倣・粗悪の原材料、部品であることを知っているか又は知り得たにもかかわらずなお加工、製作、組み立てをした。

第7条

以下に挙げられる状況の一つに該当する商品は模倣・粗悪商品とみなす。

- (1) 法に基づき許可証制度、品質安全市場参入認可制度、生産認可制度が実施されている商品を、合法的証書を取得せずに生産・販売した。
- (2) 規準を実施していない。
- (3) 検査合格証明が無い、または中国語による商品名称、工場名、工場所在地の表示が無い。
- (4) 明記しなければならない主要成分とその含有量は明記されていない。
- (5) 明記しなければならない警告表示または中国語の警告説明文は明記されていない。

第8条

他人が模倣・粗悪商品を生産、販売していることを知っているか又は知り得たにもかかわらず、以下に挙げられる状況の一つに該当する場合、模倣・粗悪商品の生産・販売のために条件を提供し便宜を図ったとみなす。

(1) 場所、設備、物資、資金を提供し、または貯蔵、保管、輸送などのサービスを提供した。

(2) 模倣・粗悪商品を生産する技術と方法を伝授、提供した。

(3) 設計、製作、代理、発行またはその他の方法で広告サービスを提供した。

(4) 伝票、口座番号を提供し、契約への署名代行、または虚偽の証明資料を提供した。

(5) 展示即売会の主催者が審査などの責任を履行せず、模倣・粗悪商品が展示会場に入った。

(6) 標識、包装、装飾、または其の生産用具を製作、販売、提供した。

(7) 模倣・粗悪商品の生産・販売のために環境を提供し便宜を図るその他の行為。

第9条

本条例第6条、第7条に記載する模倣・粗悪商品を営業目的のサービスに用いた場合、または営業活動の景品、贈品とした場合、及び本条例第6条、第7条に記載する模倣・粗悪商品を自家用の数量範囲を明らかに超えて保有、貯蔵した場合、模倣・粗悪商品の販売とみなす。

第10条

県級以上の品質技術監督、工商行政管理、その他の関係行政法執行部門は互いに協力し、以下の商品に対して重点的な監査を実施しなければならない。

(1) 食品、食塩、タバコ、化粧品、薬品、医療機器、家電など人体の健康と人身、財産の安全を脅かすおそれのある商品。

(2) 農業生産資料、建築材料、石油化学工業製品など国家の経済と国民の生活に影響を及ぼす商品。

(3) 輸出入商品。

(4) 馳名商標、著名商標を詐称、または有名ブランドを詐称する容疑のある商品。

(5) 消費者、関係組織より品質に深刻な問題があると苦情を言われた商品。

第11条

県級以上の品質技術監督、工商行政管理部門は各自の職責の範囲において、取得した違法容疑の証拠や通報に基づき、本条例に違反する容疑のある行為に対して調査処理を行なう際に、以下の職権を行使することができる。

(1) 当事者が本条例に違反する販売活動に従事する容疑のある場所に対して現場検査を行なう。

(2) 当事者の法定代表者、主要責任者及びその他の関係者に対して、本条例に違反する容疑のある販売活動に関する状況を調査する。

(3) 当事者の関連契約、伝票、帳簿及びその他の関係資料を閲覧、複製する。

(4) 人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しないか、またはその他の深刻な品質問題があると認定する根拠のある商品、及び当該商品の生産・販売に直接に用いる原材料や補助材料、包装物、生産用具に対して、封鎖、差押えを行なう。

第12条

行政法執行部門は本条例に違反する容疑のある行為に対して調査処理を行なう場合、如何なる組織や個人も事情と関係資料をありのままに提供しなければならず、拒否、妨害をしてはならない。

如何なる組織や個人も強制措置を受けた模倣・粗悪容疑のある商品を、封鎖解除、移転、換金、隠匿してはならない。

第13条

模倣・粗悪容疑のある商品に対して検査が必要な場合、行政法執行部門は証拠としてサンプルを採取し、法定検査機関によって規定の期限内に書面による検査報告を提出しなければならない。他人の商品標識を盗用した容疑がある場合、被害者に鑑定を行なわせてもよく、被害者は検査サンプルを受取った日から7日以内に鑑定報告をありのままに提出しなければならない。行政法執行部門は検査報告または鑑定報告を受領した日から7日以内に処理を決定しなければならない。模倣・粗悪商品に属さない場合、3日以内にサンプルを事業者に戻還しなければならない。

第14条

行政法執行部門は調査処理する案件が本部門の管轄に属しないと判断した場合、5日以内に管轄権を有する行政法執行部門に移送し処理しなければならない。犯罪の容疑がある場合、5日以内に公安機関に移送しなければならない。公安機関は捜査の結果犯罪が成立しないと判断した場合、5日以内に関係行政法執行部門に移送し処理しなければならない。移送された部門は受理しない場合、5日以内に書面にてその理由を説明しなければならない。

案件を移送する場合、調査資料と関係財物を合わせて移送しなければならない。

第15条

封鎖、差押え措置を取るに当たって、県級以上の行政法執行部門の責任者の認可を得なければならない。調査の結果、模倣・粗悪商品に属さないことが確認された場合、鑑定結果を出した日から3日以内に封鎖、差押え措置を解除しなければならない。損害をもたらした場合、法によって賠償しなければならない。

第16条

押収された模倣・粗悪商品の事業者が行方不明の場合、行政法執行部門は、公告の日から30日以内に行政法執行部門に出頭し処理を受けるよう命じる公告を出すことができる。期限を過ぎても出頭しない場合、行政法執行部門は模倣・粗悪商品を係わる物品と共に持主の無い財産として法に基づいて処理することができるが、違法事業者の法的責任は免除されない。

第17条

本条例の規定に違反する行為についての苦情、通報は、行政法執行部門がそれを受理し、速やかにその処理結果を苦情者、通報者に告知し、かつその秘密を守らなければならない。受理しない場合、速やかにその原因と理由を説明しなければならない。

本条例の規定に違反する販売行為が通報され、調査を経て事実であることが確認された

場合、行政法執行部門は、通報者に案件で実際に徴収した過料没収金の1%以上10%以下を褒賞として与えなければならない。実際に徴収する過料没収金が無い場合、5,000元以下の褒賞を与える。褒賞は調査処理経費または国家が規定する経費の中から支出する。

第18条

行政法執行部門は行政法執行チームの建設を強化し、法執行の責任体制、過失責任追及体制、研修審査及び賞罰などの体制を確立、健全化させ、執行手続きを完全化し、かつ行政法執行に対する監督検査を強化しなければならない。

行政法執行者は研修を受け審査に合格しなければならない。法に基づいて検査を行なう際、2名以上の行政法執行者が参加し、かつ行政法執行証を提示の上、法に基づいて職責を履行し、公平に法を執行し、当事者の営業機密を保守しなければならない。

第19条

生産、販売する商品が本条例第6条第(1)号に規定する状況に該当する場合、生産、販売の停止を命じ、違法に生産・販売する商品を没収し、かつ違法に生産・販売する商品(すでに売り出した商品とまだ売り出していない商品を含む、以下同様)の貨物価値相当額の同額以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合、その違法所得の没収を併科する。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。

生産、販売する商品が本条例第6条第(2)号に規定する状況に該当する場合、生産、販売の停止を命じ、違法に生産・販売する商品を没収し、かつ違法に生産、販売する商品の貨物価値相当額の50%以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。

生産、販売する商品が本条例第6条第(3)号に規定する状況に該当する場合、生産、販売の停止を命じ、違法に生産・販売する商品を没収し、かつ違法生産・販売商品の貨物価値相当額の20%以上2倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。

生産、販売する商品が本条例第6条第(4)号に規定する状況に該当する場合、生産、販売の停止を命じ、違法に生産・販売する商品を没収し、かつ違法に生産・販売する商品の貨物価値相当額の10%以上同額以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。

生産、販売する商品が本条例第6条第(5)号、第(6)号、第(11)号に規定する状況に該当する場合、是正を命じ、違法に生産・販売する商品を没収し、かつ違法に生産・販売する商品の貨物価値相当額の10%以上同額以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重い場合、営業許可証を取り消す。

生産、販売する商品が本条例第6条第(10)号に規定する状況に該当し、情状が重い場合、生産、販売の停止を命じ、かつ違法に生産・販売する商品の貨物価値相当額の30%以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

生産、販売する商品が本条例第6条第(7)号、第(8)号、第(9)号に規定する状況に該当する場合、それぞれ『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国著作権法』の規定に基づいて処罰する。

第20条

生産、販売する商品が本条例第7条第(1)号、第(2)号に規定する状況に該当する場合、期限付きの是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、違法に生産・販売した商

品を没収し、3,000 元以上 3 万元以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

生産、販売する商品が本条例第 7 条第 (3) 号、第 (4) 号、第 (5) 号に規定する状況に該当する場合、是正を命じる。包装のある商品で警告標識または中国語の警告説明文を明記しなければならないにもかかわらず明記せず、情状が重い場合、生産、販売の停止を命じ、かつ違法生産・販売商品の貨物価値相当額の 30%以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 21 条

本条例第 8 条第 (1) 号、第 (2) 号、第 (4) 号に規定する行為がある場合、是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 50%以上 3 倍以下の過料を併科する。

本条例第 8 条第 (3) 号に規定する行為がある場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づいて処罰する。

本条例第 8 条第 (5) 号に規定する行為がある場合、是正を命じ、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

本条例第 8 条第 (6) 号に規定する行為がある場合、是正を命じ、模倣品の商品標識、包装物と、もっぱら模倣品の商品標識、包装物の製造に用いる生産工具、原材料補助材料及び半製品を没収し、模倣品の商品標識、包装物の貨物価値相当額と同額以上 3 倍以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 22 条

本条例第 6 条第 (1) 号、第 (2) 号、第 (3) 号、第 (4) 号に記載する模倣・粗悪商品を営業目的のサービスに用い、または営業活動の景品、贈品とした場合、使用停止を命じる。使用する商品が本条例で販売が禁止されている商品に属することを知っているか又は知り得た場合、違法に使用する商品（すでに使用した商品と未使用の商品を含む）の貨物価値金額に応じて、販売者に対する本条例での処罰規定に基づいて処罰する。

第 23 条

事情と関係資料をありのままに提供せず、または法に基づく検査を拒否、妨害した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、営業停止と肅正を命じる。

封鎖、差押えられた物品を封鎖解除、移転、換金、隠匿又は破壊した場合、移転、換金、隠匿、破壊された物品の貨物価値金額と同額以上 3 倍以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 24 条

本条例の規定に違反する行為に対して法律法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第 25 条

本条例の規定に違反し、人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない商品の生産、国家が明文で淘汰を命じた商品の生産、或いは模倣品を本物と偽る商品の生産に専ら用いる原材料、補助材料、包装物、生産工具は没収しなければならない。

第 26 条

本条例第 19 条から第 23 条に規定する行政処罰は県級以上の品質技術監督部門または工

商行政管理部門が各自の職権の範囲で決定する。行政処罰を行使する機関に対して法律法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第27条

国家の業務担当者が以下に挙げられる行為の一つある場合、その所属する組織または関係主管部門より行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

(1) 本条例の規定に反する行為を庇護、放任、支持した場合。

(2) 本条例の規定に違反する行為がある当事者に密告し、調査処理を免れる手助けをした場合。

(3) 本条例の規定に違反する行為に対する行政法執行部門の法に基づいた調査処分を阻止、妨害し、重大な結果をもたらした場合。

(4) 通報者に報復、仕返しをした場合。

(5) 法律法規が規定するその他の不法行為。

第28条

地方の各級人民政府とその他の国家機関が本条例の規定に違反する行為を庇護、放任し、または模倣品取締りが不十分で期限内に取締り目標に達せず、及び重大な損失と深刻な悪影響をもたらした場合、その主要責任者と直接責任者に対して行政処分を与えなければならない。犯罪を構成した場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第29条

行政法執行部門が行政法執行者に対して管理が行き届かず深刻な結果をもたらした場合、その主要責任者に対して行政処分を与えなければならない。

行政法執行者が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行なった場合、行政処分を与えなければならない。

第30条

本条例の規定に違反し、他人の権益に損害をもたらした場合、法により民事責任を負わなければならない。担った民事賠償責任と過料金、罰金の支払いにその財産が不足する場合、民事賠償責任の果たしを優先するものとする。

第31条

行政法執行部門は過料没収金の徴収及び物品の没収に当たって、当事者に省財政部門が統一して発行する過料没収領収書を出し、過料没収金は速やかに国庫に納めなければならない。

本条例の規定に基づいて没収した模倣・粗悪商品、生産工具、原材料、補助材料、包装物、半製品に対しては、国家の関係規定に基づき廃棄、またはその他の方法で処理しなければならない。直接販売をしてはならない。

第32条

当事者は具体的行政行為に不服がある場合、法に従って行政再審を申請するか、または行政訴訟を提起することができる。

第33条

本条例にいう模倣・粗悪商品の貨物価値相当額は、違法販売商品の表示された販売価格で算出する。表示された販売価格が無い場合、同類商品の市場価格で算出する。

第34条

本条例は2001年1月10日より施行する。

(4) 福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準

<施行ポイント>

2011年3月18日より施行された『福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準』は、行政処罰を下す違法行為の程度を「極めて深刻」、「深刻」、「重い」、「軽い」、「軽微」の5段階に分け、処罰の基準を制定している。

本『標準』の制定により、これまで氾濫していた行政処罰の自由裁量権行為を抑止し、知的財産権の行政権利を一層規範化することを目標としている。

福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準

表1 (福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準)

違法行為	法定罰則	法的依拠	行政自由裁量権の細分化標準		
			違法の度合い	違法の情状	処罰の標準
専利を詐称する行為	専利を詐称した場合、法に従って民事責任を負うほか、専利業務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は、20万	『中華人民共和国専利法』第63条、 『中華人民共和国専利法実施細則』第84条、 『福建省専利保護条例』第13条、第22条	極めて深刻	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合、情状が極めて深刻な情況に属する。</p> <p>(1) 違法経営額が15～20万元、または違法所得額が8～10万元である。</p> <p>(2) 違法行為は人間の健康を危害、公共安全を危害し、公共利益と社会秩序に嚴重な損害をもたらす。</p> <p>(3) 他人の専利証書、専利文書または専利出願文書を偽造又は変造。</p> <p>(4) 違法情状が悪質で、幾度戒めても改めない。</p>	是正を命じ、これを公告し、違法所得を没収すると共に、違法所得の3～4倍の過料を併科する。違法所得がない場合は15～20万元の過料に処する。
			深刻	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は、情状が深刻な情況に属する。</p> <p>(1) 違法経営額が10～15万元、または違法所得額は5～8万元である。</p> <p>(2) 専利権者にもたらした直接的な経済損失が30～50万元である。</p> <p>(3) 違法行為は他人に嚴重な人身損害と大きい財産の損失をもたらした。</p> <p>(4) 専利権は無効宣告され、権利期限が満了になり、専利権者により専利権の放棄を声明され、または年金不納により権利が切れ、期限を過ぎて12ヵ月以上経っても専利と称するか若しくは専利の記号を表記する。</p> <p>(5) その他法に基づき嚴重に処罰されるべき情況。</p>	是正を命じ、これを公告し、違法所得を没収すると共に、違法所得の2～3倍の過料を併科する。違法所得がない場合は10～15万元の過料に処する。

<p>元以下の過料に処することができる。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>重い</p>	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は、情状が重い情況に属する。</p> <p>(1) 違法経営額が5～10万円、または違法所得額が2～5万円である。</p> <p>(2) 専利権者にもたらした直接的な経済損失が10～30万円である。</p> <p>(3) 専利権は無効宣告され、権利期限が満了になり、専利権者により専利権の放棄を声明され、または年金不納により権利が切れ、期限を過ぎて6ヵ月～12ヵ月経っても専利と称するか若しくは専利の記号を表記する。</p> <p>(4) その他法に基づいて軽くまたは嚴重に処罰される情況に属しない状況。</p>	<p>是正を命じ、これを公告し、違法所得を没収すると共に、違法所得の1～2倍の過料を併科する。違法所得がない場合は5～10万円の過料に処する。</p>
	<p>軽い</p>	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は、情状が軽い情況に属する。</p> <p>(1) 違法経営額が5万円以下、または違法所得額が2万円以下である。</p> <p>(2) 専利権者にもたらした直接的な経済損失が10万円以下である。</p> <p>(3) 専利権は無効宣告され、権利期限が満了になり、専利権者により専利権の放棄を声明され、または年金不納により権利が切れ、期限を過ぎて6ヵ月未満の期間中に専利と称するか若しくは専利の記号を表記する。</p> <p>(4) 専利出願はまだ登録になっていないにもかかわらず専利と称するか若しくは専利の記号を表記する。</p> <p>(5) 生産経営活動において、専利の標記または専利番号の表記は規定に一致しない。</p> <p>(6) その他法に基づき軽く処罰されるべき情況。</p>	<p>是正を命じ、これを公告し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は5万円以下の過料に処する。</p>
	<p>軽微</p>	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は、情状が軽微である情況に属する。</p> <p>(1) 初めて違法し、専利詐称製品がまだ販売されていないか、または専利詐称製品の総価値が1万円以下である。</p> <p>(2) 初めて違法し、詐称とする専利製品が販売されずまたは詐称とする製品の総価値は3万円以下であり、かつ違法当事者は自ら出頭し、その違法行為を是正し、影響を消去することを認めた場合。</p> <p>(3) 他人に脅かされて違法行為を行い、かつ行政法執行部門の違法行為摘発に積極的に協力し功績を立てた。</p>	<p>違法所得を没収し、是正を命じるが、過料を免除する。</p>

表 2 (福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準)

違法行為	法定罰則	法的依拠	行政処罰自由裁量の細分化標準		
			級別	違法の情状	処罰の標準
専利代理機構は関連法律、法規と規程の規定に違反する場合	専利代理機構に対する処分は以下の通り。 (1) 警告。(2) 通報批判。(3) 新たな代理業務の受理を3~6ヵ月停止する。(4) 代理機構の免許を取り消す。	国家知識産権局『専利代理懲戒規則(試行)』第4条、第6条、第8条、第10条	深刻	以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。 1、設立を申し立てる時に真実な状況を嚴重に隠し、ごまかした。 2、委託者の発明創造の内容を故意に漏らし、委託者が専利権を取得できなくなり、巨大な損失を受けた。 3、違法の利益を獲得するために、委託者の発明創造を剽窃し、委託者に重大な損失をもたらした。 4、その他深刻な違法行為。	代理機構の免許を取り消す。
			重い	以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。 1、年検の期間が過ぎても自発的に報告し補わない。 2、不正な手段によって業務を誘致し、悪質な影響を招いた。 3、専利代理義務を履行しないか、またはその履行に怠惰し、委託者に巨大損失をもたらした。 4、その他の違法業務活動に従事し、または国務院の関連規定に違反した。	新たな代理業務の受理を3~6ヵ月停止する。
			軽い	以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。 1、無断にサブ機構を設立する。 2、同一専利出願または専利案件について利害関係のあるその他の委託者の委託を受ける。3、不正な手段によって業務を誘致する。4、専利代理義務を履行しないか、またはその履行に怠惰し、委託者に巨大損失をもたらした。5、明らかなミスによって委託者の権利を喪失させるか、または権利取得不能にさせた。	通報批判。
			軽微	以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。 1、委託を受けた後、正当な理由なしで代理を拒否する。 2、主要登記事項を勝手に変更した。 3、その他規定に違反する行為。	警告。

表 3 (福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準)

違法行為	法定罰則	法的依拠	行政処罰自由裁量の細分化標準		
			級別	違法の情状	処罰の標準
専利代理人は関連法律、法規と規程の規定に違反する場合	専利代理人に対する懲戒は以下の通り。(1) 警告。(2) 通報批判。(3) 専利代理人執業証書の撤回。(4) 専利代理人資格の取り消し。	国家知識産権局『専利代理懲戒規則(試行)』第5条、第7条、第8条、第9条、第10条	深刻	<p>以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。</p> <p>1、委託者の発明創造の内容を故意に漏らしたため、委託者が権利取得ができず、巨大な損失をもたらした。</p> <p>2、違法の利益を獲得するために、委託者の発明創造を剽窃し、委託者に重大な損失をもたらした。</p> <p>3、刑事処罰を受けた(過失犯罪を除く)。</p> <p>4、その他深刻な違法活動。</p>	専利代理人資格の取り消し。
			重い	<p>以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。</p> <p>1、委託者の発明創造の内容を漏らしたため、権利を喪失させたか、または権利取得不能にさせ、巨大な損失をもたらした。</p> <p>2、違法の利益を獲得するために、委託者の発明創造を剽窃した。</p> <p>3、専利行政部門の工作人員に賄賂を贈るか、または賄賂を贈るよう委託者に指図し、誘導する。</p> <p>4、虚偽な証拠を提供し、重要な事実を隠すか、または虚偽な証拠を提供し、重要な事実を隠すよう他人に指図し誘導する。</p> <p>5、誤りによって委託者に重大な損失をもたらした。</p> <p>6、専利審査業務または専利行政法執行業務の正常な実施を干渉し、事件がばれた後に攻守同盟を制定しまたは証拠を隠匿し廃棄して、調査を妨害する。</p> <p>7、委託者の商業秘密または個人のプライベート情報を漏らし、重大な損失をもたらした。</p> <p>8、告発人、証人に対して仕返しをした。</p>	専利代理人の執業証明書を回収する。
			軽い	<p>以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。</p> <p>1、その他の専利代理人、専利代理機構を誇り、または不正手段によってその利益を損害する。</p> <p>2、専利行政部門の工作人員は退職、離</p>	通報批判。

			<p>職してから専利代理業務に従事し、本人が審査、処理した専利出願または専利案件を代理する。</p> <p>3、専利代理義務を履行しないかまたはその履行に怠惰し、委託者に重大な損失をもたらした。</p>	
		軽微	<p>以下に挙げられる状況の一つに該当する場合。</p> <p>1、二つ上の専利代理機構で同時に執業する。</p> <p>2、個人的に委託を受け、個人的に委託者より費用をもらい、委託者より財物を受け取り、専利代理サービスを提供する便利を利用して委託者の争議のある権益を貪り、または相手当事者より財物を受け取る。</p> <p>3、相手当事者の合法的証拠獲得行為を妨害し、邪魔する。</p> <p>4、委託者の商業秘密または個人のプライベート情報を漏らした。</p>	警告。

表 4 (福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準)

違法行為	法定罰則	法的依拠	行政処罰自由裁量の細分化標準		
			級別	違法の情状	処罰の標準
専利詐称行為、または他人の専利を不法に実施するための便宜を与える	専利管理部門または機構より違法所得を没収し、期限付き是正を命ずる。期限が過ぎても是正をしない場合は、3千元以上2万元以下の過料に処する。犯罪を構成した場合には、法に基づき刑事責任を追及する。	『福建省専利保護条例』第13条第22条	深刻	以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が深刻であることに属する。 (1) 違法行為は他人に嚴重な人身損害と重大な財産損失をもたらした。 (2) 違法利益が10万元以上。 (3) 違法情状は悪質であり、幾度戒めても改めない。	違法所得を没収し、期限付き是正を命じると共に、1万5,000～2万元の過料を併科する。犯罪を構成する場合は、公安期間に移送し、法に基づき刑事責任を追及する。
			重い	以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が重いことに属する。 (1) 違法利益が5万～10万元である。 (2) 態度が悪質で、専利行政機関による調査・証拠取りへの協力を拒否する。 (3) その他法に基づき嚴重に処罰する情状。	違法所得を没収し、期限付き是正を命じると共に、1万～1万5,000元の過料を併科する。犯罪を構成する場合は、公安期間に移送し、法に基づき刑事責任を追及する。
			軽い	以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が軽いことに属する。(1) 違法利益が1万～5万元である。(2) その他法に基づき軽くまたは嚴重に処罰することに属さない情状。	違法所得を没収し、期限付き是正を命じる。期限が過ぎても是正をしない場合は、0.5万～1万元の過料に処する。
			軽微	以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が軽微に属する。 (1) 違法利益が1万元以下である。 (2) 他人に脅迫されて違法行為を行った。 (3) 専利行政機関による違法行為の取り締まりに積極的に協力し、かつ功績を立てた。 (4) その他法に基づき軽く処罰すべき情状。	違法所得を没収し、期限付き是正を命じる。期限が過ぎても是正をしない場合は、0.3万～0.5万元の過料に処する。軽微である場合は過料を免除する。

<p>案件にかかわる契約書、証明登記書、図面、帳簿、管理資料等の資料の提供を拒否又は隠匿、移転、廃棄するか、または登記、保存された物品を移転、廃棄する。</p>	<p>専利管理部門または機構により関連行為者に1千元以上1万元以下の過料に処す。</p>	<p>『福建省専利保護条例』 第18条、 第23条</p>	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が深刻に属する。</p> <p>(1) 案件の性質確定に嚴重な影響を及ぼした。</p> <p>(2) 違法行為は公共利益と社会秩序に嚴重な危害を与えた。</p> <p>(3) 違法行為は他人に嚴重な人身損害または重大な財産損失をもたらした。</p> <p>(4) 違法情状は悪質であり、幾度戒めても改めない。</p>	<p>0.8万～1万元の過料に処し、かつ公告する。</p>
			<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が重い情況に属する。</p> <p>(1) 違法行為は不良な社会的影響を招き、案件の性質確定に影響を及ぼした。</p> <p>(2) 態度が悪質で、専利行政機関による調査、証拠取りへの協力を拒否する。</p> <p>(3) その他法に基づき嚴重に処罰すべき情況。</p>	<p>0.5万～0.8万元の過料に処し、かつ公告する。</p>
			<p>法に基づき嚴重にまたは軽く処罰する情状に属さない情況。</p>	<p>0.1万～0.5万元の過料に処し、かつ公告する。</p>
			<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が輕微に属する。</p> <p>(1) 教育を受けてから、自発的に案件にかかわる契約書、証明登記書、図面、帳簿、管理資料等の資料を提供する。</p> <p>(2) 他人に脅迫されて違法行為を行った。</p> <p>(3) 専利行政機関による違法行為取締りに積極的に協力し、功績を立てた。</p> <p>(4) その他法に基づき軽く処罰すべき情況。</p>	<p>過料を免除する。</p>

表 5 (福建省知識産権局行政処罰自由裁量権実施標準)

違法行為	法定罰則	法的依拠	行政処罰自由裁量の細分化標準		
			級別	違法の情状	処罰の標準
専利仲介機構は虚偽の検索、評価報告を提供し又は専利出願が公開又は公告される前に発明創造内容を漏洩した場合	専利管理部門または機構により違法所得を没収すると共に、5千元以上3万元以下の過料を併科する。情状が深刻な場合、営業停止を命じる。	『福建省専利保護条例』第11条第21条	深刻	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が深刻に属する。</p> <p>(1) 公共利益と社会秩序に嚴重な危害をもたらした。</p> <p>(2) 発明創造の内容を故意に漏洩したことで、委託者に権利取得不能にさせた。</p> <p>(3) 発明創造の内容を故意に漏洩したことで、委託者に10万元以上の経済損失をもたらした。</p> <p>(4) 故意に虚偽の検索、評価報告を提出したことで、委託者に5万元以上の経済損失をもたらした。</p> <p>(5) 繰り返して違法し、情状が悪質である。</p>	2万～3万元の過料に処し、営業停止を命じるとともに、公告する。
			重い	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が重い。</p> <p>(1) 組織の管理が混乱で、業務を油断させ、委託者の発明創造の内容を漏洩したため、委託者の権利取得に影響を及ぼした。</p> <p>(2) 虚偽の検索、評価報告を提出したことで、委託者に2万～5万元の経済損失をもたらした。</p> <p>(3) 発明創造の内容を故意に漏洩したことで、委託者に5万～10万元の経済損失をもたらした。</p> <p>(4) その他法に基づき嚴重に処罰すべき情況。</p>	1万～2万元の過料に処し、営業停止を命じるとともに、公告する。
			軽い	<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が軽い。</p> <p>(1) 組織の管理が混乱で、業務を油断させ、委託者の発明創造の内容を漏洩したことで、委託者の権利取得に影響を及ぼした。</p> <p>(2) 虚偽の検索、評価報告を提出したことで、委託者に2万元以下の経済損失をもたらした。</p> <p>(3) その他の法に基づき嚴重にまたは軽く処罰する情況に属さない場合。</p>	0.5万～1万元の過料に処すると共に、公告する。

			<p>以下に挙げられる情状の一つに該当する場合は情状が軽微であることに属する。</p> <p>(1) 業務上のミスで、発明創造の内容を漏洩したことで、委託者の権利取得に影響を及ぼしたが、その後自発的に違法行為の危害結果を軽減させた。</p> <p>(2) 虚偽の検索、評価報告を提出したが、委託者の経済損失をもたらさず、その後違法行為の危害結果を自発的に軽減させた。</p> <p>(3) 他人に脅迫されて違法行為を行った。</p> <p>(4) その他法に基づき軽く処罰すべき情況。</p>	<p>過料を免除し、公告する。</p>
--	--	--	--	---------------------

(5) 湖南省專利行政処罰自由裁量権基準

<施行ポイント>

『湖南省專利行政処罰自由裁量権基準』は、これまで氾濫していた行政処罰の自由裁量権行為を抑止し、知的財産権の行政権利を一層規範化することを目標とし2010年5月28日に公布された。

当該基準の中では違法行為の情状を「深刻」、「比較的重い」、「比較的軽い」の3段階に分け違法行為及び処罰の基準を制定している。

湖南省專利行政処罰自由裁量権基準

『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』、『行政処罰法』、『湖南省行政手順規定』、『湖南省行政裁量権規範化弁法』に基づき、湖南省專利行政処罰自由裁量権の基準を制定する。

一、処罰の根拠

1. 『中華人民共和国専利法』第63条

専利と偽るものは、法により民事責任を負担する他、専利管理部門により是正を命じると共に公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の過料を併科する。違法所得がない場合は、20万元以下の過料に処し、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する。

2. 『中華人民共和国専利法実施細則』第84条

専利詐称の製品だと知らずにそれを販売し、かつ製品の合法的出所が証明できる場合は、専利管理部門により販売の停止を命じるが、過料の処罰を免除する。

二、認定の根拠

『中華人民共和国専利法実施細則』第84条

以下の行為は専利法第63条に規定した専利詐称行為に属する。

(1) 専利権が授けられていない製品若しくはその包装に専利マークを表示し、専利権が無効と宣告されるか、又は終了されたにも拘わらず、引き続き製品若しくはその包装に専利マークを表示し、或いは許可無しで製品若しくはその包装に他人の専利番号を表示する。

(2) 上記1項に記載した製品を販売する。

(3) 製品説明書などの書類に専利権が授けられていない技術やデザインを専利技術又は専利デザインと称し、専利の申請を専利と称し、或いは許可無しで他人の専利番号を盗用し、係わる技術やデザインを専利技術又は専利デザインであると誤認させる。

(4) 専利証書、専利書類、専利出願書類を偽造、変造する。

(5) その他の公衆を誤魔化して専利権が授けられていない技術やデザインを専利技術又は専利デザインであると誤認させる行為。

専利権が終了する前に、法によって専利製品や、専利方法により直接獲得した製品若しくはその包装に専利マークを標記し、専利権が終了した後にその製品の許諾販売又は販売をすることは、専利詐称の行為に属さない。

三、違法行為の情状及び処罰の基準

(1) 情状が比較的軽い専利詐称の違法行為。

1. 製品若しくはその包装に専利出願を専利と表示し、或いは製品説明書などの書類において専利出願を専利と称し、かつ違法所得が1万元以下、或いは不法経営金額が10万元以下である。

2. 専利権が終了又は失効になって6ヵ月以上1年間以内で、専利製品や専利方法により直接獲得した製品若しくはその包装に専利と表示する。

3. 上記1、2項に記載した製品を販売する。

4. 専利詐称の行為を自発的に是正し、或いは適時に停止した。

5. 社会的影響が軽い専利詐称行為。

6. 当事者が14歳以上18歳未満。

7. 違法行為の危害結果を自発的に除去するか、又は軽減させた。

8. 他人の脅迫を受けて違法行為を実施した。

9. 行政機関の違法行為取締りに協力し功績を立てた。

10. その他法により軽罰、又は処罰を軽減すべき情状がある。

処罰の基準：是正を命じると共に公告し、違法所得を没収し、かつ違法所得の1倍以下の過料を併科する。違法所得がない場合は、1万元以下の過料に処す。

(2) 情状が比較的重い専利詐称の違法行為。

1. 専利権が終了又は失効になって1年後でも、依然として専利製品や専利方法により直接獲得した製品若しくはその包装に専利と表示するか、或いは製品説明書などの書類において専利と称す。

2. 上記1項に記載した製品を販売し、かつ合法的出所を証明できない。

3. 製品若しくはその包装に専利出願を専利と表示し、或いは製品説明書などの書類において専利出願を専利と称し、かつ違法所得が1万元以上20万元以下であり、或いは不法経営金額が10万元以上200万元以下である。

4. 専利権を取得していない製品若しくはその包装に専利と表示する。

5. 製品説明書などの書類に専利権を取得していない技術やデザインを専利技術又は専利デザインと称す。

6. その他の公衆を誤魔化して専利権の授けられていない技術やデザインを専利技術又は専利デザインと誤認させた行為。

処罰の基準：是正を命じると共に公告し、違法所得を没収して、かつ違法所得の1～2倍の過料を併科する。違法所得がない場合は、1万元以上10万元以下の過料に処す。

(3) 情状が深刻な専利詐称違法行為。

1. 専利証書、専利書類、専利出願書類を偽造又は変造する。
2. 許可無しでその製造又は販売する製品、その包装に他人の専利番号を標記する。
3. 許可無しで製品説明書などの書類に他人の専利番号を盗用し、係わる技術やデザインを専利技術又は専利デザインと公衆に誤認させる。
4. 上記3種類の行為以外の専利詐称の行為で、かつ以下の結果をもたらしたもの。
 - ① 消費者の合法的權益を嚴重に侵害した。
 - ② 市場經濟の秩序を嚴重に攪乱し、或いは社會の安定に深刻な危害を及ぼした。
 - ③ 違法所得が20万元以上、或いは不法經營金額が200万元以上である。
 - ④ 2件以上の専利の詐称行為で、かつ違法所得が10万元以上である。
 - ⑤ その他嚴重な結果をもたらしたもの。
5. 同一違法行為を繰り返して実施し、或いは訓戒、警告を受けたにも拘わらずその違法行為を繼續した。
6. 違法行為の手法が粗悪で、法執行員による法執行を妨害、逃避又は拒否した。
7. 強制的行政措置を講じられた物品を、無断で移転、隱匿する。
8. 関連証明材料の提出を拒否し、嘘の陳述を行い、或いは関連の証拠材料を破棄又は改ざんをした。
9. 通報者に仕返しをした。
10. その他法律、法規、規定に規定された重罰すべき情状。

処罰の基準：是正を命じると共に公告をし、違法所得を没収して、かつ違法所得の2～4倍の過料を併科する。違法所得がない場合は、10万元以上20万元以下の過料に処す。

本基準における、違法所得、過料金額及び倍数に関して「以上」、「以下」の表現を使っているが、「以下」はその直前の数字を含まず、「以上」はその直前の数字を含むものである。

(6) 広東省模倣・粗悪商品生産・販売違法行為調査処罰条例

<施行ポイント>

1999年11月1日に施行された『広東省模倣・粗悪商品生産・販売違法行為調査処罰条例』は2010年7月23日に修正が施行された後、2012年11月1日に改正版が施行された。改正版では、条文がこれまでの全35条から69条まで増加し、「第3章第2節特別調査処理」、「第3章第3節信用情報と分類監督管理」、「第3章第4節監督管理業務の評価と責任追及」、「第4章社会的監督」が新たに加えられた。

改正版の施行により、消費者の合法的權益を損なう商品を販売した販売者に対する賠償責任を規定（第65条）、模倣・粗悪品を販売していることを知りながらそれを放置したインターネットショッピングサイトのプラットフォーム提供者に対する処罰（第12条、第58条）、模倣・粗悪商品をまたは販促用の贈与品、景品付販売活動の景品とした場合の処罰（第55条、第56条、第57条）などが新たに規定されている。

広東省模倣・粗悪商品生産・販売違法行為調査処罰条例

第1章 総 則

第1条

市場の監督管理を強化し、生産者、販売者の誠実な経営を指導し、市場経済秩序を維持し、生産者、販売者、ユーザー及び消費者の合法的權益を保護するため、関係法律・法規の規定に基づき、本省の実情に合わせて本条例を制定する。

第2条

本条例は、本省の行政区域内における模倣・粗悪商品の生産、販売及び模倣・粗悪商品の生産、販売のためにサービスを提供する違法行為の調査処理活動に適用する。

第3条

模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理には、統一的指導、分業責任、社会的監督、取締・予防の連携、総合的管理の原則を実行し、日常的監督管理と特別調査処理を組み合わせ、食品、医薬品等人体の健康や生命の安全と密接に関わる模倣・粗悪商品を重点的に調査処理する。

第4条

各級人民政府は、自行政区域内における模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理業務の組織、指導の責任を負う。

県級以上の品質監督、工商、食品薬品監督管理、衛生、農業、知的財産権、公安等部門（以下、監督管理部門と総称する。）は、各自の職責に基づき、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理に責任を負う。法律、法規がその他の関係部門で責任を負うことを定めている場合は、それに従う。

監察、税務、財政、物価、通信管理等部門は、各自の職責に基づき、監督管理部門による模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理業務に協力する。

第5条

各級人民政府は、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理にかかる経費を法に

より保障しなければならない。

第6条

生産者、販売者は法律・法規を遵守し、その生産、販売する商品の品質について責任を負わなければならない。

第7条

業界協会、消費者協会、報道機関とその他の関連組織が、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為に対して監督することを奨励する。

組織と個人が、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為及び模倣・粗悪商品生産、販売のためにサービスを提供する違法行為に対して、監督通報することを奨励する。

第2章 調査処理の範囲

第8条

生産者は、健全な商品品質管理制度を策定しなければならず、販売者は商品の入荷検査及び供給証明請求制度、仕入・販売台帳制度を策定し、商品の品質を保障しなければならない。

模倣・粗悪商品の生産、販売を禁止する。模倣・粗悪商品生産、販売のためにサービスを提供することを禁止する。

第9条

いかなる組織又は個人も模倣・粗悪商品の生産・販売行為を支援、庇護、容認してはならない。

第10条

以下に挙げられる状況の一つに該当する商品は模倣・粗悪商品とする。

(1) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家基準、業界基準、地方基準に合致しない場合。

(2) 夾雑物、模倣品を混入させ、模倣品を本物と偽り、古いものを新しいものと偽り、粗悪品を優良品と偽り、不合格品を合格品と詐称した場合。

(3) 法により許可を取得していない、又は許可証番号を偽装している場合。

(4) 模倣・粗悪な原材料、部品を使用して生産、加工、製作又は組立をしている場合。

(5) 国が使用を禁止している原材料を使用して食品添加物を生産している場合。

(6) 国家基準に違反し、その範囲又は制限量を超える添加物を食品に使用している場合。

(7) 有効期限を過ぎ、失効、変質した場合。

(8) 国が明文で淘汰を命じ、または生産、販売を禁止している場合。

(9) 生産年月日、使用期間、有効期間、失効年月日又は品質保証期間を改ざんしている場合。

(10) 商品の生産地を偽っている、又は工場名、工場所在地を偽装若しくは盗用している場合。

(11) 認証マーク、国際基準採用マーク、優秀マーク、偽造防止マーク、地理的表示製品専用マーク、健康食品専用マーク、商品バーコード等のマークや標識を偽装している、

又は合格証書、検査報告書、品質保証書等の品質を証明する文書を偽装している場合。

(12) 商品の品質が標識や説明書に示される品質に合致しない場合。

(13) 海賊版・コピー製品である、又は登録商標や専利を偽装している場合。

(14) 法律・法規に定めるそれ以外の模倣・粗悪商品である場合。

第11条

本条例第10条に掲げた商品を用いて営業的サービスを提供した場合、または販促用の贈与品、景品付販売活動の景品とした場合、模倣・粗悪商品を販売したとみなす。

第12条

以下に挙げられる状況の一つに該当する場合、模倣・粗悪商品の生産・販売のためにサービスを提供したことに属す。

(1) 他人が模倣・粗悪商品を生産、販売していることを知っているか知り得たが、その者のために、場所、設備、物資、資金等の生産経営の条件、若しくは倉庫保管、保管、輸送、ネットワークプラットフォームサービスを提供した場合。

(2) 模倣・粗悪商品の生産・販売の技術と方法を伝授、提供する、または模倣・粗悪商品の生産に製造監督サービスを提供した場合。

(3) 他人が模倣・粗悪商品を生産、販売していることを知っているか知り得たが、これに設計、製作、代理、発表或いはその他の方法で広告サービスを提供した場合。

(4) 他人が模倣・粗悪商品を生産、販売していることを知っているか知り得たが、これに手形、口座、契約書又は虚偽の証明資料を提供した場合。

(5) 他人が模倣・粗悪商品を生産、販売していることを知っているか知り得たが、これに商品の標識、包装物、説明書を製作または提供した場合。

(6) 展示販売会の主催者が審査等の責任を果たさず、模倣・粗悪商品を展示販売会場に入れた場合。

(7) 封印保存、差押された模倣・粗悪商品を他人のために隠匿、移動、廃棄した場合。

第3章 監督管理

第1節 日常的監督管理

第13条

監督管理部門は、健全な監督検査制度を策定し、巡回検査、抜取調査等の方法を通じて日常的監督を強化し、模倣・粗悪商品の生産・販売違法行為を遅滞なく調査処理しなければならない。

監督管理部門は、監督・検査に当たって監督検査記録を作成し、監督・検査の状況及び処理の結果等の内容を事実のとおり記載しなければならない。監督検査担当者は、監督検査記録に署名をしなければならない。

監督管理部門は、法執行チームの装備を強化し、現場で迅速に検査、調査を行うための設備を充実させ、監督管理の法執行能力を向上させなければならない。

第14条

監督管理部門は、自行政区域における監督・抜取調査商品目録の制定を組織し、人体の健康や人身、財産の安全を脅かすおそれのある商品、国の経済や人民の生活に影響を及ぼ

す重要商品及び消費者や関係組織から品質問題が指摘されている商品について抜取調査を行わなければならない。監督管理部門は、監督の実態、市場の変化、社会的要求等に応じて、監督・抜取調査商品目録を調整することができる。

監督管理部門は、監督・抜取調査上の必要に応じて商品を検査することができる。検査のために抜き取るサンプル件数は、検査に必要な適量を上回ってはならず、検査費用及びその他のいかなる費用も収受してはならない。

第15条

監督管理部門は、食品、医薬品、児童用品及びその他の人体の健康や生命の安全に関わる商品に対する日常的監督管理の情報を、適時に一般公表しなければならない。

第16条

監督管理部門は、インターネット取引プラットフォームサービスを提供するウェブサイトに対して監督管理を強化し、模倣・粗悪商品を販売するネットショップを調査処理しなければならない。

インターネット取引の手法が利用されて模倣・粗悪商品が販売されている場合、いかなる組織または個人も、違法行為の発生したサイトの経営者の住所の所在地又は販売者の所在地の監督管理部門に苦情を申し立て、通報することができる。

何らかの措置を取って違法サイトによる違法行為の継続を制止する必要がある場合、監督管理部門は、関係規定に従いサイト許可地の通信管理部門に、当該違法サイトの一時閉鎖、又は同サイトへのアクセスサービスの一時停止を法により命じるよう要請しなければならない。

第17条

監督管理部門は部門間、地域間の法執行協力を強化し、情報統計データを速やかに通達し、定期的に業務交流を行い、案件の調査協力と証拠の相互認証を実施し、重要案件や難解な案件について共同執行を実施しなければならない。

第18条

監督管理部門は、法により案件を調査処理する際、下記の職権を行使することができる。

- (1) 関係する生産者、販売者、サービス提供者と利害関係者、証人を尋問し、かつ、関係資料の提供を要求すること。
- (2) 関係する財物、場所を検査し、関係する契約書、原記録、売上証憑、帳簿などの資料を検閲、複製、登記保存すること。
- (3) 模倣・粗悪の重大嫌疑のある商品及び関係する原材料、半完成品、工具、設備を封印保存、差押えすること。
- (4) 法律、法規に定めるその他の職権。

第19条

監督管理部門は、法により案件を調査処理する際、2名以上の執行担当者が参加し、行政執行証書を提示しなければならない。

行政執行担当者が法により案件を調査処理する際、関係する組織と個人はこれに協力しなければならない。拒否、妨害してはならない。尋問を受ける生産者、販売者、サービス提供者は、関連状況と資料を事実のとおり提供しなければならない。

第20条

封印保存、差押えを実施する場合、県級以上の監督管理部門の責任者の認可を経なければならず、封印保存、差押えられた商品に対して検査することが必要な場合、封印保存、差押えの日から7日以内に検査に送らなければならない。

封印保存を実施した監督管理部門の認可を経ずにいかなる組織と個人も封印保存された物品を無断で開封、移動、使用、手直し、廃棄、販売してはならない。

第21条

模倣・粗悪容疑の商品を検査することが必要な場合に、監督管理部門は規定に基づきサンプルを抽出し、法定検査機関が検査を行い、検査機関は規定の期間内に書面で検査報告書を提出しなければならない。他人の商標または工場名、工場所在地を偽装した容疑がある場合、被害企業が鑑定を行うことができる。

検査費用とサンプル費用は検査に出した監督管理部門が調査処理経費の中から支払う、または国の関係規定に基づいて支払う。

検査、鑑定の結果、封印保存、差押えた商品が、模倣・粗悪商品でない場合、監督管理部門は法により封印保存、差押の解除を速やかに決定し、直ちにこれを返還しなければならない。監督管理部門の過失により損失をもたらした場合は、法により賠償しなければならない。

生産者、販売者が検査結果に対して異議がある場合、検査結果を受けた日から15日以内に、監督管理部門又はその上級部門に再検査を申請することができ、再検査を受理した部門が再検査の結論を出す。法律、法規に別途定めがある場合はそれに従う。

第22条

監督管理部門は、案件の調査処理時に模倣・粗悪商品の生産拠点又は集散地を発見した場合に、これを取り締まらなければならない。

第23条

模倣・粗悪商品が押収、公告された後、違法行為者が公告の日から15日を過ぎても行政執行部門に出頭せず、処理を受けない場合、監督管理部門は模倣・粗悪商品及び案件に関わる物品をともに没収することができるが、違法行為者のそれ以外の法的責任を免れない。

第24条

監督管理部門が法により案件の調査処理に当たって、犯罪容疑のある違法行為を発見した場合、7日以内に公安機関に移送し、かつ、その内容の写しを同級の人民検察院及び監察機関に送付しなければならない。

公安機関は法により案件を調査処理する際、犯罪を構成しない違法行為について、7日以内に関係の監督管理部門に移送しなければならない。

移送案件を受けた関係機関または部門は、案件移送書の受領書に署名しなければならない。受理決定をした場合は、調査処理結果を書面で移送元に通知しなければならない。受理しない場合は、その理由を書面で説明し、案件を移送した部門に通知しなければならない。案件の移送時には、調査資料と封印保存・差押財物も合わせて移送しなければならない。案件に関わる人と財物とを別々に取り扱ってはならない。

第25条

人民検察院及び監察機関は、監督管理部門による犯罪嫌疑案件の移送、公安機関による刑事立件と捜査活動に対する監督を強化しなければならない。

監督管理部門が、公安機関に移送すべき犯罪嫌疑案件を移送しない場合に、いかなる組織又は個人も、それを人民検察院、監察機関に通報する権利を持つ。

公安機関が、立件すべき案件を立件しない場合に、人民検察院は法により監督を行わなければならない。

第2節 特別調査処理

第26条

県級以上の人民政府は、関連行政部門を組織して重点商品、重点市場、重点地域を対象とした特別調査処理を実施することができる。

監督管理部門は、一般からの批判が強く社会的危害の大きい模倣・粗悪食品、医薬品、農薬、化学肥料、種子、医療機器、特殊設備等を重点的に調査処理する商品としなければならない。また、一般からの批判が強く、模倣・粗悪商品が氾濫している集散地及び模倣品の生産、販売が目立つ地域や市場を重点的に調査処理する地域としなければならない。

第27条

県級以上の人民政府は、特別調査処理業務の組織、連携を強化し、特別調査処理の業務計画を策定し、業務責任制と責任追及制度を徹底しなければならない。

県級以上人民政府の各関係部門は、互いに協力し共同で法執行に当たらなければならない。

第28条

生産、人体の健康、生命・財産の安全を著しく脅かす模倣・粗悪商品案件が発生した場合、県級以上の人民政府はこれを重点案件としなければならない。

重点案件については指導者責任制を実施する。政府の主要責任者が重点案件調査処理の筆頭責任者となり、案件の調査処理を促す責任を負う。

重点案件の調査処理に当たって、公安機関及び監察機関は、商業賄賂等の犯罪行為について調査処理を強化しなければならない。

第29条

模倣・粗悪商品が生産、販売される重点地域の調査処理に当たっては、模倣・粗悪商品の大口卸売業者、及び模倣・粗悪商品の生産、販売のために輸送、倉庫保管、保管等のサービスを提供する組織と人員に対して調査処理を強化しなければならない。

第30条

模倣・粗悪食品の特別調査処理に当たっては、地域コミュニティ、都市周辺部、村や町、小中高校周辺に散在する各種の食品卸売市場、自由市場、小型な食品生産加工場、食品露天商、食品店、飲食店に対し監督・検査を強化しなければならない。

模倣・粗悪医薬品の特別調査処理に当たっては、基準に合致しないもの、変質しているもの、使用期限が切れて失効している偽造薬、粗悪な薬、医療機器の生産・販売行為を重点的に調査処理しなければならない。

模倣・粗悪な農業生産資料、農産物の特別調査処理に当たっては、農業生産資料の卸売市場、集散地、販売店、物流配送センターに対する監督と巡回検査を強化しなければならない。

第31条

各級人民政府は、自地域の模倣・粗悪商品調査処理の業務手配及び重点案件の調査対処の状況を一級上の人民政府に報告するとともに、調査処理状況を法により一般に公開しなければならない。

第3節 信用情報と分類監督管理

第32条

監督管理部門は、生産者、販売者の違法行為記録制度を策定し、模倣・粗悪商品の生産・販売により行政処罰を受けた生産者、販売者を監督記録文書に記載して監督管理を強化しなければならない。

第33条

監督管理部門は、模倣・粗悪商品の生産・販売により行政処罰を受けた生産者、販売者とその法定代表人、責任者、直接の責任者の関連情報を、行政サイト或いはその他の方法を通じて適時に公表しなければならない。

公表事項として、違法生産者・販売者の名称、屋号、所在地、法定代表人または責任者・直接の責任者の氏名、役職、模倣・粗悪商品の名称、違法事由、行政処罰決定、公表の開始・終了日時等の情報を含む。

第34条

省、地級以上の市人民政府は、情報システムを構築、整備し、案件調査処理の状況や企業の信用情報等の資源が部門間で共有されるよう措置を取らなければならない。

第35条

監督管理部門は、国及び省の関連規定に従い、生産者・販売者の信用情報記録等の状況に基づいて分類監督管理を実施しなければならない。

第36条

生産者、販売者が複数回にわたって法に違反する、又は違法行為が粗悪な場合、監督管理部門はこれを重点監督管理対象リストに入れなければならない。

監督管理部門は、日常的監督・検査と特別調査処理において、重点監督管理対象リストに記載された生産者、販売者に対する検査及び抜取検査の実施回数を引き上げなければならない。また、品質管理状況を定期的に報告するよう命じることができる。

第37条

監督管理部門は、重点監督管理対象リストを同級の発展改革、財政、税務、衛生、環境保護、科学技術、品質監督、工商、経済・情報化、金融等の部門に通達し、これらの部門が産業計画の実施、調達の入札募集、行政審査、輸出入管理、金融・信用貸付等関連政策を決定する際の参考として供さなければならない。

関係部門は、重点監督管理対象リストに入っている生産者、販売者に、法により参入制限措置をとらなければならない。

第38条

県級以上の人民政府は誠実・信用に係る宣伝教育を強化し、生産者、販売者に法の厳守と誠実な経営を促し、企業における品質マネジメントシステム認証、製品品質認証の取得、優良ブランドの確立を奨励、支援しなければならない。

監督管理部門、認証機構は、公衆が企業の信用と商品の品質について理解できるように、馳名商標・著名商標認定と企業の製品品質認証の取得等の状況を、法により一般に公開しなければならない。

誠実な経営をしており違法記録のない生産者、販売者について、関係業界の協会はこれを表彰し一般に公表することができる。

第4節 監督管理業務の評価と責任追及

第39条

県級以上の人民政府は、模倣・粗悪商品をめぐる違法行為の調査処理業務を社会管理の総合的評価の範囲に組み込み、健全な責任評価制度を設け、監督管理部門及び下級の人民政府における以下の業務について定期的に評価を行わなければならない。

(1) 自行政区域内の模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為に対する調査処理の状況。

(2) 自行政区域内の重点商品、重点市場、重点地区の改善の状況。

(3) 監督管理制度及び法執行チームの整備の状況。

(4) 上級政府及びその職能部門又は他地域の法執行部門による、自行政区域内の模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理に対する支援協力の状況。

(5) 模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理業務における、自行政区域内の各関係部門の協力、調整の状況。

(6) その他の調査処理業務の展開の状況。

評価基準、手順及び結果は一般に公開しなければならない。

第40条

模倣・粗悪商品の生産、販売違法活動が深刻で、再三の取締によっても根絶されない地域に対して、県級以上の人民政府は改善の期限と要求事項を明確に示さなければならない、直接に調査、処理を監督することができる。

第41条

県級以上の人民政府監察機関は、同級の人民政府監督管理部門及び行政執行担当者に対する監督を強化し、法によらない職権行使、責任逃れ、法定義務の不履行の行為を調査処理しなければならない。

第42条

県級以上の人民政府とその監督管理部門は、法執行チームの構築を強化し、行政執行担当者を厳格に管理、監督し、研修と考課を強化しなければならない。

県級以上の人民政府とその監督管理部門は、行政執行監督制度を策定し、執行担当者による行政執行行為を監督、検査しなければならない。

第43条

県級以上の人民政府とその関係部門は、法執行責任追及制度を策定しなければならない。以下に挙げられる状況の一つに該当する場合は、その主要責任者、直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者の責任を法により追及しなければならない。

(1) 監督管理部門の監督不行き届きにより深刻な結果に至った場合。

(2) 監督管理部門及びその他調査処理の職責を負う関係部門が、法により受理すべき移送案件について責任を逃れ、又はこれを受理せず、深刻な結果を招いた場合。

(3) 職権を乱用し、公民、法人又はそれ以外の組織の合法的權益を損ねた場合。

国家の業務担当者が模倣品の生産・販売者と結託し、模倣・粗悪商品の生産、販売違法活動を庇護、容認した場合は、法により調査処理しなければならない。

第4章 社会的監督

第44条

業界の協会は、業界において、信用を守るものを褒め信用を裏切るものを戒める健全な自律体制を整え、生産者、販売者に対し、経営活動を指導、監督し、法によって生産経営を行い、社会的責任を果たし、自らの合法的權益を守るよう指導しなければならない。

業界の協会が業界内の模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為を発見した場合は、監督管理部門に速やかに報告しなければならない。

監督管理部門は、業界の協会、生産者、販売者から、商品品質に関する業界内の状況を聞き取り、速やかに問題を把握して処理しなければならない。

第45条

消費者協会等消費者の權益保護組織は、消費者から指摘を受けた商品の品質問題について関係部門にその処理を提議する権限を有し、商品の品質が原因で発生した損害について消費者が人民法院に提訴することを支援し、これに協力する。

第46条

製品品質認証機構は、国の規定に従い、認証マークの使用を許可された商品に対し認証後の追跡検査を行い、認証基準に適合しないまま認証マークを使用している場合には是正を求め、情状が深刻な場合には、認証マークの使用資格を取り消さなければならない。

第47条

新聞・刊行物、ラジオ、テレビ、インターネットなどのメディアは、世論による監督を強化し、模倣品の生産拠点や集散地、数量が膨大な、又は情状が深刻な重点案件並びに模倣・粗悪商品生産・販売の庇護・容認といった違法犯罪行為を重点的に暴かなければならない。

第48条

社会团体、末端の自治組織やメディアが商品の安全知識及び関連法律・法規の普及宣伝活動を展開するよう奨励し、消費者が合法的生産者・販売者の生産、販売するもの及び合法的なマークのついた商品を選択するよう導き、消費者の商品安全意識及び模倣品の予防識別能力が向上するようにする。

第49条

ユーザー及び消費者は、生産者、販売者の提供する商品が人身・財産の安全を保障する要求を満たすよう求める権利を有し、商品の品質問題についてこれの生産者、販売者に照会し、意見を提示し、監督を行い、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為の調査処理業務を批評し、提言する権利を有する。

ユーザー及び消費者は、商品の購入、使用が原因で身体や財産に損害を受けた場合、法により賠償を受ける権利を有する。

ユーザー、消費者が苦情申立、調停、仲裁、民事訴訟などの方法によって自身の合法的権益を守ることを奨励、支援する。

第50条

いかなる組織と個人も、模倣・粗悪商品の生産、販売違法行為について、監督管理部門に通報する権利を有する。生産者、販売者が、その商品を偽る違法行為について調査、通報することを奨励、支援する。

通報者の合法的権利は法律により保護され、通報者に対する攻撃、報復を禁止する。監督管理部門は通報者のために秘密を保持しなければならない。

第51条

監督管理部門は、苦情申立・通報のルートを設置し、通報用の電話番号、電子メールアドレスなどを一般に公開しなければならない。

監督管理部門は、苦情申立や通報を受けた後、直ちに完全な記録をとり、適切に保管しなければならない。苦情申立、通報の内容が自部門の職責に当たる場合は、受理のうえ法により速やかに確認、処理、回答をしなければならない。それが自部門の職責に当たらない場合は、処理権限を有する部門に取り次ぎ、その旨を通報者や苦情を申し出た者に通知しなければならない。

第52条

案件を法により調査処理した後、監督管理部門は、罰金・没収金額の1パーセント以上10パーセント以下の報奨金を通報者に与える。罰金・没収金がない場合は、適切な報奨を与える。報奨金は案件調査処理経費から支出する。

報奨の具体的方法は、省人民政府が別途制定する。

第53条

生産者、販売者は、虚偽の情報を捏造、流布して競合相手の商業的信用、商品の評判を損ねてはならない。

第5章 法的責任

第54条

模倣・粗悪商品を生産、販売し、または模倣・粗悪商品を生産、販売するためにサービスを提供し犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第55条

本条例第10条第(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)に掲げる商品を生産、販売した場合、

生産・販売の停止を命じ、販売収入と違法に生産、販売された商品を没収し、かつ、その違法商品の貨物価値金額と同値以上3倍以下の過料に処す。

本条例第10条第(7)号に掲げる商品を生産、販売した場合、販売の停止を命じ、違法に販売された商品を没収し、違法に販売された商品の貨物価値金額の2倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。

本条例第10条第(8)、(9)、(10)、(11)、(12)号に掲げる商品を生産、販売した場合、是正を命じ、違法に生産、販売された商品を没収し、違法に生産、販売された商品の貨物価値金額と同値以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。

本条例第10条第(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)号に掲げる商品を生産、販売した場合、法律・法規に処罰に関する別途の定めがある場合は、それに従う。本条例第10条第(13)号に掲げる商品を生産、販売した場合、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国著作権法』等の関連法律・法規に基づいて処罰する。

第56条

本条例第10条第(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)号に掲げる食品を生産、販売し、人体の健康や生命の安全を脅かす場合、違法所得、違法に生産経営した食品及び違法な生産経営に用いられた器具、設備、原材料等を没収し、許可証を廃止する。違法に生産経営した食品の貨物価値金額が1万元未満の場合は、5万元の過料を併科する。貨物価値金額が1万元以上の場合は、これの10倍の過料を併科する。

本条例第10条第(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)号に掲げる医薬品を生産、販売し、人体の健康や生命の安全を脅かす場合、違法に生産、販売された医薬品と違法所得を没収し、医薬品認可証明文書を有する場合はこれを取り消し、生産・営業の停止を命じ、許可証を廃止し、違法に生産、販売された医薬品の貨物価値金額の2倍以上5倍以下の過料を併科する。

本条例第10条第(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)号に掲げるその他の商品を生産、販売し、人体の健康や生命の安全を脅かす場合、生産・販売の停止を命じ、販売収入と違法に生産、販売された商品を没収する。第10条第(1)、(2)、(3)、(4)号に該当するものについては、その違法商品の貨物価値金額の3倍の過料を併科する。第10条第(7)号に該当するものについては、その違法商品の貨物価値金額の2倍の過料を併科する。第10条第(8)号に該当するものについては、その違法商品の貨物価値金額と同額の過料を併科する。

第57条

本条例第(11)条に掲げる行為の1つにある場合、本条例第55条、第56条の規定に基づき処罰する。

第58条

本条例第12条に掲げる行為の1つにある場合、是正を命じ、サービス収入を没収し、10万元以下の過料に処す。サービス収入が10万元以上の場合、これの1倍以上3倍以下の過料に処す。法律・法規に別途の定めがある場合はそれに従う。

偽装のマークや包装物の印刷、製作を代行し、または提供した場合、前項の規定に基づく処罰のほか、偽装のマーク、包装物、金型、原材料、半完成品を没収する。情状が深刻

な場合、生産設備を没収し、法により許可証を廃止する。

第59条

生産者、販売者が本条例の規定に違反し、法により許可証が廃止された場合、その法定代表人または責任者及び直接の責任者は、5年以内に、同業種の生産・経営・管理業務に従事してはならない。法律・法規に別途の定めがある場合はそれに従う。

第60条

本条例第20条の規定に違反し、封印保存された物品を無断で開封、移動、使用、手直し、廃棄、販売した場合、物品の貨物価値金額の同額以上3倍以下の過料に処す。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第61条

違法行為者が以下の1つにある場合は、法律・法規の規定に従って厳重に処罰するとともに、法により営業停止、閉鎖を命じ、許可証を廃止することができる。

- (1) 模倣・粗悪商品の大規模な量産、販売を行った場合。
- (2) 模倣・粗悪商品の生産、販売を定業とする、又は模倣・粗悪商品の生産、販売で調査処理を受けた後に再犯が行われた場合。
- (3) 賄賂、バックマージンなどの方法で模倣・粗悪商品の販売を促した場合。
- (4) 模倣・粗悪商品の生産・販売額が比較的大きい、又はその他の深刻な情状がある場合。

第62条

違法行為者が以下の1つにある場合は、法により処罰を減輕し、軽減することができる。

- (1) 自発的に違法行為を停止し、かつ、模倣・粗悪商品を回収している場合。
- (2) 他の違法・犯罪行為を告発し功績があった場合。
- (3) 販売者に、当該商品が本条例第10条に掲げる商品であると知らなかったことを証明できる十分な証拠があり、その商品の仕入れルートを事実のとおり説明している場合。
- (4) 有効な措置を取り模倣・粗悪商品がもたらす危害を防いだ場合。

第63条

当事者は、監督管理部門が下した処罰決定に不服がある場合、法により行政復讐を申請、または行政訴訟を提起することができる。

第64条

法により没収した模倣・粗悪商品及び生産器具、設備、原材料、半完成品は、関係規定により処理しなければならない、直接に販売してはならない。

第65条

生産者、販売者の違法行為によりユーザーや消費者に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負わなければならない。

消費者が、商品を購入、使用したためにその合法的權益が損なわれ、販売者に賠償を求めた場合、販売者はまず賠償責任を負わなければならない、これを拒否してはならない。販売者が賠償した後に、それが生産者の責任に該当する、又は販売者に商品を提供した他の

販売者の責任に該当する場合には、販売者は生産者又は他の販売者に事後補償の請求をする権利を有する。生産者の責任に該当する場合に、消費者は、法により生産者に賠償を求めることもできる。

第66条

国家の業務担当者が以下に挙げられる状況の一つに該当する場合、その所属する組織または任免する機関、監察機関は、管理の権限及び関係の規定に従い、処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 職権を利用して違法な組織や個人を庇護した場合。

(2) 取締責任を負うのにこれを履行しない、または違法行為者に情報・秘密を知らせ、調査処理を免れる手助けをした場合。

(3) 法により違法行為者を司法機関に引渡し刑事責任を追及させなければならないが、その引渡しを行わなかった場合、または法により受理すべき移送案件を受理しない場合。

(4) 受理すべき苦情申立、通報案件を受理しない、又は先延ばしにした場合。

(5) 通報者の情報を漏洩したり、職権を利用して通報者に報復したり通報者を陥れたりした場合。

(6) 職権を利用して調査処理業務に干渉したり妨害をした場合。

(7) 職権を乱用して、公民、法人及びその他の組織の合法的権益に損害をもたらした場合。

第67条

監督管理部門及びその行政執行担当者は、法に違反して職権を行使することにより、公民、法人及びその他の組織の合法的権益に損害をもたらした場合、『中華人民共和国国家賠償法』の関係規定に基づき賠償しなければならない。

第68条

行政執行担当者の法に基づく職務執行を妨害したが、暴力、威嚇の方法を使用していない場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』の関係規定に基づき処罰する。暴力、威嚇の方法を使用している場合は、『中華人民共和国刑法』の関係規定に基づき刑事責任を追及する。

第6章 付 則

第69条

本条例は、2012年11月1日より施行する。

(7) 四川省專利行政処罰自由裁量権実施弁法

<施行ポイント>

2012年10月1日より施行された『四川省專利行政処罰自由裁量権実施弁法』は2012年5月1日に改正版が施行された『四川省專利保護条例』に基づき、第11条～第14条が修正された。

【条文の修正】

<p>第11条 專利と偽った場合、法により民事的責任を負うする他、專利行政法執行機関によって是正を命じると共に公告を行う。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。…</p>	<p>專利と偽り、又は『四川省專利保護条例』第43条が規定した違法行為がある場合、法により民事的責任を負うする他、專利行政法執行機関によって是正を命じると共に公告を行う。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。…</p>
<p>第12条 <u>專利行政法執行機関による処理決定又は人民法印の判決を受け入れた專利侵害案件について、権利侵害行為者が再び当該專利権を侵害した場合、当事者に違法行為の停止を命じ、公開で更正させ、影響を取り消す。</u> <u>(1) 違法所得がある場合、違法所得を没収する。普通的情状に対しては併せて違法所得の1倍以上2倍以下の過料に処することができる。軽罰に該当するものは併せて違法所得の1倍の過料に処することができる。重罰に該当するものは併せて2倍以上3倍以下の過料に処することができる。</u> <u>(2) 違法所得がない場合、普通的情状に対しては5,000元以上2万元以下の過料に処することができる。軽罰に該当するものは1,000元以上5,000元以下の過料に処ことができ、重罰に該当するものは2万元以上5万元以下の過料に処することができる。</u></p>	<p><u>関連当事者が案件に係わる契約、帳簿、図面、資料の提供を拒絶し、又はそれらを隠匿、移転、破棄するか、或いは無断で押収物品の開封、移転、処分を行った場合、普通的情状に対しては5,000元以上2万元以下、或いは違法所得の1倍以上2倍以下の過料に処す。軽罰に該当するものは1,000元以上5,000元以下、或いは違法所得の1倍の過料に処し、重罰に該当するものは2万元以上3万元以下、或いは違法所得の2倍以上3倍以下の過料に処する。</u></p>
<p>第13条 <u>関連当事者が案件に係わる契約、帳簿、図面資料の提供を拒絶し、又はそれらを隠匿、移転、破棄するか、或いは無断で封鎖保存された物品を開封、移転、処分した場合、普通的情状に対しては5,000元以上2万元以下、或いは違法所得の1倍以上2倍以下の過料に処す。軽罰に該当するものは</u></p>	<p><u>他人の專利侵害行為又は專利詐称の行為のために、製造、許諾販売、販売、使用、展示、広告、保管、輸送、隠匿などの便宜を供与したのに対しては、期限付き是正を命じる。</u> <u>(1) 違法所得がある場合、その違法所得を没収する。普通的情状に対しては違法</u></p>

<p><u>1,000 元以上 5,000 元以下、或いは違法所得の 1 倍以下の過料に処し、重罰に該当するものは 2 万元以上 3 万元以下、或いは違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の過料に処する。</u></p>	<p><u>所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に併科することができ、軽罰に該当するものは違法所得の 1 倍の過料に併科することができ、重罰に該当するものは違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の過料に併科することができる。</u> <u>(2) 違法所得がない場合、普通の情状に対しては 5,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができ、軽罰に該当するものは 1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処し、重罰に該当するものは 2 万元以上 3 万元以下の過料に処することができる。</u></p>
<p>第 14 条 <u>他人の専利侵害行為又は専利詐称の行為のために、製造、許諾販売、販売、使用、展示、広告、保管、輸送、隠匿などの条件を供与したのに対しては、期限付き是正を命じる。期限を過ぎても改正しない場合、普通の情状に対しては 5,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができる。軽罰に該当するものは 1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処し、重罰に該当するものは 2 万元以上 3 万元以下の過料に処する。</u></p>	<p><u>『四川省専利保護条例』第 40 条の規定に違反した場合、普通の情状に対しては 2 万元以上 5 万元以下の過料に処し、軽罰に該当するものは 1 万元以上 2 万元以下の過料に処し、重罰に該当するものは 5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。</u></p>

四川省専利行政処罰自由裁量権実施弁法

第 1 条

全省の専利行政法執行を規範化させ、法に基づいた行政を促進し、専利行政処罰の自由裁量権の正確な行使を確保し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国行政処罰法』、『四川省専利保護条例』、『四川省行政処罰自由裁量権の規範化に関する規定』及びその他の法律、法規の規定に基づいて本弁法を制定する。

第 2 条

四川省の専利行政法執行機関が専利行政処罰を実施する際に、本弁法を適用する。

第 3 条

本弁法で言う専利行政処罰自由裁量権とは、全省の専利行政法執行機関がその法に基づいた専利行政処罰権限の範囲内で、違法行為に対して行政処罰を与えるか、どのような行政処罰を与えるか、及びどの程度の行政処罰を与えるかについて裁量する権限のことを指す。

第 4 条

専利行政法執行機関は、専利違法行為の事実、性質、情状及び社会危害の深刻さなどを踏まえて合法的、公正的、公平的、処罰と教育を結び付けて、教育を優先する原則、過失

と処罰が対等である原則に従って、専利行政違法行為に対して行政処罰を与えなければならない。

第5条

専利行政法執行機関は行政処罰を実施する際に、違法の事実、性質、情状及び社会危害程度などがほぼ同様で、或いは類似する違法案件に対し、法律の適用、処罰の種類と度合いを大体同じように把握しなければならない。

第6条

法律と法規の規定により、単独処罰と併科処罰が共に適用できる場合は、どちらか一つ選択することができる。但し、併科処罰を規定され、或いは先ず違法所得を没収し、それから他の処罰を実施しなければならないと規定された場合は、適用の選択をしてはならない。

第7条

違法行為の情状と危害結果の軽重に応じて、法律、法規、規定が規定した処罰は処罰しない、一般処罰、処罰を軽くし或いは軽減する、厳しく処罰するの4種類の度合いに分けられる。

第8条

違法当事者に以下に記載する情状の一つがある場合は、処罰しないものとする。

- (1) 違法行為者が14歳未満。
- (2) 精神病患者であり、自分の行為を識別して支配することができない時に実施した違法行為。
- (3) 違法行為が軽微でかつ直ぐに是正され、危害結果が生じなかった。
- (4) 法律に別途規定がない場合を除き、違法行為が2年以内に発見されなかった。
- (5) その他法によって処罰すべきでない情状。

上記に規定された情状以外の違法行為に対して、処罰を与えなければならない。

第9条

違法当事者に以下に記載する情状の一つがある場合は、処罰を軽くするか又は軽減するものとする。

- (1) 自発的に違法行為による危害結果を除去するか又は軽減させた。
- (2) 他人の脅迫又は騙しを受けて違法行為をなした。
- (3) 行政機関の違法行為取締りに積極的に協力し功績を立てた。
- (4) 違法行為者が14歳以上で18歳未満。
- (5) 法によって処罰を軽くすべきその他の情状。

上記に規定された情状以外の違法行為に対しては、処罰を軽くし又は軽減してはならない。

第10条

当事者に以下に記載する情状の一つがある場合は、重罰を与えなければならない。

- (1) 違法証拠を隠匿、破棄する。
- (2) 法執行員の法執行を妨害、拒否するか、又は暴力、脅威などの手段で抵抗をする

がまだ犯罪を構成していない。

(3) 警告に服従せず、違法行為を続けた。

(4) 違法の手段が粗悪で、違法行為を繰り返して幾度戒めても改めない。

(5) 違法行為が国家安全、公共安全、生態環境の保全、及び直接人身健康及び生命と財産の安全に関わり、危害的結果をもたらした。

(6) 他人を脅迫、誘惑、教唆して違法行為を実施させた。

(7) 共同で実施された違法行為の中で主要な役割を果たす。

(8) 違法行為が特に粗悪で嚴重な結果をもたらした。

(9) 突発した公共事件の機に乗じて違法行為を実施した。

(10) 通報者や証人に仕返しをした。

(11) その他重罰すべき情状がある。

前項に規定された以外の違法行為に対しては重罰に処してはならない。

第 11 条

専利と偽り、又は『四川省専利保護条例』第 43 条が規定した違法行為がある場合、法により民事的責任を負うする他、専利行政法執行機関によって是正を命じると共に公告を行う。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

(1) 違法所得がある場合、その違法所得を没収する。普通の情状の場合、違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に併科することができる。軽罰に該当するものは違法所得の 1 倍以下の過料に併科することができる。重罰に該当するものは違法所得の 2 倍以上 4 倍以下の過料に併科することができる。

(2) 違法所得がない場合、普通の情状に対しては 2 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。軽罰に該当するものは 2 万元以下の過料に処することができ、重罰に該当するものは 10 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 12 条

関連当事者が案件に係わる契約、帳簿、図面、資料の提供を拒絶し、又はそれらを隠匿、移転、破棄するか、或いは無断で押収物品の開封、移転、処分を行った場合、普通の情状に対しては 5,000 元以上 2 万元以下、或いは違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に処す。軽罰に該当するものは 1,000 元以上 5,000 元以下、或いは違法所得の 1 倍の過料に処し、重罰に該当するものは 2 万元以上 3 万元以下、或いは違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

第 13 条

他人の専利侵害行為又は専利詐称の行為のために、製造、許諾販売、販売、使用、展示、広告、保管、輸送、隠匿などの便宜を供与したものに対しては、期限付き是正を命じる。

(1) 違法所得がある場合、その違法所得を没収する。普通の情状に対しては違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に併科することができ、軽罰に該当するものは違法所得の 1 倍の過料に併科することができ、重罰に該当するものは違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の過料に併科することができる。

(2) 違法所得がない場合、普通の情状に対しては 5,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができ、軽罰に該当するものは 1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処し、重罰に該当するものは 2 万元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 14 条

『四川省專利保護條例』第 40 条の規定に違反した場合、普通の情状に対しては 2 万元以上 5 万元以下の過料に処し、軽罰に該当するものは 1 万元以上 2 万元以下の過料に処し、重罰に該当するものは 5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

第 15 条

行政法執行者による処罰提案が行政処罰自由裁量権の適用に関わった場合、特別に説明をしなければならない。專利管理部門が行政処罰自由裁量権を行使する場合に、行政処罰決定書にその理由を説明しなければならない。

第 16 条

專利行政法執行機關は行政処罰決定の決定に当たって、案件処理委員会による団体討議を経て決めなければならない。情状が複雑で又は重大な專利違法行為に対して自由裁量権の範囲内で聴聞手続きが適用される行政処罰を決定し、或いは本弁法第 10 条に規定した情状があつて重罰を決定した場合は、決定後の 15 日以内にその処罰決定書及び説明資料を上級の主管部門に提出して記録に留めなければならない。

第 17 条

專利行政法執行機關は、專利行政処罰自由裁量権に対する監督制度を確立し健全化させ、上級部門は、行政法執行告訴、行政再審、行政処罰案件評価・検査などの形式を通して下級部門による專利行政処罰自由裁量権を監督、検査することができる。

第 18 条

專利行政法執行者が行政処罰自由裁量権を濫用した場合、法に従ってその責任を追究する。

第 19 条

本弁法は 2012 年 10 月 1 日より実施する。

(8) 雲南省模倣・粗悪商品生産・販売行為取締条例

<改正ポイント>

1994年10月1日より施行され、1997年12月3日に1回目の修正を行った『雲南省模倣・粗悪商品生産・販売行為取締条例』は、『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い2012年3月31日、模倣・粗悪品の行政強制措置について2回目の修正を施行した。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第9条 監督管理部門は模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる時、関連法律、法規の規定に基づき、それぞれ以下の職権を行使する。…</p> <p>(3) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる場所、費目、設備、材料、工具などの<u>封鎖保存又は差押え</u></p> <p>(4) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる契約書、インボイス、帳簿、書類及びその他の資料の閲覧、複製、<u>差押え、封鎖保存</u>。</p> <p>(5) 規定手続きに従って、模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる収支費目と会計書類について銀行やその他金融機関における調査及び書類の複製。<u>銀行又はその他の金融機関に関連貯蓄の支払い又は振り替えの一時停止を通知する</u>。…</p>	<p>(3) 「差押え封印又は押収」に修正</p> <p>(4) 「差押え又は押収」に修正</p> <p>(5) 「<u>銀行又はその他の金融機関に関連貯蓄の支払い又は振り替えの一時停止を通知する</u>」を削除</p>
<p>第30条 監督管理部門は過料徴収、生産・販売の停止、営業許可証の取消、財物没収、及び<u>差押え封印、差押え、支払いと振り替えの一時停止等の行政強制措置を実施する際</u>、生産経営組織と個人の合法的財産権又は人身権を侵害した場合、<u>国の関連規定に照らし賠償責任を負わなければならない</u>。</p>	<p>監督管理部門は過料徴収、生産・販売の停止、営業許可証の取消、財物没収、及び<u>差押え、押収</u>などを実施する際に、生産経営組織と個人の合法的財産権又は人身権を侵害した場合、<u>法によって賠償責任を負わなければならない</u>。</p>

雲南省模倣・粗悪商品生産・販売行為取締条例

第1章 総則

第1条

模倣・粗悪商品の生産・販売違法行為を厳しく取り締まり、消費者と生産者、販売者の合法的權益を保護し、社会主義市場経済の秩序を守るために、関連法律、法規の規定に基づき、雲南の実況を結び付け、本条例を制定する。

第2条

本条例は当省行政区域内における模倣・粗悪商品の生産・販売行為の取締に適用する。

第3条

各レベルの人民政府は、模倣・粗悪商品の生産・販売行為の取締について関連部門の組織と調整を行う。

県レベル以上の工商行政管理部門、技術監督管理部門及びその他の製品品質監督管理部門（以下「監督管理部門」と総称する）は、関連法律、法規と本条例に定められた職権に基づき、模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる。監督管理部門は模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる時、真剣に各自の職責を履行し、その他の関連部門は積極的に協力しなければならない。

第4条

如何なる組織や個人も如何なる口実をもって模倣・粗悪商品の生産・販売行為を支援、庇護、容認してはならない。

第5条

あらゆる組織又は個人による、模倣・粗悪商品の生産・販売行為への社会による監督を奨励、支援、保護する。模倣・粗悪商品の生産・販売行為を通報した、又はその取締に協力した組織又は個人に対し、人民政府や監督管理部門は表彰や奨励を与える。

第2章 取締の範囲

第6条

以下に挙げられる行為はすべて模倣・粗悪商品の生産・販売行為に該当する。

- (1) 他人の登録商標マーク及びその登録商標を偽る商品を生産・販売する場合。
- (2) 他人の許可証マーク、認証マーク、有名・優良マーク及びその他マークを偽造若しくは盗用する商品を生産・販売する場合。
- (3) 社名、住所、コードを偽造若しくは盗用する商品を生産・販売する場合。
- (4) 夾雑物、模倣品を混入させ、模倣品を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、不合格製品を合格製品と詐称した商品を生産・販売する場合。
- (5) 生産・販売する商品の品質がその飾付け、包装、説明書などに示される品質に著しく合致しない場合。
- (6) 国が生産・販売の停止又は禁止を明文で規定している商品を生産・販売する場合。
- (7) 有効期限が切れた、失効、変質した商品を販売する場合。

第7条

以下に挙げられる行為の1つに該当する場合、模倣・粗悪商品の生産・販売行為と見なされる。

- (1) 国の関連規定を守らず、中国語による社名、住所、商品名称の表示がない商品を生産・販売する場合。
- (2) 使用時に商品そのものが破損しやすく、又は人身や財産の安全に危害が及ぶ可能性があり、関連規定を守らず中国語による説明書と中文による警告マークがない商品を生産・販売する場合。

(3) 法律、法規の規定によって生産・販売に許可証が必要な商品について、商品や包装物に許可証番号、承認日を明示していない場合。

(4) 関連規定を守らず商品の標準コード、規格、等級、主要成分及び含有量を明示していない商品を生産・販売する場合。

(5) 使用期限付きの商品にもかかわらず、生産日、品質保証期間又は失効日を明示していないか、真実の通りに表示していない商品を生産・販売する場合。

(6) 品質基準、検査合格証が必要とされるにもかかわらず、そのない商品を生産・販売する場合。

(7) 処分品（劣等品、2等品、不合格品）にもかかわらず、商品や飾付け・包装の目につきやすい位置で「処分品」（「劣等品」、「2等品」、「不合格品」）を明示していない場合。

(8) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為と見なされるべきのその他の行為。

第8条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為のために、故意に場所、資金、設備、材料、技術、輸送手段、銀行口座、インボイス、契約書、証明書などの便利を図る行為は、模倣・粗悪商品の生産・販売行為と見なされる。

第3章 監督検査

第9条

監督管理部門は模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる時、関連法律、法規の規定に基づき、それぞれ以下の職権を行使する。

(1) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為に対する苦情や通報の受理。

(2) 模倣・粗悪商品を生産・販売する組織と個人、関連者に対する尋問及び調査。

(3) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる場所、費目、設備、材料、工具などの差押え封印又は押収。

(4) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる契約書、インボイス、帳簿、書類及びその他の資料の閲覧、複製、差押え封印又は押収。

(5) 規定手続きに従って、模倣・粗悪商品の生産・販売行為に関わる収支費目と会計書類について銀行やその他金融機関における調査及び書類の複製。

(6) 模倣・粗悪商品の処分、技術的処理又は二次加工に対する監督。

(7) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為がある組織と個人に対し、生産・販売の停止、ありのままに検査報告書の作成をさせるよう命じること。

(8) 法律、法規と本条例に規定された行政処罰権の行使。

第10条

監督管理部門の行政法執行者は模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる際に、監督管理部門が制作発行した検査執行証書を提示しなければならない。検査執行証書を提示しない場合、検査を受ける組織又は個人は検査を断ることができる。

第11条

監督管理部門は模倣・粗悪商品の生産・販売行為を取り締まる際に、関連商品の品質検査を必要とする場合、適時に見本を抜き取り、法定の検査機関に渡して検査を行なわな

なければならない。検査機関は法に従って規定期限内で公正、正確の検査結論を出さなければならない。

検査を受ける組織又は個人は、ありのままに関連資料を提供し、検査と検証活動に便利を図らなければならない。

見本採取の数量及び技術的方法は、国の関連標準の規定に従う。

第 12 条

検査を経て確かに模倣・粗悪商品であると判定された場合、検査料と見本消耗料は検査を受けた生産・販売組織又は個人が負担する。検査を経て模倣・粗悪商品ではない場合、検査料と見本消耗料は同レベルの財政部門より支給する。国に別途規定がある場合を除く。

第 13 条

監督検査係員は被検査人の正当な技術秘密と商業秘密を守らなければならない。

第 14 条

監督管理部門は同一の模倣・粗悪商品生産・販売行為に対し、皆取締りの権限を有する場合、先に立件した監督部門が取り締まるとする。同一の行為に対し、繰り返し処罰をしてはならない。

第 4 章 法律責任

第 15 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為がある場合、県レベル以上の監督管理部門より本条例に基づいて行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法によりその刑事責任を追及する。

第 16 条

本条例第 6 条第 (1) 号～第 (5) 号の行為の 1 つに該当する場合、生産・販売の即刻停止を命じ、行政機関の責任者の承認を得て、先に全ての商品を登記・保存し、商品と飾付けの上の商標マーク、標識を取り除き、夾雑物、模倣品を混入させ、模倣品を本物と偽った商品と違法所得を没収し、当該組織の直接担当責任者とその他直接責任者に対し、それぞれ 1,000 元以上 3,000 元以下の過料に処す。工商行政管理機関は法に従って営業許可証を取り消すことができる。

確かに模倣・粗悪商品であると確認され、まだ売り出されていない場合、同類商品の正規品相当総額 10%～30%の過料を併科する。すでに売り出された場合、違法所得 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。

第 17 条

本条例第 6 条第 (6) 号、第 (7) 号の行為に該当する場合、生産・販売の停止を命じ、生産・販売した模倣・粗悪商品と違法所得を没収し、当該組織の直接担当責任者とその他直接責任者に対し、それぞれ 3,000 元以上 1 万元以下の過料に処す。工商行政管理機関は法に従って営業許可証を取り消すことができる。

確かに模倣・粗悪商品であると確認され、まだ売り出されていない場合、同類商品の正規品相当総額 30%～50%の過料を併科する。すでに売り出された場合、違法所得 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。

第 18 条

本条例第 7 条第 (1) 号～第 (3) 号の行為の 1 つに該当する場合、是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科する。

第 19 条

本条例第 7 条第 (4) 号～第 (7) 号の行為の 1 つに該当する場合、生産・販売の即刻停止を命じ、違法所得を没収することもできる。情状が重い場合、違法所得 15%～20%の過料を併科する。

第 20 条

本条例第 7 条第 (8) 号の行為に該当する場合、省工商行政管理部門と関連する監督管理部門より認定し、関連法律、法規と本条例の規定に基づいて処罰を与える。

第 21 条

本条例第 8 条の行為に該当する場合、違法所得及び提供された契約書、証明書、インボイスを没収し、1 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が重い場合、提供された資金、設備、材料、輸送手段などを没収し、5 万元以上 10 万元以下の過料を併科する。

第 22 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為が以下に挙げられる状況の 1 つに該当する場合、関連法律、法規と本条例の規定に基づいて厳しく処罰する。

(1) 薬品、食品、農作物の種、化学肥料、農薬、飼料、医療器械、医薬衛生材料、化粧品、電器、圧力容器や燃えやすい・爆発しやすい物品、セメント、鋼材などの模倣・粗悪商品を生産・販売し、工業・農業の生産、人身の安全に危害が及んだ場合。

(2) 犯罪グループなどの組織形式で模倣・粗悪商品を生産・販売する場合。

(3) 模倣・粗悪商品の生産・販売を常業にしている場合。

(4) 模倣・粗悪商品の生産・販売行為で処罰を受けた後に再犯した場合。

(5) 賄賂、リベート、宝くじつき販売で模倣・粗悪商品を販売する場合。

(6) 模倣・粗悪商品の生産・販売金額が大きく、又はその他重い情状がある場合。

第 23 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為がユーザー、消費者に損害をもたらした場合、法により賠償責任を取らなければならない。

第 24 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為を通報した、又はその取締りに協力した組織と個人に仕返しをする場合、所属する部門や上級主管部門より懲戒処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 25 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為があり、法によって取り締まられた組織又は個人に対し、3 年以内に関係する荣誉称号を授与してはならない。すでに授与した場合、授与部門よりそれを取り消すものとする。

第 26 条

当事者は本条例によって下した行政処罰決定に不服がある場合、『行政不服審査条例』と『行政訴訟法』の規定に基づいて再議を申請するか、又は訴訟を提起することができる。

当事者は期限を過ぎても再議も申請せず、訴訟も提起せず、かつ処罰決定を履行しない場合、処罰決定を下した部門より人民法院に強制執行を申請するか、又は法に基づいて強制執行を実施する。

第 27 条

監督管理部門の行政法執行者の法に基づいた職務執行を断るか妨害した場合、公安機関は『中華人民共和國治安管理処罰条例』の関係規定に基づいて処罰する。暴力、威嚇の方法を使用して監督管理部門の行政法執行者の法に基づいた職務執行を妨害する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第 28 条

監督管理部門と品質検査機関の行政法執行者は、法執行の中で職責を軽んじ、職権を濫用し、私情に捕われて不正行為をした場合、関連部門より規定権限に従って懲戒処分を与える。犯罪を構成した場合、法によって刑事責任を追及する。

第 29 条

国の行政法執行者は職権を利用し、模倣・粗悪商品の生産・販売行為のある組織又は個人を支援、庇護、容認した場合、所属部門や関連主管機関より行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法によって刑事責任を追及する。

第 30 条

監督管理部門は過料徴収、生産・販売の停止、営業許可証の取消、財物没収、及び差押え封印、押収などを実施する際に、生産経営組織と個人の合法的財産権又は人身権を侵犯した場合、法によって賠償責任を負わなければならない。

第 5 章 附則

第 31 条

本条例は省人民政府が解釈の責任を持つ。

第 32 条

本条例は 1994 年 10 月 1 日より施行する。

(9) 甘肅省模倣・粗悪商品の生産・販売行為調査処罰条例

<修正ポイント>

1995年6月5日より施行された『甘肅省模倣・粗悪商品の生産・販売行為調査処罰条例』は、現在までに3回の修正が行われている。

1回目：1997年7月30日 | 2回目：2002年3月30日 | 3回目：2010年9月29日

3回目の修正では、模倣・粗悪商品の生産・販売を取締る監督検査部門の職権から模倣・粗悪品の生産・販売者などの違法所得の支払いや振り替えの一時停止を関連金融機関へ通知することが削除された。

【条文の削除】

第12条

…(4) 国家の規定により、模倣・粗悪商品の生産者、販売者、関係者の関係金融機関の取引金額を調査し、関係金融機関に模倣・粗悪商品の生産者、販売者、関係者の違法所得金額の支払いと振り替えの一時停止を通知すること。

甘肅省模倣・粗悪商品生産・販売行為調査処罰条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の秩序を維持し、模倣・粗悪商品を生産、販売する行為を取締り、使用者と消費者の合法的權益を守るために、国家の関連法律、法規、規定に従い、本省の実情に合わせて本条例を制定する。

第2条

本条例は本省の行政区域内で行う模倣・粗悪商品の生産、販売を取締る活動に適用する。

第3条

模倣・粗悪商品の生産、販売を取締る活動は、統一的指導、分業責任、一致協力、社会的監督、総合的管理の原則に従って展開する。

第4条

県級以上の人民政府は取締り業務に対する指導を強化し、模倣・粗悪商品の生産、販売を摘発する組織又は個人を奨励、支持、保護し、行政機関の違法行為取締りに協力し功績を立てた組織又は個人を表彰、奨励する。

第5条

県級以上の工商行政管理部門と品質監督部門（以下、監督検査部門とする）は、責任を持って模倣・粗悪商品の生産、販売を取締る業務を管理する。法律、法規で他の部門による監督検査を指定した場合、その規定に従って実行する。

第6条

如何なる組織と個人も如何なる口実で模倣・粗悪商品を生産・販売する行為を支持、庇護又は放任してはならない。

第2章 取締りの範囲

第7条

取締りの範囲は、模倣・粗悪商品を生産、販売する行為を含む。なお、その行為に条件又は協力を供与する行為も模倣・粗悪商品を生産、販売する行為と看做す。

第8条

以下の行為は模倣・粗悪商品を生産、販売する行為に属する。

(1) 夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、中古品を新品と偽る。

(2) 保証期間超過、失効、変質の商品を販売する。

(3) 人体健康や人身と財産の安全に関する国家基準、業界基準に適しない商品を生産、販売する。

(4) 国家政令によって淘汰、禁止された商品を生産、販売する。

(5) 商品の原産地を偽造し、他人の工場名、工場住所を盗用し、認証マークや名優製品（ブランド商品と優質商品のこと）などの品質マークなどを偽造、盗用する。

(6) 知名商品特有の名称、包装、装飾と同様で若しくは類似する商品を生産、販売する。

(7) 他社の登録商標の商品に成済まし、又は他社の登録商標、ロゴを無断で生産、販売する。

(8) その他の模倣・粗悪商品を生産、販売する行為。

第9条

以下の行為は模倣・粗悪商品の生産、販売に条件と協力を供与する行為に属する。

(1) 模倣・粗悪商品の生産・販売者に営業免許、許可証、銀行口座、資金、伝票、契約書を貸し、又はその他の証明資料を提供すること。

(2) 模倣・粗悪商品の生産と販売に仲介活動を提供すること。

(3) 模倣・粗悪商品の生産・販売と知り又は知りえたにも拘わらず、それに場所、倉庫、設備、運輸道具を提供すること。

(4) 模倣・粗悪商品の生産・販売の方法を伝授すること。

(5) 模倣・粗悪商品の生産・販売者に広告の代理、設計、製作、発表、宣伝を提供すること。

(6) 模倣・粗悪商品の商標、ロゴ、認証マーク、名優商品マーク、銘柄又は包装を代行製作すること。

(7) 模倣・粗悪商品の生産・販売者に協力し、封緘、押収された模倣・粗悪商品を隠匿、移転、隠滅すること。

(8) 模倣・粗悪商品の生産・販売者に偽証と詭弁を提供し、又はその逃亡に協力すること。

(9) 模倣・粗悪商品の生産・販売だと知り又は知りえたにも拘わらず、その他の条件と協力を提供すること。

第10条

下記の商品を生産、販売する行為は模倣・粗悪商品を生産・販売する行為と看做す。

(1) 検験合格証又は販売許可証を有しない商品。

- (2) 商品名称、生産者、産地及び工場住所の中国語表示を有しない商品。
- (3) 使用期限があるのに、生産期日、安全使用期限又は失効期限を明記していない商品。
- (4) 生産許可証管理を実施する商品であるのに、許可証の番号と標識を明記していないもの。
- (5) 関連の規定に従って中国語で仕様、等級、主要技術指標、成分、含量を明記していないもの、又は実際の品質と数量が表示の記載と違うもの。
- (6) 劇毒又は燃焼、爆発しやすい危険品であるのに、中国語による警告標識又は取扱い説明を有しないもの。

第3章 監督検査

第11条

衛生、薬品監督、商品検査、税務、物価、財政、銀行などの関連部門は監督検査部門に協力し、模倣・粗悪商品の生産・販売を早急に取締り、法律に従って不法行為者の銀行口座と預金を凍結し、その営業免許と許可証を取上げ、そして不法商品を鑑定して押収しなければならない。

公安機関は監督検査部門又は他の関連部門に協力し、模倣・粗悪商品の生産・販売を行う重要な不法行為者に対して強制的措置を講じる。

裁判、検察機関は模倣・粗悪商品の生産・販売に関する案件を早急に審理し、法律に従ってその犯罪行為を懲罰する。

模倣・粗悪商品の生産・販売を庇護、放任し、或いは取締りの活動を干渉、妨害する国家機関又はその業務担当者に対しては、監察機関は直ちに証拠を調査して処理する。

第12条

模倣・粗悪商品の生産・販売を取締る際に、監督検査部門は以下の職権を行使できる。

(1) 模倣・粗悪商品の生産・販売をする行為者、容疑者、証人を尋問、調査し、証明材料又は不法行為に関するその他の情報の提出を要求する。

(2) 模倣・粗悪商品、又はその生産・販売に使用する物品を検査し、法律に従ってその商品と物品を押収、封緘する。

(3) 模倣・粗悪商品の生産・販売に関する協議、帳簿、伝票、書類、記録、連絡通信及びその他の証拠資料を取調べる。

(4) 模倣・粗悪商品の消滅、技術処理又は再加工を監督する。

(5) 工農業の生産、人体健康、人身又は財産的安全を嚴重に侵害する製品を発見した場合、直ちにその生産と販売の停止を命じる。

(6) 本条例が規定した行政処罰権を行使する。

第13条

監督検査部門が模倣・粗悪商品の生産・販売を検査する際に、2名以上の執法人員が立会い、そして執法証状を示さなければならない。

第14条

執法人員が模倣・粗悪商品の生産・販売を検査する際に、検査を受ける経営者、利害関係者及び証人は如実に状況を申し述べ、関連材料を提供し、如何なる組織と個人も執法人

員の公務履行を拒絶、妨害してはならない。

第 15 条

模倣・粗悪商品、又はその生産・販売に使用する物品を押収、封緘する際に、県級以上の監督検査部門の責任者の承認を取得し、そして執法人員と当事者が署名する物品リストを作成し、或いは第三者による証明を取得する必要がある。

なお、押収した物品は早急に関係部門の検査に提出し、商品を押収した場合は当事者に書面による通知書を送付しなければならない。

第 16 条

模倣・粗悪商品と認定できず、又はその認定に争議がある場合は、法定の品質検査機構によって鑑定し、鑑定報告を発行するものとする。鑑定で模倣・粗悪商品と確認された場合は鑑定費とサンプル磨耗費は被検査者によって負担し、そうでない場合は、鑑定費とサンプル磨耗費は監督検査部門の案件処理経費から支出する。

第 17 条

監督検査部門は確実な証拠と法的根拠に基づいて模倣・粗悪商品の案件を処理する。公民に対し 50 元以下の科料、法人又は組織に対し 1,000 元以下の罰金、或いは警告の行政処罰を科す際に、その場で行政処罰決定を下すことができる。但しこの場合は、番号のある規定書式の「行政処罰決定書」に記入する必要がある。

第 18 条

模倣・粗悪商品の生産・販売行為に対しては、監督検査部門の管轄範囲と権限に従って処理する。同一の不法行為に対して複数の監督検査部門がある場合、先に立案した監督検査部門によって処理し、重複に処罰してはならない。

第 19 条

監督検査部門は、模倣・粗悪商品の生産者、販売者の名称、商号、住所、企業の法定代表者又は主要責任者の名前を公表することができる。

第 20 条

各級の監督検査部門は模倣・粗悪商品の生産・販売を処罰する罰金を同級の財政部門に上納し、案件の処理に必要な経費は同級の財政部門によって支出する。

第 4 章 罰則

第 21 条

上記第 8 条の (1)、(2) (1)、(2) 項に該当する行為に対しては、生産・販売の停止を命じる他、その模倣・粗悪商品を没収、消滅し、或いは必要の技術処理を行う。そしてその違法所得を没収する他、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金、或いは同種正規商品の価値金額の 20% 以下の罰金を併科する。不法取得がない場合は 10 万元以下の罰金を科す。なお、当事者の営業免許を取上げ、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 22 条

上記第 8 条の (3)、(4) 項に該当する行為に対しては、その生産・販売の停止を命じる他、模倣・粗悪商品と違法所得を全て没収し、そして違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金、或いは同種正規商品の価値金額の 50%以下の罰金を併科する。なお、当事者の営業免許を取上げ、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 23 条

上記第 8 条の (5) 項に該当する行為に対しては、公開の改正を命じる他、違法所得を没収し、そして違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金、或いは同種正規商品の価値金額の 20%以下の罰金を併科する。

第 24 条

上記第 8 条の (6) 項に該当する行為に対しては、その不法行為の停止を命じる他、違法所得を没収する。そして情状に応じて違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。情状が嚴重である場合、当事者の営業免許を取上げ、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 25 条

上記第 8 条の (7) 項に該当する行為に対しては、通達をもって批判する他、生産と販売の停止を命じ、偽造商標の物品又はその商標とロゴを没収、消滅し、違法所得を没収し、商標侵害に使用する金型、原版及びその他の犯罪工具を押収、消滅し、そして違法所得の 5 倍以下の罰金、或いは不法売上高の 50%以下の罰金を併科する。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 26 条

上記第 9 条の (1)、(2)、(3)、(7)、項に該当する行為に対しては、違法物品と違法所得を没収する他、2,000 元以上 5 万元以下の罰金を併科し、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 27 条

上記第 9 条の (4) 項に該当する行為に対しては、違法所得を没収する他、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。

第 28 条

上記第 9 条の (5) 項に該当する行為に対しては、その広告発布の停止と公開改正を命じる他、広告費を没収し、広告費の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。情状が嚴重である場合、法律に従って当事者の広告業務を停止し、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第 29 条

上記第 9 条の (6) 項に該当する行為に対しては、その印刷、製作の停止を命じる他、関連物品と印刷用金型、原版又は他の犯罪工具及び違法所得を没収し、そして違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金、或いは不法売上高の 20%以下の罰金を科す。

第30条

上記第10条に該当する行為に対しては、改正を命じ、情状が嚴重である場合は、当事者の生産と販売を停止する他、違法所得の15～20%の罰金を科す。

第31条

模倣・粗悪商品の生産・販売を行い、金額が巨大で情状が嚴重である場合、生産と販売の停止を命じる他、模倣・粗悪商品と違法所得を全て没収し、模倣・粗悪商品の生産・販売に使用する工具及びその他の物品を没収し、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金、或いは2万元以上10万元以下の罰金を科し、そして休業整頓を命じ、或いは営業免許を取上げる。犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第32条

上記第8条、第9条の規定に違反した場合、主要責任者と直接担当者に対して1,000元以下の罰金を科し、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

前項の規定に違反して刑罰に処せられ、刑期満了後の5年間以内に、企業の法定代表者又は主要責任者に任じてはいけない。

第33条

模倣・粗悪商品を生産・販売し、或いはその生産・販売に条件と協力を供与して他人に損害を蒙らせた場合、法律に従って民事的賠償責任を負担する。

第34条

監督検査部門又はその他国家機関の業務担当者が職権を濫用し、私情にとらわれて悪いことをし、模倣・粗悪商品の生産・販売を庇護、放任し、或いは取締り活動を干渉、妨害する場合、その情状と結果の嚴重さに応じて行政的処分を処し、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追究する。

第35条

本条例が規定した行政処罰は、工商行政管理部門、品質監督部門により、規定の職権範囲内で執行する。法律や行政法規に行政処罰に関して別途規定がある場合は、その規定に従って執行する。

第36条

監督検査部門の法による公務執行を拒絶、妨害するものは、公安機関により、『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に従って処理し、暴力や脅威の手法で監督検査部門の法による公務執行を妨害するものは、司法機関によってその刑事責任を追究する。

第5章 附則

第37条

模倣・粗悪輸入商品を組立、変造、販売し、或いは商品検査機関の検査を受けていない輸入商品を販売する行為については、本条例の関連規定を参照して取締る。

第 38 条

本条例は公布の日より施行する。

2. 製品品質関連

(1) 北京市製品品質監督管理条例

<修正ポイント>

1994年9月1日より施行され、1997年9月に修正された『北京市製品品質監督管理条例』は2010年12月、2度目の修正が施行された。

【条文の削除】

第9条

品質に問題が多く、大衆からのクレームが多く、人体の健康と人身・財産の安全に係る製品、及び重大な結果を招くおそれのある重要な農業用生産資料に対して、販売前に検査依頼（原文「報検」）を行なう。

品質システムが合格認証を受けた企業の製品、製品品質が合格認証を受けた製品、省級以上の製品品質監督管理部門または関係部門の検査を受け合格した製品、については状況を鑑みて検査を免除することができる。販売前検査の具体的方法と検査項目は人民政府が規定する。

第11条

製品品質監督検査で発生した検査費用は下記の規定に基づき処理する。

- (1) 監督抜き取り検査の検査費用は同級の財政により支払われる。
 - (2) 統一監督検査、定期監督検査の検査費用は国家の規定する項目と規準に照らして受け取る。
 - (3) 日常監督検査で不合格の製品の検査費用は検査を受けた生産者、販売者が負担する。
- その他の方法の監督検査の検査費用は国家の関係規定に基づき執行する。

第14条

当市の企業品質信用評価或いは製品品質に対して行なう評価活動は公平、公正、公開の原則に従い、授与する信用評価の称号には有効期限を規定する必要がある。市人民政府の製品品質監督管理部門と関係部門は評価活動に対して監督検査を行い、事実合致しない信用評価の称号に対してこれを取り消す権利を有する。

第34条

本条例第21条の規定に違反した場合、是正を命じる。強制性のある規準に合致しない製品を生産した場合、生産の停止を命令し、製品を没収し、廃棄を監督し必要な技術処理を行い、当該ロット製品の貨物価値金額の20%から50%の過料に処し、関係責任者を5,000元以下の過料に処することができる。…

第36条

本条例第25条の規定に違反した場合、是正を命じる。情状が重い場合、生産・販売停止を命令し、違法所得の15%から20%の過料に処す。

第42条

本条例第17条の規定に違反して検査データを偽造、あるいは検査結論を偽造した場

合、是正を命じ、検査費用の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、その製品品質検査機関の資格を取り消し、或いは営業許可証を取り消すことができる。犯罪を構成する場合、法に依り直接責任者の刑事責任を追及する。検査を受けた者に損害をもたらした場合、法に基づき賠償責任を負う。

第44条

当事者が行政処罰に対して不服の場合、『中華人民共和国製品品質法』第46条の規定に基づき、再審を申し立て、あるいは人民法院に起訴できる。当事者が期限内に再審の申立てをせず人民法院に起訴もせず、しかも処罰決定を履行しない場合、その処罰を決定した機関は人民法院に強制執行の申請をすることができる。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第3条 市と区、<u>県の技術監督局は同級の人民政府製品品質監督管理部門であり</u>、当行政区域内の製品品質監督管理業務に責任を負う。…</p>	<p>市と区、<u>県人民政府の製品品質監督管理部門</u>は、当行政区域内の製品品質監督管理業務に責任を負う。…</p>
<p>第18条 検査を受けた者が検査データと検査結果に対して異議がある場合、検査報告を受領した日から 10日以内に市級の製品品質監督管理部門に再検査を申請することができる。</p>	<p><u>「15日以内」</u>に延長された</p>
<p>第27条 販売者は品質管理を強化し、健全な品質責任制を確立し、仕入れ時の検査検収制度と <u>販売前の検査依頼制度</u> を実行しなければならない。</p>	<p><u>「販売前の検査依頼制度」</u> が削除された</p>
<p>第33条 本条例 <u>第20条の規定</u> に違反した場合、「中華人民共和国製品品質法」及び関係法律法規の規定に基づき処罰する。犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。</p>	<p>違反した場合に処罰される条文の規定が <u>「第17条、第20条、第21条第1項、第25条、第28条」</u> まで拡大</p>
<p>第38条 本条例第23条、<u>第28条</u>の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処し、営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。</p>	<p><u>「第28条」</u> を削除</p>

北京市製品品質監督管理条例

第1章 総則

第1条

製品品質に対する監督管理を強化し、製品の品質責任を明確にし、ユーザー、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』（以下、「中華人民共和国製品品質法」という）と関係法律法規に基づき、当市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

当市の行政区域内で製品の生産・販売活動に従事する場合は、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう製品とは、加工、製造を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例は適用しない。

第3条

市と区、県人民政府の製品品質監督管理部門は、当行政区域内の製品品質監督管理業務に責任を負う。

市と区、県の人民政府関係部門は、各自の職責の範囲内で製品品質監督管理業務に責任を負う。

第4条

各級の人民政府は、製品品質監督管理業務に対する指導を強化し、製品品質監督管理業務を調整しなければならない。

第5条

当市は、すべての組織と個人が製品の品質に対して社会的世論的監督を行なうことを奨励、支持、保護する。通報内容が真実で、製品品質の法律法規に違反した行為の摘発に協力して功労のあった者に対して、褒賞を与え、その秘密を守る。

第2章 製品品質監督検査

第6条

当市の製品品質監督検査の重点は、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、国家経済と人民生活に影響を及ぼす重要な工業製品、ユーザー、消費者、関係組織により品質問題があると指摘された製品である。

第7条

当市が実行する製品品質監督検査制度は、監督抜き取り検査、統一監督検査、定期監督検査と日常監督検査方法などである。

(1) 監督抜き取り検査は、製品の品質監督検査の主要方法で、国家と地方の監督抜き取り検査を含み、重点製品の品質に対して計画的に組織された比較的大規模な検査である。

(2) 統一監督検査は、国家の必要と要求に基づき、ある種類の製品品質に対して全市

的範囲で行なう検査である。

(3) 定期監督検査は、当市の実情と必要に基づき、確定した製品検査項目と検査周期に基づき行なう検査である。

(4) 日常監督検査は、日常監督において発見された製品及び、ユーザー、消費者、関係組織が通報、指摘した品質問題の多い製品に対して行なう検査である。

製品品質の監督検査に対して法律法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。

第8条

製品品質監督検査は、重複を避けなければならない。

監督抜取り検査、統一監督検査、定期監督検査は、法律法規が別途規定する場合を除いて、市の人民政府製品品質監督管理部門が統一して計画、組織する。

製品品質監督検査のデータは、同じ検査周期内においては関係部門の監督検査の共通の根拠としなければならない。監督検査結果は、公表または検査を受けた者に告知しなければならない。

第9条

~~品質に問題が多く、大衆からのクレームが多く、人体の健康と人身・財産の安全に係る製品、及び重大な結果を招くおそれのある重要な農業用生産資料に対して、販売前に検査依頼（原文「報検」）を行なう。~~

~~品質システムが合格認証を受けた企業の製品、製品品質が合格認証を受けた製品、省級以上の製品品質監督管理部門または関係部門の検査を受け合格した製品、については状況を鑑みて検査を免除することができる。~~

~~販売前検査の具体的方法と検査項目は人民政府が規定する。（2010年12月23日に削除）~~

第10条

監督検査及び製品品質検査の根拠は、以下のとおりである。

(1) 法律・法規と規則の規定。

(2) 国家規準、業界規準、地方規準、届け出た企業規準。

(3) 製品マークに明示されている内容、実物見本、製品の説明書と営業契約における品質約定など。

(4) 国家と省級以上の製品品質監督管理部門が認可した製品品質検査方法または品質評価規則。

第11条

~~製品品質監督検査で発生した検査費用は下記の規定に基づき処理する。~~

~~(1) 監督抜取り検査の検査費用は同級の財政により支払われる。~~

~~(2) 統一監督検査、定期監督検査の検査費用は国家の規定する項目と規準に照らして受け取る。~~

~~(3) 日常監督検査で不合格の製品の検査費用は検査を受けた生産者、販売者が負担する。~~

~~その他の方法の監督検査の検査費用は国家の関係規定に基づき執行する。（2010年12月23日に削除）~~

第 12 条

製品品質監督管理部門及びその行政執行人が製品品質の違法行為を調査する際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 関係の契約書、帳簿、伝票、書類、記録、業務交信及びその他の資料を閲覧、コピーすること。

(2) 製品の保存場所と倉庫に立ち入り、製品品質を検査すること。

(3) 違法の事実が確実で、法的根拠があり、個人に対しては 50 元以下、法人またはその他の組織に対して 1,000 元以下の罰金または警告の行政処罰を科す場合、現場で行政処罰を決定することができる。

(4) 重大な品質問題のある製品の生産・販売に対して、販売の一時停止と検査のための待機を命じる。生産者、販売者に明らかに財物を持ち逃げする意図がある、または証拠の移動、廃棄が発見された場合、必要に応じて封鎖保存、差押えをすることができ、かつ、規定の期限内に処理する。

前項第 4 号に規定する行政措置の実施は、市と区、県の製品品質監督管理部門の責任者の認可を経なければならない。

行政執行人は、生産者、販売者の営業秘密を保持しなければならない。

第 13 条

製品品質監督管理に従事する行政執行人は、研修を受け、試験に合格し、行政法執行資格を取得したものでなければならない。

製品の品質に対して監督検査を行なう際に、必ず 2 名以上の行政執行人が参加し、統一発行した執行証明書を提示しなければならない。規定の執行文書、罰金没収品領収書を使用して、規定の執行手順に基づき法執行をする。

~~第 14 条~~

~~当市の企業品質信用評価或いは製品品質に対して行なう評価活動は公平、公正、公開の原則に従い、授与する信用評価の称号には有効期限を規定する必要がある。市人民政府の製品品質監督管理部門と関係部門は評価活動に対して監督検査を行い、事実と合致しない信用評価の称号に対してこれを取り消す権利を有する。(2010 年 12 月 23 日に削除)~~

第 15 条

製品品質検査機関は、相応の検査条件と能力を有していなければならないが、市の製品品質監督管理部門または授権された部門の審査に合格して初めて、製品品質検査業務を担当することができる。薬品、食品衛生、ボイラー圧力容器、輸出入商品などの品質検査機関について、法律、行政法規に別途規定がある場合、関係法律、行政法規の規定に基づき執行する。

第 16 条

製品品質監督検査に必要なサンプルは、製品品質監督検査員が製品品質監督検査に関する証書を所持し、検査を受ける組織から規定に基づく数量を無作為抽出方法で抜き取る。検査業務が完了しサンプル留め置き期間が満了した後、損耗したものと国家の別途規定によるもの以外、サンプルはすべて検査を受けた組織へ返却しなければならない。

第 17 条

製品品質検査機関は、規定の手順、検査方法と期限に基づき製品を検査し、真実、正確、公正な検査データと検査結論を出さなければならない。

第 18 条

検査を受けた者は、検査データと検査結果に異議がある場合、検査報告を受領した日から 15 日以内に、市級の製品品質監督管理部門に再検査を申請することができる。

第 19 条

製品品質監督管理部門、工商行政管理部門及び関係部門は、ユーザー、消費者の申し立てた製品品質問題について、責任を持って処理しなければならない。

第 3 章 生産者、販売者の製品品質責任と義務

第 20 条

生産者、販売者は、その生産・販売する製品の品質に対して責任を負う。生産・販売する製品の品質、マーク、包装は、『中華人民共和国製品品質法』及び関係法律法規の規定に合致しなければならない。模倣・粗悪製品を生産・販売してはならない。

第 21 条

生産者が生産する製品は製品規準を有し、かつ合致しなければならない。食品、薬品、飲料、電器、医療機器など人体の健康と人身・財産の安全に係わる製品の生産は、強制的規準に合致しなければならない。

企業が生産する製品に対して国家規準、業界規準、地方規準がない場合、相応の企業規準を制定し、生産手配の根拠としなければならない。企業が制定し実行する製品規準は、規定に基づき製品品質監督管理部門と関連の行政主管部門に届け出て、登記を行わなければならない。

第 22 条

生産者は、製品の品質管理を強化し、品質検査制度を構築・健全化し、品質責任制を厳格に実行し、生産する製品の品質合格を保証しなければならない。不合格製品を出荷してはならない。

第 23 条

製品品質が規定の規準に達していないが、使用性能を備えかつ安全、衛生要求に合致した場合、製品またはその包装に「処理品」、「瑕疵品」、「等外品」等の文字を明記して初めて、それを出荷または販売することができる。法律法規に別途規定がある場合は、除外する。

第 24 条

国家が安全認証の実施を規定している製品が安全認証を受けず、または安全認証に合格しない場合、それを出荷、販売、輸入、使用してはならない。

国家が生産許可証の実行を規定している製品は、製品またはその包装と説明書に生産許可標識と通し番号を明記しなければならない。

第 25 条

食品、薬品、化粧品、農薬、化学肥料など使用期限のある製品は、製品または包装に生産期日、安全使用期限、失効期日を明記しなければならない。

第 26 条

印刷業者は、製品マーク、著名優秀マーク、認証マーク、偽造防止マークとバーコードなど、または上記のマーク、標識を含む包装物と銘板の印刷を、不法に引き受けてはならない。

第 27 条

販売者は、品質管理を強化し、品質責任制を確立・健全化し、仕入れ時の検査検収制度を実行しなければならない。

第 28 条

生産者、販売者は、製品の中に夾雑物、模倣品を混入させてはならない。模倣品を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、古い物を新しい物と偽り、不合格製品を合格製品と偽ってはならない。国家が明文で淘汰を命じた製品を生産・販売してはならない。

第 29 条

いかなる組織や個人も、模倣・粗悪製品の生産・販売のために場所などの便宜を図ってはならない。

第 30 条

展示即売会と専門市場の主催者、商品カウンター貸出人は、販売する製品の品質に対して連帯責任を負う。

第 31 条

製品の品質不合格または製品の欠陥が原因で人身を傷つけ、財産に損害をもたらした場合、販売者が『中華人民共和国製品品質法』の損害賠償に関する規定に基づき賠償する。求償が必要な場合、販売者が生産者に求償する。

第 32 条

生産者、販売者が製品の品質問題に起因して、法により修理、交換、返品 of 責任を負う際に、大きな製品の修理、交換、返品でユーザー、消費者に運送費、交通費、遅刻収入などの経済的損害をもたらした場合、本条第 31 条の規定に基づき処理する。

第 4 章 法的責任

第 33 条

本条例第 17 条、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 25 条、第 28 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』及び関係法律法規の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 34 条

~~本条例第 21 条の規定に違反した場合、是正を命じる。強制性のある規準に合致しない製品を生産した場合、生産の停止を命令し、製品を没収し、廃棄を監督し必要な技術処理を行い、当該ロット製品の貨物価値金額の 20% から 50% の過料に処し、関係責任者を 5000 元以下の過料に処することができる。(2010 年 12 月 23 日に削除)~~

本条例第 21 条第 2 項の規定に違反した場合、期限を切って改善するよう命じるほか、通告批判し、または責任者に行政処分を与えることができる。

第 35 条

本条例第 24 条第 1 項の規定に違反した場合、販売の停止を命じ、違法所得の 3 倍以下の過料に処するほか、違法組織の責任者を 5,000 元以下の過料に処することができる。

~~第 36 条~~

~~本条例第 25 条の規定に違反した場合、是正を命じる。情状が重い場合、生産・販売停止を命令し、違法所得の 15% から 20% の過料に処する。(2010 年 12 月 23 日に削除)~~

第 37 条

本条例第 26 条の規定に違反した場合、是正するよう命じるほか、関係法律法規の規定に基づき処罰することができる。

第 38 条

本条例第 23 条の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処し、営業許可証を取り上げることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 39 条

本条例第 29 条の規定に違反し、模倣・粗悪製品の生産・販売のために場所などの便宜を図った場合、是正するよう命じる。是正を拒んだ場合、違法所得を没収するほか、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処する。

第 40 条

本条例第 31 条、第 32 条の規定に違反した場合、消費者の合法的権益保護の法律法規の関係規定に基づき処理する。

第 41 条

製品品質監督検査中に、検査を受ける生産者・販売者が契約書、帳簿、伝票、書類、記録、業務交信などの関係証拠資料の提供を拒んだ場合、是正するよう命じる。

生産者・販売者が、重大な品質違法行為に係わる財物の一時販売停止命令と、移動、隠匿、廃棄行為の禁止命令に違反した場合、状況により、販売、移動、隠匿、廃棄された財物価格の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

~~第 42 条~~

~~本条例第 17 条の規定に違反して検査データを偽造、あるいは検査結論を偽造した場合、是正を命じ、検査費用の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場~~

~~合、その製品品質検査機関の資格を取り消し、或いは営業許可証を取り上げることができ
る。犯罪を構成する場合、法に依り直接責任者の刑事責任を追及する。検査を受けた者に
損害をもたらした場合、法に基づき賠償責任を負う。(2010年12月23日に削除)~~

第43条

本条例に規定する営業許可証取り上げの行政処罰は、工商行政管理部門が決定し、その
他の行政処罰は、製品品質監督管理部門または工商行政管理部門が各自の職権に基づき決
定する。日常監督検査で発見された模倣・粗悪製品販売行為に対しては、「先に立件した
ものが摘発を担当する」という原則に基づき処理する。

行政処罰権行使機関について、法律法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

~~**第44条**~~

~~当事者が行政処罰に対して不服の場合、「中華人民共和国製品品質法」第46条の規定
に基づき、再審を申し立て、あるいは人民法院に起訴できる。当事者が期限内に再審の申
立てをせず人民法院に起訴もせず、しかも処罰決定を履行しない場合、その処罰を決定し
た機関は人民法院に強制執行の申請をすることができる。(2010年12月23日に削除)~~

第45条

製品品質監督管理部門及びその行政執行人が職権を行使する際に、生産者、販売者の合
法的な財産に損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。行政執行人が職権を
乱用し、職務怠慢、情実にとらわれて不正行為を行い、犯罪を構成した場合、法により刑
事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、行政処分を与える。

第5章 付則

第46条

本条例の具体的応用における問題は、市人民政府が解釈説明する。

第47条

本条例は、1994年9月1日から施行する。1986年9月10日に北京市第8期人民大会常
務委員会第30回会議で採択された『北京市工業製品品質監督条例』は、同時に廃止する。

(2) 天津市製品品質監督条例

<修正ポイント>

2001年2月1日より施行された『天津市製品品質監督条例』は2010年9月25日、1987年1月から施行されていた『中華人民共和国治安管理处罰条例』が廃止され、2006年3月1日より『中華人民共和国治安管理处罰法』が施行されたことに伴い修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第29条 製品品質監督法執行担当者が法により公務を執行することを妨害する場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理处罰条例』に基づき処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	『中華人民共和国治安管理处罰法』に修正された

天津市製品品質監督条例

第1条

製品の品質監督を強化し、製品の品質水準を高め、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』と関係法律、行政法規の規定に基づき、当市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

当市の行政区域内で製品の生産・販売及び品質監督活動に従事する場合、本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう製品とは、加工、製作を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例の規定は適用しない。ただし、建設工事に購入する建築材料、建築部材及び設備等の製品は、本条例の規定を適用する。

第3条

当市各級人民政府は、製品の品質向上を国民経済・社会発展計画に組み入れ、製品品質の業務に対する統合計画、組織指導を強化しなければならない。

第4条

市の品質技術監督部門は、製品品質監督業務の行政主管部門である。市の品質技術監督部門に設置される法執行機構は、製品品質監督・法執行業務に責任を負う。

区、県の品質技術監督部門は、市の品質技術監督部門の指導の下で、本行政区域内の製品品質監督業務に責任を負う。

法律において、専用製品の品質監督管理部門について別途規定がある場合は、関係法律の規定に従い執行する。

第5条

生産、販売する製品は、国際・国内市場の必要に適応し、国際規準を積極的に適用したものでなければならない。人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準と地方規準、並びに契約において約定する技術的要求に合致し、関係生産許可証管理または安全認証強制管理規定、及び製品説明、実物見本により明示される品質の状況に合致するものでなければならない。

第6条

生産者、販売者が下記のような状況のいずれか該当する場合、国及び当市の規定に従い是正して初めて、国内市場で販売することができる。

- (1) 製品品質検査合格証明がない場合。
- (2) 中国語で製品名、生産工場名、工場の住所を明記していない場合。
- (3) 関係規定により仕様、等級、主要技術指標または成分、含有量等を表示しなければならないのに、中国語で明記していない場合や、事前に消費者に知らせなければならないのに、外包装に表示せず、または事前に消費者に資料を提供しない場合。
- (4) 使用期限のある製品の目立つ位置には、生産期日及び安全使用期限または失効期日をはっきりと表示しない場合。
- (5) 不適当な使用により製品本体に損傷をもたらしやすい、または人身・財産の安全を脅かす製品には、警告マークまたは中国語の警告説明を有しない場合。
- (6) 壊れやすい、燃えやすい、爆発しやすい、有毒である、腐食しやすい、放射性があるなどの危険物品及び貯蔵、輸送中に天地無用が必要、並びにその他の特殊な要求がある製品の包装の品質が、相応の要求に合致せず、国の関係規定に基づき警告マークまたは中国語の警告説明を作成しておらず、貯蔵、輸送上の注意事項を明記しない場合。
- (7) 使用性能に瑕疵を有する製品には、製品または包装上の目立つ部位に明示しない場合。

第7条

下記のような状況のいずれかに該当する製品の生産・販売を禁止する。

- (1) 夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、または不合格製品を合格製品と偽った場合。
- (2) 国が明文で生産淘汰を命じた場合、または国が明文で淘汰を命じ、販売停止を命じた場合。
- (3) 失効、変質した場合。
- (4) 品質保証期間または保存期間を過ぎた場合。
- (5) 生産期日、安全使用期限、失効期日を偽造、改ざんした場合。
- (6) 産地を偽り、他人の工場名、工場住所を偽造しまたは盗用した場合。
- (7) 文字、図形、記号及びその他の方法により、認証マーク、原産地域製品専用マーク、適用規準マーク、検査免除マーク、品質標識、規準番号を偽造、盗用した場合。

第8条

販売した製品において、関係製品の品質規準または契約に表示した品質の状況に合致しないものが発見された場合、販売者は、製品の修理、交換、返品を保証する責任及び損害賠償の責任を負わなければならないが、うち生産者の責任に属する場合には、販売者は生産者に損害賠償を求めることができる。

第9条

生産者、販売者は、製品規準に基づき、詳細な取り付け、メンテナンス、使用に関する説明及び対応の役務を提供しなければならない。

第10条

加工、製作を経て販売に用いる農産物は、下記のような要求に合致しなければならない。

- (1) 人体の健康を害する物質の含有量が規準または規定を超えないこと。
- (2) 不純物含有量が所定の規準を超えないこと。
- (3) 特別な要求がある製品は、関係規定に合致しなければならないこと。

国及び当市において、その他の農産品について別途規定がある場合は、その規定に従う。

第11条

当市において製品品質検査、認証、認証コンサルティングに従事する社会仲介機構は、国の関係規定に基づいて設立しなければならない。その発行する報告、証明、証書等の関係資料、または提供するその他の役務は、真実、客観的、公正、科学的なものであり、かつ市の品質技術監督部門の監督管理を受けなければならない。具体的な方法は、市人民政府が別途制定する。

第12条

製品品質の検査は、『中華人民共和国標準化法』の規定に基づき、国家規準、業界規準または地方規準を適用しなければならない。上記の規準がない場合には、企業規準や契約に約定する技術指標、並びに製品の包装、説明、広告、実物見本により明記した指標に準拠することができる。輸出製品は、需給双方の契約に約定する技術指標をそのまま使用することができる。

第13条

製品品質監督部門は、生産、販売する製品について行政法執行検査を行う際に、検査を受ける者は規定に従い、検査用見本と有効な領収書、帳簿、証憑等の関係資料を事実のとおり提供し、検査測定手段及び作業条件の面において便宜を図らなければならない。

第14条

製品品質監督部門が製品品質抜取検査を行う際に、検査を受ける者から検査費を徴収してはならない。必要な費用は、市の財政部門が支給する。

国または市の品質技術監督行政管理部門が組織する、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、並びに幅広い消費者から品質に重大な問題があると指摘された製品に対する統一監督検査、定期監督検査を行う際に、国及び当市の関係規定に基づき、検査を受ける者から検査費用を徴収しなければならない。

第15条

所定の数と方式により生産者から検査用見本を抜取する場合、生産者は無償で提供する。販売者から検査用見本を抜取する場合、国の関係規定に基づいて実施する。

第 16 条

検査を受ける者は製品品質検査結論に異議がある場合、検査結論を受領した日から 15 日以内に、製品品質監督検査を実施した品質技術監督部門または 1 級上の主管部門に再検査を申請することができる。

再検査申請を受理する部門は、再検査申請書を受領した日から 10 日以内に、製品品質検査機構を指定して再検査を実施させ、書面で再検査の結論を再検査申請人に通知しなければならない。

抜取った検査用見本は、検査を経た後もまだ使用価値があり、検査を受ける者が検査結論を確認し、または期限を過ぎても再検査を申請しない場合に、直ちに生産者または販売者に返却しなければならない。

再検査の結論により、元の検査結論の誤りが確認された場合、再検査費用は元の検査結論を出した製品品質検査機構が負担する。元の検査結論が正しい場合、再検査費用は再検査申請者が負担する。

第 17 条

既に取得した違法容疑の証拠または通報により、生産・販売が禁止される違法品に直接使用した疑いのある輸送ツールについて、部門責任者の許可を経て先に封鎖または差押えを行なうことができ、かつ 7 日以内に処理しなければならない。

第 18 条

本条例第 5 条、第 6 条第 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7) 号の規定に違反した場合は、『中華人民共和国製品品質法』に基づいて処罰を与える。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 19 条

本条例第 7 条第 (4)、(5)、(7) 号の規定に違反した場合は、是正するよう命じ、違法に生産・販売する製品を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の同値以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 20 条

本条例第 8 条の規定に違反し、販売者が販売した製品が関係製品の品質規準または契約に約定する品質要求に合致せず、製品の返却保証、損害賠償の責任を負うことを拒否した場合は、是正するよう命ずる。

第 21 条

本条例第 10 条の規定に違反した場合は、違法に生産・販売する製品を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の 3 倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 22 条

生産・販売を禁止する製品であることを知りまたは知るべきである前提で、経営場所を提供した場合、全ての違法収入を没収し、違法収入の 3 倍以下の過料を併科する。直接責

任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 23 条

建設工事において、生産、販売を禁止する建築材料、建築部材及び設備等の製品を使用した場合は、建設事業者または施工事業者に当該製品の使用停止を命じ、違法品を没収する。既に建設工事に使用した場合は、建設行政主管部門に遅滞なく通知し、法により処理しなければならない。

建設事業者または施工事業者が上記の生産、販売を禁止する製品の生産者、販売者を提供しない場合は、違法品の貨物価値金額の 3 倍以下の過料に処する。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 24 条

本条例第 13 条の規定に違反した場合は、是正するよう命ずる。是正しない場合は、5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 25 条

生産者、販売者が法定検査機構により発行される製品品質検査報告書、鑑定証明を偽造、改ざんした場合は、5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 26 条

法律に違反して製品品質検査、認証、認証コンサルティングに従事した場合は、品質技術監督部門が違法行為の差し止めを命じ、かつ 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管担当者及びその他の責任者に対して、5,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 27 条

製品品質監督部門が講じた行政強制措置が誤り、または製品品質監督検査機構が下した検査結論が誤り、生産者、販売者に経済的損失をもたらした場合は、法により賠償責任を負わなければならない。

抜取った検査用見本が、検査後もまだ使用価値があるのに、期日通りに生産者または販売者に返却しない場合は、在籍の単位または上級主管部門が直接責任者の行政責任を追及する。生産者または販売者に対し直接経済的損失をもたらした場合は、法により賠償責任を負わなければならない。

第 28 条

製品品質監督管理部門及びその業務担当者が下記のような状況のいずれかに該当する場合、単位の責任者及びその他の責任者には、在籍の単位または上級主管部門が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 法定の行政処罰の根拠がないのに処罰を実施した場合。

- (2) 規定に違反して費用を徴収した場合。
- (3) 違法行為を制止し、処罰しなければならないのに、制止、処罰しない場合。
- (4) 公正な公務執行に影響する可能性のある贈与品、宴会の接待並びにその他の不当利得を受け入れた場合。
- (5) 法定職責を履行せず、重大な結果をもたらした場合。

第 29 条

製品品質監督法執行担当者が法により公務を執行することを妨害する場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づき処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 30 条

本条例に定める強制措置及び行政処罰は、品質技術監督部門と工商行政管理部門が市人民政府により規定した役割分担に応じて実施する。

第 31 条

本条例は、2002 年 2 月 1 日より施行する。1994 年 11 月 30 日に天津市第 12 期人民代表大会常務委員会第 12 回会議で採択され、1997 年 10 月 22 日に天津市第 12 期人民代表大会常務委員会第 36 回会議で改訂された『天津市製品品質監督条例』は、同時に廃止する。

(3) 上海市製品品質条例

<施行ポイント>

『上海市製品品質条例』が2012年9月1日より施行され、1994年10月1日及び1998年6月に修正された『上海市製品品質監督条例』は廃止された。

『上海市製品品質条例』はこれまでよりも3条少ない全6章50条からなり、『中華人民共和国製品品質法』の改正や『権利侵害責任法』、『国务院による食品等製品の安全監督管理に関する特別規定』等が施行されたことに伴い、改正された。

上海市製品品質条例

第1章 総則

第1条

製品の品質責任を明確にし、製品品質に対する監督管理を強化し、製品の品質水準を高め、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』とその他の法律、行政法規の規定に基づき、当市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

当市の行政区域内で製品の生産・販売及び関連する活動に従事し、並びに製品の品質監督を実施する場合、本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう製品とは、加工、製造を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例の規定は適用しない。但し、建設工事に用いる建築材料、建築部材及び設備が前項に規定する製品の範囲に属する場合は、本条例の規定を適用する。

第3条

生産者、販売者は、製品の品質の責任の主体であり、法により製品の生産、販売活動に従事し、信義誠実をもって経営を行い、社会及び公衆に対して責任を負い、行政的監督と社会的監督を受けなければならない。

第4条

市及び区、県人民政府は、製品の品質向上を国民経済・社会発展計画に組み入れ、製品品質監督業務に対する指導を強化し、各関係部門が製品品質監督業務を行うよう組織・調整して、本条例の施行を保障しなければならない。市人民政府が設立する品質安全業務議事調整機構は、当市の製品品質業務における重大事項の研究配置、統合調整の責任を負う。

市の品質技術監督部門は、当市の製品品質監督業務を主管し、区、県の品質技術監督部門は、職責分掌に従い製品品質監督業務を行う。

当市の工商行政管理部門は、流通領域の製品品質監督管理の責任を負い、その他の関係部門は、各自の職責の範囲内で製品品質監督業務の責任を負う。

法律・法規において、製品品質監督部門について別途規定がある場合は、関係法律・法規の規定に従って執行する。

第5条

当市は、企業が先進的科学技术と科学的品質管理方法を採用し、製品の品質を高め、自

主的ブランドの確立を推進することを奨励する。

当市は、製品品質技術の基礎的建設を強化し、計量、標準化及び品質検査測定等の技術機構の能力とレベルを高め、品質検査測定の新技術の研究開発を奨励・促進し、製品品質業務に対する技術的保障を提供する。

市及び区、県人民政府は、品質褒賞制度を確立・健全化しなければならない。品質管理が先進的で、製品品質が国際先進的水準まで達しており、成績が顕著な組織と個人、並びに製品品質検査測定技術の研究に著しく貢献した組織と個人に対し、表彰と褒賞を与える。

第6条

製品の品質に対して社会的監督及び世論的監督を行うことを奨励、支持、保護する。

中華人民共和国製品品質法律・法規への違反行為を通報して事実が確認されたもの、及び調査に協力し功労のあった組織と個人に対して、関係部門は国及び当市の関係規定に従って褒賞を与えなければならない。

第2章 生産者、販売者の責任と義務

第7条

生産者は、その生産する製品の品質に対して責任を負わなければならない。

製品の品質は、下記のような条件に合致しなければならない

(1) 人身・財産の安全を脅かす不合理な危険がないこと。人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準又は地方規準がある場合は、当該規準に合致しなければならない。

(2) 製品が備えるべき使用性能を備えていること。但し、製品の使用性能の瑕疵について説明がなされている場合は除外する。

(3) 製品又は包装に明記されている製品規準に合致し、製品説明、実物サンプルなどの方法で示した品質状況に合致していること。

生産者、販売者及びサービス業事業主が提供する贈答品、景品は、本条第2項の規定に合致しなければならない。

第8条

企業の生産活動において、国家規準、業界規準又は地方規準がない場合は、企業規準を制定しなければならない。国家規準、業界規準又は地方規準が既にある場合は、企業が国家規準、業界規準又は地方規準よりも厳しい企業規準を制定し、企業内部で適用するよう奨励する。

企業が生産する製品は、それに明示された執行規準に合致しなければならない。

第9条

生産者は、原材料・補助材料、部品パーツの仕入れ時検査・検収及び製品出荷時検査等の製品品質管理制度を確立し、法律・法規及び規準の要求に合致する製品品質であることを保証しなければならない。

生産者は製品品質記録資料を作り、原材料・補助材料、部品パーツの仕入れ時検査・検収、製品出荷時検査、販売、回収処分等の状況を如実に記録しなければならない。

第10条

製品又はその包装に記載される標識は真実で、下記のような条件に合致していなければならない。

(1) 製品品質検査合格証明を有すること。

(2) 中国語で明記した製品名、製造工場名と製造工場所在地を有すること。

(3) 製品の特徴及び使用条件に基づき、製品の仕様、等級、主要含有成分の名称及び含有量を表示しなければならない場合、中国語でそれ相応の表示をすること。事前に消費者に知らせなければならない場合、外包装に表示し、又は事前に消費者に関連資料を提供しなければならない。

(4) 使用期限のある製品は、目立つ位置に生産期日及び安全使用期限又は失効期日をはっきりと表示しなければならない。

(5) 不適当な使用により、製品本体に損傷をもたらしやすい、又は人身・財産の安全を脅かすおそれがある製品は、警告マーク又は中国語の警告説明を有すること。

(6) 生産許可証制度を実施している製品は、生産許可証表示及び番号を有すること。

(7) 強制的製品認証制度を実施している製品は、認証マークを有すること。

(8) 国の関係規定に従って表記すべきその他の内容。

無包装食品及び製品の特性により標識をつけることが困難なその他の無包装製品については、製品標識をつけなくてもよい。

第11条

販売者が販売する輸入製品には、中国語で製品名、産地、及び輸入業者又は総取次販売業者名、住所を明記しなければならない。人体の健康及び人身・財産の安全に関わる製品、又は使用・維持に特別な条件のある製品は、中国語の取扱説明書を付けなければならない。使用期限のある製品は、中国語で明記した失効期日を有しなければならない。輸入部品をもってアセンブリ又はサブアセンブリした製品は、製品又は包装にアセンブリ又はサブアセンブリ工場の工場名と工場住所を明記しなければならない。

第12条

機器設備、計器メーター及び構造が複雑な耐久消費財は、製品の特徴に応じた取り付け、使用、メンテナンス、手入れに関する取扱説明書を付けなければならない。

第13条

壊れやすい、燃えやすい、爆発しやすい、有毒である、腐食しやすい、放射性があるなどの危険物品及び貯蔵、輸送中に天地無用が必要で、並びにその他の特殊な条件のある製品については、その包装の品質がそれ相応の条件に合致していなければならない。国の関係規定に基づき警告マーク又は中国語の警告説明を作成し、貯蔵、輸送上の注意事項を明記しなければならない。

第14条

販売者は仕入れ時検査検収制度を確立・実行し、製品の合格証明とその他の標識を検査確認し、仕入れ時の検査検収の状況を如実に記録しなければならない。法律・法規の規定に従って生産許可証又は強制的製品認証制度を実施する製品については、販売者はさらに許可証、認証証書をチェックしなければならない。

販売者は、製品の特徴に応じて必要な保管措置を講じ、販売する製品の品質を維持しな

なければならない。

第 15 条

下記のような製品の生産・販売を禁止する。

(1) 『中華人民共和国製品品質法』等の製品品質に関する法律・法規において生産・販売を禁止する製品。

(2) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準又は地方規準に合致しない製品。

(3) 安全使用期限又は失効期日を過ぎた製品。

(4) 生産期日、安全使用期限又は失効期日を偽って表記した製品。

(5) 製品品質検査測定証明を偽造、盗用した製品。

(6) 中国語で製品名、生産工場名、工場所在地を明記していない製品。輸出専用の製品は除く。

サービス業事業主は、営業性のサービスにおいて、前項に定める製品を提供し、又は使用してはならない。

生産者、販売者及びサービス業事業主は、本条第 1 項に定める製品を景品、贈答品にしてはならない。

第 16 条

販売者は、その販売した製品の品質に対して、先行責任を負う。

販売した製品が下記のような状況のいずれかに該当する場合、販売者は修理、交換、返品する責任を負わなければならない。消費者に損害をもたらした場合、損害賠償しなければならない。

(1) 製品が具備すべき使用性能を具備していないにもかかわらず、事前に説明していない場合。

(2) 製品又はその包装に採用と明記している製品規準に合致しない場合。

(3) 製品説明、実物見本などの方法で表した品質状況に合致しない場合。

生産者の責任又は販売者に製品を提供するその他の販売者の責任に該当する場合、販売者は生産者、製品を提供するその他の販売者に求償する権利を有する。

第 17 条

製品の欠陥により、人身・財産に損害をもたらした場合、被害者は製品の生産者に賠償を要求することができ、製品の販売者にも賠償を要求することができる。製品生産者の責任であるが製品販売者が賠償した場合、製品販売者は製品生産者又は製品を輸入した輸入業者に求償する権利を有する。製品を輸入した輸入業者は、法により輸入製品の提供者に求償する権利を有する。製品販売者の責任であるが製品生産者が賠償した場合、製品生産者は製品販売者に求償する権利を有する。

第 18 条

製品が流通に投入された後に、生産者は、あるロット、型番又は区分の製品に人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある不合理な危険が存在することを知った時、自発的に調査を行わなければならない。製品に欠陥があることを確認できた場合、生産者は速やかに警告、リコール等の救済措置を講じるほか、品質技術監督部門に報告しなければならない。生産者がその他の製品品質等の問題に対してリコール活動を行うよう奨励する。

第 19 条

当市は、製品の品質水準及び製品品質事故への弁償能力を高めるために、生産者、販売者が関連の製造物責任保険をかけるよう奨励する。

第 20 条

展示即売会を組織し、又は販売者に場所、施設を提供する機構若しくは個人は、展示即売会が終了し又は場所、施設の賃貸期間が満了した後、法により瑕疵・欠陥製品の品質責任を負わなければならない、かつ販売者に求償することができる。

如何なる機構及び個人も、本条例第 15 条第 1 項に定める製品の生産・販売のために輸送、保管、貯蔵等の便宜を提供してはならない。生産者、販売者の違法行為を発見した場合、関係部門に通報しなければならない、放任したり庇護してはならない。

第 21 条

製品標識の印刷業者は製品標識の印刷を請負い制作する場合、関連証明を調べなければならない、虚偽の製品標識を印刷し、提供してはならず、委託者でない者に製品標識を提供してはならない。

第 3 章 行政的監督

第 22 条

市の品質技術監督部門は、市の工商管理、経済情報化、商務、建設交通、公安消防、衛生、食品薬品監督、農業、財政等の行政管理部門とともに、当市の重点製品品質監視目録及び当市全体の製品品質監督検査計画の作成を組織しなければならない。

当市の重点製品品質監視目録は、市の品質技術監督部門が社会に対して公布する。

第 23 条

品質技術監督部門は、国及び当市の関係規定に基づき、製品品質の監督抜取り検査の実施を組織し、かつ監督抜取り検査の結果を定期的に公布する。監督抜取り検査の重点内容としては、下記のようなことが挙げられる。

- (1) 人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品。
- (2) 国家経済と人民生活に影響を及ぼす重要な工業製品。
- (3) 消費者、関係組織により品質に問題があると指摘された製品。

第 24 条

工商管理部門は、国の関係規定及び当市の製品品質監督業務の必要に応じて、流通領域の人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、並びに消費者、関係組織から品質に問題があると指摘された製品に対して、品質監視を実施する。

第 25 条

関係する行政管理部門において監督抜取り検査及び品質監視業務を実施する際に、重複して行わないように相互に調整しなければならない。

監督抜取り検査及び品質監視の検査業務は、資格を持っている検査機構に委託しなければならない。突発的な事件などの特殊な事情により、検査機構の資格の範囲を超えた検査項目が必要な場合は、市の品質技術監督部門はそれ相応の検査測定能力を持っている検査

機構に検査業務を引き受けるように一時的に指定することができる。

第 26 条

市の品質技術監督部門は、関係部門とともに当市の重大な製品品質安全事故処置準備計画を作成し、事故の調査処理を組織し調整しなければならない。

第 27 条

製品品質の検査判定の根拠としては、下記のようなものが挙げられる。

- (1) 国家規準、業界規準、地方規準及び企業規準。
- (2) 製品標識、製品包装に明記された内容、又は製品説明、実物見本などその他の方法で明示された品質の状況。
- (3) 国及び市の品質技術監督部門が認可した製品品質監督抜き取り検査技術規範。
- (4) 法律・法規におけるその他の規定。

第 28 条

製品品質検査機構は、法により規準、手順と方法に従って検査を行わなければならない、検査データと検査の結論を偽ってはならず、かつ発行する検査報告に法的責任を負う。

製品品質検査機構は、生産者の製品を社会に推薦してはならない。製品を製造監督、販売監督するなどの方法で製品の経営活動に参加してはならない。監督抜き取り検査、品質監視の検査結果を利用して製品の推薦、評定などの活動を行い、不正な利得を図ってはならない。

第 29 条

生産者、販売者は、検査の結論に異議がある場合、検査の結論を受領した日から 15 日以内に、国の規定に従って書面にて再検査を申請することができる。再検査の結論が元の結論と一致している場合、再検査の費用は異議を申し立てた生産者、販売者が負担する。再検査の結論が元の結論と一致しない場合、再検査の費用は、検査を委託した行政管理部門が負担する。

生産者、販売者が期限を過ぎても再検査申請を提出しない場合は、検査の結論を認めたものと見なす。

第 30 条

法により監督抜き取り検査及び品質監視を行い、製品の品質が不合格の場合、生産者、販売者は在庫品・販売中の製品を完全に整理し、法により不合格品を処分し、かつ関係部門に書面にて状況を報告しなければならない。関係部門は必要に応じて確認検査を実施することができる。

法により監督抜き取り検査を行い、製品の品質が不合格の場合、生産者は規定に従い是正し、かつ再確認を申請しなければならない。生産者は正当な理由なく期限を過ぎても再確認を申請しない場合は、期限を過ぎても是正しないものと見なし、市の品質技術監督部門が公告する。公告後も是正せず、再確認を申請しない場合は、再確認を経て製品の品質が不合格のものと見なす。

監督抜き取り検査の実行中に、不合格製品の生産者が外省市にあることを発見した場合、市の品質技術監督部門が生産者の所在地の省級品質技術監督部門に引き渡して、処理させる。

第 31 条

品質技術監督部門、工商行政管理部門は、取得した違法容疑の証拠又は通報に基づき、本条例の規定違反容疑行為に対して調査処理を行う際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 当事者が本条例に違反する生産・販売活動に従事した容疑場所に対して現場検査を行うこと。

(2) 証拠として製品のサンプルを抜き取ること。

(3) 当事者の法定代表者、主要責任者及びその他の関係者に対し、本条例違反容疑の生産・販売活動の実施に関する事情を調査し把握すること。

(4) 当事者に関係のある契約、領収書、帳簿及びその他の関係資料を閲覧、複製すること。

(5) 人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準若しくは地方規準に合致しないと認められる根拠がある製品、又はその他の深刻な品質問題がある製品、及び当該製品の生産・販売に直接用いられる原材料・補助材料、包装物、生産用具に対して、封鎖又は差押えを行うこと。

第 32 条

当市は、製品品質誠実信用体系の構築を推進し、品質信用の区分別管理を実行し、不良信用記録を持っている生産者と販売者には監督検査の頻度を増やす。製品品質に関する企業の自己声明活動を展開する。自己声明が実態と合致しない、又は自己声明を履行しない企業は、不良信用記録に取り入れ、かつ法により社会に対して公布する。

当市の関係部門は、ともに製品品質違法行為がある企業に対する監督管理を強化しなければならない。品質技術監督、工商行政管理、経済情報化、商務、建設交通、公安消防、衛生、食品薬品監督、農業等の行政管理部門は、法執行情報の通告制度を確立しなければならない。

製品品質違法行為で立件して調査を受ける企業に対し、通告情報を受信した部門は、年次点検検査及び関連する証書・許可書の更新発行業務において注意を与え、企業が関係部門で処理を受けるよう督促しなければならない。

第 33 条

市と区、県の品質技術監督部門は、工商行政管理、経済情報化、商務、建設交通、公安消防、衛生、食品薬品監督、農業等の行政管理部門とともに、製品品質状況分析報告を定期的に発表しなければならない。

第 4 章 社会的監督

第 34 条

如何なる組織及び個人も、製品品質に関する問題を通報する権利を有する。関係部門は、通報者の秘密を保持しなければならない。

品質技術監督部門、工商行政管理部門及び関係部門は、製品品質の通報を受け付ける連絡方法を公布しなければならない。受け付けた通報情報を、速やかに、完全に記録し適正に保管しなければならない。当部門の職責に属する通報事項は、これを受理し、客観的かつ公正、迅速に確認、処理、回答しなければならない。当部門の職責に属しない場合は、

5 営業日以内に処理権限を持つ部門に引き渡し、かつ通報者に知らせなければならない。

第 35 条

消費者は製品の品質の問題について製品の生産者、販売者に査問し、品質技術監督部門、工商行政管理部門及び関係部門に上告する権利を有し、上告を受け付ける部門は責任を持って処理しなければならない。

第 36 条

消費者の権益を保護する社会組織は、消費者が指摘した製品品質の問題について関係部門が責任を持って処理するよう建議し、関係する行政管理部門の製品品質監督検査に参加し、製品の品質が原因でもたらされた損害に対して消費者が人民法院に提訴することを支持することができる。

第 37 条

ラジオ放送局、テレビ局、新聞及びインターネット上のサイト等のメディアは、製品品質に対する社会的監督を行い、消費者に製品の品質の知識を紹介し、製品品質監督管理に関する法律・法規を宣伝し、製品の生産、販売、検査時の違法行為をさらけ出して批判する。

第 38 条

業界協会は、業界の自律性を強化し、生産者及び販売者が法により経営するよう誘導・督促し、業界の誠実信用の構築を推進し、規準の制定に参加し、自業界の製品品質に関する突出した問題及び安全上の隠れた危険を迅速に発見して行政管理部門に報告し、製品品質の知識を宣伝し、普及させなければならない。

第 39 条

司法機関、仲裁機構、行政管理部門、製品品質紛争を処理する関係社会团体及び製品品質の争いの当事者双方は、製品品質の鑑定を必要とする場合、製品品質鑑定組織・機構に委託しなければならない。鑑定組織・機構リストは、市の品質技術監督部門が社会に対して公布する。

第 5 章 法的責任

第 40 条

本条例の規定に違反する行為には、関係法律・行政法規において処罰規定がある場合、その規定を適用する。

第 41 条

本条例第 11 条の規定に違反し、製品標識が条件に合致しない、又は本条例第 12 条の規定に違反し、規定どおりの説明書を付けていない場合は、品質技術監督部門又は工商行政管理部門が各自の職責に従い是正命令を下す。情状が重い又は是正を拒否した場合は、生産・販売の停止を命じ、違法な生産・販売製品の貨物価値金額の 30%以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第42条

生産者、販売者及びサービス業事業主が下記のような状況のいずれかに該当する場合、品質技術監督部門又は工商行政管理部門が各自の職責に従って処罰を与える。

(1) 本条例第15条第1項(2)の規定に違反し、人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準又は地方規準に合致しない製品を生産・販売した場合、生産・販売の停止を命じ、違法生産・販売製品を没収し、違法生産・販売製品(販売したものと販売していない製品を含む。以下も同様)の貨物価値同等額以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

(2) 本条例第15条第1項(3)の規定に違反し、安全使用期限又は失効期日を過ぎた製品を販売した場合は、『中華人民共和国製品品質法』第52条の失効、変質製品の販売に関する処罰規定に従って処罰する。

(3) 本条例第15条第1項(4)、(5)の規定に違反し、生産期日、安全使用期限又は失効期日を偽って表記した製品、又は製品品質検査測定証明を偽造、盗用した製品を生産、販売した場合は、生産・販売の停止を命じ、違法生産・販売製品を没収し、違法生産、販売製品の貨物価値同等額以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

(4) 本条例第15条第1項(6)の規定に違反し、中国語で製品名、生産工場名、工場所在地を明記していない製品を生産、販売した場合は、生産者に是正を、販売者に販売の停止を命じる。是正しない、又は販売を停止しない場合は、違法生産・販売製品の貨物価値金額の30%以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

(5) 本条例第15条第2項の規定に違反し、営業性のサービスにおいて、生産・販売禁止製品を提供し、又は使用した場合は、使用の停止を命じる。使用している製品が本条例に定めた生産・販売禁止製品に属することを知っており、又は知るべきである場合は、違法使用製品(使用したもの及び使用していない製品を含む)の貨物価値金額により、本条(2)から(4)の販売者に対する処罰規定に従って処罰する。

(6) 本条例第15条第3項の規定に違反し、生産・販売禁止製品を贈答品、景品にした場合は、是正するよう命じ、違法景品又は贈答品を没収し、景品又は贈答品の貨物価値金額の50%以下の過料を併科する。

第43条

本条例第20条第2項の規定に違反して、本条例に規定する生産・販売禁止製品に属することを知っており又は知るべきであるが、その為に輸送、保管、貯蔵などの便宜を提供した場合、品質技術監督部門又は工商行政管理部門は、各自の職責の範囲内で違法所得を没収し、違法所得の50%以上3倍以下の過料を併科する。

第44条

本条例第21条の規定に違反して、標識の印刷業者は製品標識の印刷を請負い制作する際に、関連証明を調べずに、虚偽の製品標識を印刷、提供し、又は委託者でない者に製品標識を提供した場合は、品質技術監督部門又は工商行政管理部門が各自の職責に基づき、印刷・提供停止を命じ、不法に印刷し又は提供した製品標識及び販売収入を没収し、販売収入の1倍以上5倍以下の過料を併科することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 45 条

検査機構が下記のような状況のいずれかに該当する場合、品質技術監督部門は処罰を与える。

(1) 本条例第 28 条第 1 項の規定に違反し、検査データと検査の結論を偽った場合、是正するよう命じ、機構に対しては 5 万元以上 10 万元以下、直接責任を負う主管担当者及びその他の直接責任者には 1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。情状が重い場合は、検査資格を取り消す。

(2) 本条例第 28 条第 2 項の規定に違反して、生産者の製品を社会に推薦したり、製造監督及び販売監督などの方法で製品の経営活動に参加したり、又は監督抜取り検査、品質監視の検査の結果を利用して製品の推薦、評定などの活動を行い、不正な利得を図った場合は、是正と影響の除去を命じる。違法所得がある場合は、それを没収し、違法所得の 1 倍以下の過料を併科することができる。情状が重い場合、法により検査資格を取り消す。

第 46 条

本条例第 30 条第 1 項の規定に違反し、生産者、販売者は不合格品を規定どおりに整理し処分していない、又は関係部門に書面にて報告しない場合は、品質技術監督部門又は工商行政管理部门は、各自の職責の範囲内で 1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。

第 47 条

本条例に記載の違法行為が存在するが、販売収入、違法所得がない、若しくは関係資料を如実に提供しないことで、販売収入、違法所得、貨物価値金額の確認が難しくなった場合は、1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 48 条

製品品質により、民事紛争が生じた場合、当事者は協議又は調停で解決することができる。当事者が協議、調停での解決を望まない場合、又は協議、調停が成立しない場合、当事者各方の合意により仲裁機関に仲裁を申請できる。当事者は直接人民法院に提訴することもできる。

第 49 条

国家業務担当者が製品品質監督管理業務において職権濫用、職務怠慢、私情にとらわれ不正を行った場合、その所属の機構又は上級主管部門が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 付則

第 50 条

本条例は、2012 年 9 月 1 日より施行する。1994 年 8 月 26 日に上海市第 10 期人民代表大会常務委員会第 12 回会議で採択され、1998 年 6 月 24 日に上海市第 11 期人民代表大会常務委員会第 3 回会議で改訂を行われた『上海市製品品質監督条例』は、同時に廃止する。

(4) 浙江省製品品質監督条例

<修正ポイント>

2005年12月1日より『浙江省模倣・粗悪商品の生産・販売行為調査処罰条例』と『浙江省製品品質監督管理条例』が廃止され、『浙江省製品品質監督条例』が2005年12月1日に施行された。2009年11月27日に修正・施行された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第13条 印刷業者は、認証マークなどの品質標識、生産許可証番号・マーク、商品バーコード、製品標準通し番号、製品品質検査測定証明、 <u>製品品質検査免除証書・マーク</u> 、国家と省の著名ブランドマーク、及び上記の標識を有する包装物とその他の物品の印刷を請け負う場合、関係の証明文書を検査確認し、コピーして保存しなければならない。委託人が証明文書を提出できない場合、印刷を請け負ってはならない。…	「 <u>製品品質検査免除証書・マーク</u> 」を削除

浙江省製品品質監督条例

第1章 総則

第1条

製品品質の監督管理を強化し、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』（以下、「中華人民共和国製品品質法」と略す）とその他の関係法律法規の規定に基づき、当省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

当省の行政区域内で生産、販売及び関連活動に従事する場合、ならびに製品品質に対して監督を実施する場合、本条例を遵守しなければならない。

第3条

県級以上の人民政府は、製品品質監督業務の指導を強化し、関係部門及び郷鎮人民政府、街道事務所を組織、協調して、製品品質監督業務をしっかりと行ない、本条例の施行を保障しなければならない。

県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門は、法律、法規と国家、省の規定する職責に基づき、本行政区域内の製品品質監督業務を行わなければならない。その他の関係部門は、各自の職責の範囲内で、製品品質監督業務に責任を負う。

製品品質の監督部門に対して法律法規に別途規定がある場合、関係法律法規の規定に基づき実施する。

第4条

生産者が先進的科学技术と科学的品質管理方法を採用し、製品の品質を高め、著名ブランドを創出することを奨励する。

県級以上の人民政府は、製品品質業務の計画を強化し、製品品質奨励制度と著名ブランド保護制度を確立・健全化し、積極的にブランド発展戦略を実施しなければならない。

第5条

すべての組織、個人が製品品質に対して社会監督と世論監督を行なうことを奨励、支持、保護する。

通報内容が事実であり、製品品質の法律、法規に違反する行為の摘発に協力して功労のあった組織と個人に対して、県級以上の人民政府または製品品質の監督部門は、関係規定に基づき表彰と褒賞を与えなければならない。

第2章 製品品質の責任と義務

第6条

生産者は、製品品質奨励制度を確立・健全化し、法によりその生産する製品の品質に責任を負わなければならない。

第7条

販売者は、仕入れ時の検査検収制度を確立、実行し、製品の合格証明とその他の標識を検査確認し、仕入れ元を明確に証明できる領収証などの証票を請求し保存しなければならない。

販売者は、措置を取って、販売する製品の品質を保持し、法に依り販売製品に対して製品品質責任を負わなければならない。

第8条

下記のような製品の生産・販売を禁止する。

(1) 『中華人民共和国製品品質法』など製品品質に関する法律、行政法規が生産・販売を禁止する製品。

(2) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する地方規準に合致しない製品。

(3) 安全使用期限または失効期日を過ぎた製品。

(4) 生産期日、安全使用期限、失効期日を偽って表記した製品。

(5) 製品品質検査証明を偽造、盗用した製品。

(6) 製品名、生産工場名、工場所在地の中国語明記のない製品、輸出専用の製品は除外する。

第9条

如何なる組織や個人も、本条例第8条が規定する製品の生産・販売のために、生産場所、運輸、保管、在庫などの便宜を図ってはならない。

第10条

役務業事業者は、本条例第8条規定の製品を営業的役務に用いてはならない。

第 11 条

生産者、販売者と役務業事業者は、本条例第 8 条規定の製品を賞品、贈答品にしてはならない。

第 12 条

生産者、販売者は、規定の手続き認定を経ずに、国家と省の著名ブランドマークを使用してはならない。

第 13 条

印刷業者は、認証マークなどの品質標識、生産許可証番号・マーク、商品バーコード、製品標準通し番号、製品品質検査測定証明、国家と省の著名ブランドマーク、及び上記の標識を有する包装物とその他の物品の印刷を請け負う場合、関係の証明文書を検査確認し、コピーして保存しなければならない。委託人が証明文書を提出できない場合、印刷を請け負ってはならない。

印刷業者は印刷した前項の標識、包装物とその他の物品を、委託人ではない者に提供してはならない。

第 14 条

製品品質に瑕疵があるが人体の健康と人身・財産の安全を保障する規準または条件に合致する製品に対して、必ず製品または包装のはっきりと目立つ位置に「処理品」、「瑕疵品」、「等外品」などの文字を明記しなければならない。製品説明書または店頭、カウンター看板など消費者が知ることができる方法で、製品の瑕疵または実際の品質状況の事実を説明して初めて、出荷、販売することができる。

第 15 条

生産者、販売者は、販売する製品について、設計、製造などの原因により、あるロット、規格または区分のなかに人体の健康と人身・財産の安全を脅かす不合理な危険があることを発見した場合、直ちに販売を停止し、県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門に報告し、消費者に告知しなければならない。製品がすでに販売された場合、修理、交換、返品などの有効な措置を取り、当該欠陥を取り除かなければならない。

県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門は、前項に規定する欠陥が製品にあり、かつ生産者、販売者が前項規定の義務を履行していないことを発見した場合、生産者、販売者に対して、販売を停止し、消費者に告知するよう命じなければならない。製品がすでに販売された場合、生産者、販売者に対して、規定の期限内に有効な措置を取って欠陥を取り除くよう命じなければならない。生産者、販売者が危害発生防止の措置を取ることを拒否し、または取った措置が不十分な場合、省品質技術監督部門、工商行政管理部門の認可を経て、公告することができる。

第 3 章 監督検査

第 16 条

製品品質に対して、監督抜取り検査を主要な方法とする監督検査制度を実行する。監督抜取り検査の重点は、以下の通りである。

- (1) 人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品。

- (2) 国家経済と人民生活に影響を及ぼす重要な工業製品。
- (3) 消費者、関係組織により品質問題があると指摘された製品。
- (4) 製品品質指数評価に用いる代表的な製品。

監督抜き検査は、県級以上の品質技術監督部門が法律と国家の関係規定に基づき実施する。製品品質の監督抜き検査に対して法律に別途規定がある場合、関係法律の規定に基づき実行する。

監督抜き検査の結果は、品質技術監督部門が省の主要メディアに公表しなければならない。県級以上の品質技術監督部門は、監督抜き検査の結果に基づき、製品品質指数分析評価、製品品質安全事前警告と修正制度を確立しなければならない。

第 17 条

県級以上の工商行政管理部門は、製品品質監督業務の必要に応じて、国家の関係規定に基づき、流通領域の人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、及び消費者、関係組織が品質問題があると指摘した製品に対して、品質監視観測を実施することができる。

第 18 条

製品品質監督抜き検査業務と品質監視観測業務は、互いに調整し、重複を避けなければならない。

監督抜き検査業務と品質監視観測業務は、資格のある検査機関に委託しなければならない。検査を受ける者から検査費用を徴収してはならない。

第 19 条

県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門は、本条例規定に違反嫌疑のある行為を調査する際に、製品の検査が必要な場合、かならず規定に基づきサンプルを合理的に抜き取り、資格のある検査機関に送って検査を行わねばならない。他人の工場名、工場所在地を盗用した疑いのある製品については、権利侵害被害者に送り、鑑定を協力を求めることもできる。検査の結果、生産・販売する製品が『中華人民共和国製品品質法』と本条例の規定に合致しない場合、検査（再検査を含む）費用及びサンプルの損耗費用は、検査を受けた者が負担する。『中華人民共和国製品品質法』と本条例の規定に合致する場合、検査（再検査を含む）費用及びサンプルの損耗費用は、検査に送った機関が負担する。国家に別途規定がある場合は除外する。

第 20 条

製品品質の検査・判定の根拠は、以下の通りである。

- (1) 国家規準、業界規準、地方規準と法により届け出た企業規準。
- (2) 製品マーク、製品説明に明示した内容、または実物見本などの方法で明記した品質状況。
- (3) 国家、省の品質技術監督部門が認可した製品品質監督検査方法または品質評価規則。
- (4) 法律・法規のその他の規定。

第 21 条

製品品質検査機関は、法により、規準と関係規定に基づき、客観的、公正、速やかに検

査結果を出し、かつ、検査結果の真実性に対して責任を負わなければならない。

生産者、販売者は、検査結果に異議がある場合、検査結果を受領した日から 15 日以内に、監督検査を実施した機関またはその上級機関に再検査を申請することができ、再検査を受領した機関が再検査の結果を出す。

第 22 条

県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門は、本条例の規定に違反する疑いのある行為を調査する際に、当機関の責任者の認可を経て、人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準、地方規準に合致しないと認定する根拠のある製品、またはその他の重大な品質問題がある製品、及び当該製品の生産・販売に直接用いる原材料、補助材料、包装物、生産道具に対して、封鎖保存、差押えを行なうことができる。

封鎖保存、差押えの期限は 30 日を超えてはならないが、規定に基づいて検査した期間がその期限に計上されない。

封鎖保存、差押えられた物品が腐乱、変質しやすい場合、当機関の責任者の認可を経て、証拠を保存した後、本条例第 43 条の規定に基づき処理を先行させることができる。

第 23 条

封鎖保存、差押え期限が満了しており、または調査の結果、違法行為が無いと確認できた場合、封鎖保存、差押え措置をとった機関は、速やかに封鎖保存、差押えを解除するほか、当事者に規定の期限内に引き取るよう通知しなければならない。

前項規定の物品がすでに本条例規定に基づき先行して競売、換金された場合、競売、換金所得代金を返還しなければならない。すでに監督廃棄、または公益事業に寄贈された場合、損失を補償しなければならない。

第 24 条

封鎖保存、差押えられた物品の当事者が通知を受領したが物品を引き取らない場合、封鎖保存、差押え措置を取った機関は、財物引取り公告を公布しなければならない。公告日から 3 ヶ月を過ぎても引き取らない場合、封鎖保存、差押えられた物品を本条例第 43 条の規定に基づき処理する。

第 25 条

封鎖保存、差押え措置を取った機関は、封鎖保存、差押えた物品を適切に保管しなければならない。使用または損壊してはならない。

第 4 章 法的責任

第 26 条

本条例の規定に違反し、『中華人民共和国製品品質法』等の法律、行政法規に処罰規定がある場合、法律、行政法規の規定に基づき処罰する。

第 27 条

本条例第 8 条第 (2) 号の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、違法に生産・販売する製品を没収し、違法に生産・販売する製品（すでに販売した製品と未販売の製品を含む、以下も同様）の貨物価値金額の同値以上 3 倍以下の過料を併科する。違法所得が

ある場合、違法所得の没収を併科する。

第 28 条

本条例第 8 条第 (3) 号の規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』の失効・変質した製品の販売に関する処罰規定に基づき処罰する。

第 29 条

本条例第 8 条第 (4) 号、第 (5) 号の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、違法生産・販売する製品を没収し、違法に生産・販売する製品貨物価値金額の同値以下の過料を併科する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 30 条

本条例第 8 条第 (6) 号の規定に違反した場合、是正するよう命じる。是正を拒否した場合、違法に生産・販売する製品貨物価値金額の 30%以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 31 条

生産者がもっぱら本条例第 8 条第 (2) 号に規定する製品の生産に用いる原材料・補助材料、包装物、生産道具については、それを没収する。

第 32 条

販売者が本条例第 8 条に規定する製品を販売し、当該製品が販売禁止の製品であることを知らなかったことを証明する十分な証拠があり、その仕入れ元の領収証などの帳票を提出し、または仕入れ元を如実に説明した場合、軽い処罰にするか、処罰を軽減することができる。

第 33 条

本条例第 8 条に規定する製品に属することを知りまたは知るべきであるが、その為に生産場所、運輸、保管、在庫などの便宜を図った場合、是正するよう命じ、生産場所、運輸、保管、在庫などの提供による収入を全数没収し、違法所得の 50%以上 3 倍以下の過料を併科する。

第 34 条

役務業の事業者は、本条例第 8 条に規定する製品に属することを知りまたは知るべきである前提でそれを営業性の役務に用いた場合、違法に使用する製品（すでに使用した製品と未使用の製品を含む）の貨物価値金額に基づき、本条例第 27 条から第 30 条の販売者に対する処罰規定に照らして処罰する。

第 35 条

本条例第 11 条の規定に違反した場合、是正するよう命じ、違法な賞品または贈答品を没収し、賞品または贈答品の貨物価値金額の 50%以下の過料を併科する。

第 36 条

本条例第 12 条の規定に違反した場合、是正するよう命じ、違法所得を没収する。是正

を拒否した場合、違法に生産・販売する貨物価値金額の同値以下の過料に処する。

第 37 条

本条例第 13 条の規定に違反した場合、違法に請け負い印刷した物品を没収し、5,000 元以上 5 万元以下の過料を併科することができる。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 38 条

法により封鎖保存、差押えられた物品を隠匿、移動、換金、損壊した場合、隠匿、移動、換金、損壊された物品の貨物価値金額の同値以上 3 倍以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する

第 39 条

本条例の規定する行政処罰は、県級以上の品質技術監督部門、工商行政管理部門が法律、法規及び国家と省が規定する職責に基づき実施する。行政処罰権を行使する機関に対して法律、法規に別途規定がある場合、関係法律、法規の規定に基づき執行する。

第 40 条

品質技術監督部門、工商行政管理部門及びその職員が本条例規定に違反して、下記のような状況のいずれかに該当する場合、直接責任を負う主管担当者とその他の直接責任者に対して行政処分を与える。

(1) 規定に違反して公告を公布し、公告が事実と異なり、または報道機関に事実と異なる情報を提供した場合。

(2) 規定に違反して封鎖保存、差押え措置を取り、または封鎖保存、差押え措置を速やかに解除しない場合。

(3) 封鎖保存、差押えられた物品を使用または損壊した場合。

(4) 製品品質監督抜き検査と品質監視観測の過程に、検査を受ける者から検査費用を徴収し、または規則に違反してサンプルを請求した場合。

(5) 製品の生産・販売における本条例の規定に違反する行為を庇護、放任した場合。

(6) 違法嫌疑のある者と内通して情報を流し、摘発を免れる手助けを行なった場合。

(7) その他の職権濫用、職務怠慢、私情にとらわれて行なった不正行為。

品質技術監督部門、工商行政管理部門及びその職員が前項第 1 号から第 4 号が規定する状況のいずれかに該当し、当事者に経済的損害をもたらした場合、法により賠償責任を負わなければならない。前項第 (1) 号、第 (2) 号に規定する状況のいずれかに該当し、当事者の名誉権、栄誉権に損害をもたらした場合、影響を除去し、名誉を回復し、謝罪しなければならない。

第 41 条

各級人民政府業務担当者とその他の国家業務担当者が本条例第 40 条第 (5) 号、第 (6) 号に規定する状況のいずれかに該当し、または品質技術監督部門、工商行政管理部門が法により生産・販売における本条例の違反行為を摘発することを妨害・干渉した場合、法により行政処分を与える。

第 42 条

本条例の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 43 条

本条例に基づき没収した物品が人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品である場合、行政処罰を行なう機関が監督廃棄しなければならない。必要な費用は当事者が負担する。使用可能な製品である場合、違法状態を除去した前提で換金または競売し、換金、競売所得は国庫に納めなければならない。換金、競売に適さず、または換金、競売取引が成立しなかった場合、同級財政部の同意を経て、公益事業に寄贈することができる。

第 5 章 付則

第 44 条

本条例は、2005 年 12 月 1 日より施行する。1992 年 11 月 15 日浙江省第 7 期人民代表大会常務委員会第 31 回会議で採択された『浙江省模倣・粗悪商品の生産・販売行為調査処罰条例』と 1995 年 12 月 26 日浙江省第 8 期人民代表大会常務委員会第 25 回会議で採択された『浙江省製品品質監督管理条例』は、同時に廃止する。

(5) 湖南省製品品質監督検査弁法

<施行ポイント>

2010年4月1日より施行された『湖南省製品品質監督検査弁法』は湖南省内で製造・販売されている製品の品質について抜取り検査、定期検査、日常検査等の監督・管理を実施し、消費者の合法的権益保護などを目的とし制定された。

第1条

製品品質に対する監督管理を強化し、製品品質監督検査行為を規範化し、消費者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』などの関連法律・法規に基づき、本省の実情に合わせて、本弁法を制定する。

第2条

本省の行政区域内で製品の生産・販売及び製品の品質監督検査活動を実施する場合、本弁法を遵守しなければならない。

第3条

県級以上の製品品質監督部門が、当行政区域内の製品品質監督検査業務の責任を負う。

法律・法規において、製品品質監督検査部門について別途規定がある場合は、関連法律・法規の規定に従って執行する。

第4条

生産者、販売者は、品質管理システムを確立・健全化し、品質管理を強化し、製品の品質安全を保証し、製品品質の責任を負わなければならない。

第5条

生産者、販売者が生産し販売する製品の品質、標識、包装は、『中華人民共和国製品品質法』及びその他の関連法律・法規に定める要求に合致しなければならず、下記のような行為があってはならない。

- (1) 製品に不純物、偽造品を混ぜ、偽造品を真正品と偽り、粗悪品を優良品と偽り、または不合格製品を合格製品と偽るすること。
- (2) 失効、変質し、または国から明文で淘汰を命じられた製品を生産、販売すること。
- (3) 品質保証期間または保存期間を過ぎた製品を販売すること。
- (4) 製品の生産期日、安全使用期間、失効期日を偽造、改ざんすること。
- (5) 生産地を偽造し、または他人の工場名、工場住所を偽造し、冒用すること。
- (6) 文字、図形、記号及びその他の方法により、認証マーク、地理的表示、有名ブランドマーク等の品質マークを偽造または冒用すること。

第6条

品質技術監督部門は、抜取り検査を主要の方法とする製品品質監督検査制度を確立・健全化し、製品品質監督検査を強化しなければならない。製品品質監督検査の方法としては、監督抜取り検査、定期的監督検査、日常的監督検査が挙げられる。

第7条

監督抜き検査は、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、国家経済・人民生活に影響する重要な工業製品、及び消費者と関係組織により品質に問題があると指摘された製品に対する焦点を絞った検査である。監督抜き検査は、県級以上の品質技術監督部門が国及び省の品質技術監督部門で制定した計画に従って組織し実施する。一般的には、年に1回とする。

第8条

定期的監督検査は、監督抜き検査以外の製品に対して実施する周期的検査である。定期的監督検査は、省品質技術監督部門が検査計画、製品目録、検査周期を起案し、省人民政府に報告して許可を受けた後、県級以上の品質技術監督部門が組織し実施する。

定期的に監督検査される製品は、厳格に制御し、漸次減少させるとともに、監督抜き検査に取り入れなければならない。

第9条

日常的監督検査は、日ごろの監督において発見し、または関係機構及び個人からの通報、上告で指摘された製品の品質問題についての検査である。日常的監督検査は、県級以上の品質技術監督部門が組織し実施する。

第10条

製品品質監督検査の根拠は、以下のとおりとする。

- (1) 法律、法規及び規則の規定。
- (2) 国家規準、業界規準、地方規準、企業規準。
- (3) 製品標識、実物見本、製品説明、製品広告、契約約定等により明示される品質要求。

第11条

国で監督抜き検査された製品については、地方で別途重複して抜き検査を行ってはならない。上級で監督検査された製品は、下級では別途重複して検査を行ってはならない。

製品品質監督検査における検査データは、同じ検査期間内において相互運用できる。製品品質監督検査の結果は、被検査者に知らせ、かつ法により社会に対して公布しなければならない。

第12条

製品品質監督抜き検査には、検査者から費用を徴収してはならず、必要な検査費用は、省級財政により機構の部門予算に組み入れる。定期的監督検査の検査費用は、国及び省で定める項目と基準に従って徴収する。日常的監督検査における不合格製品の検査費用は、被検査者が負担する。

第13条

製品品質監督検査における検査は、製品品質検査機構が責任を負う。製品品質検査機構は、それ相応の測定条件と能力を具備しなければならず、法による計量認証及び実験室の審査認可を経てはじめて、製品品質監督検査業務を担当することができる。

第 14 条

品質技術監督行政法執行担当者、または委託した製品品質検査担当者は、有効な証明書を持参し、製品品質監督検査サンプル抜取通知票、製品品質監督検査任務書において確定した目録に従い、被検査者からサンプルを抜き取らなければならない。抜取り検査用のサンプルは、市場または企業における販売待ちの製品からランダムに抽出しなければならない。サンプルの抜取方法と数は、国で定めた規準または関係規定に合致しなければならない。サンプル抜取数について定めのない場合は、検査に必要とされる合理的な数を超えてはならない。

食品類製品を除いたその他の製品の品質監督検査に必要なサンプルは、被検査者が無償で提供する。検査業務が終了し、サンプル保留期間が満了した後、磨耗損失または国に別途規定のある場合を除いて、被検査者にサンプルを返却しなければならない。

第 15 条

製品品質検査機構は、国家品質技術監督部門の規定に従って検査を実施し、検査の結果を品質技術監督部門、被検査者に送達し、かつ発行した検査データと結論について法的責任を負わなければならない。

第 16 条

被検査者が検査の結果に異議がある場合、検査の結果を受領した日から 15 日以内に、製品品質監督検査を実施した品質技術監督部門またはその上級の品質技術監督部門に再検査を申請することができ、再検査申請を受理した品質技術監督部門が再検査の結論を出す。元の検査結果が正しい場合は、これを維持しなければならないが、再検査費は申請者が負担する。元の検査結果に誤りがあった場合は、これを訂正しなければならないが、再検査費は元の検査機構が負担する。

第 17 条

製品品質監督検査を経て不合格製品があった場合、その生産企業は下記のような要求に従って是正しなければならない。

- (1) 重大な品質問題のある製品の生産と販売を停止すること。
- (2) 是正案を策定し、是正業務責任制を徹底すること。
- (3) 原因を究明し、責任者を処理すること。
- (4) 仕掛かり品、在庫品を整理し、不合格製品を処分すること。
- (5) 品質技術監督部門に是正報告書を提出し、再検査申請を出すこと。

第 18 条

本弁法の規定に違反する行為について、『中華人民共和国製品品質法』等の法律、法規に処罰を与える旨を定めた場合、その規定に従う。

第 19 条

品質技術監督部門の業務担当者、製品品質検査担当者が製品品質監督検査において職権濫用、職務怠慢、私情にとらわれ不正を行った場合、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 20 条

本弁法は、2010 年 4 月 1 日より施行する。

(6) 広東省製品品質監督条例

<修正ポイント>

1993年11月29日より施行された『広東省製品品質監督条例』は、1回目の修正が1998年1月2日に公布・施行された後、『中華人民共和国製品品質法』の改正（2009）などに伴い、2010年7月23日に2回目の修正が行われた。

【条文の削除】

第32条

生産者・販売者が下記の行為の一つにある場合、生産・販売の停止を命じ、違法に生産・販売する製品と違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の過料に処し、営業許可証を取り消すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。

- (1) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準に合致しない製品を生産した場合
- (2) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準に合致しない製品であることを承知のうえで販売した場合
- (3) 国家が明文で淘汰を命じた製品を生産した場合
- (4) 変質、失効した製品を販売した場合

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第10条 販売者が販売する輸入製品は「<u>中華人民共和国製品品質法</u>」第15条の規定に合致しなければならない。…</p>	<p>販売者が販売する輸入製品は、『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』の関連規定に合致しなければならない。…</p>
<p>第33条 生産者・販売者が製品の中に夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、不合格製品を合格製品と偽った場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処し、営業許可証を取り消すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。</p>	<p>第32条 生産者・販売者が製品の中に夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、または不合格製品を合格製品と偽った場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の50%以上3倍以下の過料を併科し、営業許可証を取り上げることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。</p>
<p>第34条 生産者・販売者が製品の産地を偽り、または他人の工場名、工場所在地、認証マーク、優秀マークなどの品質マークを偽造、盗用した場合、公開で訂正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処し、違法所得がない場合、1千元以上5万元以下の過料に処す。</p>	<p>第33条 生産者・販売者が製品の産地を偽り、または他人の工場名、工場所在地、認証マーク、著名優秀マークなどの品質マークを偽造、盗用した場合、公開訂正を命じ、違法所得を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の同値以下の過料を併科し、情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。</p>

<p>第 35 条 製品マークが「<u>中華人民共和国製品品質法</u>」第 15 条の規定に合致しない場合、是正を命じる。 包装のある製品が「<u>中華人民共和国製品品質法</u>」第 15 条第 (4) 号、第 (5) 号の規定に合致せず、情状が重い場合、生産・販売の停止を命じ、<u>違法所得の 15% から 20% の過料に処す</u>。</p>	<p>第 34 条 製品マークが『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』の<u>関連規定</u>に合致しない場合、是正するよう命じる。包装のある製品が『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』の<u>関連規定</u>に合致せず、情状が重い場合、生産・販売の停止を命じ、<u>違法な生産・販売製品の貨物価値金額の 30% 以下の過料を併科する</u>。</p>
<p>第 38 条 …情状が重く、公共の秩序を乱した場合、公安機関が「<u>治安管理处罰条例</u>」第 19 条の規定に処罰する。</p>	<p>第 37 条 …情状が重く、公共の秩序を乱した場合、公安機関が『<u>中華人民共和国治安管理处罰法</u>』の<u>関連規定</u>に従って処罰する。</p>
<p>第 40 条 当事者が行政処罰決定に不服の場合、「<u>中華人民共和国製品品質法</u>」第 46 条の規定に基づき再議または人民法院に提訴を申請することができる。…</p>	<p>第 39 条 当事者は、行政処罰決定に不服がある場合、『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』の<u>関連規定</u>に基づき再議を申請し、または人民法院に提訴することができる。…</p>

広東省製品品質監督条例

第 1 章 総則

第 1 条

製品品質に対する監督を強化し、製品の品質責任を明確にし、ユーザー、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』、『模倣・粗悪商品生産・販売犯罪処罰に関する全国人民大会常務委員会の決定』などの法律法規に基づき、本省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第 2 条

本省の行政区域内で製品の生産・販売活動に従事する場合、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう製品とは、加工、製造を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例は適用しない。但し、建設工事に使用する建築材料、装飾材料、建築物内に使用し原有特性と用途が保持できる製品は、本条例の規定を適用する。

第 3 条

省人民政府技術監督管理部門は、省全体の製品品質監督業務を組織し協調する責任を負い、製品品質監督検査機関を審査認可し、製品品質紛争を調停、仲裁し、重大な中華人民共和国製品品質法違反事件を摘発する。

市、県の人民政府技術監督管理部門は、当行政区域内の製品品質監督業務に責任を負い、製品品質紛争を調停、仲裁し、中華人民共和国製品品質法違反事件を摘発する。

第4条

各級の工商、衛生、医薬、商品検査などの行政管理部門と各業界主管部門は、関係法律、法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内で互いに協力して、製品品質監督業務をしっかりと行わなければならない。

第2章 責任と義務

第5条

生産者が生産する製品または販売者が販売する製品は、その品質、マーク、包装が『中華人民共和国製品品質法』及び関係法律法規が規定する条件に合致しなければならない。模倣・粗悪商品を生産、販売してはならない。

第6条

生産組織の品質検査機関及びその品質検査担当者または企業の委託を受けて出荷検査を代行する検査機関及びその品質検査担当者は、製品品質検査に対して責任を負い、不合格製品に合格証を発行してはならない。

第7条

製品の製造監督者は、製造監督される製品に対して責任を負い、製品品質が規定の条件に合致することを保証しなければならない。

第8条

販売組織の仕入れ担当者は、本条例第5条の規定に違反する製品を仕入れてはならず、販売組織は、仕入れ時に検査検収を必ず行なわなければならない。

第9条

製品品質が規定の規準に達していないが、使用価値が有り、かつ安全・衛生条件に合致する場合、必ず製品またはその包装の目立つ位置に「処理品」、「瑕疵品」、「等外品」等の文字を明記して初めて、出荷または販売することができる。

使用価値を失った製品と人体の健康に影響を及ぼす製品、人身・財産の安全を脅かす製品は、販売してはならず、廃棄しなければならない。

第10条

販売者が販売する輸入製品は、『中華人民共和国製品品質法』の関連規定に合致しなければならない。人体の健康と人身・財産の安全に係わる製品は、中国語の説明書を付けなければならない。使用期限のある製品は、中国語またはアラビア数字で失効期日を明記しなければならない。輸入部品をもってアセンブリまたはサブアセンブリした製品は、製品またはその包装に中国語でアセンブリまたはサブアセンブリ工場の工場名、工場所在地を明記しなければならない。

第11条

代理販売または共同経営などの方法による製品販売者は、本条例に規定する販売者と同様の製品品質責任と義務を負う。

第 12 条

場所または設備の提供者は、使用者が本条例第 5 条の規定に違反する製品を生産・販売することを放任、庇護してはならず、違法行為を発見した場合、直ちに主管部門またはその他の関係部門に通報しなければならない。

第 13 条

印刷業者は、商標マーク、著名優秀マーク、認証マーク、または上記のマーク・標識を含む包装物と商品札の印刷を請け負う際に、関係の証明文書を検査確認し、コピーして保存しなければならない。委託人が証明文書を提出できない場合、印刷業者は印刷を請け負ってはならない。

印刷業者は、印刷した前項のマーク、標識、包装物と商品札を、委託人ではない者に提供してはならない。

第 14 条

広告事業者と新聞雑誌、放送局、テレビ局は、法律法規の関係規定に基づき、関係する広告製品の品質証明を検査し、広告内容を審査しなければならない。虚偽の広告を代理、設計、制作、発表してはならない。

第 3 章 行政監督

第 15 条

政府の製品品質に対する監督は、監督抜取り検査を主要方法とする監督検査制度を実行し、同時に重点製品に対して定期監督検査制度を実行する。

製品品質の監督検査に対して法律法規に別途規定がある場合は、関係法律法規の規定に基づき執行する。

第 16 条

監督抜取り検査業務は、省人民政府技術監督管理部門が組織し、協調する。

県級以上の人民政府技術監督管理部門は、当行政区域内で抜取り検査を組織する。必要経費は、同級の財政から支払う。

各級人民政府の関係主管部門が組織する抜取り検査は、その計画を同級の人民政府技術監督管理部門に報告し調整しなければならない。抜取り検査の必要経費は、部門の自己資金から支払う。

第 17 条

定期監督検査業務は、各級の人民政府技術監督管理部門が実施を組織する。定期監督検査製品リストと検査周期は、省の人民政府技術監督管理部門が省の関係主管部門と共同で制定し公布する。定期監督検査は、国家の規定に基づき検査費用を徴収する。

第 18 条

法定製品品質監督検査機関は、製品品質監督検査任務を担い、技術監督管理部門の有効文書または委託書の要求に基づき、製品に対して抜取り検査を行なわなければならない。抜き取るサンプル数量は、規準または有効文書の規定に合致しなければならない。抜き取ったサンプルは、検査前に適切に保管し、その品質の原有状況を保持しなければならない。

第 19 条

製品品質監督検査の根拠は、国家基準、業界基準、地方基準または届け出た企業規準（企業規準に転化した国外規準を含む）、経済契約における品質に関する条項、及び製品説明、実物見本などの方法で表した製品品質状況である。

第 20 条

監督検査任務を担う検査機関は、技術監督管理部門が通達指示した有効文書または委託書の規定する期限に基づき、検査結果を報告しなければならない。監督検査任務を通達指示した技術監督管理部門は、検査結果を受領した日から 7 日以内に、結果を検査を受けた者に通知しなければならない。

検査を受けた者は、検査結果に異議がある場合、検査報告書を受領した日から 15 日以内に、監督検査任務を通達指示した技術監督管理部門または 1 級上の技術監督管理部門に再検査を申請することができる。再検査を経て原検査結果に誤りがあることが証明された場合、直ちに是正し、再検査の検査費用の徴収を免除しなければならない。原検査結果が正しい場合、これを維持し、再検査申請者が再検査の検査費用を負担しなければならない。

第 21 条

製品品質監督抜取り検査の結果は、公表されなければならない。

検査した結果、製品に品質問題があると証明された生産者・販売者に対しては、情状の程度に応じて、法により処理する。

不合格製品を生産する企業に対しては、期限付きで改善を命じ、品質フォロー制度を実行する。企業は改善した後、監督検査を実施する技術監督管理部門に、初生産ロット製品の抜取り検査を実施するよう報告しなければならない。検査に合格して始めて、製品を出荷することができる。

第 22 条

各級の工商行政管理部門は、商標管理と市場管理において、製品の品質、マーク、包装に対して監督を行ない、模倣・粗悪商品を摘発する職責を負う。

各級の工商行政管理部門は、国家の広告管理に関する規定に基づき、広告内容の真実性を厳格に審査しなければならない。

第 23 条

行政執行人は、製品品質監督を行なう際に、必ず二人以上参加し、執行証書を提示し執行徽章を付け、国家または当省統一の法執行文書、罰金没収金領収書を使用し、規定の手続きに厳格に基づき法執行をしなければならない。

第 24 条

行政執行人は、製品品質監督を行なう際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

- (1) 関係の領収書、帳簿、証明書、文書、業務交信及びその他の資料を閲覧、コピーし、録音、録画などの方法を用いて必要な証拠材料を取得すること。
- (2) 製品の保存場所と倉庫に立ち入り、製品を検査すること。
- (3) 重大な品質問題があり、または重大な品質問題の疑いがある製品に対して、封鎖保存、差押えを行なう。
- (4) 製品マークが規定に違反するなど情状が軽い違反行為や、過料金額が 5 百元以下

の場合、現場で処罰を行なう。

行政執行人は、当事者の正当な技術秘密と営業秘密を保持しなければならない。

第 25 条

行政執行人は、封鎖保存または差押えを実施した製品に対して、15 日以内に鑑定の結論を出さなければならない。調査と処理のために封鎖保存・差押えの期限延長が必要な場合、期限満了前に 1 級上の技術監督管理部門に認可を申請し、封鎖保存・差押えられた製品の組織に通知しなければならない。延長期限は一般的に 30 日を超えてはならない。事件内容が複雑なため期限の再延長が必要な場合、省の人民政府技術監督管理部門に報告し、審査認可を受けなければならない。

第 26 条

行政執行人は、現場で処罰を行なう際に、現場処罰決定書と現場記録を作らなければならない。現場記録には、当事者の基本状況、主要な違法事実、処罰内容を記載し、行政執行人と当事者または証人が署名しなければならない。

第 4 章 社会的監督

第 27 条

ユーザー・消費者が製品品質の問題について製品の生産者・販売者に査問した際に、生産者・販売者は、書簡を受領した日または訪問を受けた日から 15 日以内に回答しなければならない。ユーザー・消費者は、製品の品質問題が原因で損害を被った場合、販売者または生産者に対して規定に基づき修理、交換、返品または損害賠償を要求する権利を有し、交渉の効果が無い場合、関係部門またはユーザー・消費者組織に訴え、または法により品質仲裁機関に仲裁を申請することができ、直接人民法院に提訴することもできる。

第 28 条

如何なる組織や個人も、模倣・粗悪商品の生産・販売を発見した場合、関係部門に通報する権利を有する。関係部門は通報者の秘密を守らなければならない。通報し功績のあった組織または個人に対して、関係部門は褒賞を与えなければならない。

第 29 条

各業界の同業組織は、当業界製品の製品品質に対して監督を行なう職責があり、企業が法により生産、営業するよう督促し、製品品質を保証する。

第 30 条

ユーザー・消費者組織は、法により製品の生産・販売に対して監督を行ない、ユーザー・消費者の製品品質問題の苦情相談を受理し、行政管理部門と協同して製品品質に対して監督検査を行なわなければならない。

第 31 条

報道機関は、報道手段を利用して模倣・粗悪商品を生産・販売する違法行為を指摘し、常にユーザー・消費者に製品品質の知識を紹介し、国家と省の商品品質監督管理に関する法律法規を宣伝しなければならない。

第5章 法的責任

第32条

生産者・販売者が製品の中に夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、または不合格製品を合格製品と偽った場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の50%以上3倍以下の過料を併科し、営業許可証を取り上げることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第33条

生産者・販売者が製品の産地を偽り、または他人の工場名、工場所在地、認証マーク、著名優秀マークなどの品質マークを偽造、盗用した場合、公開訂正を命じ、違法所得を没収し、違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の同値以下の過料を併科し、情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。

第34条

製品マークが『中華人民共和国製品品質法』の関連規定に合致しない場合、是正するよう命じる。包装のある製品が『中華人民共和国製品品質法』の関連規定に合致せず、情状が重い場合、生産・販売の停止を命じ、違法な生産・販売製品の貨物価値金額の30%以下の過料を併科する。

第35条

生産者・販売者が国家の関係規定に基づいて製品の修理、交換、返品と損害賠償の責任を果たさない場合、期限を切って是正するよう命じる。是正を拒否した場合、損害賠償を命じ、違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合、1万元以下の過料に処する。

第36条

広告事業者と新聞雑誌、放送局、テレビ局が本条例14条の規定に違反した場合、広告の発表停止と公開訂正を命じ、当該広告による広告収入を没収し、当該広告費の1倍以上5倍以下の過料に処する。情状が重い場合、広告営業許可証を取り上げる。

第37条

生産者・販売者が封鎖保存された製品を無断で開封、移動、廃棄または販売した場合、封鎖保存製品総額の1倍以上5倍以下の過料に処し、責任者を1,000元以上5,000元以下の過料に処することもできる。情状が重く、公共の秩序を乱した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理著罰法』の関連規定に従って処罰する。

第38条

本条例に規定する営業許可証取消し行政処罰は、工商行政管理部門が決定し、その他の行政処罰は、技術監督管理部門または工商行政管理部門が国务院の規定する職権の範囲に基づき決定する。行政処罰権を行使する機関について法律法規に別途規定がある場合は、関係法律法規の規定に基づき執行する。

第 39 条

当事者は、行政処罰決定に不服がある場合、『中華人民共和国製品品質法』の関連規定に基づき再議を申請し、または人民法院に提訴することができる。当事者が期限を過ぎても再議を申請せず、人民法院に提訴せずに、処罰決定を履行しない場合、処罰決定を下した機関は、期限を切って過料の納付を命じ、期限を過ぎた場合 1 日に付き過料金額の 3% を加算し、規定手順にそってその銀行預金を凍結するほか、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 40 条

製品品質監督抜取り検査担当者が本条例第 18 条の規定に違反した場合、その所属組織が行政処分を行なう。検査データを偽造し、または検査結論を偽造した場合、『中華人民共和国製品品質法』第 44 条の規定に基づき処理する。

第 41 条

行政執行人が本条例第 23 条の規定に違反した場合、その所属組織が行政処分を与えるほか、証書発行機関が行政執行証書と行政執行徽章を回収することができる。

行政執行人が製品を封鎖保存、差押える際に、職権を濫用し、生産者または販売者の合法的権益に損害をもたらした場合、その所属組織が賠償責任を担うほか、責任者に対して行政処分を与える。

第 42 条

国家業務担当者が下記のような状況のいずれかに該当する場合、その所属組織または上級機関が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 職権を利用して、本条例に列記する違法行為のある組織または個人を庇護した場合。

(2) 追及責任を負う国家業務担当者が職務怠慢し、情実にとらわれ不正行為を行ない、本条例に列記する違法行為のある組織または個人に対して、法律に規定する職責追及を履行しない場合。

(3) 職権を濫用し、公事を装い私腹をこやし、本条例に列記する違法行為を告発、通報した通報人に対して報復を行なった場合。

(4) 職権、職務を利用して、取りなしなどの方法で、行政執行人の本条例に基づく公務執行を妨害した場合。

第 6 章 付則

第 43 条

本条例は、公布日より施行する。

(7) 広西チワン族自治区製品品質監督管理条例

<改正ポイント>

1994年9月28日の施行から3年後の1997年9月24日に修正された後、2012年10月1日に改正版が施行された。改正版では19の条文が減少し、生産者、製品のマーク印刷者、販売者などに対する品質責任が明確にされたほか、製品品質監督・工商行政管理部門及びその業務担当者による地方保護主義を禁止するため、職権を乱用する法執行職員の厳罰（第25条）などが明記された。

広西チワン族自治区製品品質監督管理条例

第1条

製品品質に対する監督管理を強化し、製品の品質水準を高め、製品の品質責任を明確にし、消費者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』等の関係法律・行政法規の規定に基づき、当自治区の実情に合わせて本条例を制定する。

第2条

当自治区の行政区域内で製品の生産・販売活動に従事し、並びに製品の品質の監督管理を実施する場合、本条例を遵守しなければならない。法律・行政法規において別途規定がある場合は、その規定に従う。

本条例にいう製品とは、加工、製作を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例の規定は適用しない。ただし、建設工事に用いる建築材料、建築部材及び設備が前項に規定する製品の範囲に属する場合は、本条例の規定を適用する。

第3条

県級以上の人民政府は、製品品質監督業務に対する指導を強化し、各関係部門が製品品質監督業務を行うよう組織し、調整しなければならない。

県級以上の人民政府製品品質監督部門は、当行政区域内の製品品質監督業務を主管し、県級以上の人民政府工商行政管理等の関係部門は、各自の職責の範囲内で製品品質監督業務の責任を負う。

第4条

製品の品質に対して社会的監督及び世論的監督を行うことを奨励・支持・保護する。

製品品質監督部門及び工商行政管理等の関係部門は、製品品質違法行為を告発する告発者の秘密を保持しなければならない。告発の内容が事実であることが確認された場合は、国及び自治区の関係規定に従い告発者に褒賞を与える。告発に対する褒賞の経費は、同級財政の部門予算から統合的に安排する。

第5条

製品品質監督部門は、製品品質信用分類管理仕組みを構築・健全化し、品質信用等の状況に応じて生産者に対し分類監督管理を実施し、製品品質信用喪失公開制度を構築・健全化し、製品品質信用喪失行為への懲戒力を増強しなければならない。

製品品質監督部門は、生産者が品質管理システムを確立・運用し、そして管理制度を健全化し、かつ関連情報の報告遡及を現場検査に結びつける監督仕組みを確立するよう誘

導・督促しなければならない。

生産者は、製品品質誠実信用体系の構築を強化し、品質管理システムを確立・運用し、そして管理制度を健全化し、製品品質監督部門に品質安全に関連する情報を報告送付しなければならない。

第6条

製品品質監督検査は、監督抜き取り検査、定期的監督検査と日常的監督検査などの方法を採用する。

第7条

製品品質監督検査は、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、国家経済・人民生活に影響する重要な工業製品、消費者及び関係組織により品質に問題があると指摘された製品、そして製品品質指数評価に用いる代表的な製品を重点としなければならない。

第8条

当自治区行政区域内の製品品質の監督抜き取り検査と定期的監督検査は、自治区製品品質監督部門が統一計画し、組織して実施する。

国及び自治区が定めた監督検査期間内には、任何なる部門も重複した監督検査を安排してはならない。法律に違反し重複した検査を安排した場合は、生産者、販売者には検査を拒否する権利を有する。

製品品質監督検査データは、同じ検査期間内に、関係部門による監督検査の共通的な根拠としなければならない。監督検査結果を公布しまたは被検査者に知らせなければならない。

第9条

国及び自治区の製品品質監督部門またはそれにより権限を付与された部門の査定に合格した検査機構は、製品品質検査業務を担当することができる。法律・行政法規において、製品品質検査機構について別途規定がある場合は、その規定に従う。

第10条

製品品質検査業務を担当する製品品質検査機構は、製品品質検査規範と規準を実行しなければならない。抜き取り検査の製品数は国及び自治区製品品質監督部門の関係規定に合致し、かつ抜き取り票を発行しなければならない。

製品品質検査業務を担当する製品品質検査機構は、検査する前に、抜き取ったサンプルを適正に保管し、元の状態を維持しなければならない。検査を行った後のサンプルは、正常の磨耗損失または国及び自治区に別途規定のある場合を除いて、被検査者に全部返却しなければならない。

製品品質検査業務を担当する機構及び担当者は、法により関係規準に従い、客観的で公正的に検査結果を出さなければならない。

第11条

製品品質監督検査、検証時の判定の根拠は、以下のとおりとする。

- (1) 法律、法規及び規則の規定。
- (2) 現行の国家規準、業界規準、地方規準または届出を行なった企業規準。

(3) 国または自治区製品品質監督部門が許可した製品品質検査方法または品質評価規則。

(4) 契約書における品質関係条文及び製品説明書、品質保証書、ラベル、実物見本等の方法で明示された製品の品質の状況。

製品の品質に関する争いを処理するには、法により設置されまたは法により権限を付与された製品品質検査機構が出した検査結論を根拠としなければならない。

第12条

製品品質検査業務を担当する製品品質検査機構は、製品品質監督部門が定めた期間に従い、検査結果を報告しなければならない。製品品質監督部門は、検査結果を受領した日から7日以内に、被検査者に結果を通知しなければならない。

生産者、販売者は、検査の結果に異議がある場合、検査の結論を受領した日から15日以内に、監督検査を実施した製品品質監督部門またはその上級の製品品質監督部門に再検査を申請することができる。

第13条

製品品質監督部門及びその他の部門が組織する監督抜き検査は、被抜き検査者から費用を徴収してはならず、必要な検査費用は、同級財政の部門予算から統合的に按排する。

定期的監督検査及び日常的監督検査に必要な検査費用は、国及び自治区の関係規定に従って執行する。

第14条

製品品質監督部門の法執行担当者は、監督検査を実施する際、被検査者の技術秘密及び営業秘密を保持しなければならない。

第15条

製品品質監督部門の行政法執行担当者が監督検査を実施する際に、2名以上参加し、かつ統一発行された行政法執行証明書を提示し、厳格に所定の手順に従って執行しなければならない。

第16条

製品品質監督部門及び製品品質検査機構が規定に従い監督検査及び抜き取り検査を実施する際に、被検査者はこれに協力し、関係資料と検査用の見本を如実に提供し、検査業務上の必要に応じて検査手段や業務用場所等において便宜を図らなければならない。

第17条

生産者は、その生産する製品の品質に対して責任を負う。

販売者は、仕入れ時検査・検収制度を確立・実行し、製品の合格証明とその他の標識を検査確認しなければならない。

生産、販売する製品の品質、標識、包装等は、『中華人民共和国製品品質法』及び関係法律・法規に定める条件に合致しなければならない。

第18条

食品、化粧品、農薬、化学肥料及び国と自治区の規定により、主要含有成分及び含有量

を明記しなければならないその他の製品について、生産者は製品またはその包装に主要含有成分の名称及び含有量、生産期日と有効期間を明記し、かつ中国語の取扱説明書を付けなければならない。

第 19 条

機械、設備、計器メーター、家庭用電子電器及び構造が複雑な耐久消費財について、生産者、販売者は製品の出荷、販売時において取り付け、使用、メンテナンス、手入れに関する中国語の取扱説明書を付けなければならない。

第 20 条

輸入部品をもってアセンブリまたはサブアセンブリした製品は、製品または包装に原産地、アセンブリまたはサブアセンブリ企業の名称と住所を中国語で明記しなければならない。

第 21 条

生産者の品質検査機構及びその品質検査担当者、または生産者から委託を受けて出荷検査を代行する検査機構及びその検査担当者は、製品の検査結果について責任を負い、検査を経ておらずまたは検査に合格していない製品に合格証を発行してはならない。

第 22 条

販売者は、製品の特徴及び製品包装に記載された警告マークまたは中国語の警告説明に応じて必要な措置を講じ、製品の品質を維持し、法により販売している製品の品質の責任を負わなければならない。

第 23 条

生産者、販売者は、下記のような製品を生産、販売してはならない。

- (1) 国から淘汰や生産・販売禁止を明文で命じられたもの。
- (2) 失効、変質し、または安全使用期限を過ぎたもの。
- (3) 製品中に不純物、偽造品を混ぜ、偽造品を真正品と替え、粗悪品を優良品と替え、中古品を新品と替え、または不合格製品を合格製品と偽称するもの。
- (4) 生産地、生産期日または失効期日を隠匿、偽造し、他人の企業名称、住所、バーコードを隠匿、偽造、または冒用し、認証マーク、名優マーク等の品質マーク並びに生産許可証マークと番号を偽造、または冒用するもの。
- (5) 品質合格証、品質検査報告、品質保証書等の品質証明を偽造・書き直したもの。
- (6) 生産許可証管理を実施しているのに、生産許可証を取得していないもの。

第 24 条

もとの表示等級まで達していないが、合格品の範疇に属する製品については、生産者、販売者は、製品もしくはその包装の目立つ位置に、またはその他の明示する方式により、当該製品の実際に達した等級を明記してはじめて、出荷し販売することができる。

国家規準、業界規準に合致しない製品または使用価値を失った製品については、破棄またはその他の方式により処分しなければならず、任何なる形を問わずこれを出荷したり、販売してはならない。

第 25 条

製品品質監督・工商行政管理部門及びその業務担当者が、本条例の規定に違反し、下記のような状況のいずれかに該当する場合、直接責任を負う主管担当者及びその他の直接責任者には、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 規定に違反して公告を發表し、公告内容が事実と合わず、またはニュースメディアに事実と合わない情報を提供した場合。

(2) 規定に違反して封鎖・押収措置を講じ、または封鎖・押収措置を適時に解除しない場合。

(3) 封鎖・押収された物品を使用したり毀損した場合。

(4) 製品品質監督検査または品質監視観測において、被検査者に賄賂を取り立て、または規定に違反して見本を取り立てた場合。

(5) 製品の生産、販売における本条例の規定に違反した行為を庇護、放任した場合。

(6) 製品品質違法行為者に情報を漏らし、取り締まりを逃れるよう幫助した場合。

(7) その他の職権濫用、職務怠慢、私情にとらわれ不正を行った場合。

製品品質監督部門、工商行政管理部門及びその業務担当者が、前項の (1) から (4) に定めた状況のいずれかに該当し、当事者に経済的損害をもたらした場合、法により賠償責任を負わなければならない。

第 26 条

本条例第 16 条の規定に違反して、被検査者が関係資料及び検査用のサンプルを如実に提供しない場合は、製品品質監督部門が是正するよう命じる。是正しない場合は、製品の出荷・販売の一時停止を命じることができる。これを執行せずに、無断で製品の出荷、販売を行った場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて出荷、販売した製品代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

第 27 条

本条例第 23 条 (1) の規定に違反して、国から淘汰や生産・販売禁止を命じられた製品を生産、販売した場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門は職権に基づいて生産、販売の停止を命じ、違法な生産・販売製品を没収し、違法な生産・販売製品の貨物価値相当額以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合は、『中華人民共和国製品品質法』の関係規定に従い、営業許可書を取り上げる。

本条例第 23 条 (2) の規定に違反して、失効、変質し、または安全使用期限を過ぎた製品を販売した場合は、工商行政管理部門が販売の停止を命じ、違法な販売製品を没収し、違法な販売製品の貨物価値金額の 2 倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合は、『中華人民共和国製品品質法』の関係規定に従い、営業許可書を取り上げる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条例第 23 条 (3) の規定に違反して、製品中に不純物、偽造品を混ぜ、偽造品を真正品と替え、粗悪品を優良品と替え、中古品を新品と替え、または不合格製品を合格製品と偽称した場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて生産、販売の停止を命じ、違法な生産・販売製品を没収し、違法な生産・販売製品の貨物価値の 50% 以上 3 倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合は、『中華人民共和国製品品質法』の関係規定に従い、営業許可書を取り

上げる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条例第 23 条 (4) の規定に違反して、生産地、生産期日または失効期日を隠匿、偽造し、他人の企業名称、住所、バーコードを隠匿、偽造、または冒用し、認証マーク、名優マーク等の品質マーク並びに生産許可証マークと番号を偽造、または冒用した場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて是正するよう命じ、違法な生産・販売製品を没収し、違法な生産・販売製品の貨物価値相当額以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が重大な場合は、『中華人民共和国製品品質法』の関係規定に従い、営業許可書を取り上げる。

本条例第 23 条 (5) の規定に違反して、品質合格証、品質検査報告、品質保証書等の品質証明を偽造・書き直した場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて是正するよう命じ、機構に対しては 5 万元以上 10 万元以下、直接責任を負う主管担当者及びその他の直接責任者には 1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条例第 23 条 (6) の規定に違反して、生産許可証管理を実施しているのに、生産許可証を取得していない製品を生産、販売した場合は、『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』の関係規定に従って処罰する。

第 28 条

本条例第 24 条第 1 項の規定に違反して、もとの表示等級まで達していないが、合格品の範疇に属する製品の出荷・販売の際に、生産者、販売者は、製品もしくはその包装の目立つ位置に、またはその他の明示する方式により、当該製品の実際に達した等級を明記していない場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて是正するよう命じる。是正しない場合、違法な生産・販売製品を没収し、違法な生産・販売製品の貨物価値相当額の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。

本条例第 24 条第 2 項の規定に違反して、破棄またはその他の方式により処分しなければならない製品の出荷・販売を行った場合は、製品品質監督部門または工商行政管理部門が職権に基づいて出荷、販売の停止を命じ、違法な出荷・販売製品を没収し、違法な出荷・販売製品の貨物価値相当額以上 3 倍以下の過料を併科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。

第 29 条

本条例は、2012 年 10 月 1 日より施行する。

(8) 海南省製品品質監督管理条例

<修正ポイント>

1994年8月25日に施行された『海南省製品品質監督管理条例』は1997年10月24日に1度目の修正が、2012年7月1日からは2回目の修正が施行されている。『中華人民共和国製品品質法』の改正（2009）、『中華人民共和国行政強制法』（2011）の施行に伴い、修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第13条</p> <p><u>監督検査部門は製品品質監督において下記の状況の一つがあることがわかった場合、封鎖保存、差押えの強制措置を取ることができる。</u></p> <p><u>(1) 法律、法規、規則が生産・販売を明文で禁止した製品</u></p> <p><u>(2) 事件に関わる証拠であり、消滅のおそれのある物品</u></p> <p><u>(3) 封鎖保存しなければ社会に危害をもたらす製品</u></p> <p><u>封鎖保存、差押え製品の期間は一般に30日を超えない。封鎖保存、差押えが検査のため特別な期間を要する製品は、検査に必要な期間に応じて順延する。封鎖保存、差押えの際、品質保証期間が1ヵ月に満たない製品に対しては品質保証期間内に処理を完了させなければならない。</u></p>	<p><u>監督検査部門は、人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しないと認められる根拠がある製品、又はその他の深刻な品質問題がある製品、及び当該製品の生産・販売に直接用いられる原材料・補助材料、包装物、生産道具に対して、封鎖保存又は差押えを行う。</u></p> <p><u>封鎖保存、差押えの期間は、一般的に30日を超えてはならない。状況が複雑な場合、行政機関責任者の許可を得て、延長することができる。但し、延長期間は30日を超えてはならない。封鎖保存、差押え時に、品質保証期間が30日に満たない製品については、品質保証期間内に処理を完了させなければならない。</u></p>
<p>第36条</p> <p><u>当事者が行政強制措置または行政処罰に不服の場合、処罰決定書を受領した日から15日以内に処罰決定を出した機関の上一級上の行政機関に再議を申請することができる。再議結果に不服の場合、再議決定書を受領した日から15日以内に人民法院に提訴することができる。直接人民法院に提訴することもできる。</u></p> <p><u>期限を過ぎても処罰決定を履行せずしかも再議を申請せずまたは提訴しない場合、処罰決定を下した機関は人民法院に強制執行を申請、または法により強制執行する。</u></p>	<p><u>当事者は、行政強制措置または行政処罰に不服がある場合、法により行政再議を申請するか、または行政訴訟を提起することができる。</u></p>

海南省製品品質監督管理条例

第1条

製品品質の監督管理を強化し、製品品質責任を明確にし、ユーザー、消費者及び生産者、販売者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』及び関係法律法規の規定に基づき、本省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内で生産・販売及び品質監督活動に従事する場合、本条例を適用する。

第3条

省、市、県、自治県人民政府の技術監督部門は、当行政区域内の製品品質監督管理業務を主管する。

工商、衛生医薬、商検、労働安全、公安消防などの行政管理部門は、関係法律、法規が規定する職権範囲に基づき、製品品質監督管理業務に責任を負う。

各業界主管部門は、本業界本系統の製品品質監督管理業務に責任を負う。ユーザー、消費者及び消費者協会、業界協会、個人労働者協会などの社会団体と報道世論機関は、製品品質に対して社会監督を行なう。

第4条

製品の生産者、販売者は、「品質第一」の方針を必ず貫き、ユーザーと消費者の合法的權益を確実に保護し、生産・販売において夾雑物、模倣品を混入させ、模倣品を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、不合格製品を合格製品と偽った場合、法により製品品質責任を負わなければならない。

第5条

生産者は、その製品に対して厳格な品質検査制度を行ない、製品品質を確保しなければならない。

第6条

販売者は、販売する製品に対して製品品質の責任を負い、製品の仕入れ時は証明要求と検収制度を実行しなければならない。製品が品質保証期間内にありながら、ユーザー、消費者の使用または保管によらない原因でもたらされた品質問題については、販売者がまず国家の関係規定に基づき製品の修理、交換、返品と賠償の責任を負い、または双方の約定により解決する。製品品質責任が生産者、貨物提供者または貯蔵・運送者にある場合、販売者は責任側に賠償を要求する権利を有する。

第7条

各級技術監督部門とその他の製品品質監督業務を管理する部門（以下、「監督検査部門」と称す）は、職権により製品に対して監督検査を行ない、品質違法行為を処理する。

監督検査部門は、必ず規定の手順と検査方法に基づき、検査の職責を行使しなければならない。

監督検査部門は、『中華人民共和国行政処罰法』第19条規定の条件に合致した専門の執

行機関に、行政処罰の実施を委託することができる。

第8条

省の技術監督部門は、当省の製品品質監督検査計画を制定し、実施を組織する。

第9条

検査依頼、検査実施、監督管理機関の機能がそれぞれ独立するような製品品質監督管理体制を実行する。仲介機関が検査依頼を代理する、検査機関が資格審査に合格して独立検査し、社会に有償役務を提供する、品質監督管理部門が監督管理行政職能を行使する、という体制を次第に実現する。

第10条

監督検査部門は、監督抜取り検査を主要方法として、製品品質を監督管理し、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品、国家経済と人民生活に影響を及ぼす重要な工業製品、ユーザー、消費者、関係組織により品質問題があると指摘された製品に対して、抜取り検査を行なう。抜取り検査の主要内容は、製品が真実で合法的な検査報告または合格証明を有しているか否かである。

検査を受ける組織と個人は、抜取り検査を拒否、妨害してはならない。

第11条

監督検査部門は、製品に対して抜取り検査を行なう際に、費用を徴収してはならない。必要な費用は、各級財政予算に組み入れる。

第12条

監督検査部門は、監督検査の際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 検査を受ける者に、有効な製品検査報告または合格証明の提供を要求する。

(2) 品質に対して疑問があり有効な検査報告または合格証明を提供できない製品に対して、または検査報告、合格証明はあるが製品が明らかに一致しない場合、サンプルの封鎖保存を行ない、検査を受ける者に規定に基づき製品を検査に送るよう命じることができる。

(3) 検査を受ける当事者、利害関係者、証人を査問し、証明材料と関係資料の提供を要求する。

(4) 違法行為に関する合意書、帳簿、伝票、文書、記録、業務交信と関係資料を査問、コピーする。

(5) 検査を受けた者に品質違法行為があることがわかった場合、生産、販売の一時停止と販売、在庫製品の数量と状況の提供を命じることができる。

第13条

監督検査部門は、人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しないと認められる根拠がある製品、又はその他の深刻な品質問題がある製品、及び当該製品の生産・販売に直接用いられる原材料・補助材料、包装物、生産道具に対して、封鎖保存又は差押えを行う。

封鎖保存、差押えの期間は、一般的に30日を超えてはならない。状況が複雑な場合、行政機関責任者の許可を得て、延長することができる。但し、延長期間は30日を超えてはならない。封鎖保存、差押え時に、品質保証期間が30日に満たない製品については、

品質保証期間内に処理を完了させなければならない。

第14条

消費者協会は、製品品質の苦情相談を受理し、苦情相談事項に対して調査、調停を行なう権利、監督検査部門の製品品質に対する監督検査に参加し、関係行政部門に指摘、査問、意見を提出する権利、損害を被った消費者が製品品質紛争の仲裁を具申し、または訴訟を提起するよう支持する権利、消費者の合法的権益を損なう行為に対して、報道機関を通じて指摘、注意を与える権利を有する。

各級別の人民政府は、消費者協会が職能を履行することを支持しなければならない。

第15条

製品品質監督検査の根拠：

(1) 公布された人体の健康と人身・財産の安産を保障する国家規準、業界規準。国家規準、業界規準が制定されていない製品は、必ず人体の健康と人身・財産の安産を保障する要求に合致しなければならない。

(2) 製品説明、契約、実物見本、またはその他の方法により明示された品質指標もしくは状況。

(3) 製品説明、契約、実物見本、またはその他の方法により明示された品質指標もしくは状況が本条第(1)号の規準よりも厳しい場合、その明示する品質指標または状況に基づく。

第16条

省技術監督部門は、製品品質検査機関に対して国家の関係規定に基づき審査を行なうことに責任を負い、審査に合格した製品品質検査機関に対して合格証を発行し、検査に従事できる製品及び項目を社会に公表する。

省技術監督部門は、合格証書を取得した製品品質検査機関に対して、2年に1度の再審査を行なう。

合格証書を取得していない製品品質検査機関は、製品品質検査業務に従事してはならない。

第17条

省技術監督部門は、関係検査機関の審査申請を受領した後、7日以内に受理するか否かの決定を出さなければならない。

審査申請を受理した後、2ヵ月以内に審査の結論を出さなければならない。期限を過ぎても決定を出さない、または決定、審査結論に不服がある場合、当事者は法により再議を申請し、または人民法院に提訴することができる。

第18条

製品品質検査機関は、検査依頼をした組織に科学的で正確な検査データと検査結論を提供しなければならない。当該データと結論は、品質監督と品質仲裁の根拠とすることができる。

第19条

品質監督検査部門またはその他の検査依頼機関は、抜取り検査の際に、必ず有効な文書、証明書を提示し、技術基準と関係規定に基づきサンプルを抜き取らねばならない。

検査機関は、検査に送りまたは検査に送るよう命じられた、法律文書に規定される内容に基づきサンプルを集め検査し、一般製品は10日以内、保存しにくい食品類は保存有効期限内に、検査報告書（技術上検査時間に特別な要求がある場合は除く）を出し、速やかに検査結果を検査依頼をした組織と当地の品質監督行政主管部門にそれぞれ送らなければならない。

検査後サンプルがなお使用価値がある場合は返還し、再検査サンプルは留め置き期間満了後に返還しなければならない。

第20条

当事者は、製品品質監督検査結果に異議がある場合、検査結果を受領した日から15日以内に、技術監督部門に再検査を申請することができる。再検査した結果、もとの検査結果に誤りがあることが証明された場合、是正しなければならない。もとの検査結果が正しい場合、これを維持しなければならない。再検査費用は、責任側が負担する。

第21条

有効な品質検査報告書または合格証明書を取得した製品に対して、如何なる組織も、有効期間内にその同一検査項目を重複検査してはならない。確かに監督検査に必要な場合、監督検査部門がサンプル及び検査費用を支払わなければならない。

第22条

製品品質検査機関の検査費用徴収規準は、省の物価部門が関係主管部門と共同で別途制定する。

第23条

検査機関は、出した検査結果に責任を負う。

検査データまたは検査結論を偽造した場合、是正するよう命じ、徴収検査費の1倍以上3倍以下の過料に処する。情状が重い場合、法により営業許可証を取り上げる。検査結果の誤りにより当事者に経済的損害をもたらした場合、賠償しなければならない。

第24条

製品品質検査機関は、検査に送った技術資料、営業秘密に対して秘密保持の責任を負う。検査機関または検査担当者が検査を受けた者の製品技術秘密または営業秘密を漏洩した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』の規定に基づき処罰する。

第25条

下記のような行為のいずれかに該当する者に対して、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。すでに販売した製品に対しては期限を切って回収するよう命じ、未販売と回収した製品は没収または廃棄する。情状が重い場合、工商行政管理部門が法により営業許可証を取り上げる。

(1) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準に合致しない製品を生産した場合。

(2) 国家が明文で淘汰を命じた製品を生産した場合。

(3) 人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家規準、業界規準に合致しない製品であることを明らかに知りながら販売した場合。

- (4) 失効、変質した製品を販売した場合。
- (5) 法律、法規が生産・販売を禁止するその他の製品を生産・販売した場合。

第 26 条

下記のような行為のいずれかに該当する場合、販売者が前条にいう「明らかに知りながら」に当たるとみなす。

- (1) 販売者が模倣・粗悪製品の生産に参加した場合。
- (2) 販売者が法定品質表示及び条件に基づいた検査を行わず、または検査に不合格であったにもかかわらずその製品を仕入れ販売した場合。
- (3) 販売する製品に対して、その合法的生産者または製品提供者を明示できない場合。
- (4) 販売する製品に対して、合法的な仕入れ伝票、証明を提供できず、または仕入価格が市場価格より明らかに低いとその正当な理由がない場合。
- (5) 県級以上の人民政府関係部門が社会に公表した品質情報または当地の報道機関でその製品品質に欠陥があると公開指摘したにもかかわらず、販売を行なった場合。

第 27 条

生産者、販売者がその製品に夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、または不合格製品を合格製品と偽った場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処する。情状が重い場合、工商行政管理部門が法により営業許可証を取り上げる。

第 28 条

生産者、販売者が製品の生産地、工場名、工場所在地、バーコード、商品マーク、著名優秀マーク、合格マーク、合格証明、検査報告書を偽造または盗用した場合、公開是正を命じ、違法所得を没収するほか、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処する。

第 29 条

下記のような行為のいずれかに該当する場合、是正するよう命じる。情状が重い場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得の 15% から 20% の過料に処することができる。

- (1) 使用期限のある製品が生産期日と安全使用期限または失効期日を明記していない場合。
- (2) 不適切な使用により製品本体に損傷をもたらしやすい、または人身と財産の安全を脅かすおそれがある製品で、警告マークを明記していない、または中国語の警告説明がない場合。
- (3) 毒性が強い、危険である、壊れやすい、貯蔵輸送中に天地無用が必要、及びその他の特殊な要求のある製品で、その包装が相応の条件に合致せず、警告マークを明記していない、または中国語の警告説明がない場合。

第 30 条

本条例第 6 条の規定に違反し、製品の修理、交換、返品と賠償を拒んだ場合、是正するよう命じる。是正を拒んだ場合には、警告、違法所得の没収、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料のいずれかに処するか、またはそれらを併科することができる。情状が重い場合、休業・肅正を命じるほか、工商行政管理部門が法により営業許可証を取り上げることもで

きる。

第 31 条

広告事業者が明らかに知りまたは知るべきである前提で、模倣・粗悪製品に広告の代理、設計、制作、発表役務を提供した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、情状により違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。

第 32 条

没収と過料には、省の財税部門の統一印刷製造した科料没収領収書を使用する。没収過料金は、規定に基づき同級の地方財政に納入する。

第 33 条

本条例の規定する行政処罰は、技術監督管理部門または工商行政管理部門が国务院の規定する職権範囲に基づき決定する。行政処罰権を行使する機関について、法律法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

各監督検査部門は、職責を分担して執行する際に、相互に支援・協力しなければならない。但し、同一違法行為に対して重複して処罰してはならない。

第 34 条

製品品質監督検査に従事する業務担当者が、職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行ない、品質違法行為を庇護した場合、その主管機関が行政処分を与える。監督検査機関及びその職員の行政違法行為により当事者に経済的損害をもたらした場合、行政行為を行なった機関が先行して賠償しなければならず、そのあと、情状により直接責任者に求償する。

第 35 条

本条例の規定に違反する違法行為が、情状が重く、犯罪を構成した場合、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第 36 条

当事者は、行政強制措置または行政処罰に不服がある場合、法により行政再議を申請するか、または行政訴訟を提起することができる。

第 37 条

本条例の具体的応用における問題は、省の人民政府が解釈の責任を負う。

第 38 条

本条例は、公布日より施行する。

(9) 甘肅省製品品質監督管理条例

<修正ポイント>

『甘肅省製品品質監督管理条例』は1995年1月21日の執行後、修正が4回実施されている。

1回目：1997年7月30日 | 2回目：2002年3月30日

3回目：2004年6月4日 | 4回目：2010年9月29日

4回目の修正は、『中華人民共和国製品品質法』の改正（2009）などに伴い実施された。

【条文の削除】

第29条

本条例の第11条、第12条、第13条の規定に違反し、履行すべきであるのに修理、交換、返品、賠償責任を履行しない場合、期限内の履行を命じ、1,000元～5,000元の過料に処することができる。

【条文の修正】

修正前	修正後
第2条	第2条4項として「 <u>製品品質監督管理について、法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う</u> 」を追加
第11条	「 <u>被侵害者は、製品の生産者に求償することができる</u> 、 <u>製品の販売者に求償することもできる</u> 」を追加
第18条 <p>県以上の製品品質監督部門が設置した製品品質監督検査機関と省製品品質監督部門が授権した製品品質監督検査機関は法定製品品質監督検査機関となり、<u>省製品品質監督部門の審査認可を経て、「検取合格証書」、「授権証」の発給を受けた後、初めて製品品質監督検査任務を担当し、社会に公証検査データを提供することができる。</u></p> <p><u>その他の製品品質検査機関は必ず省製品品質監督部門の審査に合格し計量認証を経て、「審査合格証書」と「計量認証合格証書」の発給を受けた後、初めて社会に公証検査データを提供することができる。製品品質争議の処理は法定製品品質監督検査機関の検査結論を規準にする。</u></p>	<p>県級以上の製品品質監督部門が設置した製品品質監督検査機関と省製品品質監督部門が授権した製品品質監督検査機関は、法定の製品品質監督検査機関であり、<u>省製品品質監督部門の審査認可と計量認証を経て、「検取合格証書」、「授権証」と「計量認証合格証書」の発給を受けて初めて、製品品質監督検査任務を担当し、社会に公証検査データを提供することができる。</u></p>
第24条 <p><u>検査を受けた者が品質監督検査データと結論に異議がある場合、検査報告を受領</u></p>	<p>検査を受けた者は、<u>監督抜き取り検査結果に異議がある場合、検査結果を受領した日か</u></p>

<p>した日から 15 日以内に検査任務を通達指示する製品品質監督部門に再検査を申請することができ、再検査の結果が最終結論となる。再検査費用は責任側が負担する。</p>	<p>ら 15 日以内に、監督抜き検査を実施した製品品質監督部門またはその上級製品品質監督部門に再検査を申請することができる。その他の監督検査データと結論に異議がある場合、検査報告書を受領した日から 15 日以内に、検査任務を通達指示した製品品質監督部門に再検査を申請することができ、再検査の結果が最終結論となる。再検査費用は、責任側が負担する。</p>
<p>第 26 条 <u>本条例第 8 条の規定に違反した場合、それぞれ下記の処罰を行なう。</u> <u>(1) 第 (1) 号の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、違法に生産・販売する製品を没収し、かつ違法に生産・販売する製品（すでに販売した製品とまだ販売していない製品を含む、以下同様）の貨物価値金額の 3 倍以下の過料に処し、違法所得がある場合、違法所得も没収する。情状が重い場合、法により営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。</u> <u>(2) 第 (2)、(6) 号の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、製品を没収し、違法所得を没収し、かつ違法に生産・販売する製品の貨物価値金額と同値以下の過料に処す。情状が重い場合、法により営業許可証を取り消す。</u> <u>(3) 第 (3) 号の規定に違反した場合、販売の停止を命じ、製品を没収し、違法所得を没収し、かつ違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の 2 倍以下の過料に処す。情状が重い場合、法により営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</u> <u>(4) 第 (4)、(5) 号の規定に違反した場合、生産・販売の停止を命じ、製品を没収し、違法所得を没収し、かつ違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の 50% 以上 3 倍以下の過料に処す。情状が重い場合、法により営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。</u> <u>(5) 第 (7) 号の規定に違反した場合、生</u></p>	<p><u>本条例第 8 条の規定に違反した場合、それぞれ下記のような処罰を与える。</u> <u>(1) 第 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) 号の規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』、『中華人民共和国食品安全法』、『食品など製品安全監督管理の強化に関する国务院の特別規定』などの関連法律、行政法規により、行政処罰を与える。</u> <u>製品マーク、品質証明文書を偽造または盗用した製品を生産、販売した場合、生産と販売の停止を命じ、製品と違法所得を没収するほか、違法に生産、販売した製品の貨物価値金額以下の過料に処する。</u> <u>(2) 第 (8) 号の規定に違反した場合、期限を切って是正するよう命じ、是正を拒否した場合、違法所得を没収し、違法所得の 15% から 20% の過料に処することができる。包装のある製品、使用期限のある製品、ならびに不適当な使用により製品本体に破損を生じやすい、または人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品で、情状が重い場合、生産、販売の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法に生産・販売した製品の貨物価値金額の 30% 以下の過料を併科する。</u></p>

<p>産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ製品貨物価値金額の15%から20%の過料に処し、組織責任者または直接責任者を500元から3,000元の過料に処す。</p> <p>(6) 第(8)号の規定に違反した場合、期限を切って是正を命じ、是正を拒否した場合、違法所得を没収し、違法所得の15%から20%の過料に処することができる。包装のある製品、使用期限のある製品、不適当な使用により製品本体に容易に破損を生じ、あるいは人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品で、情状が重い場合、生産・販売の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ違法に生産・販売する製品の貨物価値金額の30%以下の過料に処す。</p>	
<p>第34条</p> <p>製品品質監督員の公務執行を妨害し、または製品品質問題を通報、告発した者を罵倒、殴打、威嚇と報復した場合、その行政主管部門が行政処分を与える。『中華人民共和国治安管理処罰条例』に違反した場合、公安部門が処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>『中華人民共和国治安管理処罰法』に修正</p>

甘肅省製品品質監督管理条例

第1章 総則

第1条

製品品質に対する監督管理を強化し、製品の品質責任を明確にし、ユーザー、消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国製品品質法』と関係法律法規に基づき、当省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

当省の行政区域内で製品の生産、販売、貯蔵運輸、修理活動に従事する場合、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう製品とは、加工、製造を経て販売に用いる製品をいう。

建設工事には本条例規定は適用しない。但し、建設工事に使用する建築材料、建築部材と設備が、前項に規定する製品の範囲に属する場合は、本条例規定を適用する。

製品品質監督管理について、法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第3条

省の製品品質監督部門は、省全体の製品品質監督管理業務に責任を負う。県級以上の製品品質監督部門は、当行政区域内の製品品質監督管理業務に責任を負う。

政府の他の関係部門は、各自の職責の範囲内で製品品質の監督と管理に責任を負う。

第4条

各級人民政府は、品質に関する法律法規を真剣に徹底して実行し、品質宣伝教育と法執行監督検査を強化し、製品品質監督部門が品質違反行為を摘発することを督促、支持しなければならない。

第5条

製品品質を先進的に管理し製品品質を国内外の先進水準にまで高め、成績が顕著な組織と個人、及び品質違法行為を通報し、摘発に協力して功労のあった者に対して、各級人民政府と製品品質監督部門が表彰と褒賞を与える。

第2章 責任と義務

第6条

生産者は、必ず生産合格製品の条件を具備し、品質管理を強化し、生産する製品の品質に責任を負わなければならない。品質問題が発生した場合、その責任を負わなければならない。

第7条

販売者は、仕入れ時の検査検収制度を確立、執行し、製品の品質、マーク、合格証明書類と品質マークを検査確認しなければならない。措置を講じて、販売する製品の品質を保持する。

品質問題が発生した場合、その責任を負わなければならない。

第8条

生産者、販売者は、下記のような規定を執行しなければならない。

(1) 人体の健康及び人身、財産の安全に関わる製品を販売する場合、必ず国家規準、業界規準と関係技術条件に合致しなければならない。強制的規準がある場合、必ず当該規準に合致しなければならない。

(2) 国家が明文で淘汰を命じ生産を禁止した製品を生産、販売してはならない。

(3) 期限切れ、失効、変質した製品を販売してはならない。

(4) 不合格製品を合格製品と偽って出荷、販売してはならない。

(5) 夾雑物、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、粗悪品を優良品と偽り、古い物を新しい物と偽った製品を生産、販売してはならない。

(6) 産地を偽った製品を生産、販売してはならない。他人の工場名、工場所在地を偽りまたは盗用した製品を生産、販売してはならない。製品マーク、品質証明文書、品質マークを偽造、または盗用した製品を生産、販売してはならない。

(7) 国家が生産許可証制度を実施する製品について、生産許可証を取得していない場合、これを生産、販売してはならない。国家が安全認証の実施を規定し、強制的監督管理を行う製品について、安全認証を経ず、または認証に不合格の場合、これを出荷、販売し

てはならない。

(8) 製品またはその包装におけるマークは、必ず法律法規の要求と関係規定に合致しなければならない。輸入部品を用いて組み立てた製品は、中国語で組立工場名、工場所在地を明記しなければならない。人体の健康及び人身、財産の安全に関わる製品は、中国語の取扱説明書を添付しなければならない。生産許可証制度を実施する製品は、生産許可証マークと通し番号を明記しなければならない。安全認証を実施する製品は、安全認証マークを明記しなければならない。

第9条

製品の製造監督を実施する場合、製造監督者は製造監督の職責を履行し、製造監督した製品品質に責任を負わなければならない。

第10条

製品が規定の品質規準に達していない、または軽度の損傷を受けているがまだ使用価値が有りかつ安全、衛生条件に合致する場合、「瑕疵品」、「処理品」の文字を明記して初めて出荷、販売することができる。

第11条

製品が明記した製品規準、品質状況に合致せず、製品が具備すべき使用性能を具備せずに、事前に説明をしていない場合、修理、交換、返品の実行を拒否しなければならない。品質保証期間内に二度の修理を行っても正常に使用できない場合、交換または返品を行わなければならない。直接経済的損害をもたらした場合、損害賠償をしなければならない。修理、交換、返品と賠償責任は、販売者が担い履行する。生産者または製品供給者の責任である場合、販売者はそれに求償する権利を有し、当該生産者または製品供給者は補償しなければならない。

製品の欠陥により人身を傷つけ、財産に損害を与えた場合、損害賠償をしなければならない。被害者は、製品の生産者に求償することができれば、製品の販売者に求償することもできる。

第12条

貯蔵・運輸業者は、製品の貯蔵・運輸に関する規定を厳格に執行し、製品の包装に明記された作業要求に基づき作業し、貯蔵・運輸製品の品質を保持し、貨物検査引継ぎ制度を履行しなければならない。不適切に貯蔵・輸送したことにより品質問題が生じた場合、貯蔵・運輸業者が損害賠償をしなければならない。

第13条

修理業者は、修理技術規範を厳格に執行しなければならない。修理後の製品について使用保証期間内に修理項目の品質問題が発生した場合、修理業者は無償で修理しなければならない。修理の過ちで人身を傷つけ財産に損害をもたらした場合、修理業者は賠償責任を負わなければならない。

第3章 監督と管理

第14条

製品品質監督検査は、製品品質監督抜取り検査、統一監督検査、定期監督検査と日常監督検査方法を含む。

製品品質統一監督検査は、省の製品品質監督部門が計画し、実施を組織する。県以上の製品品質監督部門が実施を組織する当行政区域内の製品品質監督抜取り検査、定期監督検査と省行政主管部門が実施を組織する全省的業界製品品質監督検査については、その計画は省の製品品質監督部門による協調と審査認可を受けなければならない。各級製品品質監督部門は、品質監督業務過程に発見した製品品質問題、及びユーザー・消費者が通報し、苦情相談した製品品質問題に対して、日常監督検査を実施する。

製品品質監督検査結果は、検査を受けた者に告知するほか、社会に公表しなければならない。

第15条

品質技術監督、工商行政管理などの関係部門は、人身・財産の安全に係わる製品、農工業生産及び消費者の利益に重大な影響を及ぼす製品に対する監督を強化し、生産者、販売者が厳格に法を遵守するよう促し、消費者の消費安全及びその他の合法的權益を擁護し、製品品質水準の不断の向上を促進しなければならない。

第16条

製品品質監督部門及びその行政執行人は、品質違法行為を摘発する際、下記のような職権を行使することができる。

- (1) 関係の領収書、帳簿、契約、業務交信及びその他の資料を閲覧、コピーすること。
- (2) 製品の保存場所と倉庫に立ち入り、製品を検査すること。
- (3) 違法に生産、販売した製品と重大な品質問題がある製品に対して、封鎖保存または差押えを行うこと。封鎖保存または差押えの期間は、1ヵ月を超えてはならない。
- (4) 事実が明らかで情状が軽い違法行為に対しては、規定の手続きと限度額に基づき、現場で処罰を与える。

第17条

公民、法人とその他の組織は、製品品質問題を告発、通報し、製品品質に対して監督を行う権利を有する。

各報道機関は、製品品質監督部門に協力し、製品品質に対して世論監督を行わなければならない。

消費者協会と品質管理協会は、製品品質問題を査問し、関係行政部門による製品品質に対する監督検査に参加し、品質違反行為について関係行政部門に摘発を建議する権利を有する。

第18条

県級以上の製品品質監督部門が設置した製品品質監督検査機関と省製品品質監督部門が授権した製品品質監督検査機関は、法定の製品品質監督検査機関であり、省製品品質監督部門の審査認可と計量認証を経て、「検収合格証書」、「授権証」と「計量認証合格証書」の発給を受けて初めて、製品品質監督検査任務を担当し、社会に公証検査データを提供す

ることができる。

第 19 条

製品品質監督検査の根拠は、下記の通りである。

- (1) 製品が採用する有効な規準。
- (2) 製品説明、実物見本、契約約定及びその他の方法で明示された品質指標と品質状況。
- (3) 省級以上の製品品質監督部門が制定または認可した品質判定規則と規定。

第 20 条

法定品質監督検査機関は、品質監督管理部門の検査任務書または監督検査計画手配に基づき、製品のサンプル採取と検査を実施する。抜き取るサンプル数量と方法は、製品規準またはサンプル採取方式に基づき執行し、サンプルは、検査を受ける者が無料で提供し、検査完了後サンプル留め置き期間が満了した後、損耗部分以外はすべて検査を受けた者に返還する。

第 21 条

製品品質監督部門が手配した品質監督検査を受けた製品は、国家が手配する監督検査や製品品質監督部門がユーザーと消費者が強く指摘する製品に対して手配する監督検査ではないかぎり、同一検査周期内で重複して検査してはならない。

第 22 条

製品品質監督抜き取り検査は、費用を徴収してはならない。製品品質監督部門が手配する監督抜き取り検査が要する費用は、同級の財政が支払う。業界主管部門が手配する監督抜き取り検査の費用は、自己資金から支払う。

製品品質監督抜き取り検査以外の製品品質監督検査及び委託検査、仲裁検査、不合格品の再検査、品質評価検査は、国家の関係規定と財政・物価部門が査定した項目、規準に基づき、検査費用を徴収する。委託検査は委託側が費用を支払い、仲裁検査は責任側が責任の程度に応じて費用を支払う。

第 23 条

製品品質監督検査機関及びその検査員は、必ず検査技術規範を厳格に執行し、検査の結論に責任を負い、検査を受けた者が提供した秘密保持技術資料に対して秘密保持責任を負わなければならない。

第 24 条

検査を受けた者は、監督抜き取り検査結果に異議がある場合、検査結果を受領した日から 15 日以内に、監督抜き取り検査を実施した製品品質監督部門またはその上級製品品質監督部門に再検査を申請することができる。その他の監督検査データと結論に異議がある場合、検査報告書を受領した日から 15 日以内に、検査任務を通達指示した製品品質監督部門に再検査を申請ことができ、再検査の結果が最終結論となる。再検査費用は、責任側が負担する。

第4章 罰則

第25条

本条例第6条、第7条の規定に違反し、製品品質が監督検査に不合格の場合、監督検査を実施した製品品質監督部門は、その生産者、販売者に期限を切って是正するよう命じる。期限を過ぎては是正しない場合、県級以上の製品品質監督部門が公告を行う。公告後の再検査でも不合格の場合、営業停止を命じ、期限を切って肅正を命じる。肅正期間の満了後の製品品質再検査に不合格の場合、法により営業許可証を取り上げる。

第26条

本条例第8条の規定に違反した場合、それぞれ下記のような処罰を与える。

(1) 第(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)号の規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』、『中華人民共和国食品安全法』、『食品など製品安全監督管理の強化に関する国务院の特別規定』などの関連法律、行政法規により、行政処罰を与える。

製品マーク、品質証明文書を偽造または盗用した製品を生産、販売した場合、生産と販売の停止を命じ、製品と違法所得を没収するほか、違法に生産、販売した製品の貨物価値金額以下の過料に処する。

(2) 第(8)号の規定に違反した場合、期限を切って是正するよう命じ、是正を拒否した場合、違法所得を没収し、違法所得の15%から20%の過料に処することができる。包装のある製品、使用期限のある製品、ならびに不適当な使用により製品本体に破損を生じやすい、または人身・財産の安全を脅かすおそれのある製品で、情状が重い場合、生産、販売の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法に生産・販売した製品の貨物価値金額の30%以下の過料を併科する。

第27条

製造監督を実施する製品に品質問題が発生した場合、製造監督者の所得を没収するほか、製造監督所得の1倍以下の過料を併科する。

第28条

本条例第10条の規定に違反した場合、出荷、販売の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法所得の1倍から3倍の過料を併科する。組織責任者または直接責任者には、500元から3,000元の過料に処する。

第29条

本条例第11条、第12条、第13条の規定に違反し、履行すべき修理、交換、返品、賠償責任を履行しなかった場合、期限内に履行するよう命じ、1,000元から5,000元の過料に処することができる。

第30条

封鎖保存された製品を無断で封鎖解除、隠匿、移動、廃棄、販売した場合、封鎖保存製品の貨物価値金額の1倍から3倍の過料に処し、違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。

第 31 条

本条例第 18 条の規定に違反した場合、その検査収入を没収し、1,000 元から 5,000 元の過料に処することができる。

本条例第 23 条の規定に違反した場合、更正するよう命じ、徴収した検査費用の 1 倍から 3 倍の過料に処することができ、直接責任者に対してその行政主管部門が行政処分を与える。情状が重い場合、製品品質監督部門は関係資格証書を取り上げることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 32 条

本条例第 20 条の規定に違反し、法により行う製品品質監督検査を拒否した場合、警告を与え、是正するよう命じる。是正を拒否した場合、休業・肅正を命じる。情状が特に重い場合、法により営業許可証を取り上げる。

第 33 条

自然に形成された製品、初級の農産品の中に、夾雑物、偽物を混入させ、その有効成分と品質性能を減じ、破壊し、かつ販売に用いる行為については、本条例第 26 条第 (4) 号の規定に照らして処罰する。

第 34 条

製品品質監督員の公務執行を妨害し、または製品品質問題を通報、告発した者を罵倒、殴打、威嚇と報復した場合、その行政主管部門が行政処分を与える。『中華人民共和国治安管理処罰法』に違反した場合、公安部門が処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 35 条

製品品質監督員が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行ない、違法行為をかばった場合、その行政主管部門が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 36 条

本条例が規定する営業許可証取り上げ行政処罰は、工商行政管理部門が決定し、その他の行政処罰は、製品品質監督部門と工商行政管理部門が各自の職責の権限に基づき決定する。

第 5 章 付則

第 37 条

本条例の実施における具体的応用問題は、省製品品質監督行政主管部門が解釈の責任を負う。

第 38 条

本条例は、公布日より施行する。『甘肅省製品品質監督条例（試行）』は、同時に廃止する。

3. 不正競争関連

(1) 天津市『中華人民共和国反不正当競争法』実施弁法

<修正ポイント>

1997年3月25日に施行された後、2010年9月25日に1回目の修正が、2012年5月9日に2回目の修正が施行された。2回目の修正では監督・検査部門の移動、隠匿、廃棄される可能性がある財物についての封鎖保存、差押え権限を明記した条文が削除された。

【1回目条文の修正】

修正前	修正後
第34条 監督検査部門の職員の法による公務執行を拒否、妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。…	「中華人民共和国治安管理処罰法」に修正

【2回目条文の修正】

第33条を削除

監督・検査部門は不正当競争法行為を監督・検査する際、移動、隠匿、廃棄される可能性がある財物について、市または区、県の監督・検査部門責任者の許可を得て封鎖保存、差押え等の措置を講じることができる。

天津市『中華人民共和国反不正当競争法』実施弁法

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』（以下『不正競争防止法』と称す）とその他の関係法律法規に基づき、本市の実情にあわせて、本弁法を制定する。

第2条

本市の行政区域内における商品販売又は営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織、個人（以下総称して「事業者」という）は、必ず本弁法を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則と広く認められているの商業道徳を遵守し、その他の事業者の合法的權益を損害してはならず、社会経済秩序を攪乱してはならない。

第4条

各級人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造し、事業者と消費者の合法的權益を保護しなければならない。

第5条

市及び区、県の工商行政管理部門は『不正競争防止法』の規定に基づき、不正競争行為に対して監督検査と処理を行う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定による。

第6条

すべての組織と個人が不正競争行為に対して監督を行うことを奨励、支持、保護する。
事業者の合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、法により監督検査部門に苦情相談することができる。
国家機関の職員は不正競争行為を支持、庇護してはならない。

第7条

事業者は、下記に掲げた他人の登録商標の盗用を行ない、競争相手に損害を与えてはならない。

- (1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用すること。
- (2) 他人の登録商標を盗用した商品であることを明らかに知っているか知り得ていながら販売すること。
- (3) 法律、法規が規定する他人の登録商標を盗用するその他の行為。

第8条

事業者は、他人の企業名称または氏名及び他人の企業名称または氏名を表す文字、略称、標記、数字、図形など無断で使用し、人に他人の企業の商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品の品質、産地などに対して誤解を招く虚偽の表示をしてはならない。

- (1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造または盗用し、無効の品質標識を使用すること。
- (2) イスラム教及びその他の特有の商品マークを偽造、盗用または無断で使用すること。
- (3) 品質検査合格証明書、許可証番号、生産許可証番号、製造監督組織を偽造、盗用すること。
- (4) 中国語で明記した製品名、生産工場名、生産工場所在地及び商品の加工地、製造地、生産地を偽造、盗用すること。
- (5) 商品の規格、性能、等級、用途、製作成分、その含有量を偽ること。
- (6) 商品の生産年月日、安全使用期限、失効期日を偽り、または期日をあいまいに表示すること。

第10条

事業者は、無断で他人の周知商品の特有の名称、包装、装飾を使用し、または周知商品に類似した名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

前項にいう周知商品とは市場で一定の知名度を有し、広く大衆に知られた商品をいう。

前項にいう特有とは商品の名称、包装、装飾が関係商品が広く用いるためのものではなく、顕著に識別性をもった特徴をいう。

第 11 条

公共企業またはその他の法により独占的な地位にある事業者は、下記のような公平競争を制限する行為を行ってはならない。

(1) 他人に対して、その指定する事業者が提供する商品を購入、使用することを強制し、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した同類の商品を購入、使用させないこと。

(2) 他人に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) 商品の品質、性能などの検査を口実に、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品を購入、使用することを妨害すること。

(4) その不合理な条件を受け入れないことに対して、関係商品の供給を拒否、中断、削減し、または費用をむやみに徴収すること。

第 12 条

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用しまたはその他の不正手段を用いて、他人にその指定する事業者が提供する商品を購入することを強制し、その他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、地方の商品が当地市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

第 13 条

事業者は、財物を贈る、各種費用を実費請求する、または観光旅行を提供するなどの手段で商品売りさばいてはならず、帳簿外で密かに宣伝費、労務費などの名義で商品を購入した組織や個人にリベートを与えてはならない。

第 14 条

事業者は、下記のような方法を用いて、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地などに対して、人に誤認させる虚偽の宣伝を行ってはならない。

(1) 広告を利用して虚偽の宣伝を行うこと。

(2) 他人を雇用して詐欺的な販売誘導を行うこと。

(3) 鑑定会、ニュース発表会、現場実演などを利用して虚偽の宣伝及び説明を行うこと。

(4) 大衆メディアを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

(5) 虚偽の商品説明、絵や写真、その他の資料を掲示、配布し、郵送すること。

第 15 条

広告事業者は、明らかに知り又は知るべきである状況において、虚偽の広告の代理、デザイン、製作、発表してはならない。

第 16 条

事業者は、下記のような手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 約定に違反し又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知り又は知り得た第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

第17条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

原価を下回る価格で商品を販売し、下記のような状況のいずれかに該当する場合は、不正競争行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の完済、転業、休業のために商品を値下げ販売する場合。

第18条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売し、又はその他の不合理な条件を付加してはならない。

前項にいうその他の不合理な条件とは商品の販売地区、販売価格、販売対象などを制限することをいう。

第19条

事業者は、下記のような手段を用いて、景品付販売を行なってはならない。

- (1) 景品付販売と偽り、または設定した賞の種類、当選確率、最高賞金額、総景品金額、景品の種類、数量、品質、提供方法などに対して虚偽表示を行うこと。
- (2) 不正な手段を用いて故意に内定者に景品を当選させること。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さない、または商品と同時に市場に出さないこと。
- (4) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。
- (5) 抽選式の景品付販売で、景品の最高金額が5,000元を超えること。
- (6) その他の詐欺的景品付販売行為。

第20条

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて、競争相手を排除してはならない。

- (1) 入札者が共謀談合して入札価格を不当に高くまたは低くし、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (2) 入札者と入札募集者が互いに結託して無断で入札書類を開封し、または最低落札価格を漏洩すること。
- (3) その他の共謀談合行為。

第 21 条

本弁法第 7 条の規定に違反した場合、監督検査部門が『中華人民共和国商標法』の規定に基づき処罰する。

第 22 条

本弁法第 8 条、第 9 条の規定に違反した場合、監督検査部門が『中華人民共和国製品品質法』の規定に基づき処罰する。

第 23 条

本弁法第 10 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合、10 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、営業許可証を取り上げることができる。模倣・粗悪商品を販売し犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 24 条

本弁法第 11 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

第 25 条

本弁法第 12 条の規定に違反した場合、上級機関が是正を命じる。情状が重い場合、同級または上級機関が直接責任者に対して行政処分を与える。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を生産・販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない。違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

第 26 条

本弁法第 13 条の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門が 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。違法所得がある場合、違法所得も没収する。

第 27 条

本弁法第 14 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、影響を除去する。本弁法第 14 条第 (2) 号、第 (5) 号の規定に違反した場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。本弁法第 14 条第 (1) 号、第 (3) 号、第 (4) 号の規定に違反した場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 28 条

本弁法第 15 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する。

第 29 条

本弁法第 16 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 30 条

本弁法第 19 条の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、1 万元以上 5 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

第 31 条

本弁法第 20 条の規定に違反した場合、その落札を無効とする。監督検査部門は 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 32 条

事業者が販売の一時停止と不正競争行為に関する財物の移動、隠匿、廃棄禁止の命令を受けたにもかかわらず、その命令に従わない場合、監督検査部門は販売、移動、隠匿、廃棄された財物の価格の 1 倍以上 2 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍以上以上 3 倍以下の過料に処する。

第 33 条

監督検査部門の職員の法による公務執行を拒否、妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 34 条

当事者が行政処罰決定に不服がある場合、法により行政再審を申請するか、または人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第 35 条

監督検査部門の職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、情実にとらわれ不正を行ない、不正競争行為を庇護した場合、その所属組織または上級機関が行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 36 条

本弁法は公布日より施行する。

(2) 河北省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1998年6月27日に施行された後、2010年7月30日に1回目の修正が、2011年11月26日に2回目の修正が施行された。

【1回目条文の修正】

修正前	修正後
<p>第50条 当事者が監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定を受領した日から 15日以内に1級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定を受取った日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。</p>	<p>「60日」に修正。『中華人民共和国行政不服審査法』の規定に照らし修正された</p>
<p>第49条 事業者が本条例第32条の規定に違反した場合、500元以上5,000元以下の過料に処することができる。関係責任者に対して情状により100元以上1,000元以下の過料に処することができる。事業者が監督検査部門の職員の職務執行を拒否、妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。</p>	<p>『中華人民共和国治安管理処罰法』に修正</p>

【2回目条文の修正】

修正前	修正後
<p>第50条 …当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院に提訴もせず、しかも処罰決定を履行しない場合、監督検査部門は、法に基づき強制執行を行う又は監督検査部門は人民法院に強制執行を申請することができる。</p>	<p>「法に基づき強制執行を行う」を削除。『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い修正された</p>

河北省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を

制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和國不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内のすべての事業者に対して、本条例を適用する。

本条例にいう事業者とは、商品の生産、販売又は営業目的の役務に従事する法人、その他の経済組織、個人をいう。

政府及びその所属部門及び事業者以外のその他の組織と個人の行為が公平競争を妨害する場合、本条例を適用する。

第3条

本条例にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和國不正競争防止法』と本条例の規定に違反し、その他の事業者及び消費者の合法的權益に損害を与え、市場経済の秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

事業者は、所有制の形式、業界の種類、経営規模を問わず、すべて法により市場競争に参加する権利を有し、その合法的權益は法的保護を受け、如何なる組織や個人の不法な制限、妨害、差別を受けない。

事業者は、市場競争において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

第5条

各級人民政府は、市場管理を強化し、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行うことに責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定による。

第6条

各級人民政府は、すべての合法的組織、個人が苦情相談、世論など各種の合法的手段を利用して不正競争行為に対して監督を行うことを支持、保護しなければならない。

監督検査部門は、通報者の秘密を守らなければならない。通報、調査協力を行ない功労のあった者に対して表彰し、または褒賞しなければならない。

国家機関及びその職員は不正競争行為を支持、庇護してはならない。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は、下記に掲げる他人の登録商標を盗用する行為を行ってはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を盗用した商品であることを承知の上で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、あるいは偽造、無断で製造

した他人の登録商標マークを販売すること。

(4) 他人の登録商標権にその他の損害をもたらす行為。

第8条

事業者は、周知商品の特有の名称、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品と混同させ、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

事業者は、前項に規定する商品を販売してはならない。

事業者は、周知商品と同一または類似する特有の包装、装飾及び特有の名称を含む包装、装飾を無断で生産、販売してはならない。

第9条

事業者は、他人の企業名称または氏名及び他人の企業名称または氏名を表す文字、図形、略称を無断で使用し、人に他人の企業の商品または役務と誤認させてはならない。

第10条

事業者は、商品または包装、装飾上に商品の品質に対して誤解を招く虚偽の表示をしてはならない。

(1) 認証マーク、優秀マーク、特殊業界標識などの品質標識を偽造、盗用し、失効、取り消された品質標識を使用すること。

(2) 品質検査合格証明書、許可証番号、生産許可証番号、商品バーコード標識、製造監督組織を偽造、盗用すること。

(3) 工場名を偽造し、商品の生産地、加工地を偽造、盗用、虚偽表示すること。

(4) 商品の規格、等級、性能、用途、数量、製造成分、その含有量を偽って表示すること。

(5) 商品の生産期日、品質保証期間、安全使用期限、失効期日を偽り、または期日をあいまいに表示すること。

(6) 偽造防止標識を偽造し、販売、使用すること。

(7) 無断で他人の商品の特殊標識を使用すること。

(8) 法律法規が表示しなければならないと規定している内容を表示しないこと。

第11条

事業者は、市場取引において下記のような市場を強制する行為を行ってはならない。

(1) 他の事業者間で取引を強いる、または取引をしないよう強いること。

(2) 他の事業者に自分との取引を強いる、又は自分との競争を放棄させること。

(3) 他の事業者に自分の競争相手との取引をしないよう強いること。

(4) 他の事業者達の間での正常な取引関係の構築を妨害すること。

第12条

水道供給、電力供給、暖房供給、ガス供給、郵政、電信などの公共企業、事業組織、またはその他、法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) 他人に対して、その付帯提供する関係商品または役務しか購入、受領できないと限定すること。

(2) 他人に対して、その指定する事業者が生産、販売する商品または提供する役務しか購入、受けることができないと限定すること。

(3) 他人に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品または役務を購入するよう強制すること。

(4) 商品の品質、性能などの検査を口実に、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品または役務を購入、受けることを妨害すること。

(5) その不合理な条件を受け入れない組織、個人に対して、関係商品、サービスの供給を拒否、中断、遅延、削減し、または費用をむやみに徴収すること。

(6) その他の競争制限行為。

交通、運輸などの公共企業も、上記の競争制限行為とその他の不正競争行為を行なってはならない。

営利目的の金融機関は、業務を展開する場合、公平、競争の原則に従わなければならない、不正競争行為に従事してはならない。

指定された事業者は、機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、品質が悪く価格が高い役務を提供し、またはみだりに費用を徴収してはならない。

第13条

政府及びその所属部門は、如何なる口実を問わず行政権力を濫用し、事業者の合法的な営業行為に干渉し、他人にその提供するまたはその指定した事業者が提供する商品、役務を購入することを強制し、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

指定された事業者は、機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、品質が悪く価格が高い役務を提供し、またはみだりに費用を徴収してはならない。

第14条

事業者は、財物又はその他の利益を与える手段で贈賄し、商品を販売・購入し、または役務の提供、受領を行なってはならない。

帳簿外で密かに相手組織や個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

本条例にいうリベートとは、事業者が商品を販売または役務を提供する際、帳簿外で密かに現金、実物またはその他の方法で、相手組織や個人に商品代金または役務費用を一定の割合で払い戻すことをいう。

第15条

事業者は、商品を販売または役務を提供する場合、明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができるが、かならずありのままを記帳しなければならない。値引き、コミッションを受領した事業者も、必ずありのままを記帳しなければならない。

本条例にいう値引きとは、商品の購入販売または役務の提供における安売りであって、事業者が商品販売又は役務提供にあたって明示し、ありのままを記帳する方法で相手に価格を優遇することをいう。

第16条

事業者は、広告または下記の方法を利用して商品または役務の価格、品質、品質、規格、

等級、性能、用途、製造成分、その含有量、製造方法、製造期日、有効期限、生産者、販売者、生産地、加工地、専利、認証、授賞、販売役務、その他の状況などに対して、人に誤認させる虚偽宣伝を行ってはならない。

- (1) 他人を雇い、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。
- (2) 販売場所で虚偽の現場実演と説明を行うこと。
- (3) 商品について人に誤認させる虚偽の文字表示、説明、解説すること。
- (4) 虚偽の製品説明書またはその他の宣伝資料を掲示、配布し、郵送すること。
- (5) ニュース報道、専用記事、専用インタビューなどの方法でマスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。
- (6) その他の虚偽宣伝方法。

広告の代理、デザイン、製作、発表者は、明らかに知り又は知るべきである状況において、商品又は役務について虚偽の宣伝をしてはならない。

映画テレビ、ラジオ放送、新聞雑誌などのマスコミ及び業界組織と消費者協会などの非広告的組織は、如何なる名義、方式も問わず、事業者または商品品質、商品価格、役務品質、役務価格などについて、虚偽または誤解を与えるような宣伝を行ってはならない。

第 17 条

事業者は、授權を経ずに、特約販売、指定販売、総代理、特約修理、その他類似した名義で詐欺的営業活動に従事してはならない。如何なる名義や方法も問わず、マルチ商法または形を変えたマルチ商法を行ってはならない。

第 18 条

事業者及び事業者以外の組織と個人は、下記のような手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

- (1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。
- (2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。
- (3) 権利者と業務関係をもつ組織、個人が、契約の約定に違反し又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。
- (4) 権利者の従業員が契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

(5) 権利者の営業秘密を取得、使用、開示することを目的として、高報酬又はその他の高条件で権利者の営業秘密を把握している人員を採用すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知り又は知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条例にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が機密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。技術情報及び経営情報の主な内容は、デザイン、プログラム、製品調合指図書、制作方法及び管理技術秘密、顧客名簿、仕入先情報、生産・販売策略などの情報である。

第19条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、下記のような不当価格行為を行ってはならない。

(1) 互いに共謀談合して、市場価格を操縦し、他の事業者または消費者の合法的權益に損害を与える行為。

(2) 虚偽または他人に誤解させる価格手段を利用し、値下げ詐称、最低価格販売、薄利販売、値引き販売、工場価格直売、在庫整理販売、移転のための安売り販売、休業のための安売り販売などの名目で、または明示している価格以外の費用を徴収するなどの手段で価格を偽り、消費者または他の事業者が自社と取引するよう誘惑する行為。

第20条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合は、不正競争行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために、商品を値下げで販売する場合。

第21条

事業者は、商品を販売または役務を提供する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売、役務の提供をしてはならず、または商品の価格、販売地区、販売対象などに対して不合理な制限をしてはならない。

第22条

事業者は、下記の景品付販売に従事してはならない。

(1) 設定した賞の種類、当選確率、最高景品額、総景品金額と景品の種類、数量、品質、景品交換期間、場所、方法などを明示せず、または明示した事柄を無断で変更すること。

(2) 景品付きと偽り、故意に内定者に景品を当選させる、または当選者に当選の景品を渡さないこと。

(3) 当選マークをつけた商品、くじを市場に出さず、または商品、くじと同時には市場に出さないこと。

(4) 当選金額、景品表示と異なる商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。

(5) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

(6) 抽選方式の景品付販売で、景品の最高金額が5,000円を超えること。同一の景品付販売活動で2回以上の当選の機会がある場合、最高景品金額の合計が5,000円を超えること。

(7) 就業機会を景品として販売すること。

(8) その他の不正景品付販売行為。

実物又はその他の方法を景品とした場合、同時期の市場、同類商品、役務の正常価格で換算する。

第 23 条

事業者は、下記的手段、方法を用いて、商品の品質、性能、価格、取引条件、サービスの品質、企業イメージ、企業経営状況などを捏造し、虚偽の事柄を配布し、競争相手の営業上の信用、商品の名声に損害を与えてはならない。

- (1) 声明的な広告を掲載、又は配布すること。
- (2) 文学作品、映画テレビ作品を出版し、文芸上演すること。
- (3) 顧客、消費者名義、または他人をそそのかして顧客、消費者の名義で国家機関、マスコミ、業界組織に苦情相談すること。
- (4) 宣伝ビラ、その他の宣伝品を配布すること。
- (5) その他の不正手段と方法。

第 24 条

入札者は、下記のような手段を用いて、入札談合を行なってはならない。

- (1) 入札者が協定して入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 入札者が協定して類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札者間で先に内部価格競争を行ない、落札者を内定した後、再度入札参加すること。
- (4) 入札者間のその他の入札談合行為。

第 25 条

入札者と入札募集者は共謀して、下記のような手段を用いて、競争相手を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前にひそかに入札書を開封し、関係情報をその他の入札者に知らせ、又は入札者が入札書を入れ替え、入札価格を変更する手助けをすること。
- (2) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に暗示または誘導質問し、当該入札者が落札するまたは落札しないようにすること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して公開入札時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (4) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (5) 入札募集者が前もって落札者を内定し、落札者を確定する際にこの決定を取り入れること。
- (6) 入札の過程でのその他の公平競争を妨害する行為。

第 26 条

事業者間、事業者組織と業界組織で協議、提議、通知、抜き書きまたはその他の手段により、公平競争を制限または妨害する下記のような連合行為を行なってはならない。

- (1) 価格の限定またはその他の不合理な営業条件の約定。
- (2) 商品市場の分割。
- (3) 商品の購買、販売の拒否または役務の提供、受け入れの拒否。

輸出入貿易を促進するために、国際市場競争に共同参加する行為は、除外する。

第3章 監督検査

第27条

不正競争行為は、違法行為が行なわれた場所の県級以上の監督検査部門が摘発する。

公共企業、事業組織またはその他法により独占的地位にある事業者の不正競争行為は、省または区を設けた市の監督検査部門が摘発する。上級監督検査部門は、下級監督検査部門に案件の内容調査を委託することができる。

第28条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査の際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

(1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関係のあるその他の資料の提出を要求すること。

(2) 不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料について、調査・尋問し、コピーをとること。

(3) 不正な手段で獲得した営業秘密が記載されている図面、ソフト、及びその他の関係資料を差押えること。

(4) 不正競争行為に関する財物、場所を検査し、必要があれば検査を受ける事業者に対して、当該商品の出所及び数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機、当該財物の移動、交換、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。

(5) 移動、交換、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物、帳簿に対して、封鎖保存・差押えを行うことができる。

第29条

封鎖保存・差押え措置を取る際に、必ず県級以上の監督検査部門の責任者が認可した書面による通知書を出さなければならない。封鎖保存、差押え期限は一般に3ヵ月を超えてはならず、重大で複雑な案件は省級の監督検査部門の認可を経て半年まで延長することができる。調査の結果、封鎖保存・差押えられた物品が違法行為と無関係であることが確実になった場合、直ちに封鎖保存・差押え措置を解除し、かつ、当事者に封鎖保存・差押え解除通知書を発給しなければならない。

腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすい、など保存困難な物品は当時者の同意を得た後、処理を先行させることができる。当事者を探し出せない場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、処理を先行させることもできる。

封鎖保存・差押え財物が法により封鎖保存・差押えられてから3ヵ月以内に当事者が処理を受けに来ず、または当事者を探し出す方法がない場合、持ち主のない物として処理し、法により競売し、換金して同級財政に納付する。

監督検査部門が本条例に掲げる職権を行使する際に、当事者及び郵便、運輸、貯蔵などに関する組織は協力しなければならない。

第30条

県級以上の工商行政管理部門は周知商品特有の名称、包装、装飾を模倣する不正競争行為を監督検査する際に、周知商品と特有の名称、包装、装飾を合わせて認定しなければならない。工商行政管理部門は周知商品特有の名称、包装、装飾の各案件を認定した場合、新しい証拠により覆されるまでは有効である。重大で複雑な案件は省級工商行政管理部門

が認定する。

特有の商品名、包装、装飾は、先使用の原則に基づき認定する。

商品の名称、包装、装飾と同一又は類似のものが他人に無断で使用され、購買者に誤認させるのに十分であり、かつ当該商品が市場で一定の知名度を持ち、関係公衆によく知られている場合、周知商品と認定することができる。

第 31 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、執行人は 2 名以上いなければならない。関係の検査命令書を提示しなければならない。関係検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

第 32 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。拒否し、遅延させ、虚偽の報告をしてはならない。

第 33 条

不正競争行為を行う事業者に対して、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、下記のような措置を取って制止しなければならない。

- (1) その生産・販売の停止を監督し、公開更正し、影響を消去する。
- (2) もっぱら不正競争に用いる金型、印刷製版、犯罪行為を行うための道具を接収する。
- (3) 各種違法標識を接収し廃棄する。
- (4) 現存の商品上の違法標識を除去する。
- (5) 違法標識と物品が分離困難な場合は当該物品を監督処理又は監督廃棄する。
- (6) 権利侵害の未使用の包装と装飾を接収廃棄する、または権利侵害者に廃棄を命じ監督する。
- (7) 権利侵害者が権利者の営業秘密を使用して生産した製品、市場に流入すれば営業秘密を公開することになる製品の廃棄を監督する。但し、権利者の同意による買付け、販売などその他の処理方法の場合は除外する。
- (8) 権利者の営業秘密を使用して生産した製品の販売停止を命じる。

第 4 章 法的責任

第 34 条

事業者が本条例の規定に違反し、権利を侵害された事業者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。権利を侵害された事業者の損失が算出し難い場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とする。かつ侵害された事業者がその合法的権益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った費用も負担しなければならない。

権利を侵害された事業者の合法的権益が不正競争行為により損害を被った場合、監督検査部門に苦情相談し、または人民法院に訴訟を提起することができる。

第 35 条

事業者が本条例第 7 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国商標法』の規定に基づき処罰する。

第 36 条

事業者が本条例第 8 条、第 9 条、第 10 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科することができる。

本条例第 8 条第 1 項の規定に違反し、情状が重い場合、『中華人民共和国不正競争防止法』の規定に基づき、営業許可証を取り上げることができる。

模倣・粗悪商品を販売し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 37 条

事業者が本条例第 11 条、第 17 条、第 26 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により、過料を併科することができる。情状が軽い場合、1,000 元以上 1 万元以下の過料を併科する。情状が比較的に重い場合、1 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。本条例第 11 条の規定に違反し、情状が重く、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 38 条

事業者が本条例第 12 条の規定に違反した場合、情状により過料に処することができる。情状が軽い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。情状が比較的に重い場合、10 万元以上 15 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、15 万元以上 20 万元以下の過料に処する。他人に品質が悪く価格の高い商品の購入または品質が悪く価格の高い役務を受けることを強要した場合、5 万元以上 15 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、15 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、品質が悪く価格が高い役務を提供し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科することができる。

第 39 条

本条例第 13 条の規定に違反した場合、政府及びその所属部門の行為に対して上級機関が是正を命じる。情状が重い場合、上級または同級の機関が直接責任者に対して行政処分を与える。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、品質が悪く価格が高い役務を提供し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科することができる。

第 40 条

本条例第 14 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により過料を併科することができる。情状が軽い場合、1 万元以上 10 万元以下の過料を併科する。情状が比較的に重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料を併科する。情状が重く、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 41 条

事業者が本条例第 16 条第 1 項の規定に違反した場合、情状により過料に処することができる。第 (1)、(2) 号の規定に違反した場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。第 (3)、(4) 号の規定に違反した場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。第 (5) 号の規定に違反した場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

事業者が本条例第 16 条第 1 項の規定に違反し、広告を利用して虚偽の宣伝を行なった場合、情状により過料に処することができる。虚偽の広告への費用投入金額が 50 万元未満の場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。虚偽の広告への費用投入金額が 50 万元以上 100 万元未満の場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。虚偽の広告への費用投入金額が 100 万元以上の場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

広告の代理、デザイン、製作、発行者が本条例第 16 条第 2 項の規定に違反した場合、その発行の停止を命じ、公開更正し、広告費用を没収し、広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。情状が重い場合、法によりその広告業務を停止させる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条例第 16 条第 3 項の規定に違反した場合、公開の自己批判を命じ、違法所得を没収し、5,000 元以上 5 万元以下の過料を併科する。

第 42 条

本条例第 18 条の規定に違反した場合、情状により過料に処することができる。権利侵害者が利益を得ておらず、被害者にも損害をもたらしていない場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。権利侵害者が利益を得ていないが被害者に損害をもたらした場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。権利侵害者が利益を得ている場合、違法所得を没収し、10 万元以上 20 万元以下の過料を併科する。営業秘密の権利者に重大な損害をもたらし、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 43 条

事業者が本条例第 19 条、第 20 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の過料を併科することができる。情状が重い場合、営業停止と肅正を命じ、または工商行政管理機関が営業許可証を取り上げる。

第 44 条

事業者が本条例第 21 条の規定に違反した場合、抱き合わせ販売行為の是正を命じ、抱き合わせ販売商品を回収し、代金を返却し、不合理な条件の取り消しを命じる。または、回収できない抱き合わせ販売商品の代金を没収し、情状により過料を併科することができる。情状が軽い場合、1,000 元以上 3 万元以下の過料を併科する。情状が比較的に重い場合、3 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料を併科することができる。

第 45 条

事業者が本条例第 22 条第 (1)、(2)、(3)、(4) 号の規定に違反した場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処することができる。第 (5)、(6)、(7) 号の規定に違反した場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 46 条

事業者が本条例第 23 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により過料を併科することができる。情状が軽い場合、1,000 元以上 3 万元以下の過料を併科する。情状が比較的重い場合、3 万元以上 10 万元以下の過料を併科する。情状が比較的重くかつ他人に損害をもたらした場合、10 万元以上 20 万元以下の過料を併科する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 47 条

事業者が本条例第 24 条、第 25 条の規定に違反した場合、その落札を無効とする。情状により過料に処することができる。談合入札額が 30 万元未満の場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。談合入札額が 30 万元以上の場合、5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 48 条

事業者が本条例第 28 条第 (4) 号の規定に違反した場合、情状により、販売、移動、交換、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。財物代金は、市場の規格品価格により算出する。

第 49 条

事業者が本条例第 32 条の規定に違反した場合、500 元以上 5,000 元以下の過料に処することができる。関係責任者に対して情状により 100 元以上 1,000 元以下の過料に処することができる。事業者が監督検査部門の職員の職務執行を拒否、妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。

第 50 条

当事者が監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定を受領した日から 60 日以内に 1 級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定を受取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院に提訴もせず、しかも処罰決定を履行しない場合、監督検査部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 51 条

監督検査部門及びその職員が違法に職権を行使した際、事業者の合法的財産に損害をもたらした場合、法により賠償責任を負わなければならない。

第 52 条

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が職権濫用、職務怠慢で犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、行政処分を与える。

第 53 条

違法所得の没収と過料の徴収は必ず省級財政部門が統一して製造発行している過料没収伝票を使用しなければならない。過料没収収入は一律国庫に納め、如何なる部門、個人もこれを留め置き私物化してはならない。

第5章 付則

第54条

本条例にいう「以上」、「以下」は、その数を含む。

本条例にいう「違法所得」とは、不正競争行為を行なった営業額をいう。

本条例にいう「情状が軽い」、「情状が比較的に重い」、「情状が重い」は、当事者の主観過失、違法行為の回数、手段、違法経営額、他人に与えた損害額、社会におよぼした危害の程度などの情状に基づき総合的に認定する。

第55条

本条例は、公布日より施行する。

(3) 山西省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1996年9月23日に施行された『山西省不正競争防止条例』はその後、2011年6月30日に公布された『中華人民共和国行政強制法』が、2012年1月1日に施行されることに伴い2011年12月1日に修正が施行された。

【条文の削除】

第20条

監督検査部門は不正競争行為を監督検査する際、法律に規定する職権を法に基づき行使する以外に、下記の職権を行使することができる。

(1) 移動、隠匿、廃棄のおそれがある不正競争行為に関係する偽物粗悪商品に対して、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、封鎖・差押えを行うことができる。封鎖・差押え期間は3ヵ月を超えてはならず、案件が複雑な場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て期限を適宜延長することができるが2ヵ月を超えてはならない。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、処理を先行させることができる。

(2) 封鎖・差押えた模倣・粗悪商品は通知または公告後3ヵ月以内に当事者が探し出せない場合、関係法律の規定に基づき処理する。

(3) 偽物粗悪商品の製作販売に専用に用いる工具を封鎖する。

(4) 偽物粗悪商品の製作販売に用いる関係物品を封鎖し、国家の規定に基づき廃棄する。

【条文の修正】

修正前	修正後
第30条 不正競争行為の当事者が期限を過ぎても過料を納付しない場合、監督検査部門は1日当たり過料金額の3%を過料に加算することができるが、 <u>または法律の規定に基づき封鎖・差押えた財物を競売して過料として納付することができる</u> 、 <u>人民法院に強制執行を申請することもできる</u> 。	<u>「または法律の規定に基づき封鎖・差押えた財物を競売して過料として納付することができ、」</u> を削除

山西省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及びその他の関係法律、行政法規の規定に基づき、当省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

当省の行政区域内における商品販売又は営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織と個人（以下「事業者」と称す）は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定により執行する。

第4条

各級の国家機関は、すべての組織、個人が不正競争行為に対して監督を行うことを奨励、支持、保護しなければならない。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、庇護してはならない。

不正競争行為を通報し、その調査に協力した組織と個人に対して、監督検査部門は、その秘密を保持し、関係規定に基づき褒賞を与えなければならない。

第2章 不正競争行為

第5条

事業者は、下記に掲げる他人の登録商標を詐称する行為を行ってはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標マークを偽造し、無断で製造すること。

(3) 他人の登録商標を詐称した商品であることを承知の上で販売すること。または偽造し、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

如何なる組織や個人も、他人の登録商標詐称者と共謀し、その者のために製造、販売、使用、貯蔵、運輸、郵送、隠匿などの便宜を図ってはならない。

第6条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

第7条

事業者は、他人の企業名称または氏名及びそのマーク、文字、図形、略称を無断で使用し、人に他人の企業の商品と誤認させてはならない。

第8条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品の品質に対して誤解を招く虚偽の表示をしてはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造または盗用し、取り消された、または失効した品質標識を使用すること。

(2) 使用する認証マークが実際に取得した認証マークと合致しないこと。

(3) 品質検査合格証明書、許可証標識と通し番号、バーコードまたは製造監督・研究

開発組織を偽造または盗用すること。

(4) 他人の工場名（商号を含む）、工場所在地、産地（農副産品の生育地、養殖地などを含む）を偽造または盗用すること。

(5) 商品の性能、用途、数量、規格、等級、製造成分及びその含有量を偽って表示すること。

(6) 商品の生産期日、安全使用期限と失効期日を偽り、または期日を曖昧に表示すること。

(7) 商品の工場名、工場所在地、産地を表示せず、または曖昧に表示すること。

第9条

事業者は、広告または下記のような方法を利用して、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地などについて、人に誤認させる虚偽宣伝を行ってはならない。

(1) 商品について虚偽の現場実演と説明を行うこと。

(2) 販売場所で商品に対して虚偽の文字表示または説明をすること。

(3) 共謀して又は他人を顧客に偽称させ詐欺的な販売誘導を行うこと。

(4) 虚偽の商品説明書またはその他の宣伝品を張り出し、配布し、郵送すること。

(5) マスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

(6) その他の虚偽宣伝行為。

広告業者、発行者は、虚偽の広告を製作、発行をしてはならない。

マスコミは、商品について虚偽の宣伝報道を行ってはならない。

第10条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物の贈与または観光旅行、住居内装、学費、住居使用权などの提供を行ない、相手に利益をもたらす手段で贈賄してはならない。

第11条

事業者は、下記のような手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 契約の約定に違反し又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用または開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

第12条

事業者は、景品付販売に従事する場合、設定した賞の内容と提供方法について虚偽の表示をしてはならず、景品付販売を利用して品質が悪く価格の高い商品を販売してはならない。

第13条

抽選方式の景品付販売で、景品の最高金額は5,000元を超えてはならない。実物又はその他の方法を景品とした場合、同時期の市場価格で金額に換算し、その金額が5,000元を超えてはならない。

事業者が抽選方式の景品付販売活動を行う場合、開催10日前に、開催地の工商行政管理機関に届け出なければならない。

第14条

広告業者、発行業者は、本条例の規定に違反する景品付販売広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

第15条

公共企業、またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような公平競争制限行為を行ってはならない。

(1) ユーザーにその提供する商品またはその指定する事業者が生産・販売する商品しか購入できないと限定すること。

(2) 商品の品質、性能などの検査を口実に、その他の事業者が生産・販売する技術基準条件に合致した商品をユーザーが購入、使用することを妨害すること。

(3) その他の競争制限行為。

公共企業、またはその他の法により独占的地位にある事業者は、その競争制限行為を拒むユーザーに対して、必要な商品の提供を拒否、中断、遅延、削減し、または費用をむやみに徴収してはならない。

第16条

各級政府及びその所属部門及び行政管理職能を法により行使する組織は、行政権力を濫用して、下記のような公平競争制限行為を行ってはならない。

(1) 事業者が販売する商品の範囲、方法、対象、数量を限定すること。

(2) 他人にその指定する事業者の商品を買うことを限定すること。

(3) 事業者の正当な営業活動を制限、排除すること。

(4) 事業者と共謀して、他の事業者の認証マーク、品質標識、保険標識を制限すること。

(5) 検問を設置する、検査規準を別途定める、審査認可手続きを増やすなどの手段を取り、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限すること。

第17条

入札者は、下記のような手段を用いて、入札談合を行ってはならない。

(1) 入札者が協定して入札価格を不当に高くまたは低くすること。

(2) 入札者が協定して入札募集項目を順番に落札すること。

(3) 入札募集者の利益または社会の公共利益に損害を与えるその他の行為。

第18条

入札者と入札募集者は、共謀して下記のような競争相手を排除する行為を行ってはならない。

- (1) 入札書を無断で開封し、その他の入札者の入札価格またはその他の入札条件を取得すること。
- (2) 公開入札時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くすること。
- (3) 最低落札価格など一時非公開情報を不法に取得または漏洩すること。
- (4) 入札書を審査選定する際に、同様の入札書を差別して取り扱うこと。
- (5) 入札の過程におけるその他の不正行為。

第3章 監督検査

第19条

県級以上の監督検査部門は、必ず行政手順の関係規定に基づき、不正競争行為を摘発しなければならない。

上級監督検査部門は、下級監督検査部門が管轄する案件を直接摘発することができる。

公共企業またはその他法により独占的地位にある事業者の不正競争行為に対しては、省、区を設けた市と地区の行政公署の監督検査部門が摘発する。

~~第20条~~

~~監督検査部門は不正競争行為を監督検査する際、法律に規定する職権を法に基づき行使する以外に、下記の職権を行使することができる。~~

~~(1) 移動、隠匿、廃棄のおそれがある不正競争行為に関係する偽物粗悪商品に対して、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、封鎖・差押えを行うことができる。封鎖・差押え期間は3ヵ月を超えてはならず、案件が複雑な場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て期限を適宜延長することができるが2ヵ月を超えてはならない。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、処理を先行させることができる。~~

~~(2) 封鎖・差押えた模倣・粗悪商品は通知または公告後3ヵ月以内に当事者が探し出せない場合、関係法律の規定に基づき処理する。~~

~~(3) 偽物粗悪商品の製作販売に専用に用いる工具を封鎖する。~~

~~(4) 偽物粗悪商品の製作販売に用いる関係物品を封鎖し、国家の規定に基づき廃棄する。~~

第21条

監督検査部門の職員は公務を執行する際に、統一発行された検査証書を提示しなければならない。証書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

第22条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する過程で、事業者の営業秘密を保持しなければならない。

監督検査部門は、不正競争行為の摘発活動において、同一の違法行為に対して2回以上の過料処罰を行なってはならず、事業者の弁明を理由に処罰を加重してはならない。

第 23 条

事業者は、合法的權益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に上告することができる。監督検査部門は、上告を受けた日から 15 日以内に受理するか否かの決定を出し、監督検査部門は受理決定の日から 3 ヶ月以内に処理決定を出さなければならない。事件の内容が複雑な場合、1 級上の監督検査部門の認可を経て、処理期限を適宜延長することができるが、2 ヶ月を超えてはならない。

第 4 章 法的責任

第 24 条

事業者が本条例第 5 条、第 8 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国商標法実施細則』と『中華人民共和国製品品質法』の規定に基づき処罰する。

第 25 条

事業者が本条例第 6 条、第 9 条第 1 項、第 10 条と第 15 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』第 21 条第 2 項、第 24 条、第 22 条、第 23 条に基づき処罰する。

広告業者、発行業者が本条例第 9 条第 2 項の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、広告費用を没収し、広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。

第 26 条

事業者が本条例第 7 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 27 条

事業者が本条例第 11 条、第 17 条、第 18 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

事業者が本条例第 17 条、第 18 条の規定に違反した場合、その落札を無効とする。

第 28 条

事業者が本条例第 12 条、第 13 条第 1 項の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 29 条

政府及びその所属部門及び行政管理職能を法により行使する組織が本条例第 16 条の規定に違反した場合、監督検査部門がその上級機関に是正命令を出すよう建議する。情状が重い場合、管轄権を有する機関がその責任者と直接責任者に対して行政処分を与える。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収し、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 30 条

不正競争行為の当事者が期限を過ぎても過料を納付しない場合、監督検査部門は 1 日当り過料金額の 3%を過料に加算することができ、~~または法律の規定に基づき封鎖・差押え~~

~~た財物を競売して過料として納付することができ、~~人民法院に強制執行を申請することもできる。

第31条

監督検査部門の職員の法による職務執行を拒否、妨害し、治安管理規定に違反した場合、治安管理処罰条例の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第32条

当事者は、監督検査部門が出した具体的行政行為に不服がある場合、法により行政再審を申請し、または行政訴訟を提起することができる。

第33条

監督検査部門の職員が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行い、不正競争行為を支持、庇護した場合、主管部門または上級部門が直接責任の主管担当者とその他の直接責任者に対して行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第5章 付則

第34条

本条例にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有しかつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報、営業情報を指し、デザイン、プログラム、製品調合指図書、製作技術、製作方法、顧客リスト、仕入れ先情報、経営策略、入札募集・入札における最低落札価格及び入札書内容などの情報をいう。

第35条

本条例の具体的応用における問題は、省人民政府が解釈の責任を負う。

第36条

本条例は、公布日より施行する。

(4) 黒龍江省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1998年12月1日に施行された『黒龍江省不正競争防止条例』はその後、『中華人民共和国行政強制法』が、2012年1月1日に施行されることに伴い2011年12月8日に修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第23条 工商行政管理部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。…(4) 移動、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物に対して、先行して登記保存、封鎖保存、差押え措置を取る。封鎖保存、差押え期限は <u>3ヵ月</u> を超えてはならない。	…(4) 移動、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物に対して、先行して登記保存、封鎖保存、差押え措置を取る。封鎖保存、差押え期限は <u>30日</u> を超えてはならない。 <u>状況が複雑な場合には、許可を経て30日延長することができる。</u>

黒龍江省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内における商品の生産、販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織、個人（以下総じて「事業者」と称す）はすべて、必ず本条例を遵守しなければならない。

政府及びその所属部門及び事業者以外のその他の組織と個人の行為が公平競争を妨害する場合、本条例を適用する。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本条例にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和国不正競争防止法』と本条例の規定に違反し、その他の事業者及び消費者の合法的權益に損害を与え、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

国家は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。如何なる組織や個人も、工商行政管理部門またはその他の関係部門に不正競争行為を通報する権利を有する。

工商行政管理部門またはその他の関係部門は、通報者の秘密を保持しなければならない、通報し功労のあった者に対して褒賞を与えることができ、褒賞方法は関係規定に基づき執行する。

第6条

国家機関の職員は不正競争行為を支持、庇護してはならない。

第2章 不正競争行為の禁止

第7条

事業者は、下記に掲げる他人の登録商標を盗用する行為を行ってはならない。

- (1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用する行為。
- (2) 他人の登録商標マークを偽造したり、無断で製造する行為。
- (3) 他人の登録商標権にその他の損害をもたらす行為。

第8条

事業者は、他人の周知商品特有の商品名、包装、装飾を無断で使用し、または他人の周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、企業名称を偽り、他人の企業名称または氏名を無断で使用し、他人と同一または類似する、企業名称または氏名を代表する文字、図形、略称を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

第10条

事業者は、商品、包装、説明書、値札に下記のような虚偽または他人の誤解を招く表示をしてはならない。

- (1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用し、取り消された品質標識を使用すること。
- (2) 専利製品と偽称し、他人の専利を詐称し、失効した専利番号を使用すること。
- (3) 品質検査合格証明書、許可証、生産許可証を偽造または盗用し、研究開発者、製造監督者の名前を偽造または盗用すること。

(4) 商品の生産地、加工地を偽造、盗用し、他人の工場所在地を偽造、盗用し、国内で販売する商品に中国語で製品の名称、工場名、工場所在地を表示しないこと。

(5) 商品の性能、用途、規格、等級、重量、数量、製造成分、含有量などを偽って表示すること。

(6) 商品の生産期日、安全使用期日、有効期限を偽り、またはそれらをあいまいに表示すること。

第 11 条

事業者は、本条例第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条に規定する禁止行為により生産された商品であることを承知の上でそれらを販売してはならない。

第 12 条

公共企業、またはその他の法により独占的地位にある事業者は、他人にその提供するまたはその指定する事業者の提供する商品の購入を強制し、その他の事業者の公平競争を排除してはならない。

第 13 条

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用して、下記のような公平な競争を制限する行為を行なってはならない。

(1) 他人にその指定する事業者の商品を買うことを強制し、その他の事業者の正当な営業活動を制限すること。

(2) 検問を設置する、検査基準を引き上げる、審査認可手続きを増やす及び行政命令を出すなどの手段を取り、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限すること。

第 14 条

事業者は、広告または下記のような方法を利用して、自分の商業上の信用と商品の品質、性能、用途、等級、重量、数量、製造成分、有効期限、生産者、生産地、価格、ビフォー・アフターサービスなどに対して、虚偽または人に誤解をまねく宣伝を行なってはならない。

(1) 他人を雇い、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。

(2) 商品に対して虚偽の現場実演と説明を行うこと。

(3) 虚偽の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。

(4) 商品について人に誤認させる文字表示、説明、解説をすること。

(5) マスコミを利用してニュース報道、専用インタビューなどの方法で虚偽の宣伝報道を行うこと。

(6) その他の虚偽宣伝行為。

食品、薬品、医療器械の広告、説明書、宣伝資料などの内容は、関係部門が当該製品の広告内容に対して審査認可した範囲を超えてはならない。

広告業者、発行者は明らかに知りまたは知るべきである状況下で、虚偽または人に誤解させる広告の代理、デザイン、製作、発表を行なってはならない。

第 15 条

事業者は、下記のような営業秘密を侵害する行為を行なってはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を

取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

権利者の従業員と転職後の職員及び権利者と業務関係にある組織、個人が、契約の約定に違反しまたは権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条例にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。技術情報及び経営情報の主な内容は、設計資料、プログラム、製品調合指図書、制作方法、管理技術秘密、顧客名簿、仕入先情報、生産・販売戦略、入札募集・入札の最低落札価格及び入札書内容などである。

第16条

事業者は、各種の贈収賄手段を用いて、商品を販売、購入してはならない。

事業者は、商品を販売または購入する場合に明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができる。事業者は相手方に値引きしまたは仲介人にコミッションを支払う場合には、必ずありのままを記帳しなければならない。値引きまたはコミッションを受け取った事業者は、必ずありのままを記帳しなければならない。

事業者が帳簿外で密かに相手方にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手方が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

第17条

事業者は、法に基づき、生きたまま売られる商品、季節商品、過剰在庫商品を値下げて処理する、または債務の弁済、転業、立退き、一時休業のために商品を値下げて販売する以外、競争相手を排除することまたは市場を独占することを目的として原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

第18条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品を抱合わせて販売し、または商品価格、販売地域、営業対象、アフターサービスなどの面で不合理な制限条件を付加してはならない。

第19条

事業者は、自分の営業商品の品質、性能、価格、取引条件などを他の事業者が営業する同類商品と対比して宣伝し、または虚偽の事実を捏造、配布して、競争相手の商業上の信用と商品の評判を害してはならない。

第20条

事業者は、現金、物品、その他の経済利益を賞品とする抽選方式の景品付販売に従事する場合、最高賞金金額は5,000元を超えてはならない。

事業者は、下記のような景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り、または故意に内定者に景品を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、数量、当選確率、景品提供方法、賞品交換期限などに対して、虚偽の表示を行うこと、または公示しないこと。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじを市場に出さない、または異なる当選マークの商品、くじを同時には市場に出さないこと。
- (4) 景品付販売を利用して品質が悪く価格の高い商品を販売すること。
- (5) その他の詐欺的景品付販売行為。

第 21 条

入札者は、下記のような共謀談合による入札行為を行ってはならない。

- (1) 入札者同士が協定して入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 入札者同士が協定して類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札者同士で前もって内部価格競争を行い、落札者を内定した後、再度入札に参加すること。
- (4) 入札者同士のその他の入札談合行為。

第 22 条

入札者と入札募集者は、共謀して下記のような競争相手の公平競争を排除する行為を行ってはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前にひそかに入札書類を開封し、入札状況をその他の入札者に知らせ、または入札者の入札書類の入れ替えに協力し、入札価格を変更すること。
- (2) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して入札募集時に不当に入札価格を低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (4) 入札募集者が前もって落札者を内定し、落札者を確定する際にこの決定を取り入れること。
- (5) 入札募集者と入札者が結託して入札募集・入札する行為。

第 3 章 監督検査

第 23 条

工商行政管理部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。

- (1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関係のあるその他の資料の提供を要求すること。
- (2) 不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料について、調査・尋問し、コピーすること。
- (3) 本条例第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条に規定する不正競争行為に関する財物、場所を検査する際、検査を受ける事業者に対して当該商品の販売の一時停止を命じることができ、検査のための待機を命じ、当該財物を移動、隠匿、廃棄してはならないことを命じることができる。
- (4) 移動、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物に対して、先行して登記保存、封鎖保存、差押え措置を取ること。封鎖保存、差押え期限は 30 日を超え

てはならない。状況が複雑な場合には、許可を経て 30 日延長することができる。

第 24 条

事業者の合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、工商行政管理部門またはその他の関係部門に訴えることができる。工商行政管理部門またはその他の関係部門は当事者の上訴を受領した後、10 日以内に受理するか否かの決定を出し、書面で当事者に通知しなければならない。工商行政管理部門またはその他の関係部門が受理した上訴は、国家の規定する期限内に処理されなければならない。

第 25 条

工商行政管理部門は、重大な不正競争行為のある事業者及びその違法事実を公表することができるが、事業者の営業秘密は保持しなければならない。

第 26 条

工商行政管理部門の職員は、不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 27 条

本条例の規定に違反し、権利侵害被害者の事業者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。被害者の事業者の損害が算出し難い場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とする。かつ被害者の事業者がその合法的権益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った費用も負担しなければならない。

被害者の事業者の合法的権益が不正競争行為により損害を被った場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 28 条

本条例の規定に違反し、周知商品特有の商品名、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品と混同させ、購買者に当該周知商品と誤認させた場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げることができる。

第 29 条

下記のような行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命じなければならない。違法所得がある場合、違法所得を没収し、情状が軽い場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処することができる。情状が比較的に重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

(1) 事業者と広告業者、発行業者が広告またはその他の方法を利用し、商品に対して虚偽または人に誤解させる宣伝を行うこと。

- (2) 営業秘密を侵害すること。
- (3) 各種の贈収賄手段を用いて商品を販売、購入すること。

第30条

公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者は、その他の事業者の公平競争を排除する目的で、他人にその提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品を購入することを限定、強制した場合、省または区を設けた市の工商行政管理部門が違法行為の停止を命じ、情状が軽い場合、5万元以上7万元以下の過料に処することができる。情状が比較的に重い場合、7万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重い場合、10万元以上20万元以下の過料に処する。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売、またはみだりに費用を徴収した場合、工商行政管理部門は違法所得を没収しなければならない、情状により違法所得の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。

第31条

政府及びその所属部門が本条例の規定に違反し、公平競争を制限した場合、上級機関が是正を命じる。情状が重い場合、その所属する組織またはその上級主管部門が直接責任者に対して行政処分を与える。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売、またはみだりに費用を徴収した場合、工商行政管理部門は違法所得を没収しなければならない、情状により違法所得の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。

第32条

本条例の規定に違反し、景品付販売に従事した場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命じなければならない、情状が軽い場合、1万元以上5万元以下の過料に処することができる。情状が比較的に重い場合、5万元以上10万元以下の過料に処する。

第33条

入札者が談合入札または入札者と入札募集者が結託して競争相手の公平な競争を排除した場合、その落札を無効とし、情状が軽い場合、工商行政管理部門が1万元以上5万元以下の過料に処することができる。情状が比較的に重い場合、5万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重い場合、10万元以上20万元以下の過料に処する。

第34条

事業者が不正競争行為に関する財物の販売一時停止を命じられた後も販売を継続し、または移動、隠匿、廃棄した場合、工商行政管理部門が情状により、販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。

第35条

本条例の規定に違反する行為について、その他の法律法規に別途規定がある場合、関係部門がその規定に基づき処罰する。

第36条

工商行政管理部門またはその他の関係部門の職員の法による職務執行を当事者が拒否、

妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。

第 37 条

工商行政管理部門またはその他の関係部門の職員が職権濫用、情実にとらわれた不正行為、職務怠慢、賄賂の要求を行ったが、犯罪を構成しない場合、所属する組織または上級主管部門が行政処分を与える。

第 38 条

当事者は、工商行政管理部門またはその他の関係部門の行政処罰決定に不服がある場合、法により行政再審を申請することができ、直接人民法院に行政訴訟を提起することもできる。当事者が期限を過ぎても行政再審を申請せず、行政訴訟も提起せずに、行政処罰決定を履行しない場合、工商行政管理部門またはその他の関係部門は法により人民法院に強制執行を申請することができる。

第 39 条

工商行政管理部門またはその他の関係部門が職権を違法に行使し、当事者に損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。

第 40 条

本条例の規定に違反して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 41 条

本条例は、省の工商行政管理部門が応用解釈に責任を負う。

第 42 条

本条例は、1998 年 12 月 1 日より施行する。

(5) 上海市不正競争防止条例

<修正ポイント>

1995年12月1日に施行された『上海市不正競争防止条例』は1997年10月1日に1回目の修正が、2012年2月1日に2回目の修正が施行された。『中華人民共和国行政強制法』の施行等に伴い、監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際の職権から差し押さえ、封鎖保存等の措置を講じる権限が削除された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第23条</p> <p>監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。…</p> <p><u>(4) 不正競争行為に関する財物について、差し押さえ、封鎖保存等の措置を採ることができ、3ヵ月以内に処理の決定を下すこと。</u></p>	<p><u>「(4) 不正競争行為に関する財物について、差し押さえ、封鎖保存等の措置を採ることができ、3ヵ月以内に処理の決定を下すこと。」</u>を削除</p>

上海市不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護し、社会経済秩序を維持するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律、行政法規の規定に基づき、本市の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本市における商品の生産・販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織と個人（以下総称して「事業者」と称す）及び行政管理に従事する関係行政機関と授權組織は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

本条例にいう不正競争とは、事業者が市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則と広く認められている商業道徳に違反し、その他の事業者の合法的權益を損ない、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

市及び区、県の工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に基づき執行する。

政府業界主管部門と業界協会は、当業界の公平取引の自律的規範を制定し、監督検査部門の職責履行に協力することができる。

第5条

当市国家機関は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。

不正競争行為を通報、告発し、摘発に協力して功労のあった組織と個人に対して、監督検査部門はその秘密を保持しなければならない、関係規定に基づき褒賞を与えることができる。

第6条

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、庇護、参与してはならない。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は、下記に掲げる登録商標盗用行為を行ってはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。

(2) 登録商標を盗用した商品であることを承知の上で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、あるいは偽造、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

第8条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

前項にいう周知商品とは、下記に掲げる商品をいう。

(1) 認定された馳名商標または著名商標を使用する商品。

(2) 国家の関係行政機関、業界総会に認可された国際評定表彰活動において賞を獲得した商品。

(3) 関係消費者に知られ、一定の市場占有率とかなり高い知名度をもつ商品。

第9条

事業者は、他人の企業名称または氏名及びその名称、氏名を代表するマーク、図形、文字、略称を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

事業者は、当企業の名称を無断で譲渡または貸し出してはならない。

事業者は、偽造した企業名で営業活動に従事してはならない。

第10条

事業者は、商品または包装上に下記のような手段を用いて、人に誤解を招く虚偽の表示をしてはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用し、取り消された品質品質標識を使用すること。

(2) 専利標識を偽造、盗用し、すでに失効した専利番号を使用すること。

(3) 品質検査合格証明書、許可証番号、生産許可証番号、製造監督組織を偽造、盗用すること。

- (4) 商品の生産地、製造地、加工地を偽造、盗用すること。
- (5) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分、その含有量を偽って表示すること。
- (6) 生産期日、安全使用期限、失効期日を偽り、または期日をあいまいに表示すること。

第11条

公共企業、またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する商品を購入するよう強制し、法定機関の検査を受け技術基準条件に合致したその他の事業者の同類商品を排斥すること。

(2) 消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品または部品を購入するよう強制すること。

(3) 上記各号の行為を拒否する消費者に対して、必要な商品の提供を拒否、中断、遅延、削減または費用をむやみに徴収すること。

第12条

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、他人にその指定する事業者が提供する商品を購入することを強制し、その他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

第13条

事業者は、財物又はその他の手段を用いて贈賄し、商品を販売、購入してはならない。帳簿外で密かに相手組織や個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

事業者は、商品を販売または購入する場合、明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができる。事業者が相手方に値引きをし、仲介人にコミッションを支払った場合、かならずありのままを記帳しなければならない。値引きを受け、コミッションを受領した事業者も必ずありのままを記帳しなければならない。

第14条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して商品の価格、品質、性能、製造成分、用途、生産者、有効期限、産地、アフターサービス、及び販売商品、提供役務に付帯する贈答品の品種と数量について、人に誤解を与えるような虚偽の宣伝を行ってはならない。

前項にいうその他の方法には、下記のような行為が含まれる。

- (1) 虚偽の鑑定を組織し、または詐欺的な販売誘導を行うこと。
- (2) 販売場所で商品について人に誤解を与えるような虚偽の説明、解説を行ない、またはその他の文字を表示すること。
- (3) 人に誤解を与えるような虚偽の現場実演と説明を行うこと。
- (4) 人に誤解を与えるような虚偽の商品説明、写真、その他の紹介資料を掲示、配布し、郵送すること。
- (5) マスコミを利用して人に誤解を与えるような虚偽の宣伝報道を行うこと。

広告業者、広告発行業者は、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

第 15 条

事業者は、下記のような手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知り又は知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条例にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいい、原料の調合指図書、工法プロセス、技術秘密、デザイン資料、管理方法、販売戦略、顧客名簿、仕入先情報などを含む。

第 16 条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。但し、下記のような状況のいずれかに該当する場合は、除外する。

(1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。

(2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。

(3) 季節の変化で価格が下がる場合。

(4) 債務の弁済、転業、休業、立ち退きのために商品を値下げて販売する場合。

第 17 条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

前項にいうその他の不合理な条件とは、商品価格、販売地区、経営対象などに対する制限をいう。

第 18 条

事業者は、下記のような詐欺的景品付販売に従事してはならない。

(1) 景品付きと偽ること。

(2) 不正手段を用いて内定者を当選させること。

(3) 設定した賞の種類、当選確率、賞品獲得方法、発表日時などについて虚偽の表示をすること。

(4) 当選マークをつけた商品、くじと当選マークのない賞品、くじを異なる期間に市場に出し、または異なる当選マークの付いた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。

(5) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

抽選方式の景品付販売では、景品最高金額が 5,000 元を超えてはならない。実物またはその他の経済利益を景品とした場合、同一地区、同一期間、同一ランク、同種商品の価格で金額に換算し、その金額が 5,000 元を超えてはならない。

第 19 条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なってはならない。

第 20 条

入札者間は、下記のような手段を用いて入札談合を行ない、入札募集者の利益または社会の公共利益を損なってはならない。

- (1) 入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札募集者の利益または社会の公共利益を損なうその他の手段。

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて結託し、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 無断でひそかに入札書類を開封し、他の入札者の入札価格またはその他の入札条件を取得すること。
- (2) 入札募集の最低落札価格など一時非公開情報を不法に取得または漏洩すること。
- (3) 賄賂などの不正手段を用いて、入札書を審査、評定、選出する際、同様の入札書に対して異なる待遇を与えること。

第 3 章 監督検査

第 21 条

不正競争行為に対して、市と区、県の監督検査部門は、職責分担と所定の手続きに基づき調査処理を行う。

第 22 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

- (1) 検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関係のある合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信などの資料の提出を要求すること。
- (2) 前号の不正競争行為に関する資料について調査・尋問し、コピーをとること。
- (3) 不正競争行為に関する財物を検査し、必要があれば、検査を受ける事業者に対して、当該商品の出所と数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。

第 23 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならず、拒否し、遅らせ、虚偽の陳述をしてはならない。

第 24 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、検査を拒否する権利を有する。

第 25 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する過程で、事業者の営業秘密に対して、秘密を保持しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 26 条

事業者が本条例の規定に違反し、被害者の事業者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。被害者の事業者の損失が算出し難い場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とし、かつ被害者の事業者がその合法的權益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った費用も負担しなければならない。

被害者の事業者の合法的權益が不正競争行為により損害を被った場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 27 条

事業者が本条例の規定に違反した場合、監督検査部門は、下記のような規定に基づき処罰する。

(1) 本条例第 7 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国商標法』の規定に基づき処罰する。

(2) 本条例第 8 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、無断で使用した商品標識、包装、装飾を接收、廃棄し、違法所得の 1 倍以上 2 倍未満の過料に処することができる。情状が重い場合、違法所得の 2 倍から 3 倍の過料に処し、営業許可証を取り上げることができる。粗悪商品を販売し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(3) 本条例第 9 条と第 10 条の規定に違反した場合、公開是正を命じ、違法所得と犯罪に用いる工具を没収し、違法所得の 1 倍以上 2 倍未満の過料に処することができる。情状が重い場合、違法所得の 2 倍から 3 倍の過料に処し、休業・肅正を命じることができる。

(4) 本条例第 11 条の規定に違反した場合、市監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 10 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 2 倍未満の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍から 3 倍の過料に処する。

(5) 本条例第 12 条の規定に違反した場合、上級機関が是正を命じる。情状が重い場合、同級または上級の機関が直接責任者に対して行政処分を与える。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 2 倍未満の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍から 3 倍の過料に処する。

(6) 本条例第 13 条の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、違法所得を没収し、1 万元以上 10 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

(7) 本条例第 14 条第 1 項の規定に違反した場合、違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、1 万元以上 10 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

本条例第 14 条第 3 項の規定に違反した場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する。

(8) 本条例第 15 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、1 万元以上 10 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

(9) 本条例第 16 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、原価以下の価格で販売した商品総額の 1 倍以上 2 倍未満の過料に処することができる。情状が重い場合、2 倍から 3 倍の過料に処する。

(10) 本条例第 17 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、1 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、営業許可証を取り上げることができる。

(11) 本条例第 18 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、1 万元以上 5 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

(12) 本条例第 19 条の規定に違反した場合、違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、1 万元以下の過料に処することができる。

(13) 本条例第 20 条の規定に違反した場合、その落札を無効とする。1 万元以上 10 万元未満の過料に処することができる。情状が重い場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。事業者の関係責任者を 1,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

(14) 監督検査部門による本条例第 22 条第 (3) 号に規定する職権の行使を妨害した場合、販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処する。

(15) 監督検査部門による本条例第 23 条に規定する職権の行使を妨害し、関係資料または状況の提供を拒否した場合、1,000 以上 1 万元以下の過料に処する。

前項第 (2)、(3)、(4)、(5) 号の行為で違法所得がない場合、10 万元以下の過料に処する。

監督検査部門が法により過料処罰を与える際に、市財政部門が統一印刷製造した過料没収金受領証を発行し、過料没収金はすべて国庫に納付しなければならない。

第 28 条

本条例にいう情状が重い場合とは、下記のような状況をいう。

(1) 違法経営額が 50 万元以上または違法所得が 5 万元以上の場合。但し、本条例第 10 条の規定に違反した場合は、その違法経営額が 20 万元以上または違法所得が 2 万元以上の場合。

(2) 不正競争行為により行政処罰を受けて 1 年未満に、再度不正競争行為に従事した場合。

(3) 職権を利用して不正競争行為を行ない、経済的利益を 5 万元以上をむさぼった場合。

(4) 権利侵害の被害者に重大な経済的損害または重大な結果をもたらした場合。

第 29 条

当事者が具体的行政行為に不服がある場合、『行政再審条例』と『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき行政再審を申請、または訴訟を提起することができる。

当事者が法定期間内に再審を申請せず、訴訟を提起せずに、行政処罰決定を履行しない場合、行政処罰決定を出した部門は『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、人民

法院に強制執行を申請することができる。

第 30 条

監督検査部門の職員は、法を遵守し公平に執行しなければならない。職務怠慢、職権濫用、情実にとらわれ不正を行い、賄賂を要求し、賄賂を受け取り、故意に庇護し、法を曲げる執行者に対しては、行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 5 章 付則

第 31 条

本条例の具体的応用における問題は、市の工商管理管理局が解釈の責任を負う。

第 32 条

本条例は、1995 年 12 月 1 日より施行する。

(6) 江蘇省『中華人民共和国不正競争防止条例法』実施弁法

<修正ポイント>

1995年12月1日に施行された『江蘇省「中華人民共和国不正競争防止条例法」実施弁法』は、1997年7月31日に1回目の修正が、2012年2月1日に2回目の修正が実施された。2回目の修正では、『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い、不正競争行為を監督・検査する際に移動、隠匿、廃棄される可能性がある財物についての封鎖保存、差押え権限等を明記した条文が削除された。

【条文の削除】

第17条

移動、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物に対して、県級以上の監督検査部門の責任者の許可を得て封鎖保存、差押えすることができ、倉庫、運輸、銀行等の関連事業者へ通知をし法に照らして協力し処理することもできる。

江蘇省『中華人民共和国不正競争防止条例法』実施弁法

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』(以下『不正競争防止法』と称す)及び関係法律法規に基づき、当省の実情にあわせて、本弁法を制定する。

第2条

当省の行政区域内における商品の販売または営利目的の役務(以下「商品」と称すものは役務を含む)に従事する法人、その他の経済組織、個人(以下総じて「事業者」と称す)は、必ず本弁法を遵守しなければならない。

事業者以外の組織と個人は、市場競争に関係する活動に従事する場合、必ず本弁法を遵守しなければならない。

第3条

地方の各級人民政府は、市場管理を強化し、措置を講じて不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。

地方の各級人民政府は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護しなければならない。

第4条

県級以上の地方各級人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第2章 不正競争行為

第5条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させ、または誤認させる可能性をもたらしてはならない。

事業者は、商品の名称、包装、装飾と周知商品特有の名称、包装、装飾が同一または類似していることを明らかに知りまたは知るべきである状況で、当該商品を販売し、または当該商品の包装、装飾を生産、販売してはならない。

本条にいう特有とは、商品の名称、包装、装飾を商品のために事業者が創り先使用し、かつ顕著な特徴を有していることをいう。

第6条

事業者は、他人の企業名称または氏名、及び他人の企業名称または氏名を代表する文字、図形、略称を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

第7条

事業者は、下記的手段を用いて、商品の品質に対して人に誤解させる虚偽の表示を行なってはならない。

(1) 商品上に無効の認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識または専利標記を偽造、盗用、使用すること。

(2) 商品上に実際に取得したものに合致しない認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識または専利標記を使用すること。

(3) 品質検査合格証明、許可証番号、生産許可証番号または製造監督組織を偽造または盗用すること。

(4) 工場名、工場所在地、商品の加工地、生産地（農業副産品の生育地または養殖地を含む）を偽ること。

(5) 商品の規格、等級、数量、製造成分及びその含有量に対して偽りの表示を行うこと。

(6) 商品の生産期日、安全使用期限、失効期日などに対して偽りの表示を行うこと。

(7) 商品及びその包装上に明記しなければならない内容について規定に基づいた明記をしないこと。

事業者は、商品またはその包装上に虚偽の品質表示があることを知りまたは知るべきである状況で、当該商品を販売してはならない。

第8条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、自己の商品の信用評判または商品の価格、品質、性能、用途、規格、等級、製造成分及びその含有量、製造方法、製造期日、有効期限、産地、生産者、専利、認証、受賞などの状況について、人に誤解をまねく虚偽の宣伝を行なってはならない。

前項にいうその他の方法とは、

(1) 他人を雇い、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。

(2) 現場実演と説明を行うこと。

(3) 商品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。

(4) 情報媒体または集会を利用して情報を公表すること。

(5) マスコミを利用して宣伝報道を行うこと。

マスコミ及びその業務担当者は、事業者または商品に対して、虚偽の宣伝報道を行ってはならない。

第9条

公共企業、またはその他の、法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品しか購入、使用することができず、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した同類の商品を購入、使用することができないと強制すること。

(2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) 商品の品質、性能などの検査を口実に、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品をユーザーが購入、使用することを妨害すること。

(4) その競争制限行為を拒むユーザー、消費者に対して関係商品の供給を拒否、中断、削減する措置を取り、または費用をむやみに徴収するなどの手段で嫌がらせを行うこと。

第10条

事業組織は、ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する商品を購入することを強制してはならない。

第11条

如何なる組織や個人も、他人の営業秘密を侵害してはならない。

前項にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている製品の調査指図書、工法プロセス、技術秘密、設計図面、販売戦略、顧客名簿、価格情報、仕入先情報などの技術情報と営業情報をいう。

第12条

事業者は、下記に掲げる詐欺的景品付販売に従事してはならない。

(1) 設定した賞の種類、当選確率、最高賞金額、総金額、景品の種類、数量、品質、提供方法などに対して、虚偽の表示を行うこと。

(2) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さない、または商品、くじを同時には市場に出さないこと。

(3) 異なる賞金額または賞品マークをつけた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。

(4) 条件どおりに賞金、景品に交換しないこと。

抽選方式の景品付販売で実物またはその他の経済利益を景品とした場合、同時期市場の同類商品の価格で金額に換算し、その金額が5,000元を超えてはならない。

広告業者は、違法な景品付販売広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

第13条

事業者は、商品の品質、性能、価格、取引条件などを他の事業者の同類商品と一方的に対比して宣伝し、競争相手の商業上の信用と商品の評判を侵害してはならない。

第14条

入札者と入札募集者は、下記のような不正競争行為を行ってはならない。

- (1) 入札者同士で談合し、入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 入札者同士で談合し、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札者同士で入札価格以外のその他の事柄について談合し、競争相手を排除すること。
- (4) 入札募集者が入札公開前にひそかに入札書を開封し、関係状況を入札書をまだ提出していないその他の入札者に知らせること。
- (5) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に誘導質問し、当該入札者が落札するまたは落札しないようにすること。
- (6) 入札者と入札募集者が談合して、入札時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (7) 入札募集者または関係組織と職員が入札者に入札募集の最低落札価格を漏洩すること。

第15条

事業者は、営業活動において下記のような行為を行ってはならない。

- (1) 他人を脅迫して自分と取引させること。
- (2) 他人同士で取引するよう強制すること。
- (3) 競争相手に自分との競争を回避または放棄するよう強制すること。
- (4) 他人同士の正常な取引関係の構築を妨害すること。
- (5) 競争相手の正常な営業活動を攪乱、妨害すること。

第16条

事業者同士で共謀して競争相手の権益を侵害し、公平競争行為を制限または妨害してはならない。

第3章 監督検査

第17条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、事情を知る者は関係資料または状況をありのまま提供し、拒否、遅延、虚偽の報告をしてはならない。

第18条

事業者の合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は当事者の苦情相談を受けた後、10日以内に受理するか否かの決定を出し、当事者に通知しなければならない。監督検査部門が受理を決定した苦情相談は、国家の規定する期限内に処理されなければならない。

第 19 条

監督検査部門職員は、職務を忠実に守り、公平に処理し、法に基づいて行政を行なわなければならない。不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

第 4 章 法的責任

第 20 条

不正競争行為に対して、監督検査部門が『不正競争防止法』と本弁法の規定に基づき行政処罰を与える。被害者の事業者、ユーザー、消費者に損害をもたらした場合、法により損害賠償責任を負わなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 21 条

本弁法第 5 条第 2 項の規定に違反した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

権利侵害の物品について、監督検査部門は、未使用の侵害包装と装飾を接收し、侵害者が現存商品上の権利侵害の商品名、包装、装飾を除去するよう指示・監督し、違法活動に関わる専用工具を接收することができる。上記の措置をとったにもかかわらず、権利侵害行為を制止できない場合は、監督検査部門は、侵害者が侵害物品を廃棄するよう指示・監督することができる。

第 22 条

本弁法第 6 条、第 7 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、是正して影響を除去するよう命じ、違法所得を没収し、違法活動に関わる工具を没収しなければならない。かつ情状により違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。人体、財産の安全を脅かすおそれがある商品に対しては、没収または廃棄をしなければならない。

第 23 条

本弁法第 8 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為を停止して影響を除去するよう命じなければならない。かつ、情状により広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。

第 24 条

本弁法第 9 条、第 10 条の規定に違反した場合、省級または区を設置した市級の監督検査部門が違法行為の停止を命じ、かつ情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない。かつ情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 25 条

本弁法第 11 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の規定に違反した場合、監督検査部

門は、違法行為の停止を命じなければならず、かつ情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。本弁法第 11 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、営業秘密担体の返還を命じるか、それを接收しなければならない。本弁法第 14 条の規定に違反した場合、その落札を無効とする。

第 26 条

本弁法第 12 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じなければならず、情状により違法所得の 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 27 条

事業者が不正競争行為に関する財物の販売一時停止命令、移動・隠匿・廃棄禁止命令に違反した場合、監督検査部門は、情状により販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 28 条

不正競争行為により行政処罰を受けたにもかかわらず、再び不正競争活動に従事した場合、法によりより重い処罰を行わなければならない。

第 29 条

検査を受ける事業者が関係資料と状況の提出を故意に遅延させまたはありのままに提供しない場合、監督検査部門は、期限を切って関係資料と状況の提供を命じる。

第 30 条

暴力、威嚇などの方法で監督検査部門の法による監督検査を妨害し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。非暴力的手段で監督検査部門の法による監督検査を拒否、妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。

第 31 条

本弁法の規定する過料没収金収入は、国庫に納入する。

第 32 条

当事者は監督検査部門が出した処罰決定に不服がある場合、法により再審を申請し、または訴訟を提起することができる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、訴訟を提起せずに、処罰決定も履行しない場合、監督検査部門は、法により人民法院に強制執行を申請することができる。

第 33 条

国家機関の職員が職権を濫用し、職務怠慢し、情実にとらわれた不正を行ない、汚職収賄し、不正競争行為を支持、庇護した場合、行政責任を追及しなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第5章 付則

第34条

本弁法は、1995年12月1日より施行する。

(7) 浙江省不正競争防止条例

<修正ポイント>

2000年12月1日より施行された『浙江省不正競争防止条例』は2011年11月25日に改正が施行され、『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い不正競争行為を監督・検査、及び処理する際について封鎖保存、差押えの権限が削除されるなどの修正が実施された。

【条文の削除】

第21条

監督検査部門が財物を封印保存、差押える期限は2ヵ月を越えてはならない。案件が複雑である等の特殊な状況がある場合には必要に応じて延長することができ、県級以上の監督検査部門の責任者による許可を経なければならないが、延長期限は最長で1ヵ月を超えてはならない。容易に腐乱、変質しやすいなど保存困難な物品は法定プロセスにより処理を先行させることができる。

封印保存、差押えた財物は、当事者が規定の期限内に法に基づき処理を受けず、行政不服審査、行政訴訟を求めない場合、監督検査部門は法定プロセスにより処理を先行させることができる。

(2) 差押財物を使用又は廃棄する

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第20条 監督検査部門は、不正競争行為を調査処理する際に、規定の手順に基づき下記の職権を行使する。…</p> <p>(3) 不正競争行為に関する場所、財物を検査すること。<u>移動、隠匿、廃棄されるおそれのある不正競争行為に関する財物に対して、県級以上の監督検査部門の責任者の許可を得て封鎖保存、差押えの行政強制措置を採ることができる。</u></p>	<p>(3) 不正競争行為に関する場所、財物を検査すること。<u>証拠が滅失または今後入手しがたいおそれがある場合には、法により先行登記保存を行うことができる。</u></p>
<p>第34条 監督検査部門及びその職員が下記のような状況のいずれかに該当する場合、上級行政機関または関係部門は、是正を命じ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。…</p> <p>(1) 差押財物を使用又は廃棄する。…</p> <p>(4) 過料、没収財物<u>または押収財物</u>を着服、私物化または別の形で私物化する。</p>	<p>第33条</p> <p>(2) を削除</p> <p>「<u>または押収財物</u>」を削除</p>

浙江省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

公平競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止、調査処理し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規と本省の実情に基づき、本条例を制定する。

第2条

本条例は、本省の行政区域内で商品の販売（営利目的の役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織と個人（以下総じて「事業者」と称す）に適用する。

経営者以外のその他の組織と個人は、市場競争に関わる活動に従事する場合、本条例を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本条例にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和国不正競争防止法』と関係法律法規及び本条例の規定に違反し、その他の事業者の合法的權益に損害を与え、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

県級以上の工商行政管理部門は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

業界協会、同業組合は、法律法規と規約の規定に基づき業界の自律を強化し、当業界内での不正競争行為を制止しなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条

事業者は、周知商品特有のまたは周知商品に類似する名称、包装、装飾を無断で使用してはならない。周知商品と同一または類似する名称、包装、装飾の商品を無断で製造、販売してはならない。周知商品と同一または類似する名称、包装、装飾の商品を無断で販売し、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

本条例にいう周知商品とは、下記に掲げる商品をいう。

- (1) 国家の馳名商標または著名商標の称号を獲得した商品。
- (2) その他、市場において一定の知名度を持ち、関係公衆によく知られている商品。

第7条

事業者は、他人の企業名称、氏名、及び他人の企業名称、氏名を代表する標識、図形、略称を無断で使用し、人に他人の商品または営業活動と誤認させてはならない。

事業者は、授権を受けずに、特約販売、総取次販売、総代理、専売などの形式で営業活動に従事してはならない。

第8条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品または包装物に商品に対して虚偽または人に誤解させる表示を行なってはならない。

(1) 法により審査、許可を必要とする標識、証明書を偽造、盗用、使用すること、またはすでに取り消された標識、証明書を使用すること。

(2) 加工地、生産地、原産地、規格、性能、等級、用途効果、数量、成分及びその含有量、生産期日、有効期限、経営状態、アフターサービスなどについて虚偽の表示を行う、または上記の内容に対して人に誤解を招く表示を行うこと。

(3) 法により如実に表示しなければならない内容を表示しないこと。

第9条

水道供給、電力供給、暖房供給、ガス供給、郵政、電信、保険、医療機関、有線テレビ、専業専売などの組織及び法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行なってはならない。

(1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供する商品またはその指定する事業者が提供する関係商品及び部品しか購入、使用することができず、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した同類の商品を購入、使用することができないと強制すること。

(2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) その他の事業者の技術基準条件に合致した同類の商品を、ユーザー、消費者が購入、使用することを妨害すること。

(4) 競争制限行為を拒む機構と個人に対して、関係商品の販売を拒否、中断、遅延、削減させ、または費用をむやみに徴収すること。

(5) その他の競争制限行為。

第10条

政府及びその所属部門及び行政管理機能を有する組織は、行政権力を濫用し、下記のような競争制限行為を行なってはならない。

(1) 事業者が販売する商品を制限し、または他人にその指定する事業者の商品を買うことを強制すること。

(2) 検査規準を引き上げる、審査認可手続きを増やす、徴収費用を増やすなどの手段を取り、商品の流通を制限すること。

(3) 職権を利用して審査認可を怠り、事業者の取引機会の獲得を妨害すること。

(4) 同等の条件を持つ事業者に対して不平等な待遇を与えること。

第11条

事業者は、広告または下記の方法を利用して、商業上の信用評判または商品の品質、製造成分、製造方式、性能、用途、生産者、産地、有効期限、経営状態、アフターサービスなどに対して、虚偽または人に誤解をまねく宣伝を行なってはならない。

前項にいうその他の方法とは、以下に掲げる方法をいう。

(1) 他人を雇用し、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。

- (2) 虚偽の現場実演と説明を行うこと。
- (3) 虚偽または人の誤解を招く声明広告を掲載、発行すること。
- (4) その他の虚偽または人に誤解を招く宣伝。

第12条

事業者は、競争相手を排除することまたは市場を独占することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合、不正競争行為に属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げして販売する場合。

第13条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

第14条

事業者は、下記のような詐欺的景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽ること、または内定者を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、当選確率、最高賞金額、総金額、景品の種類、数量、景品交換期間、場所、方法に対して、虚偽の表示を行うこと、または発表しないこと。
- (3) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。
- (4) 当選マークをつけた商品、くじを詐欺的方法で市場に出し、及び承諾どおりには賞金景品に交換せず、または当選者に景品交換をさせないこと。
- (5) 抽選方式の景品付販売で、実物またはその他の経済利益を一等賞の景品とした場合、同期間、同種商品の市場価格で金額に換算し、その金額が5,000元を超えること。
- (6) その他の不正な景品付販売行為。

第15条

事業者は、下記のような手段を用いて、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判に損害を与えてはならない。

- (1) 対比的広告を掲載発行し、または声明広告、情報発表会などの方法で虚偽の宣伝を行ない、競争相手を誹謗すること。
- (2) 顧客、消費者の名義で、または他人をそそのかし雇用して顧客、消費者の名義を騙らせマスコミ、関係部門に虚偽の苦情相談または通報をすること。
- (3) 宣伝品を貼り出し、配布し、郵送し、またはマスコミ、インターネットを利用して競争相手の生産、販売、役務、商品の品質、価格、取引条件、企業イメージ、企業経営状態などを誹謗すること。
- (4) その他の誹謗中傷行為。

第16条

入札者同士で下記のような手段を用いて、談合入札を行なってはならない。

- (1) 入札価格を不当に高くまたは低くすること。

- (2) 高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 事前に落札者を内定し、入札に参加させること。
- (4) その他の談合入札行為。

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて結託し、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (2) 入札募集者が入札者にその他の入札者の入札条件を漏洩すること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して、落札後に定額外の補償を与えること。
- (4) 入札募集者が事前に落札者を内定し、落札者を確定すること。
- (5) その他の談合による入札募集、入札行為。

第17条

事業者は、下記のような不正手段を用いて、市場を操作し、公平競争を妨害してはならない。

- (1) 他人を脅迫して自分と取引させる、または自分との競争を放棄させること。
- (2) 他人を脅迫して競争相手との取引を放棄させること。
- (3) 他人と競争相手との正常な取引を妨害すること。
- (4) 競争相手の正常な営業活動を攪乱、妨害すること。

第18条

事業者同士で契約、協議、提議及びその他の方法で市場の分割、取引対象の限定、商品数量の限定などを行うなど、公平競争を制限または妨害する共謀行為を行ってはならない。

第19条

如何なる組織や個人も、不正競争行為のために許可証、営業許可証、資金、場所、銀行口座、領収書、契約書、証明書及びその他の便宜を図ってはならない。

第3章 監督検査

第20条

監督検査部門は、不正競争行為を調査処理する際に、規定の手順に基づき下記の職権を行使する。

- (1) 不正競争行為に従事する事業者を尋問し、関係組織または個人に対して調査を行うこと。
- (2) 不正競争行為に関する契約書、領収証、帳簿、書類、広告宣伝品とその他の資料を調査閲覧、コピーすること。
- (3) 不正競争行為に関する場所、財物を検査すること。証拠が滅失しまたは今後入手しがたいおそれがある場合には、法により先行登記保存を行うことができる。

第21条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料と状況を如実に提出しなければならず、拒否、遅延、虚偽の報告をしてはならない。

第 22 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、本級人民政府所属部門、下級人民政府及び法により行政管理機能をもつ組織に本条例第 10 条の規定に違反する行為があると発見した場合、速やかにそれに対して行政執行建議を提出しなければならない。建議を受けた者は、建議を受けた日から 1 ヶ月以内に、監督検査部門に書面にて回答しなければならない。

第 23 条

事業者、消費者は、合法的權益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は、当事者の苦情相談を受けた後、7 営業日以内に受理するか否かの決定を出し、苦情相談者に通知しなければならない。監督検査部門が受理を決定した苦情相談は、法律、法規、規則の規定する期限内に処理されなければならない。

第 4 章 法的責任

第 24 条

不正競争行為に従事する者に対して、監督検査部門は、その違法行為の停止を命じ、状況により下記のような措置を取って、違法状態を是正または消去するほか、本章の規定に基づき処罰しなければならない。

- (1) 公開是正を命じ、影響を除去する。
- (2) 関係商品の生産、販売の停止を監督する。
- (3) 各種の違法標識を接收・廃棄する。
- (4) 商品上の違法標識の除去を指示・監督する。
- (5) 不正競争行為に直接用いる金型、印刷製版などの専用工具の廃棄を指示・監督する。
- (6) 違法標識と物品が分離困難で、かつ技術処理がしにくい場合、それを接收するか、その廃棄を監督する。

第 25 条

本条例第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならないが、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下または 5,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

第 26 条

本条例第 9 条の規定に違反した場合、省級または区を設けた市の監督検査部門が情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならないが、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下または 5,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

第 27 条

本条例第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条の規定に違反した場合、それぞ

れ『中華人民共和国不正競争防止法』、『中華人民共和国価格法』、『中華人民共和国入札募集入札法』の関係規定に基づき処罰する。

第 28 条

本条例第 13 条、第 15 条、第 17 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 29 条

本条例第 18 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、情状により共謀に参加した各事業者を 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 30 条

本条例第 19 条の規定に違反し、相手方が不正競争行為に従事していることを明らかに知りまたは知るべきである状況で相手方に便宜を図った場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならない、情状により 1,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができる。

第 31 条

事業者が本条例第 22 条の規定に違反し、監督検査部門が必要とする資料の提供を拒否し、または虚偽の資料を提供した場合、監督検査部門は、是正を命じ、警告を与える。期限を過ぎても是正しない場合、5,000 元以下の過料に処することができる。

第 32 条

事業者が本条例の規定に違反し行政処罰を受けた場合、負わなければならない民事賠償責任は免除されない。

第 33 条

監督検査部門及びその職員が下記のような状況のいずれかに該当する場合、上級行政機関または関係部門は、是正を命じ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

- (1) 違法に検査を行う、または違法に行政強制措置を取る。
- (2) 過料、財物没収の際に、法定の領収書を使用しない。
- (3) 過料、没収財物を着服、私物化または別の形で私物化する。
- (4) 不正競争行為に参加、支持、庇護する。
- (5) 当事者の営業秘密を漏洩する。
- (6) 事業者、消費者の苦情相談に対して法による受理を行わず、または故意に遅延させる。
- (7) その他の情実にとらわれた不正行為、職権濫用、職務怠慢行為。

第 5 章 付則

第 34 条

本条例は、2000 年 12 月 1 日より施行する。

(8) 安徽省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1998年1月1日より施行された『安徽省不正競争防止条例』は『中華人民共和国治安管理处罰法』や『中華人民共和国行政強制法』などの施行に伴い、2011年12月29日の計2回、修正が実施された。

【1回目条文の修正】

修正前	修正後
<p>第27条 事業者が本条例第6条の規定に違反し他人の登録商標を詐称した場合、『<u>中華人民共和国商標法実施細則</u>』第43条の規定に基づき処罰する。</p>	<p>『<u>中華人民共和国商標法実施条例</u>』の<u>関連規定</u>』に修正</p>
<p>第29条 …人体の健康に危害を及ぼし、人身、財産の安全を脅かすおそれがある販売前の商品に対しては、『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』第37条、第47条の<u>関連規定</u>に基づき執行する。</p>	<p>『<u>中華人民共和国製品品質法</u>』の<u>関連規定</u>』に修正</p>
<p>第33条 事業者が本条例第14条の規定に違反し、取引を強制する行為を行なった場合、監督検査部門は是正を命じる。治安管理规定に違反した場合、公安機関は『<u>中華人民共和国治安管理处罰条例</u>』に基づき処罰する。</p>	<p>『<u>中華人民共和国治安管理处罰法</u>』に修正</p>
<p>第41条 監督検査部門の不正競争行為の法による監督検査を拒否、妨害し、治安管理规定に違反した場合、公安機関が『<u>中華人民共和国治安管理处罰条例</u>』に基づき処罰する。</p>	<p>『<u>中華人民共和国治安管理处罰法</u>』に修正</p>

【2回目条文の修正】

修正前	修正後
<p>第21条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。… (3) …検査を受ける財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがあると発見した場合、<u>県級以上の人民政府監督検査部門責任者の認可を経て、関係財物を封鎖・差押えることができる。但し、封鎖・差押えの期間</u></p>	<p>「<u>30日</u>」に短縮</p>

は一般的に 3ヵ月 を超えてはならない。保存困難な物品に対しては、速やかに処理しなければならない。	
--	--

安徽省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内における商品の販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する事業者は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

第4条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

各級人民政府は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。如何なる組織や個人も、不正競争行為を監督検査部門に通報する権利を有する。監督検査部門は、不正競争行為を通報し、摘発に協力する者に対して、その秘密を保持し、関係規定に基づき褒賞を与えなければならない。国家機関の職員は不正競争行為に参加、支持、庇護してはならない。

第2章 不正競争行為

第6条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の登録商標を詐称してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

(3) 他人の登録商標をした商品であることを承知の上で販売すること。

第7条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

本条にいう周知商品とは、下記に掲げる商品をいう。

- (1) 国家の授権機関が認定した馳名商標または著名商標の商品。
- (2) 市場で一定の知名度を有し、関係消費者によく知られている商品。

第8条

事業者は、他人の企業名称、氏名、商号または及びその名称、氏名を代表する標識、図形、文字、略称を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品の品質に対して人に誤解させる虚偽の表示を行なってはならない。

- (1) 取り消された認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用、使用すること。
- (2) 取り消された品質検査合格証明、許可証、専利番号、製造監督組織名称を偽造、盗用、使用すること。
- (3) 企業名称、所在地を偽造、盗用し、商品産地を偽造、盗用すること。
- (4) 商品の規格、等級、数量、製造成分、その名称と含有量を虚偽表示すること。
- (5) 商品の生産期日、安全使用期限、失効期日などを偽り、または曖昧に表示すること。

前項にいう商品産地とは、商品の生産地、製造地、加工地（農業副産物の生育地または養殖地を含む）をいう。

第10条

事業者は、下記のような方法を利用して、商品の価格、品質、性能、用途、生産者、製造成分、有効期限、産地、アフターサービス及び販売商品・提供役務に付帯させた贈答品の種類と数量などに対して、虚偽の宣伝を行なってはならない。

- (1) 広告宣伝。
- (2) 他人を雇用し、または共同して行う詐欺的な販売誘導。
- (3) 虚偽の現場実演と説明。
- (4) 商品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。
- (5) マスコミを利用して行う虚偽の宣伝報道。

広告業者は、広告の真実性に対して責任を負い、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

第11条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用と商品の評判に損害を与えてはならない。

事業者は、広告を利用して、その他の事業者の商品を誹謗してはならない。

第12条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合は、前項に規定する不正競争行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げして販売する場合。

第13条

事業者は、商品を販売する際に、消費者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

第14条

事業者は、下記のような取引を強制する行為を行なってはならない。

- (1) 他人を脅迫して自分と取引させる、または他人同士で取引させること。
- (2) 競争相手を脅迫して自分または他人との競争を回避または放棄させること。
- (3) 他人同士の正常な取引の構築を妨害すること。
- (4) 競争相手の正常な営業活動を攪乱、妨害すること。

第15条

事業者は、下記に掲げる景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り、または設定した賞の種類、当選確率、賞金金額、賞金獲得方法、当選発表日時などについて虚偽の宣伝を行うこと。
- (2) 故意に内定者に当選させること。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さない、または商品、くじを同時には市場に出さない、または故意に異なる賞金金額または賞品標識をつけた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。
- (4) 抽選方式の景品付販売で、賞金最高金額が 5,000 元を超えること。物品またはその他の方法を景品とした場合、同時期の市場の同一商品の価格で換算し、その金額が 5,000 元を超えること。
- (5) その他の詐欺的景品付き販売行為。

事業者は、景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格の高い商品を販売してはならない。

第16条

事業者は、財物、観光旅行及びその他の手段を利用して贈収賄を行ない、商品を販売または購入してはならない。帳簿外で密かに相手の組織または個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

事業者は商品を販売または購入する場合に、明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができる。但し、必ずありのままを記帳しなければならない。値引きまたはコミッションを受け取った事業者は、必ずありの

ままを記帳しなければならない。

第17条

事業者は、下記のような手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 契約の約定に違反し又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知りまたは知るべきでありながら、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

第18条

入札者と入札者、入札者と入札募集者が談合して、下記のような手段を用いて競争相手を排除してはならない。

(1) 入札者同士で談合し、入札価格を不当に高くまたは低くすること。

(2) 入札者同士で談合し、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。

(3) 入札者同士で入札価格以外のその他の事柄について談合し、競争相手を排除すること。

(4) 入札募集者が入札公開前にひそかに入札書を開封し、その他の入札者の入札状況をまだ入札書を提出していないその他の入札者に知らせ、または入札者が入札書を取替え、入札価格の変更を手助けすること。

(5) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。

(6) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に暗示または誘導質問し、当該入札者が落札するようにすること。

(7) 入札者と入札募集者が談合して入札公開時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。

(8) 入札募集者が事前に落札者を内定し、落札者を確定する際に不当に行なった決定を取り入れること。

(9) 入札者が賄賂などの不当な手段をとって、入札募集者が入札書を審査、選定する際に、同様な入札書に対して異なる待遇を与えること。

(10) 互いに結託して競争相手の公平な競争を排除するその他の行為。

第19条

公共企業、またはその他法により独占的地位にある事業者は、下記的手段を用いて、その他の事業者の公平な競争を排除してはならない。

(1) 消費者に対して、その提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品の購入を強制すること。

(2) 消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) 商品の品質、性能の検査を口実に、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品を消費者が購入、使用することを妨害すること。

(4) その不合理な条件を受け入れない消費者に対して関係商品の供給を拒否、中断、削減させ、または費用をむやみに徴収すること。

(5) 国家が確定した費用徴収基準を無断で変更し、消費者または競争相手の利益に損害を与えること。

(6) 競争相手を排除するその他の不正手段。

第 20 条

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、他人にその指定する事業者が提供する商品を購入することを強制し、他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

第 3 章 監督検査

第 21 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 所定の手続きを取って検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または状況の提供を求めこと。

(2) 不正競争行為に関係のある契約書、合議書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信、その他の資料などを調査・尋問し、コピーをとること。

(3) 本条例第 6 条から第 9 条に規定する不正競争行為に関する財物を検査する際に、検査を受ける事業者に対して、当該商品の出所と数量に関する説明、販売の一時停止、検査のための待機を命じることができる。事業者は、当該財物を移動、隠匿、廃棄してはならない。検査を受ける財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがあると発見した場合、県級以上の人民政府監督検査部門責任者の認可を経て、関係財物を封鎖・差押えることができる。但し、封鎖・差押えの期間は一般的に 30 日を超えてはならない。保存困難な物品に対しては、速やかに処理しなければならない。

第 22 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。

第 23 条

事業者の合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は、当事者の苦情相談を受けた後、10 日以内に受理するかどうかの決定を出し、当事者に通知しなければならない。監督検査部門が受理を決定した苦情相談は、法律法規の規定する期限内に処理されなければならない。

第 24 条

監督検査部門は、重大な不正競争行為を行なった事業者及びその違法事実を、定期的に社会に公表しなければならない。

第 25 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は、検査を拒否する権利を有する。

第 4 章 法的責任

第 26 条

事業者が本条例の規定に違反し、被害者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害者の損害を算出しにくい場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とし、かつ被害者が当該事業者のその合法的權益を侵害した不正競争行為を調査するために支払った合理的費用も負担しなければならない。

被害者は合法的權益が不正競争行為により損害を被った場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 27 条

事業者が本条例第 6 条の規定に違反し他人の登録商標を詐称した場合、『中華人民共和国商標法实施条例』の関連規定に基づき処罰する。

第 28 条

事業者が本条例第 7 条の規定に違反し、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させた場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げることができる。模倣・粗悪商品を販売し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追求する。

監督検査部門は、未使用の権利侵害物品の包装と装飾を接收し、侵害者が現存商品上の権利侵害の商品名、包装、装飾を除去するよう指示・監督し、違法活動に関わる専用工具を接收することができる。上記の措置をとったにもかかわらず、権利侵害行為を制止できない場合は、監督検査部門は権利侵害物品の廃棄を指示・監督することができる。

第 29 条

事業者が本条例第 8 条の規定に違反し、他人の企業名称、氏名を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させた場合、及び本条例第 9 条の規定に違反し、商品の品質に対して人に誤解させる虚偽の表示を行なった場合、監督検査部門が違法行為の停止、公開是正を命じ、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合、1 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、営業許可証を取り上げる。人体の健康に危害を及ぼし、人身、財産の安全を脅かすおそれがある販売前の商品に対しては、『中華人民共和国製品品質法』の関連規定に基づき執行する。

第 30 条

事業者が本条例第 10 条第 1 項の規定に違反し、広告などの手段を用いて虚偽の宣伝を行なった場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じるほか、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

広告業者が本条例第 10 条第 2 項の規定に違反し、虚偽の広告の代理、デザイン、製作、発行を行なった場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、広告費用を没収するほか、情状により広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、法によりその広告業務の停止を命じる。

第 31 条

事業者が本条例第 11 条第 1 項の規定に違反し、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用と商品の評判に損害を与えた場合、監督検査部門は、違法行為を停止して影響を除去するよう命じなければならない。

事業者が本条例第 11 条第 2 項の規定に違反し、広告を利用してその他の事業者の商品を誹謗した場合、監督検査部門は、公開是正を命じ、広告費用を没収するほか、情状により広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。

第 32 条

事業者が本条例第 13 条の規定に違反し、消費者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加した場合、監督検査部門は、是正を命じる。消費者は、返品する権利を持つ。事業者が返品に応じない場合、情状により抱き合わせ販売商品価格の 1 倍から 2 倍の過料に処することができる。

第 33 条

事業者が本条例第 14 条の規定に違反し、取引を強制する行為を行なった場合、監督検査部門は是正を命じる。治安管理规定に違反した場合、公安機関は『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づき処罰する。

第 34 条

事業者が本条例第 15 条の規定に違反し、景品付販売を行なった場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じるほか、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 35 条

事業者が本条例第 16 条の規定に違反し、商品を販売または購入するために、財物またはその他の手段を利用して贈収賄を行った場合、監督検査部門は、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処する。違法所得がある場合、それを没収する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 36 条

事業者が本条例第 17 条の規定に違反し、営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じるほか、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 37 条

入札者と入札募集者が本条例第 18 条の規定に違反し、談合してその他の競争相手を排除した場合、その落札を無効とする。監督検査部門は、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 38 条

公共企業、またはその他法により独占的地位にある事業者が本条例第 19 条の規定に違反し、自己の特別な地位を利用してその他の競争相手を排除した場合、省級または市級の監督検査部門は、違法行為の停止を命じるほか、情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはむやみに費用を徴収した場合、監督検査部門は、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 39 条

政府及びその所属部門が本条例第 20 条の規定に違反し、行政権力を濫用して事業者の正当な営業活動を制限した場合、上級機関はその是正を命じる。情状が重い場合、同級または上級機関が直接責任者に対して行政処分を与える。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 40 条

事業者が本条例第 21 条第 1 項第 3 号の規定に違反し、監督検査部門から販売の一時停止、検査のための待機を命じられた財物を販売、移動、隠匿、廃棄した場合、監督検査部門は、情状により販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 41 条

監督検査部門の不正競争行為の法による監督検査を拒否、妨害し、治安管理规定に違反した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づき処罰する。

第 42 条

監督検査部門及びその職員が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれた不正行為を行なった場合、行政処分を与える。当事者に経済的損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負わなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 43 条

監督検査部門及びその他の国家機関の職員が職権を濫用し、不正競争行為を支持、庇護、放任した場合、その行政責任を追及しなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 44 条

当事者は行政処罰決定に不服がある場合、法により再審を申請し、または訴訟を提起することができる。期限を過ぎても行政処罰決定を履行しない場合、行政処罰を出した監督検査部門は、法により人民法院に強制執行を申請することができる。

第5章 付則

第45条

本条例は、1998年1月1日より施行する。

(9) 福建省『中華人民共和国不正競争防止条例』実施弁法

<修正ポイント>

1996年6月3日より施行された『福建省「中華人民共和国不正競争防止条例」実施弁法』は2012年3月31日、『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第17条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、『不正競争防止法』第17条の規定する職権を行使する以外に、下記のような職権を行使する権利を有する。 ……(2) 不正競争行為に関する財物、場所を検査すること。<u>移動、隠匿、廃棄のおそれがある不正競争行為に関する偽物粗悪商品に対して、県級以上の監督検査部門行政首長の認可を経て、規定されたプロセスに基づき封鎖保存、差押えを行うことができ、かつ1ヵ月以内に処理をする。重大で複雑な案件は1つ上の級以上の監督検査部門の認可を経て適宜延長することができる。</u></p>	<p><u>「移動、隠匿、廃棄のおそれがある不正競争行為に関する偽物粗悪商品に対して、県級以上の監督検査部門行政首長の認可を経て、規定されたプロセスに基づき封鎖保存、差押えを行うことができ、かつ1ヵ月以内に処理をする。重大で複雑な案件は1つ上の級以上の監督検査部門の認可を経て適宜延長することができる。」</u>を削除</p>

福建省『中華人民共和国不正競争防止条例』実施弁法

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止、調査処理し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、当省の実情に合わせて、本弁法を制定する。

第2条

当省の行政区域内における商品の販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織、個人（以下総じて「事業者」と称す）は、必ず本弁法を遵守しなければならない。

事業者以外の組織と個人の行為が公平競争を妨害する場合、本弁法を適用する。

第3条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

業界組織は、当業界の自律的規範を制定し、監督検査部門に協力して不正競争行為を制

止することができる。

第4条

すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。監督検査部門は、通報者の秘密を保持し、通報し調査に協力して功労があった者に対して表彰・褒賞を与えなければならない。

第2章 不正競争行為

第5条

事業者は、下記に掲げる行為を行ない、他人を誤認させその商品を購入させてはならない。

- (1) 周知商品の名称、包装、装飾と同一または類似したものを無断で使用すること。
- (2) 他人の屋号、商号、営業施設、営業活動、及び他人の商品全体イメージマーク、文字、図形、略称などの標識と同一または類似したものを無断で使用すること。
- (3) 他人の営業施設を用いて営業し、その真実の名称を表示しないこと。

事業者は、前項第(1)号規定の商品を故意に仕入れてよそへ運んで販売してはならない。

他人の商品の名称、包装、装飾と同一または類似したものを無断で使用し、購買者に誤認をさせるのに十分である場合、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用した行為とみなす。

第6条

事業者は、商品または包装上に商品の品質に対して、人に誤解させる下記のような虚偽の表示を行なってはならない。

- (1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用し、取り消された品質標識及び実際とは合致しない品質標識を使用すること。
- (2) 品質検査合格証明、許可証番号、生産許可証番号または製造監督組織標識を偽造または盗用すること。
- (3) 他人の製造業者名、氏名、所在地、製品標準通し番号、商品の加工地、製造地と生産地（農農業副産品の生育地、養殖地を含む）を偽造または盗用すること。
- (4) 商品の規格、等級、性能、用途、数量、製造成分、その含有量に対して虚偽の表示を行うこと。
- (5) 商品の生産期日、安全使用期限、有効期限を偽造または曖昧に表示すること。
- (6) 規定により明記しなければならない内容について明記しないこと。

事業者は、虚偽の品質表示があると知りまたは知るべきである商品を販売してはならない。

第7条

事業者は、広告または下記のような方法を利用して、商業上の信用評判または商品の価格、品質、性能、用途、数量、規格、等級、成分及びその含有量、製造方式、製造年月日、製造成分、有効期限、生産者、産地、販売役務などの状況について、人に誤解をまねく虚偽の宣伝を行なってはならない。

- (1) 他人を雇用し、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。

- (2) 虚偽の現場実演と説明を行うこと。
- (3) デマを流し、虚偽の商品説明書またはその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。
- (4) 経営場所内で商品について人に誤認させる虚偽の文字表示、説明、解説すること。
- (5) マスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

広告業者は、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽または人に誤解を招く広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

マスコミ及びその職員は、事業者または商品について虚偽の宣伝報道を行ってはならない。

第8条

景品付販売に従事する事業者は、設定した賞の種類、当選確率、最高賞金額、総金額、景品の種類、数量、品質、景品交換期間、場所、方法及びその他の関係事項について、公衆に告知しなければならず、下記のような行為があってはならない。

- (1) 景品付きと偽ること、または内定者を当選させること。
- (2) 当選マークをつけた商品、くじを市場に出さない、または異なる期間に市場に出すこと。
- (3) 異なる賞金額または賞品標識をつけた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。

事業者は、すでに発表した景品付販売事項を変更してはならない。

事業者は、景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を販売してはならない。

前項にいう「品質が悪く価格が高い」については、監督検査部門が同時期の市場における同類商品価格、品質、購買者の苦情相談に基づき認定を行ない、必要があれば関係部門と共同で認定する。

抽選方式の景品付販売では、最高賞金額は5,000元を超えてはならない。現金以外の物品またはその他の経済利益を賞金とした場合、同時期市場の同種商品の正常価格に基づき金額に換算する。

第9条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布してはならない。下記のような手段を用いて、競争相手の商業上の信用、商品の評判に損害を与えてはならない。

- (1) 商品の品質、性能、価格、取引条件などをその他の事業者の同類商品と対比させて宣伝すること。
- (2) 声明的広告を掲載、発表すること。
- (3) 顧客、消費者の名義で、または他人をそそのかして顧客、消費者の名義で、国家機関、マスコミ、業界組織、消費者組織に苦情相談すること。
- (4) デマを流し、ビラまたはその他の宣伝品を配布すること。

第10条

事業者は、財物を贈る、外国視察、観光旅行、住宅を提供するなどの贈賄の手段を用いて、営業活動に従事してはならない。

第 11 条

事業者は、下記のような不正手段を用いて、市場を占領し、市場を操作し、公平競争を妨害してはならない。

- (1) 他人と競争相手との正常な取引関係の確立を妨害すること。
- (2) 他人に競争相手との正常な取引関係の断絶を強制すること。
- (3) 他人を脅迫して自分と取引させること。
- (4) 競争相手従業員の正常な業務を妨害し、競争相手の営業活動を攪乱、妨害すること。

第 12 条

事業者同士、事業者組織と業界組織は、協議、決定、提議、通知、またはその他の手段で、競争を制限または妨害する下記のような共謀行為を行ってはならず、その他の競争相手の利益に損害を与えてはならない。

- (1) 商品市場を画定すること。
- (2) 共謀して販売拒否、購買拒否すること。
- (3) 価格を限定し、またはその他の不合理な販売条件を約定すること。
- (4) 生産量または販売量を限定すること。

但し、社会経済の発展及び公衆の利益に合致する下記のような状況は除外する。

- (1) コストを下げ、品質を改良し、効率を高めるために、商品規格を統一し、または商品、市場を共同開発する。
- (2) 生産経営と業種別発展を促進するために、組合せ最適化する。
- (3) 市場の変化に適応し、販売の深刻な低下と明らかな生産過剰を制止するために、共同行為を採用する。
- (4) 輸出入を促進するために、国際市場競争に共同参入する。
- (5) 中小企業は自身の発展を促進し、競争力を高めるために、共同行為を採用する。

第 13 条

入札者同士で下記のような手段を用いて、談合入札を行ってはならない。

- (1) 一致して入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 入札項目において高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札価格以外のその他の事柄について談合し、他の競争相手を排除すること。

第 14 条

入札者と入札募集者は互いに結託し、下記のような手段を用いてその他の競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前にひそかに入札書を開封し、関係内容をその他の入札者に知らせること。
- (2) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、暗示または誘導質問を行ない、当該入札者が落札するまたは落札しないようにすること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して、入札時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (4) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (5) 入札過程でのその他の公平な競走を妨害する行為。

第 15 条

公共企業、事業組織またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

- (1) 他人に対してその提供する商品を購入するよう強制すること。
- (2) 他人に対してその指定する事業者が提供する商品を購入するよう強制すること。
- (3) その競争制限行為を拒否する組織または個人に対して、関係商品の供給を拒否、中断、遅延、削減する措置を取り、または費用をむやみに徴収するなどの手段で嫌がらせを行うこと。
- (4) 他人がその他の事業者の提供する技術基準条件に合致した商品を購入することを妨害すること。

第 16 条

政府及びその所属部門は、資格審査、許可証発行、プロジェクト審査、及びその他の行政管理において、行政権力を濫用し、下記のような不正競争行為を招く行為を実施してはならない。

- (1) 他人に対して、その提供する商品の購入を限定すること。
 - (2) 事業者が販売する商品の範囲、方式、対象、数量、価格などを限定すること。
 - (3) 他人に対して、その指定する事業者の商品の購入を限定し、同等の資格を持つ仲介組織またはその他の事業者に対して不平等な待遇を与えること。
 - (4) 命令を出す、検問を設置する、検査基準を引き上げる、審査認可手続きを増やす、徴収費用を増やす、商品の検査、差押えまたは処分などの手段を用いて、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限し、地方の商品価格を当地の商品価格より高くまたは低く限定すること。
- 政府及びその所属部門の職員は、行政権力を濫用して、公平競争を妨害してはならない。

第 3 章 監督検査

第 17 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、『不正競争防止法』第 17 条の規定する職権を行使する以外に、下記のような職権を行使する権利を有する。

- (1) 不正競争行為及びそれに関する活動を調査すること。
- (2) 不正競争行為に関する財物、場所を検査すること。

監督検査部門が前項の職権を行使する際に、当事者及び関係する貯蔵、運輸単位は協力しなければならない、遅延、拒否してはならない。

第 18 条

事業者と消費者は合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は、当事者の苦情相談を受けた後、10 日以内に受理するか否かの決定を出し、苦情相談者に通知しなければならない。受理決定された苦情相談は、1 ヶ月以内に処理されなければならない。重大で複雑な案件は、1 級上の監督検査部門の認可を経て、適当に延長することができる。

第 19 条

監督検査部門は、重大または典型的な不正競争事件及び関係事項を社会に公表することができる。

第 20 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、規定の期限内に関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。拒否、遅延させ、虚偽の報告をしてはならない。

監督検査部門は、調査中に事業者の営業秘密に関わる場合、秘密を保持しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 21 条

本弁法の規定に違反し、被害者の事業者または消費者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。被害者の事業者または消費者の損害が算出しにくい場合、賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とする。被害者の事業者または消費者が当該侵害者のその合法的権益を侵害した不正競争行為を調査するために支払った費用も、負担しなければならない。

第 22 条

本弁法に掲げる不正競争行為に対して、『不正競争防止法』にすでに法的責任の規定がある場合、監督検査部門が『不正競争防止法』の規定に基づき処罰する。その他の不正競争行為に対しては、監督検査部門が下記のような規定に基づき処罰する。

(1) 本弁法第 5 条第 1 項第 (2)、(3) 号の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為を停止して影響を除去するよう命じ、違法所得を没収しなければならない。かつ情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

(2) 本弁法第 5 条第 2 項の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。かつ情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

(3) 本弁法第 7 条第 3 項の規定に違反した場合、監督検査部門は、公開自己批判を命じ、違法所得を没収しなければならない。かつ情状により 5,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

(4) 本弁法第 11 条と第 12 条第 1 項の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じなければならない。かつ情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

(5) 本弁法第 15 条の規定に違反した場合、省級または区を設置した市の監督検査部門は、違法行為の停止を命じなければならない。かつ情状により 5 万元以上 20 万以下の過料に処することができる。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならない。かつ情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

(6) 本弁法第 16 条の規定に違反した場合、上級機関は是正を命じなければならない。情状が重い場合、同級または上級機関が直接責任者に対して行政処分を与える。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収し

た場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならず、かつ情状により違法所得の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。

監督検査部門は法により行政処罰を与える際に、事業者の違法所得が算出できない場合、違法情状により違法経営額の1倍以下の過料に処することができる。

第23条

監督検査部門の不正競争行為に対する法による監督検査を拒否、妨害した場合、公安機関は『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第24条

当時者は監督検査部門の出した行政処罰決定に不服がある場合、法により行政再審を申請することができ、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

第25条

監督検査部門は職権を行使する際に、事業者の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合、法により賠償責任を負う。

監督検査部門の職員が職権を濫用し、情実にとらわれた不正を行ない、故意に庇護し、職務を怠慢した場合、行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第5章 付則

第26条

本弁法の応用解釈権は、福建省人民政府にある。

第27条

本弁法は、公布日より施行する。

(10) 江西省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1999年1月1日より施行された『江西省不正競争防止条例』は『中華人民共和国行政強制法』等の施行に伴い2012年1月1日、修正が施行された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第21条 監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。 … (2) 前項で述べた不正競争行為に関係がある資料を検索、複製する</p>	<p>「(2) 前項で述べた不正競争行為に関係がある資料を検索、複製する」を削除</p>
<p>第21条 … (3) 本条例に規定する不正競争行為に関する財物を検査する際に、検査を受ける事業者に対して、当該商品の出所及び数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機を命じることができ、検査を受ける事業者は当該財物を移動、隠匿、廃棄してはならない。<u>検査を受けた財物が移動、隠匿、廃棄される可能性を発見した際、法定プロセスに照らして関連財物を封鎖保存、差押えを行うことができる。ただし、封鎖保存、差押え期間は1ヵ月を超えてはならない。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は、法定プロセスに照らして先行処理を行うことができる。</u></p>	<p>「<u>検査を受けた財物が移動、隠匿、廃棄される可能性を発見した際、法定プロセスに照らして関連財物を封鎖保存、差押えを行うことができる。ただし、封鎖保存、差押え期間は1ヵ月を超えてはならない。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は、法定プロセスに照らして先行処理を行うことができる。</u>」を削除</p>
<p>第21条 … (4) 本条例第7条に違反する行為に対して、未使用の権利侵害物品の包装と装飾を接收し、権利侵害者に現有商品における権利を侵害した商品名称、包装、装飾を除去するよう指示・監督し、違法活動に用いる専用道具を接收することができる。<u>上述の措置を講じても権利侵害行為の制止が十分でない場合、権利侵害物品を強制的に廃棄することができる。</u></p>	<p>「<u>上述の措置を講じても権利侵害行為の制止が十分でない場合、権利侵害物品を強制的に廃棄することができる</u>」を削除</p>

江西省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の秩序を維持し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及びその他の関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内における商品販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織と個人（以下「事業者」と称す）は、必ず本条例を遵守しなければならない。

事業者以外の組織と個人の行為が公平競争を妨害する場合、本条例を適用する。

第3条

本条例にいう不正競争とは、『中華人民共和国不正競争防止法』とその他の関係法律法規及び本条例の規定に違反し、事業者の合法的權益を損ない、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

工商行政管理部門は、不正競争行為の監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

業界組織は、当業界の自律的規範を制定し、監督検査部門に協力して不正競争行為を制止することができる。

第5条

すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、放任、庇護してはならない。

不正競争行為を通報、告発し、その摘発に協力した組織と個人に対して、監督検査部門はその秘密を守り、関係規定に基づき表彰・褒賞を与えなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の登録商標権を侵害してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を盗用した商品を販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

第7条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

前項にいう周知商品とは、関係の消費者に広く知られ、一定の市場占有率を有し、比較的に高い知名度を有する商品をいう。

第8条

事業者は、他人の企業名称、氏名、及び商号または他人の企業名称、氏名を代表する標識、図形、文字、略称を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品または包装物に人に誤解させる虚偽の表示を行ってはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マーク、生産許可証マーク、生産准可証マーク、インターネット加入証マークなどの品質標識を偽造または盗用し、取り消された品質標識を使用すること。

(2) 専利標識を偽造、盗用し、衛生・品質検査合格証明、偽造防止標識、バーコード、または製造監督組織を偽造、盗用すること。

(3) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分及びその名称と含有量を虚偽表示し、生産期日、安全使用期限、失効期日、商品の産地を偽り、または曖昧に表示すること。

第10条

公共企業または法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対して、その提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品を購入、使用するよう限定しまたは強制すること。

(2) 商品の品質、性能の検査を理由に、消費者がその他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品を購入及び使用することを妨害すること。

(3) その不合理な条件を受け入れない消費者に対して、その提供する関係商品の供給を拒否、中断、減少させ、または費用をむやみに徴収すること。

第11条

各級人民政府及びその所属部門及び行政管理機能を授けられている組織は、行政権力を濫用し、事業者が販売する商品の範囲、方法、対象、数量を限定してはならない。他人にその指定する事業者の商品を購入することを限定し、他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。検問を設置する、検査基準を引き上げる、審査認可手続きを増やす、不法に費用を徴収するなどの手段を用いて、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限してはならない。

法律法規と規則の規定に基づき、国家経済・国民生活と人身・財産の安全に係わる商品の仕入れ・販売に対して行う制限、及び疫病の発生、病虫害の伝染を防ぐために、一時的に特定商品の地区間の流通を制限することは、前項の禁止行為には属さない。

第12条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物または観光、視察など財物以外の方法をもって贈賄してはならない。

第13条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、自己の商業上の信用、商品の評判に対して、または商品の価格、品質、製造成分、製造方法、性能、用途、産地、生産者、重量、含有量、数量、有効期限、使用方法、知的財産権の状況、経営状況、販売役務などに対して、人に誤認させる虚偽の表示を行なってはならない。

本条例にいうその他の方法とは、主として下記のような行為をいう。

(1) 詐欺的な販売誘導を行う、または人に誤認させる虚偽の現場実演及び説明を行うこと。

(2) 人に誤認させる虚偽の製品説明書とその他の宣伝資料を印刷、掲示、配布、郵送し、公共の宣伝媒体を通して人に誤認させる虚偽宣伝または報道を行うこと。

(3) 経営場所内で商品について人に誤認させる虚偽の文字表示、説明、解説をすること。

報道機関及びその職員は、事業者または商品について、虚偽の宣伝報道を行なってはならない。

第14条

事業者は、下記のような方法で価格を騙し、他の事業者または消費者の権益に損害を与えてはならない。

(1) 値下げと偽り、人に誤認させる曖昧な言語文字表記またはその他の形式の価格表示を使用すること。

(2) 同一商品に二重価格を設定し、見積価格を低くし、決算価格を高くする、または明示した商品価格以外に徴収費用を増加すること。

(3) 計量器具を利用して不正行為を行ない、商品の決算数量と実際の数量を合致させず商品の明示価格に影響を与えること。

(4) その他の価格を偽る方法。

事業者は、競争相手を排除する目的で、自身の原価より低い価格で商品を販売してはならない。

第15条

事業者は、下記のような景品付販売行為を行ってはならない。

(1) 景品付きと偽り、または設定した賞の種類、当選確率、賞金獲得方法、賞金金額、当選発表日時などについて虚偽の表示を行うこと、及び内定者に景品を当選させること。

(2) 当選マークをつけた商品、くじを市場に出さない、または商品、くじを同時には市場に出さないこと。異なる賞金金額または景品標識を付けた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。

(3) 景品付販売方法を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

(4) その他の詐欺的景品付販売行為。

物品またはその他の方法を景品とした場合、その金額が5,000元を超えてはならない。

第16条

事業者は、下記のような手段で、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判に損害を与えてはならない。

- (1) 商品の品質、性能、価格、取引条件などをその他の事業者の同類商品と対比させて宣伝する、または声明広告を掲載、配布すること。
- (2) 顧客、消費者の名義、または他人を顧客、消費者の名義にさせて国家機関、マスコミ、業界組織に苦情相談すること。
- (3) デマを流し、ビラまたはその他の宣伝品を配布すること。
- (4) その他の競争相手を誹謗する行為。

第17条

入札者は、下記のような手段を用いて談合入札し、入札者の利益または社会の公共利益に損害を与えてはならない。

- (1) 入札者同士が互いに談合して、一致して入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 入札者同士が互いに談合して、入札項目において高価格または低価格で順番に落札する行為。
- (3) 入札者同士で事前に内部で価格を競い、落札者を内定し、その後、入札に参加すること。
- (4) 入札者同士のその他の談合入札行為。

第18条

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて互いに結託し、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前に密かに入札書を開封し、入札状況を他の入札者に知らせ、または入札者が入札書を取り替え、入札価格を変更することに協力すること。
- (2) 入札募集者または委託した仲介機関が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して、入札募集時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (4) 入札募集者が事前に落札者を内定し、落札者を確定する際にこの決定を取り入れること。
- (5) 入札募集者と入札者が行うその他の談合入札行為。

第19条

事業者は、公平な競争を制限または妨害する共同行為を行ってはならない。

- (1) 不合理な価格または販売条件を強制または約定すること。
- (2) 排他的市場を無断で画定し、生産量または販売量を限定すること。
- (3) 購入、販売、または役務の提供を拒否すること。

但し、下記のような共同行為のいずれかに該当する場合、不正競争行為には属さない。

- (1) コストを下げ、品質を高めるために、商品規格を統一し、または商品を共同研究開発する場合。
- (2) 市場経営に適応するために、組合せ最適化し、専門化・集団化した発展を促進する場合。
- (3) 社会経済の発展と社会の公共利益のために行うその他の共同行為。

第20条

事業者は、下記のような取引を強制する行為を行ってはならない。

- (1) 他人に自分との取引を強いる、または他人同士の取引を強制、妨害すること。
- (2) 競争相手に自分との取引または他人同士の取引を回避または放棄するよう強制すること。
- (3) その他の取引を強いる行為。

第3章 監督検査

第21条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、及び証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信などの資料を提供するよう要求すること。

(2) 本条例に規定する不正競争行為に関する財物を検査する際に、検査を受ける事業者に対して、当該商品の出所及び数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機を命じることができ、検査を受ける事業者は当該財物を移動、隠匿、廃棄してはならない。

(3) 本条例第7条に違反する行為に対して、未使用の権利侵害物品の包装と装飾を接収し、権利侵害者に現有商品における権利を侵害した商品名称、包装、装飾を除去するよう指示・監督し、違法活動に用いる専用道具を接収することができる。

前項第(2)、(3)号の行政強制措置を実施する場合、法により監督検査部門主要責任者の認可を経なければならない。

第22条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料または状況をありのまま提供しなければならない。拒否、妨害、遅延させ、または虚偽の資料と状況を提供してはならない。

第23条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、その業務担当者は2名以上いなければならない。有効な検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける者は、検査を拒否する権利を持つ。

第24条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する過程で、事業者の営業秘密を保持しなければならない。

第25条

事業者は合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は当事者の苦情相談を受けた後、5日以内に受理するか否かの決定を出し、当事者に通知しなければならない。監督検査部門が受理を決定した苦情相談は、法律法規の規定する期限内に処理されなければならない。

第4章 法的責任

第26条

事業者は、本条例の規定に違反し、被害者の事業者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害者の事業者の損害が算出しにくい場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とし、かつ侵害された事業者がその合法的権益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った費用も負担しなければならない。

被害者は、合法的権益が不正競争行為により損害を被った場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第27条

本条例に違反する行為について法律法規に処罰規定がある場合、その規定に従う。

第28条

本条例第13条第3項の規定に違反した場合、その所属する組織または上級主管部門は、責任者に虚偽の報道を行なった報道媒体上で公開自己批判するよう命じ、かつ責任者に対して、行政処分を与える。

第29条

本条例第14条第2項、第16条、第19条、第20条の規定に違反した場合、1,000元以上1万元以下の過料に処する。情状が重い場合、1万元以上10万元以下の過料に処する。

第30条

監督検査部門は、法に基づき行政処罰を与える際に、違反者に違法行為の停止を命じ、違法所得と不法財物を没収しなければならない。違法所得を算出できない場合、違法販売額の1倍とする。

第31条

当事者は、監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、再審を申請し、行政訴訟を提起することができる。法定期限内に再審を申請せず、提訴をせずに、処罰決定を履行しない場合、行政処罰を出した監督検査部門は、法により人民法院に強制執行を申請することができる。

第32条

監督検査部門は、職権を行使する際に、事業者の合法的権益を侵害し損害をもたらした場合、法により賠償責任を負わなければならない。

監督検査部門の職員が職務怠慢、職権を濫用、汚職収賄、情実にとらわれた不正行為を行なった場合、行政処分を与えなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第5章 付則

第33条

本条例は、1999年1月1日より施行する。

(11) 山東省『中華人民共和国不正競争防止法』実施弁法

<修正ポイント>

1996年6月15日より施行された『山東省「中華人民共和国不正競争防止法」実施弁法』は、『中華人民共和国治安管理処罰法』、『中華人民共和国行政強制法』等の施行に伴い、1997年10月15日と2012年1月13日の2度にわたり修正された。

【1回目の修正】

修正前	修正後
<p>第31条 当事者は、監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受取った日から 15日以内に処罰決定を出した機関の1級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受取った日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は、処罰決定書を受取った日から 15日以内に、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。…</p>	<p>第30条 「60日」、「3ヵ月」に修正</p>
<p>第34条 事業者が監督検査員の職務執行を拒否、妨害した場合、公安機関は『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。暴力、威嚇の手段で監督検査員による職務執行を妨害した場合、『刑法』第277条の規定に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第33条 『中華人民共和国治安管理処罰法』に修正</p>

【2回目の修正】

第25条を削除

不正競争行為について、監督検査部門は下記の措置を講じ、先行して違法行為の停止を命じなければならない。

- (1) 生産、販売の停止を監督し、更正を公開し影響を取り除く。
- (2) 各種違法標章を没収しかつ廃棄する。
- (3) 現存する商品上の違法標章を取り除く。
- (4) 不正競争に直接使用される犯罪を行う道具。
- (5) 違法標章を物品から切り離しづらい場合、当該物品を監督廃棄する。

山東省『中華人民共和国不正競争防止法』実施弁法

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本弁法を制定する。

第2条

当省の行政区域内における商品の販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事し、及び市場競争に関する活動に従事する法人、組織、個人（以下総合して「事業者」と称す）は、必ず本弁法を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本弁法にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和国不正競争防止法』と本弁法の規定に違反し、その他の事業者の合法的權益に損害を与え、社会経済の秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

県級以上の人民政府工商行政管理部門が、不正競争行為監督検査の主管機関である。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

すべての組織と個人は、不正競争行為を監督検査部門に通報する権利を有する。通報された者が通報者に報復した場合、法により厳しく処理する。

監督検査部門は、通報者のために秘密を守り、かつ通報して功勞のあった人に対して褒賞を与えなければならない。褒賞方法は省人民政府が別途規定する。

第6条

国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持、庇護、参加してはならない。違反者は、国家の関係規定に基づき処理する。

第7条

事業者は、下記のような登録商標専用権を侵害し、登録商標を盗用する行為に従事してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 同一種類または類似の商品に他人の登録商標と同一または類似の文字、図形を商品名称または商品の装飾として使用し、誤認させるのに十分であること。

(3) 他人の登録商標を盗用した商品または登録商標専用権を侵害した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で販売すること。

(4) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

(5) 登録商標の盗用行為のために、貯蔵、輸送、郵送、隠匿などの便宜を故意に図ること。

第8条

事業者は、生産・販売において周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、生産・販売において他人の企業名称または氏名及びその名称または氏名を代表する文字、図形、屋号、標識を無断で使用し、人に他人の商品と誤認させてはならない。

事業者は、他人の商品カウンター、場所、施設などを借りて商品販売を行う場合、はっきりとわかる位置に営業許可証を掲げなければならない、貸主が営業活動を行っているように偽称してはならない。

第10条

事業者は、生産・販売において、商品またはその包装上に下記のような手段を用いて、商品の品質について人に誤解させる虚偽の表示を行ってはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用すること。取り消された品質標識を使用すること。

(2) 専利標識を偽造、盗用し、すでに失効した専利番号を使用すること。

(3) 品質検査合格証、許可証番号、生産許可証番号または製造監督組織を偽造または盗用すること。

(4) 商品の生産地、製造地、加工地を偽造、盗用すること。

(5) 商品の性能、用途、規格、等級、数量、製造成分と含有量について虚偽の表示をすること。

(6) 商品の生産期日、安全使用期限、失効期日を偽ること、または期日について曖昧に表示すること。

(7) 商品及びその包装上に明記しなければならない内容について規定に基づいた明記をしないこと。

第11条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、商品の価格、品質、性能、用途、製造成分、生産者、有効期限、産地、アフターサービス、及び販売商品に付帯する贈呈品の銘柄と数量について、人に誤解させる虚偽の宣伝を行ってはならない。

前項にいうその他の方法には、下記のような行為が含まれる。

(1) 他人を雇い、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。

(2) 現場で虚偽の実演と説明を行うこと。

(3) 虚偽の製品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。

(4) 経営場所で商品に対して虚偽の文字表記、説明、解説を行うこと。

(5) マスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

広告業者、広告発行者は、虚偽の広告を代理、デザイン、製作、発行してはならない。マスコミ及びその従業員は、事業者または商品について虚偽の報道を行ってはならない。

第12条

公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対して、その提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品を購入、使用するよう限定し、技術基準の条件に合致したその他の事業者の同種類の商品を排斥すること。

(2) 消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する商品と部品を購入するよう強制し、または消費者に対して有償役務を強引に提供すること。

(3) 上記の各号の行為を拒む消費者に対して必要な商品の提供を拒否、中断、遅延、削減し、またはむやみに費用を徴収すること。

第13条

政府及びその所属部門は、他人にその指定する事業者の商品を購入するよう強制し、事業者同士の公平な競争を制限してはならない。

第14条

事業者が抽選方式の景品付販売に従事する場合、最高賞金金額が5,000元を超えてはならない。物品またはその他の経済利益を景品とした場合、その価値に基づき算出し、金額が5,000元を超えてはならない。

事業者は、下記のような詐欺的景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽ること。
- (2) 設定した賞の種類、型番号、当選確率、賞金獲得方法、賞品交換期間などについて虚偽の公示を行うこと、または公示しないこと。
- (3) 不当な手段で内定者に景品を当選させること。
- (4) 当選マークをつけた商品、くじと当選マークのない商品、くじを異なる期間に市場に出し、または異なる当選マークをつけた商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。
- (5) その他の詐欺的景品付販売行為。

第15条

事業者は、景品付販売を利用して、品質が悪く価格の高い商品を販売してはならない。

品質が悪く価格の高い商品は、国家の関係法律法規により確定する。国家に明確な規定がない場合、同一市場の同時期同類商品の品質、価格により確定する。

第16条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

前項に掲げる違法行為を明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている設計資料、プログラム、製品調合指図書、制作プロセス、制作方法、管理技術秘密、顧客名簿、仕入先情報、生産・販売戦略などの技術情報と営業情報である。

第17条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品を抱合わせて販売し、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

前項にいうその他の不合理な条件とは、商品の価格、販売地区、営業対象、アフターサービスなどの面における制限をいう。

第18条

事業者は、市場取引において、下記のような行為を行ってはならない。

- (1) 他人を脅迫して自分と取引させること。
- (2) 他人を脅迫して自分の競争相手と取引をさせないこと。
- (3) 脅迫して他人同士の取引をさせること。
- (4) 競争相手を脅迫して自分との競争を回避または放棄させること。

第19条

事業者は、自己の販売する商品の品質、性能、価格、取引条件などをその他の事業者の販売する同類商品と対比宣伝し、競争相手の商業上の信用、商品の評判に損害を与えてはならない。

第20条

入札者同士で下記のような手段を用いて談合入札を行ない、入札募集者の利益または社会の公共利益を害してはならない。

- (1) 入札価格を不当に高くまたは低くすること。
- (2) 高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) その他の入札募集者の利益または社会の公共利益を害する手段。

入札者と入札募集者は下記のような手段を用いて互いに結託し、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 無断で入札書を開封し、他の入札者の入札価格またはその他の入札条件を取得すること。
- (2) 最低落札価格など一時非公開情報を不法に取得または漏洩すること。
- (3) 賄賂などの不正手段を用いて入札書を審査、選定する際に、同様の入札書に対して差別対応すること。

第21条

不正競争行為に対して、県級以上の監督検査部門が職責分担と規定に基づき摘発する。

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する。

- (1) 市場競争行為の性質を確認する。
- (2) 当事者及び利益関係者に通知して現場で意見陳述させ、検査を受ける事業者、利害関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信とその他の資料の提供を要求すること。
- (3) 前号に掲げた不正競争行為に関する資料を調査・尋問し、コピーをとること。
- (4) 不正競争行為に関する財物、場所を検査し、必要があれば検査を受ける事業者に当該財物の出所と数量の説明、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。
- (5) 証拠が滅失するおそれがあり、または今後取得が難しい状況では、県級以上の監

督検査部門責任者の認可を経て、検査対象である財物を先行して登記封鎖保存することができる。

第 22 条

監督検査部門の職員は、不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、検査を拒否する権利を有する。

第 23 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、規定の期限内にありのまま質問に回答し関係資料とサンプルを提供しなければならない。拒否、遅延し、虚偽の報告をしてはならない。

監督検査部門は、調査を受ける事業者の営業秘密を保持しなければならない。

第 24 条

事業者は、本弁法の規定に違反し、被害者の事業者、消費者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。

被害者の事業者、消費者は、侵害者に経済的損害賠償を要求する場合、監督検査部門に調停を申請することができ、直接人民法院に提訴することもできる。

第 25 条

事業者が本弁法の規定に違反した場合、監督検査部門は下記のような規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 事業者が本弁法第 7 条に掲げる行為のいずれかに該当する場合、『中華人民共和国商標法』及びその実施細則の関係規定に基づき処罰する。

(2) 本弁法第 8 条の規定に違反した場合、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。

(3) 本弁法第 9 条と第 10 条の規定に違反した場合、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

(4) 本弁法第 11 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 16 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

(5) 本弁法第 11 条第 3 項の規定に違反した場合、広告費用を没収するほか、情状により広告費用の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処する。情状が重い場合、法によりその広告業務を停止する。

(6) 本弁法第 12 条の規定に違反した場合、5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

(7) 本弁法第 14 条、第 15 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

(8) 本弁法第 17 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』第 20 条の規定に基づき処理する。

(9) 本弁法第 18 条の規定に違反した場合、情状により 5 万元以下の過料に処することができる。

(10) 本弁法第 19 条の規定に違反した場合、広告費用を没収するほか、情状により広

告費用の1倍以上5倍以下の過料に処することができる。

(11) 本弁法第20条の規定に違反した場合、情状により1万元以上20万元以下の過料に処することができ、かつ、関係部門がその落札資格を取り消す。

(12) 本弁法第8条、第9条、第10条の規定に違反したが、違法所得が算出できない場合、情状により1万元以上10万元以下の過料に処することができる。

第26条

本弁法第21条第2項第4号の規定に違反した場合、監督検査部門は情状により、販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。

第27条

本弁法第13条の規定に違反した場合、上級機関はその是正を命じる。情状が重い場合、同級または上級機関は、その責任者と直接責任者に対して行政処分を与える。

第28条

監督検査部門が不正競争行為を検査する際に、検査を受ける事業者は正当な理由なく検査、尋問を拒否し、不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他証明資料と状況の提供を拒否し、または虚偽のものを提供した場合、監督検査部門は、国家の関係法律・法規の規定に基づき処理する。

第29条

処罰を受けて1年以内に再度同一の違法行為を行なった場合、過料幅の最高限度額により重い処罰を行なわなければならない。

第30条

当事者は、監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受取った日から60日以内に処罰決定を出した機関の1級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受取った日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は、処罰決定書を受取った日から3ヵ月以内に、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院に訴訟を提起せずに、処罰決定を執行しない場合、監督検査部門は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第31条

不正競争行為を監督検査する国家職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、情実にとらわれ不正を行い、賄賂を受け取り、不正競争行為を支持・庇護した場合、情状の程度により任免機関または行政監察機関が批判教育または相応の行政処分を与える。当事者に経済的損害をもたらした場合、法により賠償責任を負う。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第32条

本弁法に基づき過料没収処罰を与える際に、省財政部門が統一して発行する過料没収金領収証を使用しなければならず、過料金と没収物品の時価に換算した金額を同級財政に納付する。

第 33 条

事業者が監督検査員の職務執行を拒否、妨害した場合、公安機関は『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。暴力、威嚇の手段で監督検査員による職務執行を妨害した場合、『刑法』第 277 条の規定に基づき刑事責任を追及する。

第 34 条

本弁法は、公布日より施行する。

(12) 河南省不正競争防止条例法

<修正ポイント>

1994年12月27日より施行されていた『河南省不正競争防止条例法』は、1997年7月1日に1回目の修正が施行された後、『中華人民共和国治安管理処罰法』の施行や『中華人民共和国行政不服審査法』の規定に照らし2010年7月30日、2回目の修正が実施された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第38条 事業者が暴力、非暴力的手段を用いて監督検査部門の不正競争行為に対する法による監督検査を拒否、妨害した場合、公安機関は、『 <u>中華人民共和国治安管理処罰条例</u> 』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	『 <u>中華人民共和国治安管理処罰法</u> 』に修正
第40条 当事者は監督検査部門が出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受取った日から <u>15日</u> 以内に1級上の主管機関に再審を申請することができる。	『 <u>60日</u> 』に延長
第26条 …公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者の不正競争行為については、省または <u>市(地)級</u> 監督検査部門が摘発する。上級監督検査部門は、下級監督検査部門に關係事件内容の調査を委託することができる。	『 <u>省轄市級</u> 』に修正

河南省不正競争防止条例法

第1章 総則

第1条

社会主義市場經濟の健全な發展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び關係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内における商品の販売または營利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する事業者は、必ず本条例を遵守しなければならない。

事業者以外の組織と個人が市場競争關係に従事する場合、必ず本条例を遵守しなければ

ならない。

第3条

県級以上の各級人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第4条

各級人民政府は、措置を講じて市場競争を奨励し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護しなければならない。

如何なる組織や個人も、不正競争行為を支持、庇護してはならない。

第5条

各業界組織は、業界規則を制定し、公平な競争を維持し、監督検査部門の不正競争行為に対する法による摘発に協力しなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条

事業者は、他人の登録商標を詐称してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

第7条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、購買者にそれを当該周知商品と誤認させてはならない。

事業者は、前項に違反して製造した商品を販売してはならない。

本条第1項の周知商品の具体的認定方法は、省工商行政管理部門が関連部門と共同で制定する。

第8条

事業者は、偽造または盗用の手段を用いて、商品の品質について、虚偽または人に誤解させるような表示を行ってはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用すること。

(2) 取り消された認証マークまたは著名優秀マークを継続して使用すること。

(3) 使用する認証マーク、著名優秀マークと実際に獲得した認証マークまたは著名優秀マークが合致しないこと。

(4) 品質検査合格証明、許可証番号、または製造監督組織の名称を偽造または盗用すること。

(5) 他人の名称、産地を偽造、盗用すること。

- (6) 商品の規格、等級、製造成分及びその名称と含有量を偽ること。
- (7) 生産期日、安全使用期限、失効期日などを偽ること。

第9条

公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

(1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品しか購入、使用できないと限定すること。ユーザー、消費者に対して、他の事業者の国家または業界基準に合致した同類の商品を購入、使用することを制限すること。

(2) ユーザー、消費者に対して、その提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) 商品の品質、性能などの検査を口実に、その他の事業者の国家または業界基準に合致した商品を、ユーザー、消費者が購入、使用することを妨害すること。

(4) その競争制限行為を拒むユーザー、消費者に対して関係商品の供給を拒否、中絶、削減し、または費用をむやみに徴収すること。

(5) その他の競争制限行為。

第10条

各級人民政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、事業者が販売する商品の範囲、方式、対象、数量などを限定してはならず、他人にその指定する事業者の商品を購入することを強制し、その他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。

各級人民政府及びその所属部門は、職権を濫用し、検問の設置、検査基準の引き上げ、審査認可手続きの増加などの手段を取り、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合、本条の禁止する範囲には属さない。

(1) 法律、行政法規と国家政策に基づき、国家経済と人民生活に関係のある重大な商品の販売ルート、販売方式を制限する場合。

(2) 病虫害の伝染を防ぐために一時的に特定商品の地域間の流通を制限する場合。

(3) 消費者の人身と財産の安全を保護するために営業を制限する場合。

第11条

指定された事業者は、機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはむやみに費用を徴収してはならない。

第12条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物またはその他の手段を用いて贈賄してはならない。帳簿外で密かに相手組織や個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

事業者は、商品を販売または購入する場合に、明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができるが、かならずありのままを記帳しなければならない。値引きを受けた事業者は受け入れた値引を、コミッションを受け取った仲介人は受け取ったコミッションをありのまま記帳しなければならない。

第13条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、製造期日、有効期限、産地、価格及び役務内容、形式などについて、虚偽または人に誤解をまねく宣伝を行ってはならない。

広告業者は、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽または人に誤解をまねく広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

本条第1項にいうその他の方法とは、主として下記のような方法をいう。

- (1) 商品に対して現場実演または口頭説明を行うこと。
- (2) 商品に対して文字表記、説明解釈を行うこと。
- (3) 商品の包装、装飾、見本、説明書に説明をすること。
- (4) パートナーが表に立って、または他人に指図して、ユーザーを偽って販売誘導を行うこと。
- (5) 商品の説明書及び宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。
- (6) マスコミを通じて宣伝報道すること。

第14条

マスコミ媒体は、公平な競争を妨害する宣伝報道を公表してはならない。

第15条

事業者は、下記のような手段で、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、他人に使用を許諾すること。

本条に掲げる違法行為を明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条例にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。

第16条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。但し、下記のような状況のいずれかに該当する場合は、不正競争行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げて販売する場合。

第17条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

第18条

事業者は、下記のような詐欺的景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り、内定者を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、当選確率、最高賞金金額、賞金総額、数量、品質、提供方法などについて虚偽の公示を行うこと、または公示しないこと。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さず、または一部しか市場に出さないこと。
- (4) その他の詐欺的景品付販売行為。

第19条

抽選方式の景品付販売では、景品最高金額が5,000元を超えてはならない。同一くじまたは一回の商品購入で二回以上の当選の機会がある場合、各回の最高賞金金額の合計をその最高賞金金額とする。実物またはその他の経済利益を景品とした場合、同期時期市場の価格に基づき金額に換算する。

事業者が抽選方式の景品付販売を行う場合、10日前までに開催地の工商行政管理部門に届け出なければならない。

第20条

事業者は、景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を販売してはならない。

第21条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なってはならない。

第22条

入札者は談合入札を行ない、入札価格を不当に高くまたは不当に低くしてはならない。
入札者と入札募集者は互いに結託して、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

第23条

事業者、事業者組織または業界組織は、協議、約定、決議、決定、提議などの手段で、下記のような公平競争を制限または妨害する共謀行為を行なってはならない。

- (1) 共謀して価格を限定し、またはその他の不合理な販売条件を約定すること。
- (2) 商品市場を画定すること。
- (3) 生産量または販売量を限定すること。
- (4) 共謀して販売拒否、購買拒否すること。

第24条

下記のような共同行為のいずれかに該当する場合、不正競争行為には属さない。

- (1) コストを下げ、品質を改良するために、商品規格を統一し、または商品の共同研究開発を行う場合。
- (2) 市場経営に適応するために、組合わせ最適化して、専門化した発展を促進する場合。

(3) その他の、社会経済の発展と社会の公共利益に役立てるために行う共同行為。

第 25 条

事業者は、営業活動において、売買強制、市場占領、及びその他の方法をもって相手に不合理な取引条件を強制的に押し付ける行為を行ってはならない。

第 3 章 監督検査

第 26 条

不正競争行為の摘発について、違法行為を行なった場所または違法行為者の所在地の監督検査部門は、「先に立件したほうが摘発を担当する」原則に基づき処理する。

公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者の不正競争行為については、省または省轄市級監督検査部門が摘発する。上級監督検査部門は、下級監督検査部門に関係事件内容の調査を委託することができる。

第 27 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

(1) 規定の手順をとり検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関する資料の提供を要求すること。

(2) 不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信とその他の資料について調査・尋問し、コピーをとること。

(3) 本条例第 6 条、第 7 条、第 8 条に規定する不正競争行為に関する財物を検査し、必要があれば、県級以上の監督検査部門が検査を受ける事業者に当該商品の出所と数量の説明を命じ、かつ、販売の一時停止、検査のための待機を書面にて命じることができる。検査を受ける事業者に明らかに当該財物を移動、隠匿、廃棄する意図または兆しがあると発見した場合、当該財物を封鎖保存、差押え、凍結し、かつ規定の期間内に処理を行うことができる。

封鎖保存、差押え、凍結の行政強制措置を取る場合、必ず県級以上の監督検査部門責任者の認可を経なければならない。

第 28 条

監督検査部門の職員が公務を執行する際に、検査命令書を提示しなければならず、検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は、検査を拒否する権利を有する。

第 29 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、要求に基づき、関係資料と状況をありのまま提供しなければならず、拒否、遅延し、虚偽の報告をしてはならない。

第 30 条

市場競争において、事業者は合法的権益が不法な侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は当事者の不正競争行為の摘発請求を受けた日から 10 日以内に、受理するか否かの決定を出し、当事者に通知しなければならない。

監督検査部門は、受理を決定した日から 30 日以内に処理決定を出さなければならない。状況が複雑な場合、1 級上の監督検査部門の認可を経て、処理期限を適当に延長することができる。

第 4 章 法的責任

第 31 条

事業者が本条例の規定に違反した場合、監督検査部門は、『中華人民共和国不正競争防止法』と本条例の規定に基づき行政処罰を与える。侵害を受けた事業者、ユーザー、消費者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。

第 32 条

マスコミ媒体が公平な競争を妨害する宣伝報道を発表した場合、監督検査部門は、公開是正を命じるほか、情状により 5,000 元以上 3 万元以下の過料に処し、直接責任者の違法所得を没収しなければならない。

第 33 条

事業者が競争相手を排除する目的で原価より低い価格で商品を販売した場合、監督検査部門は、その是正を命じなければならない。

第 34 条

事業者が購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加した場合、監督検査部門は、その是正を命じなければならない。是正を拒否した場合、情状により 1,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

第 35 条

事業者が虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なった場合、監督検査部門は、違法行為停止、影響除去、名誉回復を命じるほか、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処しなければならない。そのうち、比較的軽い影響をもたらした場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。重大な影響をもたらした場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。深刻な結果をもたらし、影響が特に悪劣な場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 36 条

事業者が共謀方法を取って不正競争を行なった場合、監督検査部門は、その是正を命じなければならない。かつ、情状により共謀した各方をそれぞれ 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。そのうち、情状が比較的軽い場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。情状が悪劣で重大な結果をもたらした場合、10 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 37 条

事業者が営業活動において、売買強制、市場占領及びその他の方法で、相手に不合理な取引条件を強制的に押し付けた場合、監督検査部門は、その是正を命じるほか、情状により 500 元以上 1 万元以下の過料に処しなければならない。

第 38 条

事業者が暴力、非暴力的手段を用いて監督検査部門の不正競争行為に対する法による監督検査を拒否、妨害した場合、公安機関は、『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 39 条

処罰を受けて 12 ヶ月以内に再度同一の違法行為を行なった場合、法に基づきより重い処罰を科さなければならない。

第 40 条

当事者は監督検査部門が出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受取った日から 60 日以内に 1 級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定書に不服がある場合、当該再審決定書を知った日から 15 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院に訴訟を提起せずに、処罰決定書を執行しない場合、監督検査部門は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 41 条

人民政府及びその所属部門が本条例第 10 条の規定に違反し、行政権力で公平な競争を制限した場合、上級機関が是正を命じる。情状が重い場合、上級機関が直接責任者に対して行政処分を与える。

事業者は、人民政府及びその所属部門が本条例第 10 条の規定に違反し、その利益を侵害したと考える場合、1 級上の人民政府またはその所属部門に是正を請求し、または法により人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第 42 条

監督検査部門は、職権を行使する際に、事業者の合法的財産に損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が職権を濫用し、職務を怠慢した場合、行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 43 条

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員は、情実にとらわれ不正を行ない、事業者が本条例の規定に違反し犯罪を構成したと明らかに知りながら、それを故意に庇護し提訴を免れさせた場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 44 条

本条例にいう「品質が悪く価格が高い商品」について、工商行政管理部門は、国家の関係商品品質規準または製品品質検査機関の検査結果及び物価部門の定価または市場の同種商品の価格に基づき、認定を行う。

本条例にいう「むやみに費用を徴収」とは、事業者が商品代金以外の有料項目または基

準を超えた費用を徴収することをいう。

第 45 条

本条例の具体的応用問題は、省工商行政管理部門が解釈の責任を負う。

第 46 条

本条例は、公布日より施行する。

(13) 湖北省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1998年9月25日より施行された『湖北省不正競争防止条例』は『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い2012年1月1日に修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第21条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、<u>不正競争行為に関する財物について県級以上の監督検査部門の主要な責任者による許可を経て規定のプロセスに基づき封印保存、差押えをすることができ、かつ倉庫、運輸等の関係事業者に法律に基づき処理の協力を通知することができる。封印保存、差押えの時間は物品に基づき確定できるが、最長で3ヵ月を超えてはならない。</u></p>	<p>監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、<u>法により不正競争行為に関する財物を検査することができる。必要があれば、検査を受ける事業者に、当該財物の出所と数量の説明、販売の一時中止、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。</u></p>
<p>第31条 本条例第21条の規定に<u>違反し凍結された財物を勝手に解除した場合、監督検査部門した場合、監督検査部門は解除された財物の物価代金の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。</u></p>	<p>本条例第21条の規定に<u>違反した場合、監督検査部門は、移動、隠匿、廃棄された財物代金の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。</u></p>

湖北省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

本省の行政区域内における商品販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の経済組織、個人（以下「事業者」と称す）及び市場競争に関わる活動を行う組織と個人は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

本条例にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和国不正競争防止法』と本条例の規定に違反し、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に背き、その他の事業者と消費者の合法的權益を損ない、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、当行政区域内の不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

各級人民政府は、措置を講じ、事業者が市場競争に参加することを奨励、支持し、地方保護と部門保護に反対し、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。

すべての組織と個人は、不正競争行為を通報する権利を有する。通報の状況に対して、監督検査部門は速やかに調査し事実を確かめ、通報者の秘密を守り、通報の成果があり不正競争行為制止に顕著な効果があった場合、褒賞を与えなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条

事業者は、下記のような他人の登録商標専用権を侵害する行為を行ってはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似する商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を盗用した商品であることを承知の上で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

第7条

事業者は、周知商品特有の、またはそれに類似する名称、包装、装飾を無断で使用してはならない。周知商品と同一または類似の包装、装飾を無断で製造、販売してはならない。周知商品と同一または類似の名称、包装、装飾の商品を販売し、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

本条にいう周知商品とは、下記に掲げる商品をいう。

(1) 馳名商標または著名商標の称号を持つ商品。

(2) 国家と省に優秀と認定された商品。

(3) その他の市場で一定の知名度を持ち、関係公衆によく知られる商品。

第8条

事業者は、下記のような手段を用いて、人に他人の営業活動と誤認させてはならない。

(1) 商品カウンター、場所、設備などを借りる方法で、他人の名義を盗用して営業活動に従事すること。

(2) 他人の企業名称、氏名及びその標識、図形、文字、略号を無断で使用し販売活動に従事すること。

(3) 権利者の許諾を得ずに「特約取次販売」、「指定取次販売」、「総代理」、「特約修理」またはその他の類似する名義で営業活動に従事すること。

(4) 企業が他の企業と共同経営する場合に、他の共同経営者の企業名称しか使わず、自社の企業名称を生産営業活動に使わないこと。

第9条

事業者は、産地を偽り、または産地について虚偽の表示をした商品を販売してはならない。下記のような産地を偽りまたは産地について虚偽の表示を行う行為があってはならない。

- (1) 行政区画に基づかない産地の表記をすること。
- (2) 共同経営の製品に生産企業産地を表示せず、共同経営者企業の産地を表示すること。
- (3) 中国語による産地表示がないこと。

本条にいう産地とは、商品を最終的に製造した行政区画名称または地名をいい、工業製品の製造地、加工地もしくは組立地、農業副産物、漢方薬材料、鉱業製品などの商品の生産地、養殖地もしくは自然にできた場所などをいう。

第10条

事業者は、商品の品質について虚偽の表示をした商品を販売してはならない。品質標識を偽造、無断で製造、または偽造、無断で製造した品質標識を販売してはならない。商品または包装、装飾上に下記のような手段を用い、商品の品質について人に誤解を招く虚偽の表示をしてはならない。

- (1) 認証マーク、著名優秀マークを盗用し、または虚偽した、取り消された、時効を過ぎた認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を使用すること。
- (2) 商品の規格、型番号、等級、性能、用途、製造成分及びその名称と含有量などに対して虚偽の表示を行うこと。
- (3) 生産期日、出荷期日、安全使用期限または失効期日を偽り、または曖昧に表示すること。
- (4) 品質検査合格証明、生産許可証、許可証、専利証及び通し番号、標識、バーコードマーク、製造監督組織と研究開発組織を偽造または盗用すること。
- (5) 商品またはその包装上に、国家の規定により明記しなければならない内容を明記しないこと。

第11条

事業者は、広告、宣伝媒体及びその他の方法を利用して、商品の品質、数量、価格、性能、用途、生産者、製造成分、有効期限、役務承諾などについて、人に誤認させる宣伝または虚偽の宣伝を行ってはならない。

第12条

事業者は、帳簿外で密かに相手の組織または個人にリベートを与え、受け取り、要求してはならない。いかなる方式を問わず、商品を販売または購入するために賄賂を贈ってはならない。

第13条

事業者は、下記のような景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り、または故意に内定者に景品を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、当選確率、当選発表と景品交換の日時、場所、方法及び総賞金額、最高賞金額、景品の種類、ブランド名、型番号、数量、提供方法などについて発表

しない、または虚偽の表示を行うこと。

(3) 当選マークをつけた商品、くじを、一部しか市場に出さないこと。または故意に当選マークをつけていない商品、くじと同時に市場に出さないこと。または異なる等級の当選マークをつけた商品、くじを同時に市場に出さないこと。

(4) 承諾通りには賞金、商品に交換しないこと、または当選者に交換させないこと。

(5) 景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

(6) 抽選方式の景品付販売で、景品の最高金額が 5,000 元を超えること（以下のような場合も含む。物品またはその他の経済利益を景品とした場合、同期市場の同種類の商品または役務の価格で金額に換算し、その金額が 5,000 元を超えること。同一のくじに二回以上の当選機会がある場合、その二回以上の最高景品金額の合計が 5,000 元を超えること）。

第 14 条

いかなる手段を問わず、営業秘密を侵害することを禁止する。

本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいい、製品の調合指図書、工法プロセス、技術秘密、設計資料、管理方法、販売戦略、顧客名簿、仕入先情報などを含む。

第 15 条

事業者は、下記のような手段を用いて、競争相手の商業上の信用、商品の名声に損害を与えてはならない。

(1) 相手に焦点を合わせた対比的な広告を掲載し、または声明広告、情報発表会、匿名電話、手紙などの方法で虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手を誹謗すること。

(2) 印刷物を配布し、または商品説明書と包装上で競争相手の生産、販売、役務、商品の品質、価格などに対して誹謗すること。

(3) 自らまたは他人をそそのかし、雇用し、競争相手の商業上の信用、商品の評判について虚偽の事実を公衆に配布し、または顧客、消費者の名義で国家機関、マスコミ、業界協会、消費者組織などの関係部門に虚偽の通報、苦情相談または告訴を行うこと。

第 16 条

入札者と入札募集者は、下記のような談合入札を行なってはならず、競争相手の公平な競争行為を排除してはならない。

(1) 入札者同士で談合し、入札価格を不当に高くまたは低くし、高価格または低価格で順番に落札すること。

(2) 入札者同士で入札価格以外のその他の事柄について談合し、競争相手を排除すること。

(3) 入札募集者が入札者に入札底値などの非公開の情報を漏洩すること、または入札者が不法に最低落札価格などの一時非公開情報を取得すること。

(4) 入札募集者が無断で入札書を開封するなどの手段をとり獲得した情報をまだ入札書を提出していない他の入札者に知らせること。

(5) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に暗示または誘導質問し、当該入札者が落札できるようにすること。

(6) 入札募集者が入札評定入札決定に際して、不平等な待遇を行うこと。

(7) 入札者と入札募集者が談合して公開入札時に入札価格を不当に高くまたは不当に

低くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。

(8) 入札過程でのその他の談合行為。

第17条

事業者は、脅迫、詐欺及びその他の不正な手段を用いて、下記のような市場取引行為を行ってはならない。

(1) 他人に自分との取引を強いること。

(2) 他人に自分の競争相手との取引をしないよう強いること。

(3) 他人同士の取引を強いること。

(4) 競争相手に自分との競争を放棄するよう強いること。

(5) 原価より低い価格で商品を販売し（法律に不正競争行為には属しないと規定している場合は除外する）、または競争相手を排除することを目的とした強制行為。

第18条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合わせ販売、または商品の価格、販売地区、営業対象などについて不合理な条件を付加してはならない。

第19条

公共企業またはその他の法により独占的な地位にある事業者、業界組織、業界管理機能を持つ機関は、他人にその付帯提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品を購入するよう強制し、他の事業者の公平競争を排除してはならない。

第20条

政府及びその所属部門及びその他の行政管理機能を持つ組織は、行政権力を濫用し、下記のような公平競争制限行為を行ってはならない。

(1) 企業の制度改革、株式上場などの審査、証明書発行、プロジェクト審査、プロジェクト入札募集、製品品質鑑定、証券管理、資産評価、資金調査監査、等級評定、土地使用権譲渡などの面で同等の資格を持つ事業者または仲介機関に対して、不平等な待遇を行うこと。

(2) 事業者が商品販売する範囲、方法、対象、数量、価格などを限定すること。ユーザー・消費者にその指定事業者の商品を購入するよう強制すること。他人に対して指定する証券会社、諮問、会計、監査などの仲介機関で制度改革案の作成、資産評価、資金検査、監査などを行うよう強制すること。

(3) 無断で検問を設置する、検査基準を高める、審査認可手続きを増やす、費用をむやみに徴収するまたは費用徴収基準を無断で引き上げるなどの手段を取って、当地の商品が地方市場へ流出すること、地方の商品が当地市場に流入することを制限すること。

第3章 監督検査

第21条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、法により不正競争行為に関する財物を検査することができる。必要があれば、検査を受ける事業者は、当該財物の出所と数量の説明、販売の一時中止、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。

第 22 条

不正競争行為を行う事業者及び関係組織と個人に対して、監督検査部門は下記のような措置を取ることができる。

- (1) 公開是正と影響除去を命じる。
- (2) 関係商品の生産、販売の停止を命じる。
- (3) 関係する標識、文字、画像の除去を指示・監督する。
- (4) 関係する標識、包装、装飾、資料の廃棄を指示・監督する。
- (5) 関係する金型、模倣製版及びその他の犯罪に用いる道具の廃棄を指示・監督する。
- (6) 権利侵害の標識が物品と分離しにくい場合は、当該物品の処分または廃棄を監督する。
- (7) 権利侵害者に対して営業秘密が記載されている図面、ソフトウェア、その他の関係資料を権利者に返還するよう指示・監督する。

第 23 条

検査を受ける事業者、利益関係者、及び証人は、規定の期限内に監督検査部門に關係資料をありのまま提出しなければならず、拒否し、遅延させ、または虚偽の資料を提出してはならない。

第 24 条

監督検査部門の職員は不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、検査を拒否する権利を有する。

監督検査部門及びその職員は、検査を受ける者の営業秘密を保持しなければならない。

第 25 条

事業者、消費者の合法的權益が不正競争行為の侵害を受けた場合、事業者、消費者は監督検査部門に訴えることができ、人民法院に起訴を提起することもできる。監督検査部門は苦情相談を受けた後、7 日以内に受理するか否かの決定を出し、当事者に通知しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 26 条

本条例に規定に違反し、国家の法律に処罰規定がある場合、その規定に基づく。

第 27 条

本条例の規定に違反し、下記のような行為のいずれかに該当する場合、監督検査部門は 5,000 元以上 5 万元以下の過料に処し、違法所得があればそれを没収する。

- (1) 周知商品と同一または類似の名称、包装、装飾の商品を販売した場合。周知商品と同一または類似の包装、装飾を無断で製造、販売した場合。
- (2) 産地について虚偽の表示をおこない、または産地を偽り、産地について虚偽の表示をした商品を販売した場合。
- (3) 商品の品質について虚偽の表示をした商品を販売した場合。品質標識を偽造、無断で製造し、または偽造し無断で製造した品質標識を販売した場合。

(4) 本条例第 15 条に掲げた手段を用いて、競争相手の商業上の信用と商品の評判を害した場合。

(5) 脅迫、詐欺及びその他の不正手段を用いて、本条例第 17 条に掲げる市場取引行為を行なった場合。

(6) 業界組織と業界管理機能を持つ機関が本条例第 19 条の規定に違反した場合。

第 28 条

本条例第 12 条の規定に違反した場合、1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができ、受け取った賄賂、リベートまたは違法所得を没収する。

第 29 条

本条例第 13 条第 (2)、(3)、(4) 号の規定のいずれかに違反した場合、情状により、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

第 30 条

本条例第 18 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、抱合せ販売商品の回収、代金の返還、不合理な条件の取り消しを命じるほか、500 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

第 31 条

本条例第 21 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、移動、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 32 条

本条例第 23 条の規定に違反し、関係資料の提供を拒否、遅延させ、または虚偽の資料を提供した場合、監督検査部門は 300 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

第 33 条

行政管理機能をもつ部門と組織が本条例第 20 条の規定に違反した場合、関係部門はその是正を命じる。情状が重い場合、直接責任者に対して行政処分を与える。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはむやみに費用を徴収した場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならないが、かつ、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

監督検査部門の職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、情実にとらわれ不正行為を行なった場合、関係部門は行政処分を与える。

第 34 条

本条例の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 35 条

当事者は行政処罰決定に不服がある場合、法に基づき再審を申請し、または人民法院に提訴することができる。期限を過ぎても再審を申請せず、または提訴をせずに、処罰決定を履行しない場合、処罰決定を出した機関は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第5章 付則

第36条

本条例の応用における問題は、省の工商行政管理部門が解釈の責任を負う。

第37条

本条例は、公布日より施行する。

(14) 広東省『中華人民共和国不正競争防止法』実施弁法

<修正ポイント>

1996年5月18日に施行された『広東省『中華人民共和国不正競争防止法』実施弁法』は1998年1月2日に1回目の修正が実施された後、2010年7月23日に2回目の修正が行われ、法令の名称等について修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第23条 本弁法第10条の規定に違反した場合、<u>その落札は無効とする。監督検査部門は状況に基づき5万元以上15万元以下の罰金に処することができる。</u></p>	<p>本弁法第10条の規定に違反した場合、<u>『中華人民共和国入札募集・入札法』の関連規定に基づき処理しなければならない。</u></p>
<p>第28条 本弁法第15条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならない、違法所得を没収し、かつ状況に基づき違法所得の1倍以上3倍以下の罰金に処す。</p>	<p>監督検査部門の法に基づく職権行使を妨害した場合、『中華人民共和国治安管理处罰法』の規定に基づき処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第30条 当事者は、監督検査部門及び政府関係部門が出した処罰決定に不服がある場合、<u>『行政不服審査条例』の規定に基づき再審を申請することができ、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。</u>…</p>	<p>『<u>中華人民共和国行政不服審査法</u>』に修正</p>

広東省『中華人民共和国不正競争防止法』実施弁法

第1章 総則

第1条

『中華人民共和国不正競争防止法』（以下『不正競争防止法』と称す）に基づき、当省の実情にあわせて、本弁法を制定する。

第2条

当省の行政区域内で商品販売又は営利目的の役務に従事する事業者は、必ず本弁法を遵守しなければならない。

事業者以外の組織または個人は、その行為が公平競争に影響を及ぼす場合、本弁法を遵守しなければならない。

第3条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行う。法律、法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第4条

各級人民政府は、すべての組織と個人が監督検査部門に不正競争行為を通報、告発することを奨励、支持し、その秘密を守り、功労のあった者に、褒賞を与えなければならない。

第2章 不正競争行為の禁止

第5条

事業者は、以下に掲げる他人の周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用してはならない。

- (1) 国家の規定により馳名商標または著名商標に認定された商品。
- (2) 省級以上の行政部門の同意を得て参加した国際評定表彰活動で受賞した商品。
- (3) 本地区の同種類商品市場において公衆によく知られている商品。

第6条

事業者は、他人の周知商品の全体イメージ（文字、図形、色などを含む）に類似した名称、包装、装飾を使用して、一般の消費者に当該周知商品と誤認させてはならない。

第7条

事業者は、商品に人に誤解させる下記のような虚偽表示を行ってはならない。

- (1) 製品品質認証マークを偽造すること。
- (2) 実際と合致しない製品品質認証マークを使用すること。
- (3) 著名優秀製品標識を盗用すること。
- (4) 虚偽の生産企業名称、原産地（工業製品の加工地と製造地、天然製品の産地、農業副製品の生育地と養殖地を含む）、品質合格証または製造監督組織を捏造すること。
- (5) 商品の規格、等級、専利番号、製造成分、生産期日、有効期限を偽造すること。

第8条

事業者は、下記のような手段を利用して、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地、専利番号、受賞状況などについて、人に誤解させる虚偽の宣伝を行ってはならない。

- (1) 広告宣伝。
- (2) 他人を雇い、または共同して詐欺的な販売誘導を行うこと。
- (3) 現場実演と説明を行うこと。
- (4) 商品説明書またはその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。
- (5) 情報担体または集会を利用して情報を発表すること。
- (6) マスコミを利用して宣伝報道をすること。

マスコミ及びその従業員は、経営者またはその商品について虚偽の宣伝報道をしてはならない。

第9条

事業者は、下記のような手段を用いて、競争相手の商業的信用と商品の評判を害してはならない。

- (1) 対比的な広告または声明広告を掲載し、競争相手を誹謗すること。

- (2) 商品説明書を利用して、その商品の品質を吹聴し、競争相手を誹謗すること。
- (3) 公開の場所でビラまたは小冊子を配布し、競争相手の生産、販売、役務、商品の品質などに対して誹謗中傷すること。
- (4) 自らまたは他人をそそのかし、雇用し、顧客、消費者の名義で国家機関、マスコミ、業界協会、消費者組織などの関係部門に虚偽の苦情相談を行うこと。
- (5) その他の公開、非公開の方法でユーザー・消費者に対して、事実を捏造し、デマを流し、競争相手を誹謗中傷すること。

第10条

入札者と入札募集者は、下記のような不正競争手段を行なってはならない。

- (1) 入札者同士で談合し、入札価格を不当に高くまたは低くし、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (2) 入札募集者が、入札公開前にひそかに入札者の入札書を開封すること。
- (3) 入札募集者が、入札公開前に最低落札価格を入札者に知らせること。
- (4) 入札募集者が、入札選考時に異なる入札者に対して不平等な待遇を行うこと。
- (5) 入札者と入札募集者が談合して、入札時に入札価格を不当に低くまたは不当に高くし、落札後に入札者または入札募集者に定額外の補償を与えること。

第11条

抽選方式の景品付販売では、最高金額が5,000円を超えてはならない。物品またはその他の経済利益を景品とした場合、同期市場の同種類商品、同種類役務の価格の基づき金額に換算し、その金額が5,000円を超えてはならない。

第12条

景品付販売を行う事業者は、設定した賞の種類、当選確率、賞金額及び交換期間、場所、方法などの関係事項を公衆に告知しなければならないが、当該事項に対して虚偽の表示を行なってはならない。

事業者は、すでに発表した景品付き販売の決定事項を変更してはならない。

第13条

事業者は、下記のような不正手段を用いて、市場を操作し、公平な競争を妨害してはならない。

- (1) 他人を脅迫して自分と取引させること。
- (2) 他人同士の取引を強制すること。
- (3) 競争相手に自分との競争を回避または放棄するよう強制すること。
- (4) 他人同士の正常な取引関係の構築を妨害すること。
- (5) 競争相手の正常な営業活動を攪乱、妨害すること。

第14条

公共企業、事業組織、またはその他、法により独占的地位にある事業者は、下記のような行為を行なってはならない。

- (1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供する関係商品または有償役務を購入、受け入れるよう限定すること。
- (2) ユーザー、消費者に対して、その指定する事業者の商品または有償役務を購入、

受け入れるよう限定すること。

(3) ユーザー、消費者に対して、その提供する商品または有償役務を購入、受け入れるよう強制すること。

(4) ユーザー、消費者に対して、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品または条件に合致した役務の購入、受け入れを妨害すること。

(5) その不合理な条件を受け入れないユーザー、消費者に対して、関係商品、役務の供給を提供せず、または中断、削減する措置を取り、または費用をむやみに徴収すること。

(6) 法律法規に規定するその他の不正競争行為。

第15条

事業者同士で契約、協議、またはその他の方法で市場を共謀して画定し、商品価格と販売量を限定してはならない。法律、法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。

第3章 監督検査

第16条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、不正競争に関する財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがあると発見した場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、封鎖保存、差押えをすることができるほか、貯蔵、運輸などの関係組織に法により協力する旨を通知することができる。違法事実が明確に認定された場合、違法行為者の預金の支払いを一時停止するよう金融機関に要請することができる。

第17条

事業者は合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情相談する権利を有する。監督検査部門は当事者の苦情相談を受けた後、10日以内に受理するか否かの決定を出し、当事者に通知しなければならない。監督検査部門が受理を決定した苦情相談は、国家の規定する期限内に処理されなければならない。

第18条

監督検査部門は、重大な不正競争行為がある事業者及び主な事実を定期的に社会に公表しなければならないが、事業者の正当な営業秘密を保持しなければならない。

第19条

監督検査員は不正競争行為を監督検査する際に、検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

第4章 法的責任

第20条

事業者が本弁法第5条、第6条の規定に違反した場合、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、情状により違法所得の1倍以上3倍以下の過料に処する。情状が重い場合、営業許可証を取り上げることができる。

第 21 条

本弁法第 7 条第 (1)、(2)、(3)、(4) 号の規定に違反した場合、監督検査部門は、その公開是正を命じ、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処しななければならない。違法所得がない場合、1,000 元以上 5 万元以下の過料に処する。

本弁法第 7 条第 (5) 号の規定に違反した場合、是正を命じ、情状が重い場合、生産または販売の停止を命じることができるほか、違法所得の 15% から 20% の過料に処することができる。

第 22 条

事業者が本弁法第 8 条第 1 項、第 9 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、その違法行為の停止、影響の除去を命じ、違法所得を没収しななければならない。情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

本弁法第 8 条第 2 項の規定に違反した場合、監督検査部門は、公開自己批判を命じなければならない。違法所得がある場合、違法所得を没収するほか、2 万元以上 5 万元以下の過料に処する。

第 23 条

本弁法第 10 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国入札募集・入札法』の関連規定に基づき処理しなければならない。

第 24 条

本弁法第 11 条、第 12 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、その違法行為の停止を命じ、情状により景品付販売活動の展開を 3 ヶ月以上 6 ヶ月以下禁止する処罰を与えなければならない。かつ、3 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 25 条

本弁法第 13 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、その違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するほか、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処しななければならない。情状が重い場合、休業・肅正を命じる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 26 条

本弁法第 14 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、『不正競争防止法』第 23 条の規定に基づき処理しなければならない。

第 27 条

本弁法第 15 条の規定に違反した場合、監督検査部門は、その違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するほか、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処しななければならない。

第 28 条

監督検査部門の法に基づく職権行使を妨害した場合、『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 29 条

監督検査部門が本弁法第 16 条に規定する職権を不当に行使したため、事業者の合法的権益に損害をもたらした場合、『中華人民共和国国家賠償法』に基づき賠償責任を負わなければならない。

監督検査員が職権を濫用し、職務を怠慢した場合、行政処分を与えなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 30 条

当事者は、監督検査部門及び政府関係部門が出した処罰決定に不服がある場合、『中華人民共和国行政再審法』の規定に基づき再審を申請することができ、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が処罰決定書を受領した日から 15 日以内に再審を申請せず、人民法院に提訴をせずに、処罰決定を執行しない場合、処罰決定を出した機関は、法により強制執行を行うことができ、または人民法院に強制執行を申請することができる。

第 5 章 付則

第 31 条

本弁法は、公布日より施行する。

(15) 広西チワン族自治区不正競争防止条例

<修正ポイント>

1996年8月6日より施行された『広西チワン族自治区不正競争防止条例』は『中華人民共和国治安管理処罰法』や『中華人民共和国行政強制法』の施行等に伴い、2010年9月29日及び2012年3月23日に修正された。

【1回目条文の削除】

第8条

…前項にいう周知商品の具体的認定方法は自治区工商行政主管部門が関係部門と共同で制定する。

【1回目条文の修正】

修正前	修正後
第27条 事業者が本条例第7条の規定に違反し、他人の登録商標を詐称した場合、『中華人民共和国商標法』及びその 実施細則 の規定に基づき、行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	「 実施条例 」に修正
第35条 事業者が監督検査部門が法に基づき行う不正競争行為に対する監督検査を妨害した場合、公安機関が『 中華人民共和国治安管理処罰条例 』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	『 中華人民共和国治安管理処罰法 』に修正

【2回目の条文削除】

第23条

…(5) 検査を受ける事業者に当該財物を移動、隠匿、廃棄する兆しがある場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、かつ決定書を作成して法により当該財物を封鎖、差押えることができる。

人民法院の裁定を経て、当該財物に対して支払いを一時停止することができる。監督検査部門が財物を封鎖、差押える場合、必ず封鎖・差押伝票を出し、現場で署名捺印の後、財物を差し押えられた事業者の一部を渡さなければならない。封鎖・差押え期間は書面決定の出た日から計算し、最長でも3ヵ月を超えてはならない。

監督検査部門は封鎖、差押えられた財物を適切に保管しなければならず、流用、交換、破損させてはならない。容易に腐乱、変質しやすい物品に対して、法律法規の規定に基づき先行処理することができる。封鎖、差押えられた物品が、3ヵ月以内に持ち主を探し出せない場合、法律、法規、規約の規定に基づき処理することができる。

広西チワン族自治区不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、市場秩序を維持し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律、法規の規定に基づき、当自治区の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

当自治区行政区における商品の販売と営利目的の役務に従事する事業者及び市場競争に関係する活動に従事するその他の組織と個人は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則を遵守しなければならない。本条例にいう不正競争とは、事業者が『中華人民共和国不正競争防止法』と本条例の規定に違反し、その他の事業者及び消費者の合法的權益に損害を与え、市場経済の秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

県級以上の工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行う責任を負う。法律、法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

各級人民政府は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督と世論監督を行うよう奨励、支持、保護し、監督検査部門が法により職責を履行するよう保障しなければならない。

第6条

すべての組織と個人は、不正競争行為を通報、告発し、監督検査部門が行う摘発に協力する権利を有し、監督検査部門は通報者の秘密を守らなければならない。通報、告発の内容が事実であり不正競争行為の摘発に協力して功労のあった場合、褒賞を与える。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は、下記のような他人の登録商標を詐称する行為に従事してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で、販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造、無断で製造した登録商標マークを販売すること。

第8条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

~~前項にいう周知商品の具体的認定方法は自治区工商行政主管部门が関係部門と共同で制定する。(2010年の1回目修正時に削除)~~

第9条

事業者は、下記のような手段を用いて、商品の品質に対して人に誤解させる虚偽の表示を行ってはならない。

- (1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造、盗用すること。
- (2) 取り消された認証マークまたは著名優秀マークを継続して使用すること。
- (3) 使用する認証マークまたは著名優秀マークが実際に取得した認証マークまたは著名優秀マークと合致しないこと。
- (4) 品質検査合格証、許可証または製造監督組織を偽造、盗用すること。
- (5) 他人の企業名称、所在地、商品の法定通し番号、バーコード、識別番号、偽造防止標識を偽造、盗用すること。
- (6) 商品の生産期日、安全使用期限、失効期日と産地を偽ること。
- (7) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分及びその名称と含有量を偽ること。

第10条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、商品の価格、品質、性能、用途、規格、等級、製造成分及びその含有量と名称、製造方法、製造期日、使用方法、有効期限、産地、加工者、製造者などについて、人に誤認させる虚偽の宣伝を行ってはならない。

前項にいうその他の方法とは、下記のような行為をいう。

- (1) 他人を雇用または共謀して詐欺的な販売誘導を行うこと。
- (2) 虚偽の現場実演と説明を行うこと。
- (3) 虚偽の商品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。
- (4) 商品について虚偽の文字表示、説明、解説をすること。
- (5) マスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

広告業者は、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽広告または違法な景品付販売広告を代理、デザイン、製作、発行してはならない。

第11条

各級人民政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、事業者の商品販売の範囲、方法、対象、数量、価格などを限定してはならない。他人にその指定した事業者が提供する商品を購入することを強制し、他人にその指定した事業組織で業務を取り扱うよう限定し、その他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。

各級人民政府及びその所属部門は、行政権力を濫用し、検問を設置、検査基準を引き上げる、審査認可手続きを増やす、または違法に費用を徴収するなどの手段を用いて、地方の商品が当地の市場に流入すること、または当地の商品が地方の市場へ流出することを制限してはならない。

各級人民政府は、国家経済・人民生活と人身の安全に重大に係わる商品の仕入・販売を法により制限する場合、または疫病の発生、病虫害の伝染を防ぐため一時的に特定商品の

一定区域での流通を制限する場合は、前項の禁止行為には属さない。

第12条

公共企業、またはその他の法により独占的地位にある事業者は、下記のような行為を行ってはならない。

(1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供する商品またはその指定する事業者が提供する商品しか購入、使用できず、その他の事業者が提供する国家または業界の技術基準に合致した同類の商品を購入、使用してはならないと限定すること。

(2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。

(3) その競争制限行為を拒むユーザー、消費者に対して関係商品の供給を拒否、中断、削減し、または費用をむやみに徴収するなどの手段を用いて、嫌がらせを行うこと。

(4) その他の競争制限行為。

第13条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。但し、下記のような状況は不正競争行為に属さない。

(1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。

(2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。

(3) 季節の変化で価格が下がる場合。

(4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げて販売する場合。

(5) 展示即売会の期間内に商品を販売する場合。

第14条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

第15条

事業者は、下記のような詐欺的景品付販売に従事してはならない。

(1) 景品付きと偽ること、または故意に内定者を当選させること。

(2) 設定した賞の種類、当選確率、最高賞金金額、賞金総額、賞品の種類、数量、品質、価値、提供方法などについて虚偽の表示をすること。

(3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さず、または一部しか市場に出さないこと。

(4) 約束通りには賞金、賞品に交換しないこと。

(5) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

第16条

抽選方式の景品付販売では、景品最高金額が 5,000 元を超えてはならない。同一くじ、または一度の商品購入に 2 回以上の当選の機会がある場合、各回の最高賞金金額の合計をその最高賞金金額とする。

実物またはその他の経済利益を景品とする場合、同期市場の同類商品の価格に基づき金額に換算し、その金額が 5,000 元を超えてはならない。

第 17 条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用と商品の評判を害してはならない。

第 18 条

入札者は、下記のような入札談合行為を行ってはならない。

- (1) 入札者間で共謀し、故意に入札価格を不当に高くまたは不当に低くすること。
- (2) 入札者間で共謀し、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札する行為。
- (3) 入札者間で入札価格以外のその他の事項を談合し、競争相手を排除すること。

第 19 条

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて互いに結託し、その他の競争相手を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前に密かに入札書を開封し、入札書をまだ送付していないその他の入札者に知らせること。
- (2) 入札者と入札募集者が談合して公開入札時に入札価格を不当に価格を低くし、落札後に入札募集者に定額外の補償を与えること。
- (3) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (4) 入札募集過程でのその他の情実にとらわれ行う不正行為。

第 20 条

事業者は、協議、約定、決議、提議などの手段で、下記のような公平な競争を制限、または妨害する共同行為を行ってはならない。

- (1) 共謀して価格を限定し、またはその他の不合理な販売条件を約定すること。
- (2) 商品市場を画定すること。
- (3) 生産量または販売量を限定すること。
- (4) 共謀して販売拒否、購買拒否すること。

第 21 条

事業者は、法律法規に禁止するその他の不正競争行為に従事してはならない。

第 3 章 監督検査

第 22 条

不正競争行為に対する監督検査は、違法行為の発生地 of 県級以上の監督検査部門が管轄する。管轄に対して争議が発生した場合、争議の当事者各方の 1 級上の行政機関が「摘発の利便さを優先」という原則に基づき、管轄を指定する。

上級監督検査部門は、下級監督検査部門が管轄する事件を直接摘発することができる。

第 23 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

- (1) 規定の手順により検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、尋問記録を

作り、かつ、証明資料または不正競争行為に係るその他の資料の提出を要求すること。

(2) 不正競争行為に係る合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料について調査・尋問し、コピーをとること。

(3) 本条例第7条、第8条、第9条に規定する不正競争行為に関する財物と場所を検査し、検査を受ける事業者に対して当該商品の出所、数量、価格の説明を命じること。

(4) 検査を受ける事業者に販売の一時停止、検査のための待機を書面で命じること。

~~(5) 検査を受ける事業者が当該財物を移動、隠匿、廃棄する兆しがある場合、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、かつ決定書を作成して法により当該財物を封鎖、差押えることができる。(2回目修正で削除)~~

~~人民法院の裁定を経て、当該財物に対して支払いを一時停止することができる。監督検査部門が財物を封鎖、差押える場合、必ず封鎖・差押伝票を出し、現場で署名捺印の後、財物を差し押えられた事業者の一部を渡さなければならない。封鎖・差押え期間は書面決定の出た日から計算し、最長でも3ヵ月を超えてはならない。(2回目修正で削除)~~

~~監督検査部門は封鎖、差押えられた財物を適切に保管しなければならず、流用、交換、破損させてはならない。容易に腐乱、変質しやすい物品に対して、法律法規の規定に基づき先行処理することができる。封鎖、差押えられた物品が、3ヵ月以内に持ち主を探し出せない場合、法律、法規、規約の規定に基づき処理することができる。(2回目修正で削除)~~

第24条

監督検査部門の職員は、不正競争行為を監督検査する際に、検査証書を提示しなければならない。証書を提示しない場合、検査を受ける事業者は、検査を拒否する権利を有する。

第25条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、監督検査部門の規定する期間内に、関係資料または状況をありのまま提供しなければならず、拒否、遅延し、虚偽の報告をしてはならない。

第4章 法的責任

第26条

事業者は本条例の規定に違反し、被害者の事業者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。被害者の事業者の損害が算出困難な場合、その賠償額は権利侵害者が権利侵害期間に取得した利益額とし、かつ被害者の事業者が当該事業者による合法的権益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った費用も負担しなければならない。

被害者の事業者が侵害者に損害賠償責任を要求した場合、双方の当事者の協議を経て仲裁協議に達した場合、仲裁委員会に仲裁を申請することができる。仲裁協議に達しない場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第27条

事業者が本条例第7条の規定に違反し、他人の登録商標を詐称した場合、『中華人民共和国商標法』及びその実施条例の規定に基づき、行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 28 条

事業者が本条例第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』の規定に基づき、行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 29 条

事業者が本条例第 9 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』、『広西チワン族自治区製品品質監督管理条例』の規定に基づき、行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追求する。

第 30 条

事業者が本条例第 10 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき、行政処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追求する。

第 31 条

事業者が本条例第 14 条の規定に違反し、購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加した場合、監督検査部門は、その是正を命じなければならない、情状により 1,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

第 32 条

事業者が本条例第 17 条の規定に違反し虚偽の事実を捏造、配布し、競争相手の商業上の信用、商品の評判を害した場合、監督検査部門は、その違法行為の停止、影響の除去、名誉の回復を命じなければならない、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 33 条

事業者が本条例第 20 条の規定に違反し、共同行為で不正競争を行なった場合、監督検査部門は、その是正を命じなければならない、1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 34 条

違法所得を没収、過料金を徴収する場合、自治区の財政主管部門が印刷製造した過料没収領収証を出さなければならない。過料没収金は、一律同級財政に納付する。

第 35 条

事業者が監督検査部門が法に基づき行う不正競争行為に対する監督検査を妨害した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 36 条

当事者は監督検査部門の出した処罰決定に不服がある場合、法により再審を申請し、または行政訴訟を提起することができる。

第 37 条

監督検査部門は、職権を違法に行使し、事業者の合法的権益に損害をもたらした場合、法によりが行政賠償責任を負わなければならない。

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行い、賄賂を要求・受領した場合、行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 38 条

本条例の具体的応用における問題は、自治区工商行政管理部門が解釈の責任を負う。

第 39 条

本条例は、公布日より施行する。

(16) 四川省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1995年10月19日に施行され、1997年12月27日に1回目の修正が行われた『四川省不正競争防止条例』は、『中華人民共和国行政強制法』の施行に伴い2012年7月27日に2回目の修正が実施された。

【条文の削除】

第31条

(4) 移動、隠匿、廃棄されるおそれがある不正競争行為に係る財物について、県級以上の監督検査部門の責任者による許可を経て封印保存、差押えをすることができ、関係部門は協力しなければならない。封印保存、差押えの時間は3ヵ月を越えてはならず、案件が複雑な場合、必要に応じて県級以上の監督検査部門の責任者による許可を経て3ヵ月の延長を行うことができる。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、規定のプロセスに照らし処理を先行させることができる。

(5) 封印保存、差押えをした財物は、通知を送達又は公告後3ヵ月以内に当事者が見つからなかった場合、関連の法律、法規、規則の規定に基づき処理を行う。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第31条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。…</p> <p>(2) 不正競争行為に係る財物、場所を検査する</p> <p>(3) 検査を受ける事業者不正競争行為に係る商品の販売の一時中止を命じ、検査のための大気、不正競争行為に係る財物の移動、隠匿、廃棄を命じる。</p>	<p>… (2) 不正競争行為に係る合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料について調査・尋問し、コピーをとること。</p> <p>(3) 本条例第7条から第11条に規定する不正競争行為に係る財物を検査し、必要があれば、検査を受ける事業者、当該財物の出所と数量の説明、販売の一時中止、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。</p>

四川省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保つために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律、法規に基づき、四川省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

四川省の行政区域内における商品販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する事業者は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本条例にいう不正競争とは、事業者が本条例の規定に違反し、その他の事業者の合法的権益に損害を与え、公平な競争を妨害し、社会経済の秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行うことに責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

各級人民政府は、市場管理を強化し、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造し、本条例の実施を保障しなければならない。

第6条

国家は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。如何なる組織や個人も、監督検査部門に不正競争行為を通報する権利を有し、監督検査部門は不正競争行為を通報し、摘発に協力した者に対して、その秘密を守り、関係規定に基づき褒賞を与えなければならない。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、庇護、放任してはならない。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は、下記のような登録商標詐称行為に従事してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した登録商標マークを販売すること。

(4) その他の登録商標を詐称する行為。

第8条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に周知商品と誤認させてはならない。

前項にいう周知商品とは、下記に掲げる商品をいう。

(1) 国家に認定された馳名商標または著名商標を使用する商品。

- (2) 国家関係行政機関、業界総会が認可した、国際評定授賞活動で受賞した商品。
- (3) 関係公衆によく知られ、市場で一定の占有率と高い名声を持つ商品。

第9条

事業者は、他人の企業名称または氏名及びその名称、氏名を代表する標識、文字、図形、略号を無断で使用して、人に他人の商品と誤認させてはならない。

事業者は、他人の生産する商品の標識を無断で入れ替えてはならない。

第10条

事業者は、下記のような偽造または盗用手段を用いて、商品の品質について人に誤解させる虚偽の表示を行なってはならない。

(1) 商品または包装物上に認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造または盗用すること。

(2) 未取得の品質標識を無断で使用し、または使用する品質標識が実際と合致しないこと。

(3) 取り消された、または失効した品質標識を使用すること。

(4) 品質検査合格証明、許可証標記と通し番号、バーコードマーク、製造監督単位、研究開発組織を偽造または盗用すること。

(5) 未取得の専利標識を無断で使用し、または使用する専利標識が実際と合致しないこと。

(6) 工場名（商号を含む）、工場所在地、産地（農業副産物の生育地、養殖地などを含む）を偽り、または他人の工場所在地、産地を盗用すること。

(7) 商品の規格、等級、成分及び含有量を偽ること。

(8) 生産期日、安全使用期限または失効期日などを偽ること。

(9) 品質標識を偽造し、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した品質標識を販売すること。

第11条

事業者は、本条例第8条、第9条、第10条に禁止される商品であることを明らかに知りながら、これを販売してはならない。

第12条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、自己の商業上の信用または商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、産地、仕入先、有効期限、価格、ビフォー・アフターサービスなどについて、人に誤認させる、または虚偽の宣伝を行なってはならない。

広告業者、広告発行者は、広告の真実性に対して責任を負わなければならない、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽または人に誤解させる広告の代理、デザイン、製作、発行を行なってはならない。

本条第1項にいうその他の方法とは、下記のような行為をいう。

(1) 商品に対して虚偽の現場実演及び説明を行うこと。

(2) 販売場所で商品について虚偽の文字表示、説明、解説を行うこと。

(3) 共同して他人に顧客を偽称させ販売誘導を行うこと。

(4) 虚偽の商品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送すること。

(5) マスコミを利用して虚偽の宣伝報道を行うこと。

(6) その他の虚偽の宣伝行為。

第13条

事業者は、権利者の授権を経ずに「特約取次販売」、「指定取次販売」、「総代理」、「特約修理」またはその他の類似する名義で営業活動に従事してはならない。

第14条

事業者は、下記のような方法を用いて、価格を詐称してはならない。

(1) 値下げと偽ること。

(2) 原価割れ販売、仕入れ値販売、在庫処分販売、店舗移転による特価販売、休業による特価販売、最低価格販売と偽称すること。

(3) 明示した商品価格以外に費用を増加させること。

第15条

事業者は、還本販売形式で営業活動に従事してはならない。

本条にいう還本販売とは、購買者が商品を購入後一定期間内に、事業者が購入者に購入商品の代金を返還することを承諾する販売方法をいう。

第16条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物贈与またはその他の手段を用いて贈賄してはならない。帳簿外で密かに相手の組織または個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

前項にいうその他の手段とは、観光旅行、住宅内装、住宅使用权の提供など相手方に利益を与える手段を含む。

事業者は、商品を販売または購入する場合に明示的方法で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができる。事業者は、相手方に値引きしまたは仲介人にコミッションを支払う場合には、必ずありのままを記帳しなければならない。値引きまたはコミッションを受け取った事業者は、必ずありのままを記帳しなければならない。

第17条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 約定に違反しまたは権利者の営業秘密保持の要求に違反して、把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(4) 権利者の営業秘密を取得、使用、開示することを目的に、高報酬又はその他の高条件で権利者の営業秘密を把握又は理解している人員を採用すること。

前項の行為が違法行為であることを明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすこと

ができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいい、原料調合指図書、工法プロセス、技術秘密、設計資料、管理方法、営業販売戦略、顧客名簿、仕入先情報などを含む。

第18条

事業者は、下記のような景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り、または故意に内定者に景品を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、当選確率、最高景品額、総景品金額、景品の種類、数量、品質、提供方法などについて虚偽の表示を行う、または公開しないこと。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじと当選マークのない商品、くじを異なる同時に市場に出し、または異なる当選マークの商品、くじを異なる期間に市場に出すこと。
- (4) その他の詐欺的な景品付販売行為。

第19条

事業者は、景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を販売してはならない。

品質が悪く価格が高い商品は、監督検査部門が検査または消費者の苦情相談に基づき、かつ国家の関係法律、法規と規定に基づき確定する。国家に明確な規定がない場合、市場の同時期同種類の商品の品質、価格に基づき確定する。

第20条

抽選方式の景品付販売において、最高賞金金額は5,000元を超えてはならない。同一くじが2回以上当選の機会を有する場合、最高賞金金額の合計が5,000元を超えてはならない。実物またはその他の形式を景品とする場合、同期市場の価格に基づき金額に換算する。

第21条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布して、競争相手の商業上の信用、商品の評判を害してはならない。

第22条

公共企業またはその他の法により独占的な地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行なってはならない。

- (1) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が生産・販売する商品しか購入、使用できず、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した同類の商品を購入、使用してはならないと限定すること。
- (2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。
- (3) 商品の品質、性能などの検査を口実に、ユーザー、消費者に対して、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致したその他の商品の購入、使用を制限すること。
- (4) その不合理な要求を受け入れないユーザー、消費者に対して、関係商品の供給を拒否、中断、削減し、または費用徴収を増やすこと。
- (5) その他の競争を制限する行為。

第 23 条

各級人民政府及びその所属部門及び行政管理機能を授権された組織は、行政権力を濫用し、事業者の商品販売の範囲、方法、対象、数量、価格などを限定してはならない。他人にその指定する事業者の商品を購入するよう限定し、その他の事業者の正当な営業活動を制限してはならない。検問の設置、検査基準の引き上げ、審査手続きの増加などの手段を取り、地方の商品が当地市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

法律、法規、規則と省人民政府の関係規定に基づき、国家経済・人民生活と人身・財産の安全に係わる商品の仕入・販売を制限する場合、及び疫病の発生、病虫害の伝染を防ぐため一時的に特定商品の一定区域での流通を制限する場合は、前項の禁止行為には属さない。

第 24 条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合は、前項の禁止行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売する場合。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格を下げる場合。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げて販売する場合。
- (5) 外観品質に損害を受けたが内部品質には変化がなく、使用価値のある商品を処理する場合。

第 25 条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

前項にいうその他の不合理な条件とは、商品価格、販売地区及び販売対象などの面における制限をいう。

第 26 条

入札者は、下記のような手段を用いて、入札談合してはならない。

- (1) 入札者間で共謀し、入札価格を不当に高くまたは不当に低くすること。
- (2) 入札者間で共謀し、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札者間で入札価格以外のその他の事項を談合し、競争相手を排除すること。

第 27 条

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて、その他の競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前に密かに入札書を開封し、関係状況を入札書をまだ送付していないその他の入札者に知らせること。
- (2) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に暗示または誘導質問し、当該入札者に落札させること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して公開入札時に入札価格を不当に高くまたは不当に

低くし、落札させること。

- (4) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (5) 入札募集過程でのその他の情実にとらわれ行う不正行為。

第28条

事業者は、下記のような強制行為で、市場取引に参加してはならない。

- (1) 他人に強制して自分と取引させること。
- (2) 他人に強制して自分の競争相手と取引させないこと。
- (3) 他人同士を強制して取引させること。
- (4) 競争相手に強制して自分との競争を放棄させること。
- (5) 他人同士の正常な取引関係の構築を妨害すること。
- (6) その他の売買を強制し不正に市場を占領する行為。

第29条

事業者同士で協議、約定などの手段により、下記のような公平競争を制限または妨害する共同行為を行ってはならない。

- (1) 共謀して価格を限定し、または不合理な営業条件を約定すること。
- (2) 市場を分割すること。
- (3) 共謀して購入拒否、販売拒否、役務拒否をすること。

下記のような共同行為のいずれかに該当する場合は、不正競争行為には属さない。

- (1) コストを下げ、品質を改善するために、商品規格と技術条件を統一し、商品を共同研究開発する場合。
- (2) 生産経営に適応するために、組合せ最適化し、専門化した発展を推進する場合。
- (3) その他の社会経済の発展と社会の公共利益に役立つ共同行為。

第3章 監督検査

第30条

不正競争行為に対する摘発は、違法行為の発生地または違法行為者の所在地の県級以上の監督検査部門が、「先に立件した者が摘発を担当する」という原則に基づき処理する。

上級監督検査部門は、下級の監督検査部門が管轄する案件を直接摘発することができる。

公共企業またはその他法により独占的地位にある事業者の不正競争行為は、省、または市、州の監督検査部門が摘発する。

第31条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使する権利を有する。

- (1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関するその他の資料の提供を要求すること。
- (2) 不正競争行為に関係する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料について調査・尋問し、コピーをとること。
- (3) 本条例第7条から第11条に規定する不正競争行為に関する財物を検査し、必要があれば、検査を受ける事業者に、当該財物の出所と数量の説明、販売の一時中止、検査のための待機、当該財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。

第 32 条

監督検査部門職員が公務を執行する際に、二人以上で、かつ国家が統一して発行する検査命令書を提示しなければならないが、検査命令書を提示しない場合は、事業者は検査を拒否する権利を有する。

第 33 条

監督検査部門が不正競争行為を監督する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料と状況をありのまま提供しなければならないが、拒否し、遅延させ、虚偽の報告をしてはならない。

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する過程において、事業者の営業秘密を守らなければならない。

第 34 条

事業者は合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に摘発を請求する権利を有する。監督検査部門は請求を受け取った日から 15 日以内に受理するか否かの決定を出し、請求者に通知しなければならない。期限を過ぎても回答しない場合、請求者は上級監督検査部門に上訴することができる。

監督検査部門は受理決定の日から 3 ヶ月以内に処理を決定しなければならない。状況が複雑な場合、1 級上の監督検査部門の認可を経て、処理期限を適当に延長することができる。

第 4 章 法的責任

第 35 条

事業者は、本条例の規定に違反し、被害を受けた事業者または消費者に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならないが、かつ侵害を受けた事業者または消費者が当該侵害者による合法的権益を侵害する不正競争行為を調査するために支払った合理的費用を負担しなければならない。侵害を受けた事業者の損害が算定困難な場合は、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利益額とする。

被害を受けた事業者の合法的権益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 36 条

不正競争行為のある事業者に対して、監督検査部門はその違法行為の停止を命じ、下記のような措置を取ってこれを制止しなければならない。

- (1) 生産・販売停止、公開是正、影響の除去を監督する。
- (2) 不正競争行為に直接用いる金型、製版、その他犯罪に用いる道具を接收する。
- (3) 各種違法標識を接收・廃棄する。
- (4) 現存商品における違法標識を除去する。
- (5) 違法標識が物品から分離困難な場合は、当該物品の処理または廃棄を監督する。

第 37 条

事業者が本条例第 7 条の規定に違反した場合、『中華人民共和国商標法』及びその実施細則の規定に基づき処罰する。

第 38 条

事業者が本条例第 8 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならず、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、営業許可証の一時取り上げから国家法律の規定に基づく営業許可証の取り上げまで行うことができ、模倣・粗悪商品を販売し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 39 条

事業者が本条例第 9 条、第 10 条の規定に違反した場合、その違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 40 条

事業者が本条例第 11 条の規定に違反した場合、第 38 条、第 39 条の規定に照らして処罰する。

第 41 条

事業者が本条例第 12 条第 1 項、第 3 項の規定に違反した場合、情状により 1,000 元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

広告業者、広告発行者が本条例第 12 条第 2 項の規定に違反した場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する。

第 42 条

事業者が本条例第 13 条、第 14 条、第 21 条の規定に違反した場合、情状により 1,000 元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 43 条

事業者が本条例第 15 条、第 17 条、第 28 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 44 条

事業者が本条例第 16 条の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、違法所得を没収し、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。財物贈与以外の手段を取って贈賄を行なった場合、同時期の相応の費用に基づき賄賂金額を換算する。

第 45 条

事業者が本条例第 18 条、第 19 条、第 20 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 46 条

事業者が本条例第 22 条の規定に違反した場合、情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法所得を没収し、情状により違法所得の 1

倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 47 条

政府及びその所属部門が本条例第 23 条の規定に違反した場合、監督検査部門は行政建議を提出し、政府の行為に対しては上級政府が是正命令を出す。政府所属部門の行為に対しては同級政府またはその上級主管部門が是正を命じる。情状が重い場合、直接責任者に対して権利を有する機関が行政処分を与える。

行政管理機能を授権された組織が本条例第 23 条の規定に違反した場合、前項の規定に基づき処理する。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法所得を没収し、情状により違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 48 条

事業者が本条例第 24 条の規定に違反した場合、情状により 1,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

第 49 条

事業者が本条例第 25 条の規定に違反した場合、抱合せ販売商品の回収、代金の返還、不合理な条件の取り消しを命じる。その他の不合理な条件を付加した場合、情状により 1,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

第 50 条

事業者が本条例第 26 条、第 27 条の規定に違反した場合、その落札を無効とし、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 51 条

事業者が本条例第 29 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 52 条

事業者が本条例第 31 条第 (3) 号の規定に違反した場合、監督検査部門は情状により販売、移動、隠匿、廃棄された財物の代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

事業者が封鎖、差し押さえられた財物を無断で移動させた場合、監督検査部門は移動された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 53 条

事業者は本条例に掲げる不正競争行為を行い、事業者が関係資料をありのまま提供しないため、違法所得の確認が困難で、教育を受けたにもかかわらず是正しない場合、監督検査部門は情状により 1,000 元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者が監督検査部門の職権行使を妨害し関係資料と状況をありのままには提出しない場合、是正を命じ、情状により、直接責任者に対して 1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処することができる。

第 54 条

本条例に違反してすでに処罰を受けた当事者が 12 ヶ月以内に再度同一違法行為を行なった場合、より重い処罰を科さなければならない。

第 55 条

監督検査部門の過料没収財物は、関係規定により財政に納付する。

第 56 条

暴力、威嚇などの方法で、監督検査部門職員の法に基づいた職務執行を妨害し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。監督検査部門の法に基づいた職務執行を妨害したが、暴力、威嚇方法は使用しなかった場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。

第 57 条

当事者は、監督検査部門が出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受け取った日から 15 日以内に、1 級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に対して不服がある場合、再審決定書を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。処罰決定書を受け取った日から 15 日以内に、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院に提訴をせずに、処罰決定を履行しない場合、監督検査部門は、封鎖、差押えた財物を公開競売し、もしくは物価部門が評価した後、相殺納付することができ、または人民法院に強制執行を申請することができる。

第 58 条

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が職権を違法に行使し、職務を怠慢し、情実にとらわれ不正行為を行なった場合、行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

監督検査部門及びその職員が職権を違法に行使し、当事者に経済的損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。

第 59 条

国家機関の職員が職権を利用し、不正競争行為を支持、庇護、放任した場合、行政責任を追及しなければならない。本条例の規定に違反していることが明らかな事業者に対して故意に庇護し追及を免れさせた場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 60 条

本条例は、公布日より施行する。

(17) 重慶市不正競争防止条例

<修正ポイント>

1998年7月1日より施行された『重慶市不正競争防止条例』は、『中華人民共和国治安管理処罰法』や『中華人民共和国行政競争法』等の施行に伴い3回修正された。

1回目改正施行：2010年7月30日 | 2回目改正施行：2012年1月1日

3回目改正施行：2012年5月25日

【1回目の条文修正】

修正前	修正後
<p>第 58 条</p> <p>暴力、威嚇などの方法で監督検査部門職員の法に基づく職務執行を拒否、妨害し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。監督検査部門の法に基づく職務執行を拒否、妨害したが、暴力、威嚇方法は使用しなかった場合、公安機関が『<u>中華人民共和国治安管理処罰条例</u>』の規定に基づき処罰する。</p>	<p>第 29 条</p> <p>『<u>中華人民共和国治安管理処罰法</u>』に修正</p>

【2回目の条文修正】

修正前	修正後
<p>第 32 条</p> <p>監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。…</p> <p>(5) …<u>違法事実の認定が明らかなものは、金融機構に対し、違法行為者の不正競争行為に係る貯蓄の支払いを停止するよう依頼することができる。</u></p>	<p>凍結に関する部分を削除</p>

【3回目の条文修正】

修正前	修正後
<p>第 32 条</p> <p>監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。…</p> <p>(5) <u>移動、交換、隠匿、廃棄される恐れがある不正競争行為に係る財物について、県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、封鎖・差押えを行うことができる。関係部門は助力・協力しなければならない。違法事実の認定が明らかなものは、金融機構</u></p>	<p>(5) と (6) を削除</p>

<p>に対し、<u>違法行為者の不正競争行為に関係する貯蓄の支払いを停止するよう依頼することができる。容易に腐乱、変質しやすい、燃えやすい、爆発しやすいなど保存困難な物品は</u> <u>県級以上の監督検査部門責任者の認可を経て、規定のプロセスに照らし処理を先行させることができる。</u></p> <p><u>(6) 封鎖保存、差押えをした財物は、期間は 3 ヶ月以内に当事者が見つからなかった場合、関連法律、法規、規則の規定に基づき処理をする。</u></p>	
<p>第 59 条</p> <p>…当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、訴訟を提起せずに、処罰決定を履行しない場合、監督検査部門は、<u>封鎖保存、差押えした財物を公開オークションにかける、または物価部門による評価後に抵当に入れる、または</u> <u>人民法院に強制執行を申請することができる。</u></p>	<p><u>「封鎖保存、差押えした財物を公開オークションにかける、または物価部門による評価後に抵当に入れる、または」</u>を削除</p>

重慶市不正競争防止条例

第 1 章 総則

第 1 条

公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟の秩序を維持するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関係法律法規に基づき、当市の実情にあわせて、本条例を制定する。

第 2 条

当市の行政区域内における商品販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する法人、その他の經濟組織と個人（以下総じて「事業者」と称す）は、必ず本条例を遵守しなければならない。

第 3 条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本条例にいう不正競争とは、事業者が本条例の規定に違反し、その他の事業者の合法的權益に損害を与え、公平な競争を妨害し、社会經濟の秩序を攪乱する行為をいう。

第 4 条

市と区县（自治県）の工商管理機關は、不正競争行為に対して行う監督検査に責任を負う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

第5条

国家機関は、すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護しなければならない。不正競争行為を通報し、摘発に協力した者に対して、監督検査部門はその秘密を守り、規定に基づき褒賞を与えなければならない。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、庇護、放任してはならない。

第6条

各級人民政府は、措置を講じ、関係部門が行う不正競争防止業務を組織し励行させ、不正競争行為を制止するために良好な環境と条件を創造し、本条例の実施を保障しなければならない。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は、他人の登録商標を詐称する行為に従事してはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造し、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した他人の登録商標マークを販売すること。

(4) その他の登録商標を詐称する行為。

他人の登録商標を詐称した商品または標識であることを明らかに知りまたは知るべきでありながら、これを輸送、貯蔵、郵送、隠匿したり、他人が登録商標を詐称するために便宜を図ってはならない。

第8条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

第9条

事業者は、他人の企業名称または氏名及びその名称、氏名を代表する標識、文字、図形、略称を無断で使用して、人に他人の商品と誤認させてはならない。

事業者は、他人の生産する商品の標識を無断で入れ替えてはならない。

第10条

事業者は、偽りの商品、粗悪な商品を製造し、競争相手に損害を与え、消費者に重大な損害を与えてはならない。

本条にいう偽りの商品とは、商品名称がその特有の使用価値と合致しない商品をいう。

本条にいう粗悪な商品とは、主要指標が基準に合致せず、正常な使用に影響する商品をいう。

第 11 条

事業者は、下記のような偽造または盗用手段を用いて、商品の品質について人に誤解させる虚偽の表示を行なってはならない。

- (1) 商品または包装上に品質標識を偽造または盗用すること。
- (2) 未取得の品質標識を無断で使用し、または使用する品質標識が実際と合致しないこと。
- (3) 取り消された、または失効した品質標識を使用すること。
- (4) 品質検査合格証明、許可証標記または通し番号、バーコード、製造監督組織、研究開発組織を偽造または盗用すること。
- (5) 未取得の専利標識を無断で使用し、または使用する専利標識が実際と合致しないこと。
- (6) 工場名（商号を含む）、工場所在地、産地（農業副産物の生育地、養殖地などを含む）を偽り、または他人の工場所在地、産地を詐称すること。
- (7) 商品の規格、等級、成分及び含有量を偽ること。
- (8) 生産期日、安全使用期限または失効期日などを偽ること。
- (9) 品質標識を偽造し、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した品質標識を販売すること。
- (10) 製品またはその包装上に法により明記しなければならない内容を明記しないこと。

第 12 条

事業者は、本条例第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条に禁止される商品であることを明らかに知りまたは知るべきでありながら、販売してはならない。

第 13 条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、自己の商業上の信用、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、産地、仕入れ元、製造期日、有効期限、価格、受賞状況、ビフォー・アフターサービスなどの面で、人に誤認させる、または虚偽の宣伝を行なってはならない。

前項にいうその他の方法とは、下記のような方法をいう。

- (1) 商品に対して虚偽の現場実演及び説明を行うこと。
- (2) 販売場所またはその他の場所で商品について虚偽の文字表示、説明、解説をすること。
- (3) 共同して、他人に顧客を偽称させ販売誘導を行うこと。
- (4) 掲示、配布、郵送、コンピュータネットワークを用いて、虚偽の商品説明書、写真またはその他の宣伝資料を配信すること。
- (5) マスコミまたは集会を利用して虚偽宣伝を行うこと。
- (6) その他の虚偽宣伝行為。

広告業者、広告発行者は、広告の真実性に対して責任を負わなければならない、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽または人に誤解させる広告の代理、デザイン、製作、発行を行なってはならない。マスコミ及びその従業員は、事業者または商品について虚偽の宣伝報道をしてはならない。

第 14 条

事業者は、権利者の授権を経ずに、「特約取次販売」、「総取次販売」「指定取次販売」、

「総代理」、「特約修理」またはその他の類似する名義で営業活動に従事してはならない。

第 15 条

事業者は、下記のような方法を用いて、価格詐称をしてはならない。

- (1) 値下げと偽ること。
- (2) 原価割れ販売、仕入れ値販売、在庫処分販売、店舗移転による特価販売、休業による特価販売、最低価格販売と偽称すること。
- (3) 明示した商品価格以外に費用を増加させること。
- (4) その他の価格を偽る方法。

第 16 条

事業者は、還本販売形式で営業活動に従事してはならない。

本条にいう還本販売とは、購買者が商品を購入した後一定期間内に、事業者が購買者に購入商品の代金を返還することを承諾する販売方法をいう。

第 17 条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物贈与またはその他の手段を用いて贈賄してはならない。帳簿外で密かに相手の組織または個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

前項にいうその他の手段とは、各種の名義で観光、留学、視察、無償役務、住宅使用权、住宅内装を提供するなどして、相手方に利益を与える手段をいう。

第 18 条

事業者は、景品付販売に従事する場合、下記のような行為を行ってはならない。

- (1) 景品付きと偽り、または故意に内定者に景品を当選させること。
- (2) 設定した賞の種類、当選確率、最高賞金金額、総金額、景品の種類、数量、品質、景品交換期間、場所、方法について虚偽の表示を行う、または公開しないこと。
- (3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さず、もしくは商品、くじと同時に市場に出さないこと、または異なる賞金金額もしくは賞品マークをつけた商品、くじを故意に異なる時間に市場に出すこと。
- (4) その他の詐欺的景品付販売行為。

事業者は、販売現場でその都度くじを開く景品付販売では、当選金額が 500 円以上の賞金の交換状況について、随時購買者に発表しなければならない。

第 19 条

事業者は、景品付販売手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を販売してはならない。

品質が悪く価格が高い商品は、工商行政管理部門が同時期市場の同種類の商品価格、品質と購買者の苦情相談に基づき認定を行ない、必要があれば関係部門と共同で認定を行う。

第 20 条

抽選方式の景品付販売において、最高賞金金額は 5,000 円を超えてはならず、同一くじ

に2回以上当選の機会がある場合、最高賞金金額の合計が5,000元を超えてはならない。実物またはその他の方式を景品とする場合、同時期市場の価格に基づき金額に換算する。

第21条

事業者は、下記のような手段を用いて、競争相手の商業上の信用と商品の評判を害してはならない。

- (1) 対比的な広告または声明広告を掲載し、競争相手を誹謗すること。
- (2) 商品説明書を利用してその商品の品質を吹聴し、競争相手を誹謗すること。
- (3) 公開の場所でビラまたは小冊子などの宣伝品を配布し、競争相手の生産、販売、役務、商品の品質などについて誹謗中傷すること。
- (4) 自らまたは他人を利用し、顧客、消費者の名義で国家機関、マスコミ、業界協会、消費者組織などの関係部門に虚偽の苦情相談を行うこと。
- (5) その他の公開、非公開の方法で、ユーザー・消費者に対して事実を捏造し、デマを流し、競争相手を誹謗中傷すること。

第22条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(3) 権利者の従業員、または権利者と業務関係、秘密保持契約関係にある組織もしくは個人が約定に違反して、または権利者の営業秘密保持の要求に違反して、把握している権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。

(4) 権利者の営業秘密を取得、使用、開示することを目的に、高報酬又はその他の高条件で、権利者の営業秘密を把握又は理解している人員を採用すること。

前項の行為が違法行為であることを明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

権利者は、被申請者が使用する情報と自己の営業秘密に一致性または同一性があることを証明することができ、同時に被申請者がその営業秘密を獲得する状況にあることを証明でき、しかも被申請者は、使用する情報が合法的に取得したものである証拠を提供できないか提供を拒んだ場合、工商行政管理機関は、関係証拠に基づき、被申請者に権利侵害行為があると認定する。

第23条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

下記のような行為は、前項の禁止行為には属さない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売すること。
- (2) 有効期間がまもなく切れる商品またはその他の過剰在庫商品を処分すること。
- (3) 季節の変化で価格を下げること。
- (4) 債務の弁済、転業、休業のために商品を値下げて販売すること。
- (5) 瑕疵がある商品を処分すること。

第24条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

前項にいうその他の不合理な条件とは、商品価格、販売地区または販売対象などの面における制限をいう。

第25条

入札者は、下記のような手段を用いて、入札談合してはならない。

- (1) 入札者が互いに共謀し、入札価格を不当に高くまたは不当に低くすること。
- (2) 入札者が互いに共謀し、類似の入札募集項目において、高価格または低価格で順番に落札すること。
- (3) 入札者が互いに入札価格以外のその他の事項を談合し、競争相手を排除すること。

第26条

入札者と入札募集者は、下記のような手段を用いて、その他の競争相手の公平な競争を排除してはならない。

- (1) 入札募集者が入札公開前に密かに入札書を開封し、関係状況を入札書をまだ送付していないその他の入札者に知らせること。
- (2) 入札募集者が入札者にその入札書に事柄を明らかにするよう要求する際に、故意に暗示または誘導質問し、当該入札者に落札させること。
- (3) 入札者と入札募集者が談合して公開入札時に入札価格を不当に高くまたは不当に低くし、その入札者に落札させること。
- (4) 入札募集者が入札者に最低落札価格を漏洩すること。
- (5) 入札書類審査選定の際に、同様の入札書類に対して不平等な対応をすること。
- (6) 入札募集過程でのその他の情実にとらわれ行う不正行為。

第27条

事業者は、下記のような方法を用いて、市場活動に従事してはならない。

- (1) 他人に自分と取引するよう、または他の競争相手と取引しないよう強制すること。
- (2) 他人同士を強制的に取引させ、または他人同士の正常な取引関係の構築を妨害すること。
- (3) 競争相手に自分との競争を回避または放棄するよう強制すること。
- (4) 競争相手の正常な営業活動を攪乱、妨害すること。
- (5) その他の取引を強制する行為。

第28条

事業者同士で、下記のような公平競争を制限または妨害する共同行為を行なってはならない。

- (1) 市場を分割すること。
- (2) 共謀して価格を限定し、または不合理な営業条件を約定すること。
- (3) 共謀して購入拒否、販売拒否、役務拒否をすること。
- (4) 生産量または販売量を限定すること。

下記のような共同行為は、不正競争行為には属さない。

- (1) コストを下げ、品質を改善し効益を高めるために、商品規格と技術条件を統一し、商品を共同研究開発する場合。
- (2) 生産経営に適応するために、組合せ最適化し、専門化した発展を推進する場合。
- (3) 市場変化に適応し、販売量の深刻な減少と明らかな生産過剰を制止するために、共同行為を取る場合。
- (4) 輸出を促進するために、共同で国際市場競争に参加する場合。
- (5) その他の社会経済の発展と社会の公共利益に役立つ共同行為。

第 29 条

公共企業またはその他の法により独占的な地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

- (1) ユーザー、消費者に対して、その提供する関係商品またはその指定する事業者が生産・販売する商品しか購入及び使用できず、その他の事業者が提供する技術基準に合致した同類の商品を購入及び使用してはならないと限定すること。
- (2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する不必要な商品及び部品を購入するよう強制すること。
- (3) 商品の品質、性能などの検査を口実に、ユーザー、消費者に対してその他の事業者が提供する技術基準に合致した商品の購入、使用を制限すること。
- (4) その不合理な要求を受け入れないユーザー、消費者に対して、または競争行為を制限された組織、個人に対して、関係商品の供給を拒否、中断、遅延、削減し、または費用徴収を増やすこと。
- (5) その他の競争を制限する行為。

第 30 条

各級政府及びその所属部門及び行政管理機能を授権された組織は、越権をしたり行政権力を濫用したりして、下記のような行為を行ってはならない。

- (1) 事業者の商品販売の範囲、方法、対象、数量、価格などを限定すること。
- (2) 他人にその指定する事業者の商品を購入するよう限定し、その他の事業者の正当な営業活動を制限すること。
- (3) 同等の資格を持つ仲介組織またはその他の事業者に対して、不公平に待遇すること。
- (4) 発令もしくは検問の設置、検査基準の引き上げ、審査手続きの増加、徴収費用の増加、商品の検査、差押え、処分などの手段を取り、地方の商品が当地市場に流入すること、または当地の商品が地方市場へ流出することを制限し、または地方の商品を当地商品の価格より高くまたは低く限定すること。

法律、法規、規則と市人民政府の関係規定に基づき、国家経済・人民生活と人身・財産の安全に係わる商品の仕入・販売を制限する場合、及び疫病の発生、病虫害の伝染を防ぐために一時的に特定商品の一定区域での流通を制限する場合は、前項の禁止行為には属さない。

第3章 監督検査

第31条

不正競争行為に対する監督検査は、違法行為発生地 of 監督検査部門が管轄し、法律、行政法規に別途規定がある場合はその規定に従う。

公共企業またはその他の法により独占的地位にある事業者の不正競争行為は、市級の監督検査部門が摘発する。市級の監督検査部門は、下級の監督検査部門に案件の内容の調査を委託することができる。

第32条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料及び関係する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信及びその他の資料の提出を要求すること。

(2) 関係資料を検閲し、コピーをとること。

(3) 関係財物、場所を検査し、関係する活動を調査すること。

(4) 検査を受ける事業者に対して、関係財物の出所と数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機、当関係資料と財物の移動、隠匿、廃棄の禁止を命じることができる。

第33条

監督検査部門職員が公務を執行する際に、二人以上で、かつ検査命令書を提示しなければならない。そうでない場合は、検査を受ける事業者、利害関係者は、検査を拒否する権利を有する。

監督検査の過程においては、事業者の営業秘密を保持しなければならない。

第34条

検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料と状況をありのまま提供しなければならない。拒否し、遅らせ、虚偽の陳述をしてはならない。

第35条

事業者は、合法的権益が不正競争行為の侵害を受けた場合、監督検査部門に摘発を請求する権利を有する。監督検査部門は請求を受け取った日から30日以内に、受理するか否かの決定を出し、請求者に通知しなければならない。期限を過ぎても回答しない場合、請求者は上級監督検査部門に上訴することができる。

監督検査部門は、受理決定の日から3ヵ月以内に、処理を決定しなければならない。状況が複雑な場合、1級上の監督検査部門の認可を経て、処理期限を適当に延長することができる。

第4章 法的責任

第36条

事業者は、本条例の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならない。かつ、侵害を受けた事業者が侵害者による合法的権益の侵害の不正競争行

為を調査するために支払った合理的費用を負担しなければならない。侵害を受けた事業者の損害が算定困難な場合、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利益額とする。

事業者は、合法的権益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することもできる。

第 37 条

不正競争行為のある事業者に対して、監督検査部門はその違法行為の停止を命じなければならない。

不正競争行為により、他人及び社会に悪影響をもたらした場合、期限を切って公開是正、影響の除去を命じ、拒否する者に対して、監督検査部門は、新聞に掲載するなどの方法で、是正と影響除去を行うことができる。

不正競争行為に直接用いる金型、製版、その他の犯罪に関わる専用工具を没収する。

各種の違法標識は没収廃棄し、現存商品における違法標識は除去し、違法標識が商品から分離困難な場合は、当該商品を没収する。

不正競争行為のある事業者は、違法物品の鑑定、保管、輸送、廃棄、公開是正、影響除去に関する費用を負担しなければならない。

第 38 条

本条例第 7 条第 1 項の規定に違反した場合、『中華人民共和国商標法』及びその実施細則の規定に基づき処罰する。

本条例第 7 条第 2 項の規定に違反した場合、違法物品、違法所得を没収し、1,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

本条例第 7 条の規定に違反した場合、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して 1,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

第 39 条

本条例第 8 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、休業・肅正を命じることができる。

第 40 条

本条例第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反した場合、違法物品及び違法所得を没収し、商品を限定価格で売り出し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処する。違法所得がない、または違法所得が算出できない場合、10 万元以下の過料に処し、情状が重い場合、休業・肅正を命じることができる。直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

第 41 条

本条例第 13 条第 1 項、第 2 項の規定に違反した場合、情状により 1,000 元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

本条例第 13 条第 3 項の規定に違反した場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する。

第 42 条

本条例第 14 条、第 15 条、第 21 条の規定に違反した場合、1,000 元以上 10 万元以下の

過料に処することができる。

第 43 条

本条例第 16 条、第 22 条、第 27 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、2,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができる。

第 44 条

本条例第 17 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。財物贈与以外の手段を用いて贈賄を行なった場合、同時期の相応の費用に基づき贈賄金額を算出する。

第 45 条

本条例第 18 条、第 20 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、5,000 元以下の過料に処することができる。

第 46 条

本条例第 19 条、第 29 条第 (1)、(2) 号、第 30 条第 1 項第 (2) 号の規定に違反し、事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し、またはみだりに費用を徴収した場合、違法商品と違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 47 条

本条例第 23 条の規定に違反した場合、情状により 1,000 元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 48 条

本条例第 24 条の規定に違反した場合、抱合せ販売商品の回収、代金の返還、不合理な条件の取り消しを命じ、情状により 5 万元以下の過料に処することができる。

第 49 条

本条例第 25 条、第 26 条の規定に違反した場合、その落札を無効とし、その他の入札者の中から条件に最も合致する者を選定し落札させることができる。情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処し、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、2,000 元以上 2 万元以下の過料に処することができる。

第 50 条

本条例第 28 条の規定に違反した場合、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 51 条

本条例第 29 条の規定に違反した場合、違法所得を没収し、情状により 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。

第 52 条

本条例第 30 条の規定に違反した場合、監督検査部門は行政建議を提出することができ、政府の行為に対しては上級政府が是正命令を出し、政府所属部門の行為に対しては同級政府またはその上級主管部門が是正を命じる。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、権利を有する機関が行政処分を与える。

第 53 条

本条例第 32 条第 (4) 号の規定に違反した場合、情状により、販売、移動、隠匿、廃棄された財物代金の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。代金が確定できない場合、1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

事業者が封鎖保存・差し押さえられた財物を無断で移動した場合、移動された財物代金の 3 倍以上 5 倍以下の過料に処することができる。代金が確定できない場合、1 万元以上 20 万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

第 54 条

事業者は本条例に掲げる不正競争行為を行い、それが関係資料をありのまま提供しないため違法所得が確認困難な場合、情状により 1,000 元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

検査を受ける事業者が監督検査部門の職権行使を拒否、妨害し、または関係資料と状況をありのまま提出しない場合、是正を命じ、1 万元以下の過料に処することができる。

第 55 条

当事者が処罰を受けたにもかかわらず、引き続き同一不正競争行為に従事した場合、より重い処罰を科さなければならない。

第 56 条

監督検査部門の過料没収財物は、関係規定により財政に納付する。

第 57 条

本条例に違反し犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 58 条

暴力、威嚇などの方法で監督検査部門職員の法に基づく職務執行を拒否、妨害し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。監督検査部門の法に基づく職務執行を拒否、妨害したが、暴力、威嚇方法は使用しなかった場合、公安機関が『中華人民共和國治安管理処罰法』の規定に基づき処罰する。

第 59 条

当事者は監督検査部門が出した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受け取った日から 15 日以内に、1 級上の行政機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、訴訟を提起せずに、処罰決定を履行しない場合、監督検査部門は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 60 条

国家機関の職員が職権を違法に行使し、不正競争行為を支持、庇護、放任した場合、行政処分を与える。監督検査部門及びその職員が職権を違法に行使し、当事者に経済的損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。

第 5 章 付則

第 61 条

本条例は、1998 年 7 月 1 日より施行する。

(18) 貴州省不正競争防止条例

<修正ポイント>

1997年3月27日に施行された『貴州省不正競争防止条例』は2012年3月30日、『中華人民共和国行政競争法』等が施行されたことに伴い修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第23条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。…</p> <p><u>(2) 不正競争行為に係る協議、帳簿、証票、文書、記録、業務レター、その他資料の検索、複製。</u></p> <p><u>(3) 不正競争行為に係る財物を検査する際、必要な場合には検査を受ける事業者に当該商品の出所と数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機を命じることができ、かつ当該財物を移動、隠匿、廃棄してはならない。</u></p> <p>(4) 情状が重く、不正競争行為に関する財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがある場合、<u>当該財物について封鎖保存、差押え等の行政手段を講じることができる。</u></p>	<p>(2) と (3) を削除</p> <p>(2) 情状が重く、不正競争行為に関する財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがある場合、<u>当該財物を先行して登記保存することができる。</u></p>
<p>第27条 不正競争行為に対して、先行して教育し、その違法行為の停止を命じなければならず、かつ、下記のような行政行為をとって制止することができる。…</p> <p>(3) <u>現存商品における違法標識を削除する。</u></p>	<p>「<u>現存商品における違法標識の除去を監督する</u>」に修正</p>

貴州省不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健全な発展を保障し、市場経済の秩序を維持し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保するため、『中華人民共和国不正競争防止法』（以下『不正競争防止法』と略す）及び関係法律、法規の規定に基づき、本省の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

当省の行政区域内における商品の生産・販売または営利目的の役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）に従事する事業者は、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例にいう事業者とは、商品の生産・販売または営利目的の役務に従事する法人、その他の組織、個人をいう。

第3条

事業者は、市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。

本条例にいう不正競争とは、事業者が『不正競争防止法』と本条例の規定に違反し、その他の事業者と消費者の合法的権益に損害を与え、社会経済の秩序を攪乱する行為をいう。

第4条

各級人民政府は、市場管理を強化し、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を創造しなければならない。

第5条

すべての組織と個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持、保護する。如何なる組織や個人も、監督検査部門に不正競争行為を通報する権利を有する。

監督検査部門は、通報、告発したものが事実であり、不正競争行為の摘発に協力した者に対して、関係規定に基づき褒賞を行ない、その秘密を守らなければならない。具体的褒賞方法は、省級監督検査部門が財政部門と共同で別途制定する。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持、庇護、放任してはならない。

第2章 不正競争行為の禁止

第6条

事業者は、下記のような他人の登録商標を詐称する行為を行なってはならない。

(1) 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品あるいは類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用すること。

(2) 他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りまたは知るべきである前提で販売すること。

(3) 他人の登録商標マークを偽造し、無断で製造すること、または偽造し、無断で製造した登録商標マークを販売すること。

(4) その他の登録商標を詐称する行為。

第7条

事業者は、商品または包装に、下記のような手段を用いて人に誤解させる虚偽の表示を行なってはならない。

(1) 認証マーク、著名優秀マークなどの品質標識を偽造または盗用する、または取り消された品質標識を使用すること。

(2) 品質検査合格証明、許可証番号、生産許可証番号または製造監督組織を偽造または盗用すること。

(3) 商品の産地を偽り、盗用すること。

- (4) 商品の性能、用途、規格、等級、製造成分及び含有量について虚偽の表記を行うこと。
- (5) 生産期日、安全使用期限、失効期日を偽ること、または曖昧に表示すること。

第8条

公共企業またはその他の法により独占的な地位にある事業者は、下記のような競争制限行為を行ってはならない。

- (1) ユーザー、消費者に対して、その付帯提供するまたはその指定する事業者が提供する関係商品しか購入、使用できないと制限すること。
- (2) ユーザー、消費者に対して、その提供するまたはその指定する事業者が提供する商品及び部品を購入するよう強制すること。
- (3) ユーザー、消費者に対して、その他の事業者が提供する技術基準条件に合致した商品の購入及び使用を妨害すること。
- (4) その不合理な要求を受け入れないユーザー、消費者に対して、関係商品、役務の供給を拒否、中断、削減し、またはむやみに費用を徴収すること。
- (5) その他の競争を制限する行為。

第9条

事業者は、広告またはその他の方法を利用して、その商業上の信用または商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地、価格、ビフォー・アフターサービスなどについて、人に誤認させる虚偽の宣伝を行ってはならない。

前項にいうその他の方法とは、以下の行為をいう。

- (1) 詐欺的販売誘導行為。
- (2) 人に誤解させる虚偽の現場実演及び説明行為。
- (3) 虚偽の製品説明書とその他の宣伝資料を掲示、配布、郵送する行為。
- (4) 販売場所で商品について人に誤解させる虚偽の文字表示、説明、解説行為。
- (5) マスコミを利用した虚偽の宣伝報道行為。

広告業者、広告発行者は、広告の真実性に対して責任を負わなければならない、明らかに知りまたは知るべきである状況で、虚偽広告の代理、デザイン、製作、発行を行ってはならない。

第10条

事業者は、下記のような手段を用いて、他人の営業秘密を侵害してはならない。

- (1) 窃盗、利益誘導、脅迫、またはその他の不正な手段により、権利者の営業秘密を取得すること。
- (2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。
- (3) 権利者と業務関係のある組織と個人が契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密保持の要求に違反して、把握している営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。
- (4) 権利者の従業員が契約の約定に違反しまたは権利者の営業秘密保持の要求に違反して、把握している営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。
- (5) 営業秘密を取得、使用、開示することを目的に、高報酬又はその他の優遇条件で権利者の営業秘密を把握する人員を採用すること。

前項の行為が違法行為であることを明らかに知りまたは知るべきである第三者が、他人の営業秘密を取得、使用、開示した場合、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。

第 11 条

事業者は、下記のような景品付販売に従事してはならない。

(1) 景品付販売と偽り、または設定した賞の種類、当選確率、最高賞金額、総景品金額と景品の種類、数量、品質、提供方法などについて虚偽の表示を行うこと。

(2) 不正手段を用いて故意に内定者に景品を当選させること。

(3) 当選マークをつけた商品、くじを故意に市場に出さず、または同時に市場に出さないこと。異なる賞金金額または賞品マークをつけた商品、くじを故意に異なる時間に市場に出すこと。

(4) 抽選方式の景品付販売において、最高賞金額が国家の規定を超えること。

(5) 景品付販売手段を利用して品質が悪く価格が高い商品を販売すること。

(6) その他の詐欺的景品付販売行為。

第 12 条

事業者は、競争相手を排除し地位を独占することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

第 13 条

事業者は、周知商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を引き起こし、購買者に当該周知商品と誤認させてはならない。

本条例にいう周知商品とは、市場で一定の知名度を有し、関係公衆に広く知られた商品をいう。

商品の名称、包装、装飾が他人に無断で同一または類似して使用され、購買者に誤認させるのに十分である場合、前項の規定に照らして処理する。

第 14 条

事業者は、他人の企業名称または氏名、文字、図形、略号を無断で使用し、人に他人の生産した商品と誤認させてはならない。

第 15 条

商標登録者の許諾を経ずに、事業者は、他人の登録商標を「特約取次販売」、「指定取次販売」、「総代理」、「特約修理」、「専売」、「専営」、「直売」またはその他の類似する名義を営業看板または企業名称として、営業活動に従事してはならない。

第 16 条

事業者は、専利権を取得していない物品、または当該物品に関する広告に、専利を取得していると人に誤認させる虚偽表示を行ってはならない。

第 17 条

事業者は、競争相手と消費者の利益を害する目的で、互いに結託して共同で商品の仕入れ・販売価格を不当に高くまたは不当に低くしてはならない。

第 18 条

事業者は、商品を販売する際に、購入者の意思に反して商品の抱合せ販売を行ない、またはその他の不合理な条件を付加してはならない。

第 19 条

事業者は、虚偽の事実を捏造、配布して、競争相手の商業上の信用、商品の評判を害してはならない。

第 20 条

事業者は、商品を販売または購入するために、財物またはその他の手段を用いて贈賄してはならない。帳簿外で密かに相手の組織または個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受領した場合は、収賄として処理する。

第 3 章 監督検査

第 21 条

県級以上の人民政府工商行政管理部門が、不正競争行為の監督検査部門部門である。法律、法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定に従う。

司法、公安機関は、各自の職責の範囲内で、監督検査部門が法に基づき監督検査の職責を履行するよう保障する。

第 22 条

不正競争行為の事件は、違法行為発生地の県級以上の監督検査部門が管轄する。

公共企業またはその他法により独占的地位にある事業者の競争制限行為の事件は、省または区を設置した市の監督検査部門が管轄する。管轄権を有する監督検査部門は、県級以上の監督検査部門に事件の内容調査を委託することができる。

第 23 条

監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、下記のような職権を行使することができる。

(1) 所定の手続きに従って、検査を受ける事業者、利益関係者、証人を尋問し、かつ、証明資料または不正競争行為に関するその他の資料の提供を要求すること。

(2) 情状が重く、不正競争行為に関する財物が移動、隠匿、廃棄されるおそれがある場合、当該財物を先行して登記保存することができる。

封鎖保存、差押えの行政手段を取る場合、必ず県級以上の監督検査部門責任者が認可した書面による通知書を提示しなければならない。

監督検査部門が命じる販売の一時停止、封鎖保存、差押えの期間は 3 ヶ月を超えてはならない。違法財物の封鎖保存、差押え日から 3 ヶ月以内に処理を受け入れない場合、監督検査部門は、関連法律・法規の規定に基づき違法財物を競売し、所得代金から競売費用を

控除した後、過料分を相殺し、剰余金は当事者に返還する。

第 24 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、行政執行者は二人以上で、かつ合法の検査命令書を提示しなければならない。検査命令書を提示しない場合、検査を受ける事業者は検査を拒否する権利を有する。

第 25 条

監督検査部門が不正競争行為を監督する際に、検査を受ける事業者、利害関係者、証人は、関係資料と状況をありのまま提供しなければならない。拒否し、遅延させ、虚偽の報告をしてはならない。

第 4 章 法的責任

第 26 条

事業者は、本条例の規定に違反し、被害者に損害を与えた場合、法により損害賠償の責任を負わなければならない。被害者は、合法的権益が不正競争行為により損害を受けた場合、監督検査部門に上告し、または人民法院に訴訟を提起することができる。

第 27 条

不正競争行為に対して、先行して教育し、その違法行為の停止を命じなければならない。かつ、下記のような行政行為をとって制止することができる。

- (1) 生産・販売停止、公開是正、影響の除去を監督する。
- (2) 各種違法標識を接收廃棄する。
- (3) 現存商品における違法標識の除去を監督する。
- (4) 不正競争行為に直接用いる金型、製版及びその他の犯罪に用いる道具を接收する。
- (5) 違法標識が物品から分離困難な場合は、当該物品の廃棄を監督する。

第 28 条

事業者が本条例第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条の規定に違反した場合、関連法律・法規の規定に基づき処罰する。

第 29 条

事業者が本条例第 12 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条の規定に違反した場合、違法行為の停止を命じ、情状により 1,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

第 30 条

事業者が本条例第 16 条の規定に違反した場合、違法行為の停止と影響のを除去を命じ、法により違法所得と違法物品を没収するほか、1,000 元以上 5 万元以下の過料に処することができる。

第 31 条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際に、検査を受ける事業者が本条例第 25 条の規定に違反し、監督検査を拒否、妨害し、または関係資料と状況をありのまま提出し

ない場合、500 元以上 5,000 元以下の過料に処することができる。関係責任者に対して、情状により 100 元以上 1 千元以下の過料に処することができる。治安管理法律・法規に違反した場合、法により処罰を与える。

第 32 条

国家機関の職員が不正競争行為を支持、放任、庇護した場合、違法行為の停止を命じるほか、情状により行政処分を与える。

第 33 条

監督検査部門が行政職権を行使する際に、事業者の合法的財産に損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負わなければならない。

監督検査部門の職員は、仕事の効率を高め、業務手順を公開し、公正で丁寧な行政執行を行わなければならない。情実にとらわれた不正行為、職権濫用、職務怠慢を行なってはならず、過料、没収した違法所得もしくは財物を着服、私物化してはならない。違反者には、情状により行政処分を与える。

第 34 条

本条例は、公布日より施行する。

(19) 寧夏回族自治区不正競争防止条例

<u>＜修正ポイント＞</u>	
<p>1996年11月1日より施行された『寧夏回族自治区不正競争防止条例』は2012年3月29日、『中華人民共和国行政強制法』が施行されたことに伴い修正されたもの。</p>	
修正前	修正後
<p>第29条 監督検査部門は不正競争行為を検査する時、法により下記のような職権を行使することができる。… (3) 不正競争行為に関する商品及び財物を検査する時、検査される事業者に当該商品及び財物の提供者及び数量を説明するよう命じることができ、販売を一時的に停止し、検査を受けるよう書面にて命じる権利がある。<u>不正競争行為に関係がある商品と財物が販売、移転、隠匿、廃棄される恐れがある場合、県級以上の人民シフ監督検査部門の責任者による許可を経て封鎖保存、差押えをすることができる。違法事実の認定が明らかである場合、金融機構に対し違法事業者の貯蓄の支払いを一時停止するよう協力を要請することができる。</u></p>	<p>「<u>不正競争行為に関係がある商品と財物が販売、移転、隠匿、廃棄される恐れがある場合、県級以上の人民シフ監督検査部門の責任者による許可を経て封鎖保存、差押えをすることができる。違法事実の認定が明らかである場合、金融機構に対し違法事業者の貯蓄の支払いを一時停止するよう協力を要請することができる。</u>」を削除</p>

寧夏回族自治区不正競争防止条例

第1章 総則

第1条

社会主義市場経済の健康的な発展を保障し、市場の秩序を維持し、公平な競争を奨励・保護し、不正な競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関連法律、法規の規定に基づき、自治区の実情と結び付けて、本条例を制定する。

第2条

自治区行政地域内で商品経営又は営利的役務（以下「商品」と称すものは役務を含む）を行う法人、その他経済組織及び個人（以下「事業者」という）は、本条例を遵守しなければならない。

第3条

事業者は、商品の取引において、自由意志、平等、公平、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。

第4条

県級以上の人民政府の工商行政管理部門は、不正競争行為の監督検査部門である。法律、行政法規に他の部門が監督検査をすると定めた場合、その規定に従う。

第5条

地方の各級人民政府は、市場管理を強化し、措置を取り、不正競争行為を制止して、公平競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。

公安、物価、技術監督等の行政管理部門は、各自の職権範囲内で、監督検査部門が法により監督検査の職責を履行することを支援、助力する。

各業界協会は、本業界に係わる公平取引規範を制定し、監督検査部門が法により不正競争行為を摘発することに協力しなければならない。

第6条

人民政府は、組織及び個人が不正競争行為に対し社会監督及び世論監督を行うよう奨励、支持、保護する。

如何なる組織及び個人も、不正競争行為を通報、告発、告訴する権利がある。不正競争行為を通報、告発し、その取締に協力して功績のあった組織及び個人に対し表彰、褒賞をあたえなければならない。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持又は庇護してはならない。

第2章 不正競争行為

第7条

事業者は下記のような形で価格詐欺し、その他の事業者又は消費者の合法的權益を損害してはならない。

- (1) 減価と詐称すること。
- (2) 誤解を与えるような曖昧な言語、文字又はその他の形式を使用して価格を表示すること。
- (3) 同一商品に2つの価格を使用して、低価を表示し、高価で決済すること。
- (4) 表示した商品価格以外に費用を追加すること。
- (5) 計量器具を利用して商品の決済数量と実際数量を不一致させ、商品の表示価格に影響すること。
- (6) その他の形の価格詐欺。

第8条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、コストを割る価格で商品を販売してはならない。

下記のような状況のいずれかに該当する場合、不正競争行為とみなされない。

- (1) 生きたまま売られる商品を販売すること。
- (2) 有効期限が切れようとしている商品又はその他の売行不振の商品を売りさばくこと。
- (3) 季節的な値下り。
- (4) 債務弁済、転業、営業停止等により値下げて商品を販売すること。

第9条

事業者は、広告又はその他の方法を利用して、商品の価格、品質、等級、製作成分、性能、用途、有効期限、生産者、産地、ビフォー・アフターサービス等について、誤解を与えるような虚偽宣伝を行ってはならない。

前項にいうその他の方法とは、下記のような行為を指す。

- (1) 他人を雇用して詐欺的販売勧誘をすること。
- (2) 誤解を与えるような虚偽の現場デモンストレーション、説明を行うこと。
- (3) 誤解を与えるような虚偽の製品説明書、製品紹介及びその他宣伝資料を貼り、配り、郵送すること。
- (4) 経営場所内で商品について誤解を与えるような虚偽の文字説明、解釈又はコメントをすること。
- (5) ニュースメディアを利用して虚偽の宣伝報道をすること。

第10条

事業者は、他人の登録商標を盗用する下記のような行為があってはならない。

- (1) 登録商標所有者の許諾を得ずに、同一商品又は類似商品に登録商標と同一又は類似する商標を使用すること。
- (2) 登録商標を盗用する商品と知りながら又は知るべきでありながら販売すること。
- (3) 他人の登録商標標識を偽造、無断で製造する、又は偽造、無断で製造された登録商標標識を販売すること。

第11条

事業者は、知名商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用したり、又は知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の知名商品と混同させ、当該知名商品であると購入者に誤認させてはならない。

前項にいう知名商品とは、下記のような商品を指す。

- (1) 国家関係部門が認可する国際的評議の入賞商品。
- (2) 自治区、部級以上の行政部門、業界協会又は消費者協会に認定された優秀著名商品。
- (3) 消費者に周知され、ある程度の市場占有率及び高い知名度がある商品。

第12条

事業者は、下記のような手段を利用して、商品又は包装に商品の品質標識、産地等について誤解を与えるような虚偽の表示をしてはならない。

- (1) 認証標識、優秀著名標識等の品質標識を偽造又は盗用すること。
- (2) 取消された品質標識を使用すること。
- (3) 専利標識を偽造、盗用すること、及び授与されていない専利権又は既に失効した専利番号を使用すること。
- (4) 品質検査合格証明、許可証番号、生産許可証番号又は製造監督組織を偽造又は盗用すること。
- (5) 商品の生産地、製造地、加工地を偽造又は盗用すること。
- (6) 商品の性能、用途、規格、等級、製作成分の名称及び含量を偽造すること。
- (7) 生産期日、安全使用期限及び失効期日を偽造すること、又は期日について曖昧な

表示をすること。

第13条

事業者は、無断で他人の姓名、又は企業名称及びその名称を代表する文字、模様、符号を使用して、他人の商品であると誤認させてはならない。

事業者は、偽造した企業名称、企業住所を使用してはならない。

第14条

事業者は、下記のような手段を用いて営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、誘引、脅迫又はその他の不正手段をもって、権利者の営業秘密を獲得すること。

(2) 業務交渉、共同開発等の名目又は虚偽の陳述等の不正手段で、権利者の営業秘密を詐取すること。

(3) 本条(1)、(2)に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用許諾すること。

(4) 約定又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その保有している営業秘密を開示、使用又は他人に使用許諾すること。

第三者は前項に該当する違法行為であることを知りながら又は知るべきでありながら、他人の営業秘密を獲得、使用又は開示した場合、営業秘密を侵害したとみなされる。

本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ権利者により秘密保持措置を取られている技術秘密、技術情報及び経営情報を指し、原材料調合法、工法プロセス、技術秘密、設計図面、管理方法、営業策略、顧客リスト、仕入情報等を含む。

第15条

事業者は、虚偽の事実を捏造、散布して、競争相手の商業信用、商品名誉を侵害してはならない。

第16条

入札者は、下記のような手段を取り入札談合をして、入札募集者の利益又は社会の公共利益を損害してはならない。

(1) 結託して入札価格を引き上げる又は引き下げること。

(2) 類似する入札において順番に高価格又は低価格で落札すると約束すること。

(3) 入札価格以外の事項について結託して、他の競争相手を排除すること。

第17条

入札者と入札募集者は、下記のような不正競争手段を取り入札談合をして、その他の競争相手の公平競争を排除してはならない。

(1) 入札募集者は、公式に開札する前に、入札書を開ける又は入札の最低落札価格を入札者に漏洩すること。

(2) 入札募集者は、入札者にその入札書について不明事項の明示を要求する時、わざと誘導的又はヒントを与えるような質問をして、当該入札者の落札に助力すること。

(3) 入札者と入札募集者は、公式に入札する時に入札価格を引き下げ、落札後に入札者に別途補償をすると約束すること。

- (4) 入札におけるその他の私情にとらわれた不正行為。

第18条

事業者は、取引をする時に、下記のような行為を実施して公平競争を妨害してはならない。

- (1) 自分と取引をするよう他人を脅迫すること。
- (2) 他人の間で取引をするよう強制すること。
- (3) 自分との競争を回避又は放棄するよう競争相手を強制すること。
- (4) 他人の間で正常な取引関係を確立するのを妨害すること。

第19条

事業者は、商品を販売する場合、購入者の意思に背いて商品の抱き合わせ販売をし、又は不合理な条件をつけてはならない。

第20条

事業者は、下記のような詐欺的懸賞景品付販売をしてはならない。

- (1) 懸賞があることを偽ること。
- (2) 不正手段を取って内定者に懸賞を得させること。
- (3) その設けた懸賞の種類、当選確率、最高賞金額、総金額及び景品の種類、数量、品質、提供方法等について虚偽の表示をすること。
- (4) わざと当選マークのある商品、証票を市場に投入しない、又は異なる金額の景品を同時に市場に投入しないこと。
- (5) その他詐欺的当選販売行為。

事業者は、懸賞景品付販売の手段を利用して粗悪商品を高価格で販売してはならない。

第21条

公共企業又はその他法により独占地位を有している事業者は、下記のような公平競争を制限する行為を行ってはならない。

- (1) 消費者がその提供する又は指定する事業者の商品しか購入できなく、他の事業者の提供する技術基準の要求を満足する同種類商品を購入、使用してはならないと限定する。
- (2) 消費者がその提供する又はその指定している事業者の提供する不必要な商品及びパーツを購入するよう強制する。
- (3) その公平競争制限行為をボイコットする消費者に対し、関連商品の提供を拒絶、中断、引き延ばし、削減する、又は濫りに費用を取る。
- (4) その他公平競争を制限する行為。

第22条

事業者は、財物又はその他の賄賂手段を用いて、商品を販売又は購入してはならない。相手組織又は個人に記帳しない割引金を与えた場合、贈賄行為とみなして処断する。相手組織又は個人は記帳しない割引金を受取った場合、収賄行為とみなして処断する。

事業者は、商品を販売又は購入する時、明示の方式によって相手側に割引を与え、仲介人にコミッションを与えることができる。事業者は、相手側に割引を与え、仲介人にコミッションを与えた場合、必ず正確に記帳しなければならない。割引又はコミッションを受けた事業者は、必ず正確に記帳しなければならない。

第 23 条

事業者同士は、その他の競争相手の利益を害することを目的として、下記のような連合行為を実施してはならない。

- (1) 商品の市場を定める。
- (2) 販売又は購入を拒絶する。
- (3) 価格を限定する又はその他不合理的販売条件を取り決める。
- (4) 結託して共同で値上げ又は値下げを実施する。

第 24 条

社会経済の発展及び社会公共利益に有利な下記のような行為は、不正競争行為ではない。

- (1) コストを削減し、品質を改善し、効率を高めるために、商品の規格を統一する又は共同で商品の取引市場を開発すること。
- (2) 生産経営を促進するために、最適化、整合して専門化発展を実施すること。
- (3) 市場の変化に応じて、販売量の著しい減少、技術低下、明らかな生産過剰を制止するために共同行為を取ること。
- (4) 輸出を促進するために、共同で開発し、共同して国際市場の競争に参加すると取り決めること。
- (5) 貿易の利益を高めるために、商品の輸入について共同行為を取ること。

第 25 条

地方の各級政府及び所属部門は、行政権力を濫用して、他人がその指定する事業者の商品を購入するように限定し、その他の事業者の正当な経営活動を制限してはならない。

第 26 条

地方の各級政府及び所属部門は、行政権力を濫用して、検査所の設置又は検査基準のアップ、承認手続の追加等の手段により、他地域の商品が本地域の市場に参入する又は本地域の商品が他地域の市場に流通するのを制限してはならない。

第 3 章 監督検査

第 27 条

不正競争行為に対する摘発について、違法行為発生地又は違法行為者住居地の監督検査部門は、先に登録した側で摘発するという原則に従って処理する。監督検査権について争議がある場合、共通の 1 級上の監督検査部門は摘発部門を指定する。

第 28 条

監督検査部門の職員が不正競争行為を検査する時、法執行担当官は 2 名以上でなければならない。当事者又は関係者に検査証明書類を提示しなければならない。事業者が営業秘密を保有している場合、その秘密を保持しなければならない。

第 29 条

監督検査部門は不正競争行為を検査する時、法により下記のような職権を行使することができる。

(1) 規定する手続に従い検査される事業者、利害関係者、証人を訊問し、証明資料又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求する。当事者又は関係者は事実どおりに質問に回答し、調査又は検査に協力しなければならない、妨害してはならない。

(2) 不正競争行為に関連する契約書、会計帳簿、伝票、文書、記録、業務上の通信文書及びその他の視聴資料を閲覧、複写すること。

(3) 不正競争行為に関する商品及び財物を検査する時、検査される事業者に当該商品及び財物の提供者及び数量を説明するよう命じることができ、販売を一時的に停止し、検査を受けるよう書面にて命じる権利がある。

(4) 国の定める権限及び手続に従い不正競争行為を摘発し、証拠を収集する時に、証拠消滅のおそれがある又はその後取得が困難である場合、県級以上の人民政府監督検査部門の責任者の許可を得て、先ず登記、保存するという措置を取ることができる。

第 30 条

事業者は合法的權益が不正競争行為による侵害を受けた場合、監督検査部門に苦情を報告する権利がある。監督検査部門は当事者の苦情報告を受取った後、10 日以内に受理するかどうかの決定を出し、書面にて当事者に通知しなければならない。監督検査部門は受理すると決めた苦情報告に対し、規定する期限内に法により処理しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 31 条

事業者は本条例の規定に違反して、被害事業者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。被害事業者の損失が計算しにくい場合、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利益とし、かつ被害事業者がその合法的權益を侵害した侵害者の不正競争行為を調査するために支出した合理的な費用を負担しなければならない。

第 32 条

事業者が本条例第 7 条、第 8 条第 1 項の規定に違反した場合、監督検査部門は物価部門と共同で期限を定めて是正するよう命じるほか、情状により 1,000 元から 2 万元の過料に処する。

第 33 条

事業者が本条例第 9 条の規定に違反して、広告又はその他の方法を利用して、商品について誤解を与えるような虚偽宣伝を行った場合、監督検査部門はその違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、かつ情状により 1 万元から 20 万元の過料に処しなければならない。

広告事業者は知りながら又は知るべきでありながら、虚偽の広告を代理、設計、製作、公布した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ違法所得の 2 倍から 5 倍の過料に処しなければならない。

第 34 条

事業者が本条例第 10 条の規定に違反して他人の登録商標を盗用した場合、商標に係わる法律、行政法規の規定に従って処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 35 条

本条例第 11 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法活動の停止を命じ、違法所得を没収し、その権利侵害包装、装飾及び権利侵害包装、装飾と分割しにくい品物の廃棄を監督するほか、違法所得の 1 倍から 3 倍の過料に処しなければならない。違法所得がない又は違法所得の計算が困難である場合、10 万元以下又は不法経営額の 20%以下の過料に処する。情状が重大な場合、営業許可証を取上げることができる。

第 36 条

事業者が本条例第 12 条、第 13 条の規定に違反した場合、監督検査部門は期限を定めて是正するよう命じ、違法所得及び違法関連物品を没収し、情状により営業停止、整顿を命じ、違法所得の 1 倍から 2 倍の過料に処することができる。

第 37 条

本条例第 14 条の規定に違反して、営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状により 1 万元から 20 万元の過料に処することができる。

第 38 条

本条例第 15 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を除去するよう命じるほか、情状により 5,000 元から 5 万元の過料に処しなければならない。

第 39 条

本条例第 16 条、第 17 条の規定に違反した場合、その落札は無効となり、監督検査部門は情状により 1 万元から 20 万元の過料に処することができる。

第 40 条

本条例第 18 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、情状により 5,000 元から 5 万元の過料に処しなければならない。

第 41 条

本条例第 19 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、かつ情状により 1 千元から 2 万元の過料に処しなければならない。

第 42 条

本条例第 20 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状により 1 万元から 10 万元の過料に処することができる。

第 43 条

本条例第 21 条の規定に違反した場合、自治区又は区を設置する市の監督検査部門は、

違法行為の停止を命じなければならず、情状により 5 万元から 20 万元の過料に処することができる。指定された事業者がこの機会を利用して粗悪な商品を高価格で販売し、又は濫りに費用を取った場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、情状により違法所得の 1 倍から 3 倍の過料に処することができる。

第 44 条

本条例第 22 条の規定に違反して、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門は情状により 1 万元から 20 万元の過料に処することができ、違法所得がある場合、それを没収する。

第 45 条

本条例第 23 条の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状により 2 万元から 20 万元の過料に処することができる。

第 46 条

政府及びその所属部門が本条例第 25 条、第 26 条の規定に違反して、行政権力を濫用して公平的競争を制限した場合、その上級行政機関は是正するよう命じる。情状が重大である場合、同級又は上級行政機関は直接責任者に対し行政処分を与える。指定された事業者がこの機会を利用して粗悪な商品を高価格で販売し、又は濫りに費用を取った場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならず、情状により違法所得の 1 倍から 3 倍の過料に処することができる。

第 47 条

事業者が本条例第 29 条（3）の規定に違反して、不正当竞争行為に関する財物を販売、移転、隠匿、廃棄した場合、監督検査部門は情状により販売、移転、隠匿、廃棄された財物の価格の 1 倍から 3 倍の過料に処することができる。

第 48 条

監督検査部門による職務執行を拒絶、妨害した場合、公安機関は『中華人民共和国治安管理処罰条例』に従って処罰する。暴力、威嚇で監督検査部門による職務執行を妨害して、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 49 条

当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受取った日から 15 日以内に 1 級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。期限を過ぎても再審を申請せず、訴訟を提起せずに、処罰決定を履行しない場合、処罰決定を下した監督検査部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 50 条

監督検査部門の職員が本条例の規定に違反して、職権を濫用し、私情にとられて不正行為を行い、職務を怠った場合、その所属組織又は上級主管機関は行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

監督検査部門及びその職員は不法に行政職権を行使し、事業者の合法的人身、財産権益を侵害し、損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負う。

第 5 章 付則

第 51 条

本条例は、1996 年 11 月 1 日より施行する。

4. 商業秘密／技術秘密

(1) 寧波市企業技術秘密保護条例

<修正ポイント>

2001年3月1日より施行された『寧波市企業技術秘密保護条例』は、2008年1月1日より『中華人民共和国労働契約法』（以下、『契約法』という）が施行され、当該『契約法』の中で競業禁止の期間が規定されたことに伴い改正法が2010年8月11日、公布・施行された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第16条 競業避止の期間は、従業員が関係する企業技術秘密の秘密等級、置かれている秘密保持部署又は受けた特別訓練等の状況に基づいて定めることができるが、最長でも <u>3年</u> を超えてはならない。	「 <u>2年</u> 」に短縮

寧波市企業技術秘密保護条例

第1条

技術秘密を保有する企業の合法的權益を保護し、企業の科学技術イノベーションと科学技術投入のインセンティブを引き出し、企業の技術的進歩を推進するために、関係の法律、法規に基づき、本市の事情と結び付けて、本条例を制定する。

第2条

本市行政区域内の企業が合法的に保有する技術秘密の保護について本条例を適用する。国家の科学技術秘密に属する技術について、法律、法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。

第3条

本条例にいう企業技術秘密とは、公衆に知られておらず、企業に経済的利益をもたらすことができ、実用性を具備し、企業が秘密保持措置を採っている非専利技術及び技術情報を指し、設計図面（略図を含む）、試験結果及び試験記録、工法及びプロセス、調合指図、サンプル、データ等を含む。

第4条

本条例にいう秘密保持措置とは、

(1) 企業は技術秘密について、秘密等級及び範囲を明確に確定し、当該技術秘密の保護の要求を関係者に明確に告知していること

(2) 企業は技術秘密を知る従業員及び関係者と秘密保持協議を締結し、又は書面による秘密保持の要求を提示し、従業員に署名確認させていること

(3) 企業は技術秘密の保管、使用、移転等の過程において、合理的で有効な管理方法及び保護手段を採っていること

第5条

市及び県（市）、区の科学技術行政管理部門は、本条例の実施に責任を負い、工商等の関係行政管理部門は各自の職責に従って、企業の技術秘密の保護活動に協力する。

第6条

企業は技術秘密の内部管理制度を確立・完備し、専任又は兼任の技術秘密管理職員を配備し、当企業の技術秘密について規範化した管理を行わなければならない。

第7条

企業は技術秘密に関する場所に、秘密の程度によって、異なる秘密保持等級を確定し、防備措置を採り、技術秘密の漏洩を防止しなければならない。

第8条

異なる企業が同一技術を独自に研究開発した場合、その技術秘密の権益はそれぞれ当該企業に帰属し、時間の前後を問わず、共に当該技術を使用又は譲渡する権利を享有する。

企業が自ら開発し又は開発を委託する技術プロジェクトは、プロジェクトを立件する際に秘密保持が必要か否かを確定しなければならない。

第9条

企業は技術のライフサイクル、成熟度、潜在価値及び製品市場の需要等の要素に基づいて、自ら技術秘密の秘密等級及び秘密保持期間を確定することができる。

第10条

企業は下記のような規定に従って技術秘密を明示し確認しなければならない。

(1) 書面形式の技術秘密については、技術秘密の標識を付け、秘密等級及び秘密保持期間を明示する。

(2) 書面形式でない技術秘密については、前号に規定する標識方法で識別しやすい場所に表示する。

(3) 秘密に関するコンピュータ及び関係技術については、メモリー媒質及び電子ファイルの中に、明確な秘密保持の標識を設置する。

標識を付しにくい企業技術秘密については、秘密保持義務者が理解できるその他の有効な方法を用いて確認しなければならない。

企業の技術秘密の秘密等級及び秘密保持期間を変更する場合、元の文書にはっきりとわかる標識を付け、速やかに秘密保持義務者に通知しなければならない。

第11条

企業は、秘密保持の部署及び秘密等級に応じて、従業員と企業の技術秘密保持協議を締結し、又は従業員との労働契約の中で企業の技術秘密保持条項を規定することができる。

第12条

企業は経営活動において企業の技術秘密保護の関係規定に基づいて、契約の相手方と契約の中で秘密保持条項を規定し、又は企業の技術秘密保持協議を締結することができる。

当事者は、契約が無効又は取り消されたことを理由に、無断で企業の技術秘密を開示し

てはならない。当該契約により取得した技術資料、サンプル、モデル機等は、速やかに権利者に返還しなければならず、複製品を保留してはならない。

第13条

企業の技術秘密保持協議の締結は、公平、合理的の原則に従わなければならない。

企業の技術秘密保持協議は、書面形式で締結しなければならない。主要内容は下記のようなものを含む。

- (1) 秘密保持の内容及び範囲
- (2) 秘密保持の期間
- (3) 双方の権利及び義務
- (4) 違約責任
- (5) その他規定が必要な事項。

第14条

企業は技術秘密を知る従業員と競業禁止協議を締結することができる。

競業禁止とは、企業が従業員との間で、当該従業員が当該企業から離職した後の一定期間内に、同種の核心技術製品を生産し、かつ競争関係にある他の企業に就職してはならないこと、又は自ら元の企業と競争関係にある同種の核心技術製品の生産経営に従事してはならないことを約定することを指す。

第15条

競業禁止協議は、双方はが協議して合意し、書面形式で締結しなければならない。

競業禁止協議の主要内容は、以下のようなものを含む。

- (1) 競業禁止の具体的な範囲
- (2) 競業禁止の期間
- (3) 競業禁止の補償費の金額及び支払方法
- (4) 違約責任。

第16条

競業禁止の期間は、従業員が関係する企業技術秘密の秘密等級、置かれている秘密保持部署又は受けた特別訓練等の状況に基づいて定めることができるが、最長でも2年を超えてはならない。

第17条

競業禁止期間内に、企業は競業禁止協議の約定に基づいて、競業禁止を受ける人員に対し一定の補償費を支払わなければならない。年間補償費は当該従業員が離職する前の1年間に当該企業から取得した報酬総額の2分の1を下回ってはならない。

双方は約定又は協議に基づいて期限を繰上げて競業禁止協議を終了することもできる。

第18条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、競業禁止協議は自動的に終了する。

- (1) 企業の技術秘密が既に公開された場合
- (2) 競業禁止義務を負う従業員が死亡した場合
- (3) 企業が終了した場合

(4) 企業が競業避止協議に違反し、補償費を払わず又は正当な理由なく支払いを遅滞した場合

第19条

企業が法により合併、分割される時、別途約定がある場合を除き、変更後の当事者は、企業の技術秘密保持協議、競業避止協議が規定する義務を引き続き履行しなければならない。かつ、それ相応の権利を享受する。

企業が終了した後、関係当事者は、企業の技術秘密保持協議及び競業避止協議を別途約定することができる。

第20条

関係する専門家が科学技術成果の鑑定又は技術論証に参加し、技術マネージャーが技術仲介活動等によって、企業の技術秘密を知った場合、技術秘密保持義務を負い、企業の技術秘密保持の関係規定を遵守しなければならない。無断で開示及び使用してはならず、企業の技術秘密を開示したことにより企業に損害が生じた場合、法により損害賠償責任を負う。

第21条

下記のような行為のいずれかに該当する場合は、企業技術秘密の侵害に当たる。

- (1) 窃盗、利益誘導、脅迫又はその他の不正手段で企業の技術秘密を取得すること
- (2) 前号で取得した企業の技術秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること
- (3) 約定又は権利者の企業の技術秘密保持の要求に違反して、その掌握している企業の技術秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること

第三者が前項の違法行為を明らかに知りながら又は知るべきでありながら、企業の技術秘密を取得、使用又は開示した場合、企業の技術秘密の侵害とみなす。

第22条

本条例第21条に列挙する権利侵害行為のいずれかがあり、侵害を受けた企業に損害損を与えた場合、経済的な損害を賠償し、侵害された者が当該権利侵害行為の調査のために支出した合理的な費用を負担しなければならない。経済的な損害の賠償額は、以下のような方法で計算する。

(1) 権利侵害行為により企業の技術秘密が完全には公開されていない場合、経済的損害賠償額は、技術秘密の権利者が権利侵害によって被った実際損害又は権利侵害者が侵害行為によって取得した全部の利潤によって計算する。

(2) 権利侵害行為によって企業の技術秘密が完全に公開された場合、経済的損害賠償額は、当該技術秘密の全部の価値によって計算する。企業の技術秘密の全部の価値は、国家が認可した資産評価機構が評価し確定する。

当事者間の関係協議の中で経済的損害賠償額について約定がある場合、その約定に従って賠償する。

第23条

本条例第21条に列挙する行為が『中華人民共和国反不正当競争法』に違反する場合、県級以上の工商行政管理部門が法により取り締まる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第24条

企業の技術秘密紛争中の関係技術問題について鑑定が必要な場合、市の科学技術行政管理部門が推薦する関係の専門家が鑑定を行う。

第25条

科学技術、工商等の関係行政管理部門の職員が職権を濫用し、職務怠慢により企業の技術秘密を漏洩した場合、法により行政処分を与える。企業に損害を与えた場合、法により損害賠償責任を負う。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 26 条

本条例は 2001 年 3 月 1 日から施行する。

(2) 深セン経済特区企業技術秘密保護条例

<修正ポイント>

1996年1月1日より施行された『深セン経済特区企業技術秘密保護条例』は2009年5月27日、技術秘密の種類増加や技術秘密の保護強化のほか、競業避止期限の短縮、法的責任がより重くなるなど大幅な修正が行われた。

【条例全体で統一した修正】

「市科学技術主管部門」を「市知識産権行政主管部門」に修正

【条文の追加】

第7条、第8条、第11条、第12条、第16条、第27条、第37条、第40条

【条文の削除】

第4条

本条例にいう秘密保持措置とは、以下のものである。

(1) 合法的に技術秘密を保有する企業が業務上の必要により当該秘密を知る従業員又は業務関係者と秘密保持協議を締結し、又は書面による秘密保持要求を提出し、関係する従業員及び業務関係者に明確に告知していること。

(2) 合法的に技術秘密を保有する企業が当該秘密の保存、使用、移転の各段階で有効なコントロール措置を採っていること。

第10条

秘密保持協議は書面により締結しなければならないが、下記の主要条項を具備しなければならない。

- (1) 秘密保持の内容及び範囲
- (2) 秘密保持協議の双方の権利及び義務
- (3) 秘密保持協議の期間
- (4) 秘密保持費の金額及びその支払方法
- (5) 違約責任。

第31条

秘密保持協議又は競業制限協議に規定した秘密保持費又は補償費を支払わない場合、秘密保持協議又は競業制限協議の約定に従って違約責任を負担する。

第34条

当事者間に企業技術秘密保護について紛争が発生し、仲裁協議がある場合、深圳仲裁委員会に仲裁を申請することができる。

第35条

当事者が市科学技術主管部門の処罰決定に不服ある場合、処罰決定を受け取った日から15日以内に深セン市人民政府行政不服審査機構に不服審査を申請することができる。不服審査の決定に対し不服ある場合、不服審査の決定を受取った日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

期限を過ぎても訴訟を提起せず、処罰又は復審の決定も履行しない場合、市科学技術

主管部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第1条 合法的に技術秘密を保有する企業の權益を保護し、企業の<u>科学技術投入のインセンティブを保護し、社会主義市場経済秩序を維持し</u>、深圳経済特区（以下「特区」と略称する）の企業の技術的進歩を推進するため、国家の関係の法律、行政法規に基づいて、特区の実情と結び付けて、本条例を制定する。</p>	<p>合法的に技術秘密を保有する企業の權益を保護し、企業の<u>自主的イノベーションを促進し</u>、深セン経済特区（以下、「特区」と略称する）の企業の技術的進歩を推進するために、関係の法律、行政法規の基本的原則に基づいて、特区の実情と結び付けて、本条例を制定する。</p>
<p>第2条 特区内の企業が<u>合法的に保有する</u>技術秘密の保護に本条例を適用する。 <u>特区内企業とは特区内で登録登記した法人企業及び非法人企業を指す。</u></p>	<p><u>特区内企業の技術秘密保護には、本条例を適用する。</u></p>
<p>第8条 <u>深圳市科学技術行政管理部門は、企業の技術秘密保護の主管部門（以下、「市科学技術主管部門」と略称する）である。市科学技術主管部門は、本条例の組織の実施に責任を負い、企業の技術秘密保護の活動を指導し、本条例に違反する行為を監督し、取り締まり、司法機関が企業の技術秘密侵害事件で技術問題について鑑定を行うことに協力する。</u></p>	<p>第3条に変更し、下記の通り修正する 「<u>市知的財産権行政主管部門は本条例の実施を組織し、企業技術秘密の保護を指導し、本条例に違反する行為を監督、摘発することについて責任を負う</u>」</p>
<p>第5条 本条例にいう技術及び技術情報とは、物理的、化学的、生物的又はその他の形式の担体によって表現された<u>設計、工芸、データ、調合、秘訣</u>等の形式を指す。</p>	<p>本条例にいう技術及び技術情報とは、物理的、化学的、生物的又はその他の形式の担体によって表現された<u>考案、工法、データ、調合指図書、秘訣、プログラム</u>等の形式を指す。</p>
<p>第6条 …技術秘密を<u>使用</u>、譲渡又は開示する場合、独自開発者は独自開発の関係証明資料を提出しなければならない。</p>	<p>技術秘密を<u>使用許諾</u>、譲渡又は開示する場合、独自開発者は独自開発の関係証明資料を提出しなければならない。</p>
<p>第7条 法律、法規に違反し、国家の利益、社会公共の利益を害し、公共道徳に違反する技術秘密は、本条例の保護対象ではない。 <u>企業が有効な秘密保持措置を採らず、関係する技術及び技術情報の漏洩を招いた</u></p>	<p>第9条に変更し、下記を削除する 「<u>企業が有効な秘密保持措置を採らず、関係する技術及び技術情報の漏洩を招いた場合、本条例の保護を受けない。</u>」</p>

<p>場合、本条例の保護を受けない。</p>	
<p>第3章 企業技術秘密の管理 第2章 企業秘密の保護</p>	<p>第2章に移動 第3章に移動</p>
<p>第9条 企業が従業員に企業の技術秘密の保持を要求する場合、書面による秘密保持協議を締結しなければならない。書面による協議がなく又は書面による協議が明確でない場合、従業員の秘密保持義務は当該従業員が企業を離職するときまでとする。 協議を締結した従業員が企業を離職してもなお秘密保持義務を負う場合、企業は従業員に秘密保持費を支払わなければならない。秘密保持費の金額は企業と従業員が協議して確定する。</p>	<p>第17条に変更し、下記の通り修正する 企業の従業員又は業務関係者は、その知っている企業の技術秘密を保持しなければならない。 企業は、従業員又は業務関係者に企業の技術秘密を保持するよう要求する権利がある。企業は、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の公開、秘密保持費の支払等の方式で、従業員に秘密保持を要求することができる。従業員及び業務関係者が企業に秘密保持を承諾しかつ企業がそれを受け入れた場合、秘密保持契約が成立したと見なす。 本条例にいう業務関係者とは、企業とビジネス上の遣り取りがあり技術秘密を知る必要がある単位又は個人を含む。</p>
<p>第11条 秘密保持契約の有効期間内に、従業員は下記のような義務を履行しなければならない。… (3) 合法的に技術秘密を保有する企業の書面による同意を得ずに、当該技術秘密を使用して生産と経営活動を行ってはならず、技術秘密を利用して新たな研究及び開発を行ってはならない。</p>	<p>第18条に変更し、下記の通り修正する 「書面による」を削除 「技術秘密を利用して新たな研究及び開発を行ってはならない。」を削除</p>
<p>第12条 下記の状況の1に該当する場合、秘密保持協議は自動的に終了する。 (1) 当該技術秘密がすでに公開された場合。 (2) 企業が秘密保持協議に従って秘密保持費を支払わない場合。</p>	<p>第19条に変更し、下記の通り修正する 秘密保持期間は、技術秘密の存続期間である。秘密保持期間内に、従業員及び業務関係者は秘密保持義務を負う。但し、当該技術秘密が既に開示されており、又は別途約定がある場合は、この限りではない。</p>
<p>第13条 …秘密保持義務を負う業務関係者又は合法的譲受者、使用者は、秘密保持契約の有効期間内に本条例の第21条、第22条の規定に従い、有効な秘密保持措置を取って当該技術秘密の漏洩を防止しなければならない。…</p>	<p>第20条に変更し「関連規定」に修正</p>
<p>第14条</p>	<p>第21条に変更し、下記の通り修正する</p>

<p><u>企業は企業の技術秘密を知り又は知ることができる従業員と競業制限協議を締結することができる。</u></p> <p><u>競業制限協議とは、企業が従業員の間で、従業員が当該企業から離職した後の一定期間内に、同種類かつ競争関係にある製品を生産するその他の企業に就職してはならず、企業が当該従業員に一定金額の補償費を支払うことを約定することを指す。</u></p>	<p><u>企業は、その高級管理者、高級技術者及びその他秘密保持義務を負う従業員と競業禁止契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 15 条</p> <p><u>競業禁止契約は書面にて単独で締結しなければならない。下記の主要条項を具備しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 同種類かつ競争関係にある製品を生産する企業の具体的な範囲</u></p> <p>(2) 競業禁止の期間</p> <p>(3) 補償費の金額及び支払方法</p> <p>(4) 違約責任</p>	<p>第 22 条に変更し、下記の通り修正する</p> <p>「<u>単独で</u>」を削除</p> <p>「<u>通常下記のような主要条項を含む</u>」に修正</p> <p>「<u>(1) 競業禁止の範囲、地域</u>」に修正</p>
<p>第 16 条</p> <p><u>競業制限の期間は最長 3 年を超えてはならない。</u></p> <p><u>競業制限協議で期間を約定しなかった場合、競業制限の期間は 3 年とする。</u></p>	<p>第 23 条に変更し、下記の通り修正する</p> <p><u>競業禁止の期間は、最長でも労働契約を解除又は終了した後 2 年を超えてはならない。2 年を超えた場合、超えた部分は無効とする。</u></p> <p><u>競業禁止契約に期間を約定していない又は約定が不明確な場合、固定期間のない契約と見なし、いつでも締約を解除することができるが、少なくとも 1 ヶ月前に相手方に通知しなければならない。</u></p>
<p>第 17 条</p> <p><u>競業禁止契約に約定された補償費は、年単位で計算し、当該従業員が企業を離職する前の最後の一年度に当該企業から取得する報酬総額の 3 分の 1 を下回らないこと。</u></p> <p><u>競業禁止契約の中に補償費の約定がない場合、補償費は前項に規定する最低基準に従って計算する。</u></p>	<p>第 24 条に変更し、下記の通り補償費が引き上げられた</p> <p><u>競業禁止契約に約定された補償費は、月単位で計算する場合、当該従業員が企業を離職する前の最後の 12 ヶ月の平均月間給与の 2 分の 1 を下回ってはならない。約定した補償費が上記基準を下回る又は補償費を約定していない場合、補償費は当該従業員が企業を離職する前の最後の 12 ヶ月の平均月間給与の 2 分の 1 で計算する。</u></p>
<p>第 18 条</p> <p><u>企業は競業禁止契約を締結した日から 15 日以内に市科学技術主管部門へ登録をしなければならない。</u></p>	<p>第 25 条に変更し、下記の通り修正する</p> <p><u>競業禁止補償費は、従業員が企業を離職した後に月毎に支払わなければならない。企業が月毎に支払わない場合、労働者は企業が約定に違反した日から 30 日以内に、まだ支払っていない経済補償を一括払い</u></p>

	<p>で支払うよう企業に要求することができ、<u>契約を履行し続ける。労働者が30日以内に一括払いを要求しなかった場合、競業避止契約を解除すると企業に通知することができる。</u></p>
<p>第19条 <u>下記状況の一つが発生した場合、競業避止契約は終了する。</u> <u>(1) 技術秘密がすでに開示された場合。</u> <u>(2) 競業避止義務を負う従業員が実際には技術秘密に触れていない場合。</u> <u>(3) 企業が労働契約に違反し、従業員を早期解雇した場合。</u> <u>(4) 企業が競業避止契約に違反し、補償費を支払わない、又は正当な利用なく支払いを滞らせた場合。</u></p>	<p>第26条に変更し、下記の通り修正する <u>技術秘密が既に開示された場合、当事者は競業避止契約を解除することができる。但し、法律、法規に別途規定がある場合は、この限りではない。</u> <u>競業避止契約の解除権を行使する場合は、書面にて相手方に通知しなければならない。競業避止契約の解除は、通知が相手方に届いた時に発効する。但し、双方は別途約定がある場合は、この限りではない。</u></p>
第21条	第10条 に変更
第25条	第29条 に変更
<p>第26条 <u>企業の技術秘密を侵害し、被侵害企業に損害を与えた場合、侵害を受けた企業は下記方法のうち一つを選択し、損害賠償額を計算する。</u> <u>(1) 合法的に技術秘密を保有する企業が侵害で受けた実際の損失を賠償額とする。</u> <u>(2) 権利侵害者が権利侵害行為により得た全ての収益を賠償額とする。</u> <u>権利侵害行為により当該技術秘密が完全に公のものとなった場合、当該技術秘密の全価値を賠償しなければならない。</u> <u>技術秘密の全ての価値は、国が認めた無形資産評価機構により評定する。</u></p>	<p>第30条に変更し、下記の通り修正する <u>企業の技術秘密を侵害し、被侵害企業に損害を与えた場合、侵害者は被侵害企業の経済的損失を賠償しなければならない。</u> <u>技術秘密権利者の損失金額の計算は、その研究開発コスト、当該技術秘密を実施する場合の収益、獲得可能な利益、競争的優位性を維持できる期間、技術秘密譲渡費用又は許諾費用、市場シェアの減少等の要素を総合的に考慮して確定しなければならない。技術秘密権利者の損失金額を計算することができない場合、侵害者の不法経営額を技術秘密権利者の損失金額とする。</u></p>
<p>第27条 <u>下記のような権利侵害行為があった場合、市科学技術主管部門は権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ状況に基づき3万元以上15万元以下の過料に処する。</u> <u>(1) 技術秘密について秘密保持義務を負うものが技術秘密の合法的保有者の書面</u></p>	<p>第31条に変更し、下記の通り修正する <u>下記のような権利侵害行為があった場合、市知的財産権行政主管部門は侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ不法経営額に相当する金額の過料に処する。不法経営額がない又は算定が困難である場合、情状により個人に対し5万元以上10万元以下、単位に対し10万元以上20万元以下の過料に処する。</u> <u>(1) 技術秘密について秘密保持義務を負う者が、技術秘密の合法的保有者の書面</u></p>

<p>による同意を得ずに、当該技術秘密を開示、使用した場合。</p> <p><u>(2) 競業避止義務を負う者が、技術秘密を合法的に保有する企業の書面による同意を得ずに、同種類でかつ競争関係にある製品を生産する企業に就職し、又は自らどう種類でかつ競争関係にある製品を生産、経営した場合。</u></p> <p><u>(3) 他人が競業避止義務を負い、本企業に就職してはならないことを知りながら、その人を雇用した場合。</u></p>	<p>による同意を得ずに、当該技術秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合</p> <p><u>(2) 競業避止義務を負う者が、技術秘密を合法的に保有する企業の書面による同意を得ずに、同種類でかつ競争関係にある製品を生産、経営する企業に就職し、又は自ら同種類でかつ競争関係にある製品を生産、経営した場合</u></p> <p><u>(3) 他人が競業避止義務を負い、本企業に就職してはならないことを知りながら、その人を雇用した場合</u></p>
<p>第 28 条</p> <p>詐欺、窃盗、利益誘導、脅迫、賄賂買収又はその他の不正手段により技術秘密を取得した場合、市知的財産権行政主管部門は、侵害行為を直ちに停止し、技術秘密に関する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ、<u>5 万元以上</u> 50 万元以下の過料に処する。</p>	<p>第32条に変更し、下記の通り修正する</p> <p>「<u>20万元以上</u>」に引き上げ</p>
<p>第 29 条</p> <p>前条に列挙した不正手段により技術秘密を取得し、それを開示、使用又は譲渡した場合、市知的財産権行政主管部門は、侵害行為を直ちに停止し、技術秘密に関する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ、<u>10 万元以上</u> 100 万元以下の過料に処する。</p>	<p>第33条に変更し、下記の通り修正する</p> <p>「<u>50万元以上</u>」に引き上げ</p>
<p>第 30 条</p> <p>契約に違反して開示され、又は不正な手段により取得した技術秘密であることを知りながら又は知るべきでありながら、当該技術秘密を譲り受け、使用し又はさらに他人に開示した場合、その譲渡契約が無効であり、連帯賠償責任を負わなければならない、市知的財産権行政主管部門が技術秘密に関する設備及び資料を封鎖・保存し、かつ、<u>5 万元以上</u> 30 万元以下の過料に処する。</p>	<p>第34条に変更し、下記の通り修正する</p> <p>「<u>15万元以上</u>」に引き上げ</p>
<p>第 31 条</p> <p><u>秘密保持契約又は競業避止契約の規定に従わず秘密保持費又は補償費を支払わない場合、秘密保持協議又は競業避止契約の約定に従い違約金を支払わなければならない。</u></p>	<p>第 35 条に変更し、下記の通り修正する</p> <p><u>競業避止義務を負う従業員は、競業避止に関する約定に違反した場合、約定にしたがって雇用企業に違約金を支払わなければならない。</u></p>

<p>らない。</p>	<p><u>競業避止義務を負う従業員が競業避止契約に違反するとともに、秘密保持義務に違反して企業に損害をもたらした場合、損害を受けた企業は違約金の支払を要求する権利があり、かつ本条例第30条の規定に従って損失賠償要求を提出することができる。</u></p> <p><u>業務上の競争関係がある関連企業は、当該従業員が競業避止義務を負っていることを知りながら又は知るべきでありながら、当該従業員を雇用した場合、連帯責任を負わなければならない。</u></p>
<p>第33条</p> <p>技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者は、当該技術秘密が違法に譲渡され、又は違約により開示されたことを知らず、かつ知るべきであると思われるほどの合理的な根拠がなかった場合、賠償責任は違法譲渡人又は<u>違約開示人</u>が負う。…</p> <p>技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者が被る損失及び秘密保持措置のために支払った費用は、違法譲渡人、又は<u>違約開示人</u>に賠償請求することができる。</p>	<p>第36条に変更し、下記の通り修正する</p> <p>「<u>違法、違約開示者</u>」に修正</p> <p>「<u>違法、違約開示者</u>」に修正</p>

深セン経済特区企業技術秘密保護条例

第1章 総則

第1条

合法的に技術秘密を保有する企業の權益を保護し、企業の自主的イノベーションを促進し、深セン経済特区（以下、「特区」と略称する）の企業の技術的進歩を推進するために、関係の法律、行政法規の基本的原則に基づいて、特区の実情と結び付けて、本条例を制定する。

第2条

特区内企業の技術秘密保護には、本条例を適用する。

第3条

市知的財産権行政主管部門は本条例の実施を組織し、企業技術秘密の保護を指導し、本条例に違反する行為を監督、摘発することについて責任を負う。

第4条

本条例にいう技術秘密とは、公衆に知られておらず、企業に経済的利益をもたらすことができ、実用性を具備し、かつ、企業が秘密保持措置を取っている非専利技術及び技術情報を指す。

第5条

本条例にいう技術及び技術情報とは、物理的、化学的、生物的又はその他の形式の担体によって表現された考案、工法、データ、調査指図書、秘訣、プログラム等の形式を指す。

第6条

同一技術秘密を独自開発した場合、開発時間の前後を問わず、各独自開発者は共に当該技術秘密を自由に使用、譲渡又は開示することができる。

技術秘密を使用許諾、譲渡又は開示する場合、独自開発者は独自開発の関係証明資料を提出しなければならない。

第7条

思いがけずに取得した技術秘密について、適切な形式で秘密を保持しなければならない。これによる合理的な費用について、権利者は補償しなければならない。

第8条

市知的財産権行政主管部門は関係部門と共同で技術秘密信用記録を作成し、発効した司法、仲裁文書で確認された技術秘密に関する信用失墜行為を記載する。

第9条

法律、法規に違反し、国家の利益、社会公共の利益を害し、公共道徳に違反する技術秘密は、本条例の保護対象ではない。

第2章 企業技術秘密の管理

第10条

企業が合法的に技術秘密を保有して保護が必要な場合、技術秘密の内部管理制度を完備し、専任又は兼任の技術秘密管理職員を設け、本企業の技術秘密について規範化した管理を行わなければならない。

第11条

企業は秘密保持制度を設立することができ、主に以下のようなものを含む。

- (1) 秘密保持対象
- (2) 秘密関連場所
- (3) 秘密保持標識の内容又は秘密保持文書の内容
- (4) 秘密保持措置
- (5) その他規定する必要がある内容

秘密保持制度は企業内に公開しなければならない。

第12条

企業は秘密保持措置を確立することができ、主に以下のような内容を含む。

- (1) 秘密情報の承知範囲を限定する
- (2) 秘密情報、担体に秘密保持標識を付す又は防備措置を取る
- (3) 秘密保持契約を締結する
- (4) 秘密関連場所の使用者、訪問者に対する秘密保持要求
- (5) その他合理的措置

第13条

企業はその保有する合法的技術秘密について明確な確認を行わなければならない、確認方法は以下のようなものを含む。

- (1) 秘密保持標識を付すこと
- (2) 秘密保持標識を付すことができない場合、専門の企業文書をもって確認し、文書を秘密保持義務を負う関係者に送達すること
- (3) 秘密保持義務者が理解できるその他の確認方式

第14条

企業は技術秘密のライフサイクルの長さ、技術の成熟度、技術潜在価値の大きさ及び市場需要の強さ等の要素に基づいて、自らその秘密レベル及び秘密保持期間を確定することができる。法律、法規に別途規定がある場合は、この限りではない。

第15条

企業は秘密保持が必要な科学研究プロジェクトについて、立案時にそれ相応の秘密保持措置を確定しなければならない。

第16条

企業は秘密保持費を支払う方式で技術秘密を保持する場合、労働契約書又は給与明細書に秘密保持費を明記しなければならない。

第3章 企業技術秘密の保護

第17条

企業の従業員又は業務関係者は、その知っている企業の技術秘密を保持しなければならない。

企業は、従業員又は業務関係者に企業の技術秘密を保持するよう要求する権利がある。企業は、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の公開、秘密保持費の支払等の方式で、従業員に秘密保持を要求することができる。従業員及び業務関係者が企業に秘密保持を承諾しかつ企業がそれを受け入れた場合、秘密保持契約が成立したと見なす。

本条例にいう業務関係者とは、企業とビジネス上の遣り取りがあり技術秘密を知る必要がある単位又は個人を含む。

第18条

秘密保持契約の有効期間内に、従業員は下記のような義務を履行しなければならない。

- (1) 企業の技術秘密の漏洩を防止する
- (2) 他人に企業の技術秘密を漏洩してはならない
- (3) 合法的に技術秘密を保有する企業の同意を得ずに、当該技術秘密を使用して生産と経営活動を行ってはならない

第 19 条

秘密保持期間は、技術秘密の存続期間である。秘密保持期間内に、従業員及び業務関係者は秘密保持義務を負う。但し、当該技術秘密が既に開示されており、又は別途約定がある場合は、この限りではない。

第 20 条

企業は、ビジネス上の遣り取りで技術秘密を知る必要がある業務関係者又は企業技術秘密の合法的譲受者、使用者と、秘密保持契約を締結することができる。

秘密保持義務を負う業務関係者又は合法的譲受者、使用者は、秘密保持契約の有効期間内に本条例の関連規定に従い、有効な秘密保持措置を取って当該技術秘密の漏洩を防止しなければならない。技術秘密の合法的保有者の書面による同意を得ずに、企業の技術秘密を開示、漏洩又は公開してはならない。

秘密保持義務を負う業務関係者は、当該技術秘密を利用して生産経営活動を行ってはならない。

第 21 条

企業は、その高級管理者、高級技術者及びその他秘密保持義務を負う従業員と競業避止契約を締結することができる。

第 22 条

競業避止契約は書面にて締結しなければならず、通常下記のような主要条項を含む。

- (1) 競業避止の範囲、地域
- (2) 競業避止の期間
- (3) 補償費の金額及び支払方法
- (4) 違約責任

第 23 条

競業避止の期間は、最長でも労働契約を解除又は終了した後 2 年を超えてはならない。2 年を超えた場合、超えた部分は無効とする。

競業避止契約に期間を約定していない又は約定が不明確な場合、固定期間のない契約と見なし、いつでも締約を解除することができるが、少なくとも 1 ヶ月前に相手方に通知しなければならない。

第 24 条

競業避止契約に約定された補償費は、月単位で計算する場合、当該従業員が企業を離職する前の最後の 12 ヶ月の平均月間給与の 2 分の 1 を下回ってはならない。約定した補償費が上記基準を下回る又は補償費を約定していない場合、補償費は当該従業員が企業を離職する前の最後の 12 ヶ月の平均月間給与の 2 分の 1 で計算する。

第 25 条

競業避止補償費は、従業員が企業を離職した後に月毎に支払わなければならない。企業が月毎に支払わない場合、労働者は企業が約定に違反した日から 30 日以内に、まだ支払っていない経済補償を一括払いで支払うよう企業に要求することができ、契約を履行し続ける。労働者が 30 日以内に一括払いを要求しなかった場合、競業避止契約を解除すると企業に通知することができる。

第 26 条

技術秘密が既に開示された場合、当事者は競業避止契約を解除することができる。但し、法律、法規に別途規定がある場合は、この限りではない。

競業避止契約の解除権を行使する場合は、書面にて相手方に通知しなければならない。競業避止契約の解除は、通知が相手方に届いた時に発効する。但し、双方は別途約定がある場合は、この限りではない。

第 27 条

企業が法律又は労働契約に違反して一方的に労働契約を解除した場合、当該従業員は競業避止契約を解除することができる。

第 28 条

企業は法により合併、分割され、又は終了する場合には、秘密保持契約、競業避止契約について、変更後の当事者が、契約履行義務を負い、又はそれぞれ負うとともに、あるべき権利を享受する。

第 4 章 法律責任

第29条

企業の技術秘密を侵害し、損害を与えた場合、損害賠償及びその他の民事責任を負わなければならない。かつ、侵害された企業がその合法的権益を侵害する行為を調査するために支出した合理的な費用を負担しなければならない。

第30条

企業の技術秘密を侵害し、被侵害企業に損害を与えた場合、侵害者は被侵害企業の経済的損失を賠償しなければならない。

技術秘密権利者の損失金額の計算は、その研究開発コスト、当該技術秘密を実施する場合の収益、獲得可能な利益、競争的優位性を維持できる期間、技術秘密譲渡費用又は許諾費用、市場シェアの減少等の要素を総合的に考慮して確定しなければならない。技術秘密権利者の損失金額を計算することができない場合、侵害者の不法経営額を技術秘密権利者の損失金額とする。

第31条

下記のような権利侵害行為があった場合、市知的財産権行政主管部門は侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ不法経営額に相当する金額の過料に処する。不法経営額がない又は算定が困難である場合、情状により個人に対し5万元以上10万元以下、単位に対し10

万元以上20万元以下の過料に処する。

(1) 技術秘密について秘密保持義務を負う者が、技術秘密の合法的保有者の書面による同意を得ずに、当該技術秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合

(2) 競業避止義務を負う者が、技術秘密を合法的に保有する企業の書面による同意を得ずに、同種類でかつ競争関係にある製品を生産、経営する企業に就職し、又は自ら同種類でかつ競争関係にある製品を生産、経営した場合

(3) 他人が競業避止義務を負い、本企業に就職してはならないことを知りながら、その人を雇用した場合

第32条

詐欺、窃盗、利益誘導、脅迫、賄賂買収又はその他の不正手段により技術秘密を取得した場合、市知的財産権行政主管部門は、侵害行為を直ちに停止し、技術秘密に関する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ、20万元以上50万元以下の過料に処する。

第33条

前条に列挙した不正手段により技術秘密を取得し、それを開示、使用又は譲渡した場合、市知的財産権行政主管部門は、侵害行為を直ちに停止し、技術秘密に関する資料及び設備を返還するよう命じ、かつ、50万元以上100万元以下の過料に処する。

第34条

契約に違反して開示され、又は不正な手段により取得した技術秘密であることを知りながら又は知るべきでありながら、当該技術秘密を譲り受け、使用し又はさらに他人に開示した場合、その譲渡契約が無効であり、連帯賠償責任を負わなければならない。市知的財産権行政主管部門が技術秘密に関する設備及び資料を封鎖・保存し、かつ、15万元以上30万元以下の過料に処する。

第35条

競業避止義務を負う従業員は、競業避止に関する約定に違反した場合、約定にしたがって雇用企業に違約金を支払わなければならない。

競業避止義務を負う従業員が競業避止契約に違反するとともに、秘密保持義務に違反して企業に損害をもたらした場合、損害を受けた企業は違約金の支払を要求する権利があり、かつ本条例第30条の規定に従って損失賠償要求を提出することができる。

業務上の競争関係がある関連企業は、当該従業員が競業避止義務を負っていることを知りながら又は知るべきでありながら、当該従業員を雇用した場合、連帯責任を負わなければならない。

第36条

技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者は、当該技術秘密が違法に譲渡され、又は違約により開示されたことを知らず、かつ知るべきであると思われるほどの合理的な根拠がなかった場合、賠償責任は違法譲渡人又は違法、違約開示者が負う。

技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者は、その技術秘密が違法な譲渡又は違約により開示されたものであることを知った後は、直ちにその使用を停止し、合理的、効果的な措置をとって秘密を保持しなければならない。技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者の被る損失及び秘密保持措置のために支払った費用は、違法譲渡人、又は違法、違約開示

人に賠償請求することができる。賠償請求ができない場合、合法的に技術秘密を保有する企業と技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者が合理的に分担する。合法的に技術秘密を保有する企業の書面による同意を得て、技術秘密の譲受人又は技術秘密を知った者は当該技術秘密を引き続き使用することができる。

第 37 条

市知的財産権行政主管部門又はその他国家機関の職員が業務履行中に知りえた技術秘密を不法に使用、他人に使用を許諾又は漏洩した場合、所在単位、監察機関又は公務員主管部門は処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 38 条

技術秘密の内容が国内外のメディアで開示され、又は国内で公開使用された場合、当該技術秘密は既に公開されたものとみなす。

第 39 条

深セン市人民政府は本条例に基づき、実施細則を制定することができる。

第 40 条

本条例において過料処罰を定めたものは、市知的財産権行政主管部門が具体的な処罰方法を制定しなければならない。

第 41 条

本条例は 1996 年 1 月 1 日より施行する。

5. 文化市場／著作権関連

(1) 内モンゴル自治区著作権管理弁法

<施行ポイント>

内モンゴル自治区にとって初の著作権管理弁法となる『内モンゴル自治区著作権管理弁法』が制定され、2010 年 6 月 26 日より施行されている。

『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国著作権法実施条例』等の関連法律・法規の規定を徹底的に実行し、内モンゴル自治区における著作権管理の強化を目的とし、制定された。本弁法では、著作物の登録申請時の実際の状況に対応するため、欺瞞、掠め取った作品を登録した場合の処罰（第 24 条）についても明記されている。

内モンゴル自治区著作権管理弁法

第 1 章 総則

第 1 条

著作権の行政管理を規範化し、著作権並びに著作権に関する権益を保護し、優秀な著作

物の創作と伝播を奨励し、版權関係産業の発展を促進するために、『中華人民共和国著作権法』等の関係法律、法規に基づき、自治区の実態に合わせて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法は、自治区行政区域内の著作権管理に適用する。

本弁法に言う版權関係産業とは、新聞出版、ラジオ・映画・テレビ、文学芸術、文化娯楽、広告設計、工芸美術、コンピューターソフトウェア、情報ネットワーク等の産業を指す。

第3条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、自地区の著作権管理業務に責任を負う
公安、税関、文化、ラジオ・映画・テレビ、情報産業、通信管理等の部門は、著作権行政管理部門との連携を増強し、著作権違法犯罪行動への取締力を強めなければならない。

第4条

旗県級以上の人民政府は、著作権管理業務に対する指導と調整を強化し、必要な経費を当級財政予算に組み入れなければならない。

第5条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門及び市場主管部門は、競争秩序を規範化し、版權関係産業に対する監督管理を強化しなければならない。

第6条

著作権並びに著作権に関する權益を侵害する行為について、任何なる単位及び個人も、著作権行政管理部門に通報しなければならない。

国家利益及び社会公共の利益に損害を与える権利侵害行為を通報し、調査の結果その事実が証明された場合、著作権行政管理部門が通報者に対し表彰または褒賞を与えなければならない。

第2章 管理サービス

第7条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、業務トレーニング及び宣伝教育を組織実施し、関連の登録・届出手続を規範化し、著作権者並びに著作権に関する権利者に対し便利で効率的なサービスを提供しなければならない。

第8条

自治区著作権行政管理部門は、区全域の著作物登録業務に責任を負う。

自治区著作権行政管理部門は、著作物登録業務の必要性に応じて、著作物登録申請の受理を関連の単位に委託することができ、それに対して指導と監督管理を強化しなければならない。

第9条

著作物の登録は、自主申請を原則とする。著作物登録証は、著作権帰属を認定する証拠

の一つとされる。

下記の著作物について登録申請ができる。

- (1) 文字著作物
- (2) 口述著作物
- (3) 音楽、演劇、曲芸、舞踊、雑技芸術著作物
- (4) 美術、建築著作物
- (5) 撮影著作物
- (6) 映画著作物及び映画に類似する方法で創作された著作物
- (7) 工事設計図、製品設計図、地図、見取図等の図形著作物及び模型著作物
- (8) 法律及び法規に定めるその他の著作物

コンピュータソフトウェア著作物の登録は、国の関連規定に従って実行する。

第10条

著作物登録を申請する際に、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 著作物登録申請書
- (2) 著作物登録表
- (3) 著作物の原本または複製品
- (4) 著作物説明書
- (5) 権利保証書
- (6) 公民身分証明書、法人またはその他の組織の設立証明
- (7) 法により提出しなければならないその他の資料

自治区著作権行政管理部門は、申請を受理した日から30業務日以内に、著作物登録調査業務を完了させなければならない。登録条件に合致するものに対し、著作物登録証を発行しなければならない。権利帰属が不明なもの、または法律、法規の保護を受けないなど、登録条件に合致しないものは、登録をせずに、書面で申請者に知らせなければならない。

第11条

自治区著作権行政管理部門は、登録を行った著作物の著作権者、著作物名称、登録時間などの関係資料について定期的に公告し、かつ公衆に無料の照会サービスを提供しなければならない。

第12条

登録された著作物が下記の状況のいずれかに該当する場合に、著作権行政管理部門は、著作物登録を取り消し、著作物登録証を回収するほか、公告しなければならない。

- (1) 著作物登録資料が効力を生じた司法判決、仲裁裁決または事実と一致しない場合
- (2) 登録された著作物が著作権の法定保護期間を過ぎた場合
- (3) 申請者が当初の著作物登録の取り消しを申請した場合
- (4) その他著作物登録を取り消さなければならない場合

第13条

公民、法人またはその他の組織が著作物登録を申請する場合、登録料を納付しなければならない。登録料の納付規準及びその管理方法について国が規定した場合は、その規定に従う。国が規定していない場合は、自治区の財政、価格主管部門が自治区著作権行政管理

部門とともに制定する。

第 14 条

自治区において国外著作権者の出版物を印刷しまたは複製する場合、印刷・複製生産経営単位は、自治区著作権行政管理部門に著作権権利証明及び関係契約等の資料を提出し、かつ国の関連規定に従い登録を行わなければならない。

自治区において国外著作権者の出版物を出版する場合、自治区出版行政管理部門は、関係の審査許可を行う際に、出版生産経営単位に対し、自治区著作権行政管理部門に出版契約等の関係資料を提出し、かつ国の関連規定に従って登録するよう要請しなければならない。

第 15 条

著作権専有使用許諾契約または譲渡契約を締結する場合、当事者は、所在地の人民政府の著作権行政管理部門に契約の届出を行うことができる。

第 16 条

著作権に関わる展示会活動を開催する場合、開催者は展示会の所在地の人民政府著作権行政管理部門に関連の状況を通達しなければならない。著作権行政管理部門は法により監督管理を実施しなければならない。

第 17 条

旗県級以上の人民政府著作権行政管理部門が法により、継承する者がおらず、そして遺産贈与される者がいない著作物を使用する時に、当該権利を行使する前に公告を公表しなければならない。公告期間を 60 日とする。公告期間が満了しても異議がない場合には使用することができ、かつ得た報酬を国庫に納付しなければならない。

第 18 条

他人の著作物を商業活動に直接に使用しまたは技術的設備を介して使用する場合、経営者は、著作権者または著作権集団管理組織の許諾を取得し、かつ規定に従い報酬を支払わなければならない。

第 19 条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、当事者からの申請に基づき、著作権をめぐる紛争の調停を行うことができる。

第 3 章 法執行検査

第 20 条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、自行政区域における著作権法律、法規の実施に対する監督を強化し、法により著作権者並びに関係権利者の合法的権益を擁護しなければならない。

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、苦情相談・通報の受理及び巡回監査等の業務制度を確立・健全化し、行政法執行責任制を完備させなければならない。

第 21 条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、著作権の保護に関連する出版、複製及び販売等の場所について、監督検査を行うことができる。

上記の単位及び場所を検査する著作権行政管理部門の行政法執行担当者は、二名を下回らない人数とし、内モンゴル自治区人民政府行政法執行証を提示しなければならない。規定に従って監督検査を行わない場合は、被検査単位・個人は検査を受け入れることを拒否することができる。

第 22 条

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、著作権侵害容疑行為の関連証拠について、法により下記の措置を講じて収集することができる。

(1) 関連契約書、領収書、帳簿、伝票、記録、業務通信及びその他の書面資料を調べ、コピーすること。

(2) 関連著作物、複製品等に対してサンプルを抜き取り証拠として収集しまたは先行登録保存すること。

(三 関連工具、設備、資料等の品物を先行登録保存すること。

(4) その他法により講じることができる証拠収集措置。

旗県級以上人民政府の著作権行政管理部門が法により検査及び証拠収集を行う際に、検査・証拠収集を受ける単位及び個人はこれに協力しなければならない、拒否したり妨害してはならない。

第 4 章 法的責任

第 23 条

著作権行政管理部門の業務担当者が職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合、在籍している単位または関連機関は法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 24 条

本弁法の規定に違反して、著作物登録の申請時に偽る手段で著作物登録を詐取した場合、自治区著作権行政管理部門は登録を取り消し、かつ登録申請者に 1,000 元以下の過料に処する。

第 25 条

本弁法の規定に違反した行為について、国の関連法律、法規において具体的な処罰を規定した場合、その規定に従う。

第 5 章 付則

第 26 条

本弁法にいう著作権とは、すなわち版權である。

第 27 条

本弁法は、2010 年 6 月 26 日より施行する。

(2) 遼寧省出版管理規定

＜修正ポイント＞	
1998 年 9 月 25 日より施行された『遼寧省出版管理規定』は、法律、行政法規の規定に一致しないなどの箇所について 2010 年 7 月 30 日修正された。	
【条文の修正】	
修正前	修正後
<p>第 12 条</p> <p>新聞、雑誌、図書総発行業務に従事する発行組織は、国务院『出版管理条例』第 35 条第 1 項の規定に基づき、手続きを行なう。</p> <p>新聞、雑誌、図書2 級卸売業務に従事する発行組織は、必ず省人民政府が主管する出版行政部門の審査許可を経て、「出版物卸売経営許可証」を持参して所在地の工商行政管理部門に「営業許可証」を申請・受領して初めて、新聞、雑誌、図書卸売業務に従事することができる。</p> <p>新聞、雑誌、図書小売業務に従事する組織と個人は、必ず省人民政府が規定する県級関連行政部門の審査許可を経て、審査許可文書を持参して所在地の工商行政管理部門に「営業許可証」を申請・受領して初めて小売業務に従事することができる。…</p>	<p>「第 36 条第 2 項の規定」に修正</p> <p>新聞、雑誌、図書卸売業務に従事する発行組織は、必ず省人民政府出版行政部門の審査許可を経て、「出版物経営許可証」を持参して、所在地の工商行政管理部門に「営業許可証」を申請・受領して初めて、新聞、雑誌、図書卸売業務に従事することができる。</p> <p>新聞、雑誌、図書小売業務に従事する組織と個人は、県級人民政府出版行政部門の許可を経て、法により所在地の工商行政管理部門から「営業許可証」を受領して初めて、出版物の小売業務に従事することができる。…</p>
<p>第 14 条</p> <p>新聞、雑誌、図書小売業務に従事する場合、卸売組織から仕入れなければならない。</p> <p>第 15 条</p> <p>新聞、雑誌、図書貸し出し業務に従事する場合、新聞、雑誌、図書小売業務従事に関する規定を参照し実施する。</p>	<p>第 14 条と第 15 条を併せ、第 14 条とする</p>

遼寧省出版管理規定

第 1 条

出版活動の管理を強化し、当省の出版事業の繁栄と発展を促進するために、国家の関係法律と国务院の『出版管理条例』に基づき、当省の実情に合わせて、本規定を制定する。

第2条

当省行政区域内で新聞、雑誌、図書、録音録画製品、電子出版物などの出版物の出版、印刷、製作または複製、発行などの活動（以下、「出版活動」と略す）に従事する組織と個人は、全て本規定を遵守しなければならない。

第3条

省、市、県（県級の市、区を含む、以下も同様）人民政府の出版を主管する行政部門は、当行政区域内の出版活動の監督管理に責任を負う。

公安、税務、工商行政管理などの関係部門は、法定の職責に照らして、当行政区域内の関係出版活動を管理監督する。

第4条

出版組織を設立する場合、必ず国务院『出版管理条例』第10条に規定する条件に合致しなければならない。その主催組織が申請書を省人民政府の出版を主管する行政部門に持参して申請しなければならない。省人民政府の出版を主管する行政部門は、出版組織設立申請書を受け取った日から60日以内に審査結論を出し、設立に同意する場合、審査許可を受けるために国务院出版行政部門に届け出なければならない。設立に同意しない場合、理由を説明しなければならない。

第5条

出版組織は、確定した主管、主催組織を有しなければならない。主管、主催組織は、所属する出版組織が法に基づいて出版活動に従事するよう指導・監督する責任があり、出版物の出版、印刷、製作または複製、発行業務の正常な遂行を保証しなければならない。

第6条

出版組織は、設立目的と専門分担範囲に基づき出版物を出版しなければならない。無断でその範囲を逸脱してはならない。

出版社は、無断で双書を出版してはならない。新聞社、雑誌社は、新聞雑誌の登記番号で図書その他の新聞雑誌を形を変えて出版してはならない。本新聞、雑誌と趣旨が合致する増刊を出版する場合、必ず省人民政府の出版を主管する行政部門に届け出て許可を得なければならない。

新聞社、雑誌社、出版社が出版する新聞、雑誌、図書は、他人の著作権を侵害してはならない。

第7条

公開発行の図書の出版は、法により設立された出版組織が出版する。うち、規定により内容を専門的に審査決定する必要がある場合、必ず事前に関係主管部門による審査決定を経なければならない。

第8条

出版社は、図書を出版する場合、国家の関係規定に基づき、事前に省人民政府の出版主管行政部門にテーマ計画を報告しなければならない。

国家の規定により特別届出をしなければならない図書を出版する場合、テーマ計画を報告する以外に、必ず特別申請を提出しなければならない。省人民政府出版主管行政部門を通

じて国务院出版行政部門に届出を転送して初めて、出版することができる。

省人民政府出版主管行政部門は、出版社のテーマ計画実施状況に対して監督検査の責任を負う。

第9条

当系統、当業界、当組織内部で業務指導、情報交流に用いる内部資料の出版物は、国家の関係規定により取り扱う。

第10条

出版物印刷または複製業務に従事する組織は、国家の関係規定に基づき人民政府出版主管行政部門に申請を提出しなければならない。省人民政府出版主管行政部門は、申請を受け取った日から60日以内に審査結論を出し、規定の条件に合致する場合、国家の関係規定に基づき、出版物印刷許可証を発給しなければならない。

第11条

印刷組織は、当省出版社が出版する図書の印刷を請負う場合、出版社が出す「委託書」、植字伝票と印刷伝票を具備しなければならない。

印刷組織は、当省新聞社、雑誌社が出版する新聞、雑誌の印刷を請負う場合、「新聞雑誌登記証」に基づき契約を締結しなければならない。当省の新聞、雑誌の増刊、増頁の印刷を請負う場合、省人民政府出版主管行政部門が出す許可書類を具備しなければならない。

印刷組織は、他省（自治区、直轄市）の新聞、雑誌、図書の印刷を請負う場合、必ず当省人民政府出版主管行政部門が出す届出証明を具備しなければならない。

印刷請負組織は、印刷委託を受けた出版物を販売し、無断で増刷し、または第三者の増刷委託を引き受けてはならず、出版物を違法に印刷してはならない。

第12条

新聞、雑誌、図書総発行業務に従事する発行組織は、国务院『出版管理条例』第36条第2項の規定に基づき、手続きを行なう。

新聞、雑誌、図書卸売業務に従事する発行組織は、必ず省人民政府出版行政部門の審査許可を経て、「出版物経営許可証」を持参して、所在地の工商行政管理部門に「営業許可証」を申請・受領して初めて、新聞、雑誌、図書卸売業務に従事することができる。

新聞、雑誌、図書小売業務に従事する組織と個人は、県級人民政府出版行政部門の許可を経て、法により所在地の工商行政管理部門から「営業許可証」を受領して初めて、出版物の小売業務に従事することができる。

郵政企業は、新聞、雑誌を発行する場合、『中華人民共和国郵政法』の規定に基づき取り扱う。

第13条

許可申請または批准に必要な付帯書面資料は、出版行政部門が当事者に一括して通知しなければならない。

第14条

出版物発行業務に従事する単位や個人は、出版物出版、発行組織でないものから仕入れ

てはならない。

第 15 条

如何なる単位や個人も、出版行政部門の批准を経ずに、新聞、雑誌、図書の購読募集、発行をしてはならない。

如何なる単位や個人も、出版組織でないものにより出版され、密輸入され、国家が明文で禁止した新聞、雑誌、図書を販売、貸出してはならない。

如何なる単位も、各種出版物の価格を引き上げ、強制的にまたは形を変えて強制的に売りさばき、割当ててはならない。

第 16 条

出版物の卸売、小売、貸出組織は、廃業、転業、原登記事項を変更する際に、元の審査機関で関係手続きを行なわなければならない。

第 17 条

本規定に違反する行為に対して、国務院『出版管理条例』の関係規定に基づき処罰する。

第 18 条

出版行政部門の職員は、必ず規律に従い法を遵守し、公平に職務を努めなければならない。職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行なった場合、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 19 条

録音録画製品、電子出版物の管理は、国と省の関係規定に基づき実施する。

第 20 条

本規定は、公布日より施行する。1989年1月21日遼寧省第7期人民代表大会常務委員会第7回会議で採択された『遼寧省図書新聞雑誌出版管理条例』は、同時に廃止する。

(3) 遼寧省文化市場管理条例

<修正ポイント>

1997年12月1日より施行された『遼寧省文化市場管理条例』は2003年8月1日に1回目の修正が行われた後、『中華人民共和國行政許可法』の施行等に伴い、2010年7月30日に2回目の修正が施行された。

【条文の削除】

第11条

文化市場の経営者は、文化行政部門の規定に従って、文化市場経営資格の年度審査許可を受けなければならない。

【条文の修正】

修正前	修正後
第9条 文化行政部門は、法律、法規が規定する条件に従って、文化市場の経営プロジェクトの審査認可を行わなければならない。申請を受理した日から 30日 内に処理しなければならない。法律、法規が処理期限について別に規定している場合は、その規定に従って処理する。	「 20日 内」に短縮
第23条 下記の行為のいずれかに該当する場合、それぞれ関係部門が法律、法規の規定に従って警告し、期限内に是正するよう命じ、過料に処する。情状が重大な場合、法により許可証を一時差押え、営業許可書を取り上げることができる。… <u>(4) 規定に従って文化市場経営資格の年度審査を受けない場合。</u> <u>騒音被害を出し、環境を汚染し、及び交通を妨害した場合、関係する法律、法規の規定に従って処罰する。</u>	第22条 に変更し、下記の通り修正する <u>「(4) 規定に従って文化市場経営資格の年度審査を受けない場合。」を削除</u> <u>「騒音被害を出し、環境を汚染し、及び交通を妨害した場合、関係する法律、法規の規定に従って処罰する。」を削除</u>

遼寧省文化市場管理条例

第1章 総則

第1条

文化市場の管理を強化し、文化市場の経営者及び消費者の合法的權益を保護し、社会主義文化市場を繁栄させ、社会文化生活の需要を満たし、社会主義精神文明の建設を促進するために、関係の法律、法規に基づき、わが省の実際の情況に結びつけて、本条例制定す

る。

第2条

本条例にいう文化市場とは、下記の文化経営活動を指す。

(1) 文芸実演団体、公演場所と公演経営機構及び個人演者が従事する営利的公演活動、営利を目的とするファッションショー、モデルの実演活動、営利的なグループ公演並びに民間芸能人の公演活動

(2) 音楽映像製品の卸売、小売、賃貸及び営利的な上映活動、社会サービス業界の録画上映活動

(3) ミュージックホール、ダンスホール、音楽喫茶店（レストラン）、カラオケ店（飲食、浴場に附設されるカラオケ店を含む）、ナイトクラブ、電子ゲーム遊戯場、ビリヤードホール、遊園地、総合的な娯楽場（館）及びその他の新興文化娯楽プロジェクトの経営活動

(4) インターネットカフェの経営活動

(5) 美術品の購買、競売、展示即売及びその他の形式の販売活動、助成を受けた美術品のコンテスト、画店、画廊及び書画表装等の経営サービス活動。

(6) 法により市場参入が許可された文物経営活動

(7) 経営的な文化芸術の養成訓練、礼儀祝典の請負活動

(8) 映画配給及び経営的な上映活動

(九) 法律、法規が文化行政部門の管理に属すると規定するその他の文化経営活動

第3条

わが省の行政区域内において文化市場経営活動に従事する単位及び個人は、本条例を遵守しなければならない。

第4条

各級の人民政府は、文化市場管理活動の指導を強化し、繁栄及び管理の両方を重点とする原則を堅持し、上品、健康、有益な精神製品及び大衆の消費水準に適合する文化娯楽活動を奨励、提唱し、淫猥、色情で、国家利益、社会公共の利益、公共道徳を損なう精神製品及び文化娯楽活動を禁止し、文化市場の繁栄及び健全な発展を促進しなければならない。

第5条

省、市、県（県級の市、区を含む、以下も同じ）人民政府の文化行政部門は、当行政区域内の文化市場の主管部門である。関係部門は、法定の職責に従って相互に協力しあい、共同で文化市場の管理活動をしっかりと行う。

文化行政部門の職責は、下記のとおりである。

(1) 文化市場の管理に関する法律、法規を宣伝、貫徹すること。

(2) 健全な文化市場管理の制度及び規範を確立すること。

(3) 法律、法規が規定する管理権限に従って、関係許可証を審査、認可、発行すること。

(4) 文化市場の経営人員及び管理人員を養成訓練すること。

(5) 文化経営活動を監督、調査し、違法行為を摘発すること。

(6) 関係の法律、法規に基づき、その他の文化行政部門が管理すべき事項を管理すること。

公安機関の職責は、下記のとおりである。

文化経営場所の治安、消防等の監督管理に責任を負い、法により治安、消防管理等の規定に違反する行為を摘発すること。

工商行政管理部門の職責は下記のとおりである。

文化経営活動に従事する単位又は個人に対して、法に基づき登録し、営業許可書を発行し、工商管理規定に違反する行為を摘発すること。

テレビ放送、新聞出版及びその他の関係部門は、各自の職責に従って、文化市場と関係する管理活動をしっかりと行う。

第6条

文化市場の建設及び管理活動において、顕著な成績を挙げた単位及び個人、違法経営活動を通報・告発して功労がある人員に対して、県級以上の人民政府又は文化行政部門は表彰又は奨励を与える。

第7条

文化市場経営者の合法的権益は法律の保護を受け、いかなる単位及び個人もこれを侵害してはならない。

第2章 審査認可

第8条

文化市場の経営活動に従事する単位及び個人は、法律、法規が規定する条件に合致しなければならず、文化行政部門又はその他の関係部門の審査、認可を経て、工商行政管理部門に登録してはじめて、営業することができる。

第9条

文化行政部門は、必ず法律、法規が規定する条件に従って、文化市場の経営プロジェクトの認可を行わなければならない。かつ、申請を受理した日から20日以内に行政許可決定を下さなければならない。法律、法規が処理期限について別途規定している場合は、その規定に従って処理する。

第10条

文化市場の経営者は、法定代表者又は責任者、経営プロジェクト又は経営場所を変更する場合、必ず事前に元の認可機関で認可手続をし、許可証を差し換えなければならない。文化市場の経営者は、休業又は営業を終了する場合、必ず元の審査認可機関で届出をし、許可証を返却しなければならない。

文化市場の経営場所を改築、増築、合併又は分割する場合、その経営者は、必ず事前に元の認可機関で認可手続を申請し、新たな許可証を受け取らなければならない。

第3章 経営

第11条

文化市場経営者は、下記の規定を遵守しなければならない。

- (1) 経営場所で、法律、法規が規定する関係証書を公示すること。

- (2) 法により関係部門の管理、養成訓練を受け入れること。
- (3) 認可されたプロジェクトに従って経営活動を展開すること。
- (4) 色情的又は別の形で色情的な方法でサービスを提供してはならないこと。
- (5) 賭博をしてはならないこと。
- (6) 騒音で民衆の生活を妨害し、環境を汚染し、及び交通を妨害してはならないこと。
- (7) 照明、音響、消防、衛生及びその他の経営施設は、関係規定に合致しなければならず、封鎖され、幾重にも囲ったボックス席を設置してはならないこと。
- (8) 法により税金を納付すること。
- (9) 法律、法規のその他の関係規定を遵守すること。

第 12 条

文化市場の経営者は、その経営場所の秩序及び安全を維持し、消費者と労働者の合法的権益を保障しなければならない。

第 13 条

ミュージック・ダンス娯楽場、インターネットカフェには、未成年者を受け入れてはならない。国家の法定の休祭日を除き、遊戯娯楽場では、小・中・高等学校の生徒及びその他の 18 歳未満の未成年者に電子ゲームサービスを提供してはならない。

第 14 条

公演、音楽映像、文物、映画及びインターネットカフェの経営活動に従事する場合、関係の法律、法規の規定に従って執行する。

第 15 条

文化市場経営者は、各種の違法な費用徴収、割当て行為を拒絶する権利を有する。

第 4 章 管理

第 16 条

県級以上の文化行政部門は、認可権限の規定に従って、文化市場の経営活動を具体的に管理する。上級の文化行政部門は、下級の文化行政部門の管理業務に対して監督し、検査する権限を有する。

第 17 条

各級人民政府は、文化市場管理部隊を健全化し、文化市場管理の査察人員の素質を高め、文化市場の管理査察業務をしっかりと行わなければならない。

第 18 条

文化市場の管理人員は、下記の規定を遵守しなければならない。

- (1) 職務に忠実であり、私情にとらわれ不正行為を行わず、厳格に法律、法規の規定に従って公務を執行する。
- (2) 職権及び業務の便宜を利用して、経営者に財物を要求し、又は別の形で要求してはならない。

- (3) 経営者の合法的経営活動に干渉してはならない。
- (4) 文化市場の経営場所を開設し、又は文化市場の経営活動に参加してはならない。

第 19 条

郷（鎮）、村が開催する文化経営プロジェクト及び農村映画上映活動に対して、扶助及び優遇政策を実行し、具体的な方法は省文化行政部門が関係部門と共同で制定する。

第 20 条

文化市場の管理に必要な経費は、同級の財政予算に組み入れる。

第 5 章 法的責任

第 21 条

無断で文化経営活動を従事した場合、関係部門が関係の法律、法規の規定に従って取り締まり、その違法経営活動に従事する場所を封鎖し、違法所得を没収し、違法経営活動に従事する専用の道具、設備を差押え又は没収する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 22 条

下記の行為のいずれかに該当する場合、それぞれ関係部門が法律、法規の規定に従って警告し、期限内に是正するよう命じ、過料に処する。情状が重大な場合、法により許可証を一時差押え、営業許可書を取り上げることができる。

- (1) 関係規定に違反して、小・中・高等学校の生徒及びその他の 18 才未満の未成年者を受け入れた場合。
- (2) 認可されたプロジェクト又は規定された営業時間を超えて、経営活動を展開した場合。
- (3) 関係部門が法により組織する養成訓練に参加しなかった場合。
- (4) 法定代表者又は責任者、経営プロジェクト又は経営場所を変更し、文化経営場所を改築、増築、合併又は分割し、事前に元の認可機関で認可手続及び許可証の差し換えをしなかった場合。
- (5) 経営施設及び条件が国家の規定に合致しない場合。
- (6) 法律、法規に違反するその他の行為。

第 23 条

文化市場における賭博及び色情的サービス活動については、公安機関が関係の法律、法規の規定に従って処罰する。

第 24 条

公演、音楽映像、文物、映画及びインターネットカフェの経営活動における違法行為に対しては、関係部門が関係の法律、法規の規定に従って処罰する。

第 25 条

本条例が規定する行政処罰は、法律、法規に別途規定がある場合を除き、県級以上の文化行政部門又はその委託した文化市場査察機構が実施する。

第 26 条

行政処罰を実施するには、必ず『中華人民共和国行政処罰法』の関係規定に従って執行しなければならない。

第 27 条

文化市場の管理人員が本条第 18 条の規定に違反した場合、在籍する単位、上級機関又は関係機関が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 付則

第 28 条

本条例は、1997 年 12 月 1 日から施行する。1986 年 7 月 20 日遼寧省第 6 期人民代表大会常務委員会第 21 回会議で採択され、1990 年 7 月 25 日遼寧省第 7 期人民代表大会常務委員会第 17 回会議で改訂採択された『遼寧省文化市場管理条例』は、同時に廃止する。

(4) 黒龍江省出版管理条例

<修正ポイント>

1998年1月1日より施行された『黒龍江省出版管理条例』は2011年12月8日、行政強制措置に関する規定について下記条文が削除され、修正された。

【条文の削除】

第43条

出版行政部門または出版業務を管理する部門は違法出版の嫌疑のある活動に対して速やかに制止しなければならない場合、行為者の出版物及び関係財物に対して差押、封鎖保存の措置をとることができ、20日以内に処理決定をださなければならない。

黒龍江省出版管理条例

第1章 総則

第1条

出版活動の管理を強化し、出版事業を繁栄、発展させ、国民の法に基づく自由出版の権利行使を保障し、社会主義物質文明と精神文明の建設を促進するために、国家の関係法律法規に基づき、当省の実情にあわせて本条例を制定する。

第2条

当省行政区域内で出版物の出版、印刷または複製、発行などの出版活動に従事する組織と個人は、いずれも本条例を遵守しなければならない。

第3条

出版事業は、必ず憲法に規定する基本的原則を堅持しなければならない、人民に奉仕し社会主義に奉仕する方向を堅持し、経済発展及び社会の進歩に有益な思想、道徳、科学技術と文化知識を伝達、蓄積し、人民の精神文化の要求を満たさなければならない。

出版活動は、社会利益を最優先し、社会利益と経済利益の統一を実現しなければならない。

第4条

省出版行政部門は、省全体の出版活動の監督管理業務に責任を負う。市（行政公署）、県の出版行政部門は、当行政区域内の出版活動の監督管理業務に責任を負う。出版行政部門を設置していない地方は、文化行政部門が出版行政部門の監督管理機能を行使用する。

鉄道、森林工事、農業開墾系統の出版業務を管理する機関は、省出版行政部門の指導・監督の下で、当系統出版活動の管理業務に責任を負う。

各級文化、教育、工商、公安、郵便電信、鉄道、交通、民用航空、税関などの部門は、各自の職責分担に基づき、互いに協力しあい、関係の出版活動を監督管理しなければならない。

第5条

県級以上の人民政府の出版業務を主管する行政部門は、当行政区域内の出版事業の総量、構成、配置の計画と全体的調整業務に責任を負い、出版事業の発展を指導、協調しなけれ

ばならない。

第6条

省全体の出版業界の社会団体は、その定款に基づき、省出版行政部門の指導の下で、自律管理を実施する。

第2章 出版組織の管理

第7条

出版物は、新聞社、雑誌社、図書出版社、録音録画出版社及び電子出版物出版社などの出版組織によって出版されなければならない。法人が設立した新聞編集部、雑誌編集部は、出版組織とみなす。出版組織は、その出版する出版物に責任を負う。

第8条

出版組織を設立する場合、国家の『出版管理条例』第10条に規定する条件に合致しなければならない。その主催組織が省の出版行政部門に申請し、審査許可を経て、国家の出版行政部門に報告して審査を受け、省出版行政部門で登記し、出版許可証を受領した後、工商行政管理部門で営業許可証の手続きを行なう。

第9条

出版組織は、確定した主管、主催組織を具備しなければならない。主管、主催組織は、所属する出版組織が法に基づいて出版活動に従事するよう指導・監督する責任があり、出版物の出版、印刷または複製、発行業務の正常な遂行を保証しなければならない。

第10条

出版組織は、国家と省の出版行政部門が許可した業務範囲内で出版活動に従事しなければならない。

図書出版社、録音録画出版社、電子出版物出版社の出版テーマは、省出版行政部門に報告し審査を受けなければならない。

出版組織の年度出版計画と国家の安全、社会の安定などの面に係る重大なテーマは、省出版主管行政部門の審査を経て、国家出版行政部門に届出を行わなければならない。

第11条

出版組織は名称、主催もしくは主管組織、業務範囲を変更し、合併または分割し、新しい新聞、雑誌を出版し、または新聞・雑誌の名称・刊行期を変更する場合、出版組織設立の規定に基づき、再度新しく審査手続きをしなければならない。

出版組織は所在地、主要責任者もしくは法定代表人を変更し、新聞もしくは雑誌は出版を変更する場合、主催及び主管組織の審査許可を経て、省出版行政部門に登記変更申請を行ない、国家出版行政部門に届出を行わなければならない。

第12条

出版組織は、出版物の発行前に、規定に基づき国家と省の関係部門と組織に見本を送付しなければならない。

第13条

出版、印刷または複製、発行組織は、当組織の許可証、名称、図書出版番号、雑誌出版番号と版面番号を売買または譲渡してはならず、当組織の許可証、名称、雑誌出版番号を貸出してはならない。

第14条

出版、印刷または複製、発行組織は、出版行政部門の年度検査を受けなければならず、年度検査を受けずまたは合格しなかった場合、出版行政部門が登記を見合わせまたは許可証を取り上げる。

第3章 出版物の出版

第15条

出版活動に従事する場合、必ず憲法、法律、法規を遵守し、出版物の内容が国家、社会、集団の利益とその他の国民の合法的権益に合致することを保証しなければならない。

第16条

如何なる出版物も、下記の内容を含んではならない。

- (1) 憲法に規定する基本的原則に反対する内容。
- (2) 国家の統一、主権と領土の保全を脅かす内容。
- (3) 国家の安全、栄誉と利益を脅かす内容。
- (4) 民族の分裂を煽り、少数民族の風習習慣を侵害し、民族の団結を破壊する内容。
- (5) 国家の機密を漏洩する内容。
- (6) 淫猥、迷信を宣伝し、または暴力を誇張し、公序良俗と民族の優秀な文化伝統を脅かす内容。
- (7) 他人を誹謗、侮辱すること。
- (8) 法律、法規が禁止を規定しているその他の内容。

第17条

未成年を対象とする出版物は、未成年者に公序良俗に反する行為及び違法犯罪行為を模倣するよう誘導する内容を有してはならず、恐怖、残酷、色情など未成年者の心身健康に害を及ぼす内容を有してはならない。

第18条

不真実または不公正な出版物の内容により、公民、法人またはその他の組織の合法的権益が侵害された場合、その出版組織は公開是正し、影響を除去するほか、法により民事責任を負わなければならない。

第19条

出版組織は、編集責任制度を実施する。編集審査員は職務を尽くして出版物の品質を保証しなければならない。

第20条

如何なる組織や個人も、如何なる名義を問わず、直接的または間接的に許可証、図書出

版番号、雑誌出版番号と版面番号を購入または賃借し、出版、印刷または複製、発行などの活動に参加してはならない。

如何なる組織や個人も、出版組織または新聞、雑誌の名称を偽造、詐称して、出版物を出版してはならない。

第 21 条

出版物に掲載する広告内容は、真実、健康的、科学的、正確で、広告に関する法律、法規の規定に合致しなければならない。出版組織は、違法な虚偽の広告を掲載してはならず、ニュース報道形式で広告を掲載してはならず、広告審査機関が審査した広告内容を無断で変更してはならない。

広告の専用版、専用刊、専用頁、専用欄は、明確な広告標識を有していなければならない。

第 22 条

出版組織は、ニュースを収集、編集、発表する場合、または原稿を組織、編集、印刷発行する場合、報道対象と原稿提供者から原稿審査、編集、印刷発行などの費用を請求、受領してはならない。

出版業務者は、職務を利用して、報道対象者と原稿提供者に財物を請求してはならない。

第 23 条

小・中・高等学校の教材は、国家または省教育行政部門が審査決定、または審査決定を組織し、省出版行政部門の指定する出版、印刷または複製、発行組織が出版、印刷または複製、発行を担当する。

第 24 条

出版活動に従事する組織と個人は、国家の物価法規と政策を遵守しなければならない、不正手段により暴利を貪り、消費者の利益を損ねてはならない。

第 4 章 出版物の印刷又は複製

第 25 条

出版物印刷企業を設立する場合、市（行政公署）級以上の出版行政部門に申請しなければならない、省出版行政部門の批准を経て印刷製造許可証を受領した後、所在地の県級以上の公安部門で特殊業種許可証の手続きを行ない、かつ工商管理部門で営業許可証を申請、受領しなければならない。

印刷企業は、元の登記内容を変更する場合、元の審査手続きに基づき審査手続きを行わなければならない。

第 26 条

図書、新聞、雑誌の印刷製造経営活動に従事する場合、下記の規定を遵守しなければならない。

(1) 出版組織が印刷委託する図書、新聞、雑誌の印刷を請負う場合、図書、雑誌印刷製造委託書、新聞登記証を確認しなければならない。

(2) 印刷組織が印刷委託する雑誌の増刊印刷を請負う場合、印刷製造委託書を確認す

る以外に、省出版行政部門の許可書類または印刷認可証を確認しなければならない。

(3) 録音録画製品、電子出版物の装丁表紙、宣伝品などの印刷を請負う場合、省出版行政部門が照合発行した許可書類を確認しなければならない。

(4) 図書、新聞、雑誌の印刷を請負う組織は、紙型、版木、ネガなどをその他の組織や個人に貸出または譲渡してはならず、無断で増刷販売してはならず、無断で編集、印刷、販売してはならない。

第 27 条

印刷企業は、出版組織でないものが印刷委託する内部資料的出版物の印刷を請け負う場合、省出版行政部門が審査発行する一回限りの印刷認可証を確認し、保存しなければならない。

第 28 条

省外の出版物を当省で印刷製造する場合、委託組織の所在地の省級出版行政部門の許可書類を持参し、省出版行政部門で印刷認可証の発行を受けた後、指定印刷企業で印刷製造しなければならない。

省外で印刷製造する印刷物は、省出版行政部門の許可書類を持参し、受託地の省級出版行政部門で印刷認可証の発行を受けた後、当該省の指定印刷企業で印刷製造しなければならない。

第 29 条

海外の出版物の印刷を請け負う場合、著作権に関する合法証明書類と当省出版行政部門の許可書類を確認しなければならない。印刷製造した出版物は、必ず全数海外に輸送しなければならない。国内で販売してはならない。

第 30 条

録音録画製品、電子出版物複製企業を設立する場合、その主管組織が市（行政公署）級以上の出版行政部門に申請を提出し、省出版行政部門の審査を経て、国务院出版行政部門に報告し許可を受け、複製経営許可証を受領した後、所在地の県級以上の公安部門で特殊業種許可証を受領し、工商行政管理部門で営業許可証の手続きを行なわなければならない。

第 31 条

録音録画製品、電子出版物の複製活動に従事する場合、下記の規定を遵守しなければならない。

(1) 出版組織が複製委託する録音録画製品、電子出版物の複製を請負う場合、録音録画製品、電子出版物の複製委託書を確認しなければならない。

(2) 省内の内部資料的録音録画製品、電子出版物と省外の録音録画製品、電子出版物出版組織の録音録画製品、電子出版物の複製を請け負う場合、省出版行政部門の許可を経なければならない。

(3) 出版組織が複製委託する録音録画製品、電子出版物の親テープ、原版を売出または譲渡してはならない。

(4) 海賊版を製作し、無断でダビングし、販売してはならない。

第 32 条

印刷または複製組織は、下記の状況のいずれかに該当する出版物を印刷または複製してはならない。

- (1) 本条例第 16 条、第 17 条に禁止する内容を有するもの。
- (2) 違法に輸入したもの。
- (3) 出版組織の名称、または新聞、雑誌の名称を偽造、詐称したもの。
- (4) 出版組織の名称の署名が無いもの。
- (5) 小・中・高等学校教材で国家または省教育行政部門の査定を受けてないもの。
- (6) 他人の著作権を侵害したもの。

第 5 章 出版物の発行

第 33 条

図書、新聞、雑誌総発行業務に従事する組織は、省出版行政部門の審査を受け、国家出版行政部門に報告し許可を受け、所在地の工商行政管理部門で営業許可証の手続きをしなければならない。

出版社、新聞社、雑誌社が自ら発行する場合、中央、省直属出版組織は省出版行政部門に報告して審査を受け、その他の出版組織は市（行政公署）出版行政部門の審査を経て、省出版行政部門に報告し審査を受け、省出版行政部門が発行する図書新聞雑誌発行経営許可証を受領した後、所在地の工商行政管理部門で営業許可証の手続きをしなければならない。

第 34 条

図書、新聞、雑誌、電子出版物の卸売業務に従事する組織は、市（行政公署）出版行政部門の審査を経て、省出版行政部門に報告し審査を受け、二級卸売許可証を受領した後、所在地の工商行政管理部門で営業許可証の手続きをしなければならない。

第 35 条

図書、新聞、雑誌、電子出版物の小売、貸出業務に従事する組織と個人は、所在地の県級出版行政部門または文化行政部門に申請し、審査許可を経て、省出版行政部門が統一印刷製造した経営許可証を受領した後、所在地の工商行政管理部門で営業許可証の手続きをしなければならない。

第 36 条

総発行権を享有する経営組織は、卸売及び小売、貸出、通信販売業務を兼業することができる。省出版行政部門の許可を経て図書、雑誌、電子出版物の卸売業務に従事する組織は、小売、貸出業務を兼業することができる。出版物の小売、貸出店（露店）は、出版物の卸売業務に従事することはできない。

第 37 条

出版物発行に従事する組織と個人は、必ず国家が許可した正式なルートで仕入れを行わなければならない。経営している出版物は、出版組織が出版した出版物でなければならない。

香港特別行政区、アモイ、台湾地区と外国の出版物を経営する場合、国家の関係規定に

基づき取り扱う。

第 38 条

図書、雑誌卸売組織は、出版行政部門が指定する卸売市場で集中経営しなければならないが、卸売市場以外で卸売業務に従事してはならない。

卸売組織は、卸売前審査の規定に基づき、図書、雑誌の見本を所在地の市（行政公署）級以上の出版行政部門に報告送付しなければならない。

第 39 条

図書、新聞、雑誌、電子出版物の展示、展示即売、予約注文会などの活動を開催する場合、関係部門で審査登記手続を行なう前に、省出版行政部門に報告し許可を受けなければならない。

第 40 条

国家が指定する発行組織は、内部発行の出版物を経営することができ、出版組織は、当出版組織が出版する内部発行の出版物を経営することができるが、いずれも公開陳列と宣伝をしてはならない。その他の発行組織は、内部発行の各種出版物を経営してはならない。

第 41 条

出版組織は発行組織に図書、新聞、雑誌の購読募集、発行を委託する場合、統一の図書、新聞、雑誌の購読募集、発行委託書制度を実行しなければならない。委託書を提出し、または委託書に規定どおりに記入したうえ、省出版行政部門に届け出た場合を除き、いずれも発行を請け負ってはならない。

第 42 条

如何なる組織や個人も、出版行政部門の許可を経ずに、図書、新聞、雑誌及び電子出版物の購読募集、発行を行ってはならない。

如何なる組織も、各種出版物を強制的に販売、または形を変えて強制的に販売、割り当ててはならない。

~~第 43 条~~

~~出版行政部門または出版業務を管理する部門は違法出版の嫌疑のある活動に対して速やかに制止しなければならない場合、行為者の出版物及び関係財物に対して差押、封鎖保存の措置をとることができ、20 日以内に処理決定をださなければならない。~~

第 44 条

出版物の発行組織は、休業、転業、原登記事項の変更をする際に、設立時の審査手続きに照らして許可手続を行わなければならない。

第 45 条

録音録画製品の卸売、小売、放映、貸出活動の監督管理は、「黒龍江省文化市場管理条例」の規定に基づき執行する。

郵政企業は新聞、雑誌を発行する場合、郵政法の規定に基づき処理する。

第6章 保障と褒賞

第46条

各級人民政府は、関係法律法規に基づき、著作権者と出版経営者の合法的権益を保護しなければならない。出版、印刷または複製、発行を不法に妨害、阻止、破壊する行為に対して、速やかに措置を講じこれを制止しなければならない。

第47条

各級人民政府は、国家と省の出版事業発展に関する財税優遇政策を実行し、財政投入を増やし、文化事業建設費を合理的に使用し、社会が出版事業を経済的に援助するよう奨励し、出版専用資金を構築、発展させ、優秀で重要な出版物の出版を扶助しなければならない。

第48条

農村の出版物発行を扶助する優遇政策を制定し、農村出版物発行網の建設を加速させ、農村出版物の発行量を拡大する。

第49条

各級人民政府は、小・中・高等学校の教材の出版、印刷または複製、発行を保障しなければならない。出版組織は予定通りの出版を保証しなければならない。

第50条

少数民族の言語文字出版組織の発展と少数民族出版物の出版、印刷または複製、発行を扶助する。

第51条

各級人民政府と関係部門は、全ての組織と個人が本条例に違反する行為に対して監督を行なうよう支持、保護し、違法行為を告発、通報し功労のあった組織と個人に対して、褒賞を与えなければならない。

第52条

各級人民政府と関係部門は、出版事業の発展と繁栄に顕著な貢献のあった組織と個人に対して、褒賞を与えなければならない。

第7章 法的責任

第53条

出版、印刷または複製、発行組織の主管または主催組織が職責を履行せず、出版活動を国家の法律法規に違反させ、国家と人民の利益に損害をもたらした場合、出版行政部門が是正するよう命じるほか、関係部門が主要責任者の責任を追及する。

第54条

許可を経ずに無断で出版活動に従事した場合、審査権を有する出版行政部門または出版業務を管理する部門がこれを取締り、出版物と違法出版活動に用いる主要な専用工具、設

備及び違法所得を没収し、違法所得の2倍以上10倍以下の過料を併科する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第55条

本条例に違反し、下記の行為のいずれかに該当する場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が出版物と違法所得を没収し、違法所得の3倍以上10倍以下の過料を併科する。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、または営業許可証を取り上げる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 本条例第16条、第17条に禁止する内容を有する出版物を出版した場合。

(2) 他人が本条例第16条、第17条に禁止する内容を有する出版物を出版していることを明らかに知りながら、その者に当出版組織の名称、図書出版番号、雑誌出版番号、版面番号を売出、貸出、またはその他の形式で譲渡した場合。

(3) 出版組織または新聞、雑誌の名称を偽造、詐称し、本条例第16条、第17条に禁止する内容を有する出版物を出版した場合。

(4) 本条例第16条、第17条に禁止する内容を有する出版物であることを明らかに知りながら、それを印刷または複製、発行した場合。

第56条

出版物の海賊版を印刷製造した場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が出版物と違法所得を没収し、違法所得の3倍以上10倍以下の過料を併科する。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、または営業許可証を取り上げる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第57条

当組織の許可証、名称、図書出版番号、雑誌出版番号と版面番号を売出、貸出、またはその他の形式で譲渡した場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の過料を併科する。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、または営業許可証を取り上げる。

出版組織の許可証、名称、図書出版番号、雑誌出版番号と版面番号を購入、賃借、またはその他の形式で使用し、出版活動に参加した場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の過料を併科する。

第58条

出版組織または新聞、雑誌の名称を偽造、詐称して出版物を出版した場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門がこれを取り締まり、出版物と違法所得を没収し、違法所得3倍以上5倍以下の過料を併科する。その他の出版組織の合法的權益を侵害した場合、法により民事責任を負う。

第59条

本条例に違反し、下記の行為のいずれかに該当する場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が出版物と違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の過料を併科する。情状が重い場合、休業・肅正を命じ、または営業許可証を取り上げる。

(1) 印刷または複製組織が印刷または複製の合法的手続きを取得せずに、出版物を印刷または複製した場合。

(2) 印刷企業が印刷認可証の無い内部資料的出版物を印刷製造した場合、及び出版組織でないものが内部資料的出版物を公開発行した場合。

(3) 法に基づく査定を受けていない小・中・高等学校の教材を出版、印刷または複製、発行した場合。

(4) 印刷または複製組織が出版物の紙型、製版、ネガ、親テープ、原版を賃貸、譲渡した場合。

(5) 発行組織と個人が出版組織名称の無い出版物を発行した場合。

(6) 発行組織が許可を経ずに内部発行の出版物を発行した場合。

(7) 出版物発行組織と個人が正式ではないルートから仕入れ、または出版組織でないものが出版した出版物を仕入れた場合。

(8) 許可を経ずに、図書、新聞、雑誌、電子出版物を購読募集、発行した場合。

第 60 条

出版組織が国家の関係規定に違反し、及び出版担当者が職務の便宜を利用して報道対象者と原稿提供者に財物を請求し受け取った場合、出版行政部門または出版業務を管理する部門が違法所得を没収し、違法所得 2 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 61 条

出版物を強制的にまたは形を変えて強制的に販売、割り当てた場合、省出版行政部門が是正するよう命じ、通告注意し、違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。

出版活動に従事する組織と個人が不正手段により暴利をむさぼった場合、違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の過料に処する。

第 62 条

出版物に違法、虚偽、形を変えた広告を掲載した場合、出版行政部門と出版業務を管理する部門が広告検査機関と共に摘発意見を提出し、広告監督管理機関が法により処理する。

第 63 条

部門と組織が本条例に違反し過料処分を受け、個人の責任を追及しなければならない場合、主要責任者と直接責任者に対してそれぞれ 500 元以上 5,000 元以下の過料を処する。

第 64 条

当事者は処罰決定に不服がある場合、『行政再審条例』、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき再審申請または行政訴訟を提起することができる。期限を過ぎても再審申請をせず、起訴をせずに、処罰決定を履行しない場合、処罰決定を出した部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 65 条

出版行政部門と出版業務を管理する部門の職員が職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行なった場合、その所属する組織が情状の程度により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第8章 付則

第66条

本条例は、省出版行政部門が応用解釈の責任を負う。

第67条

本条例は、1998年1月1日より施行する。1986年省人民代表大会常務委員会で採択された『黒龍江省出版管理条例』は、同時に廃止する。

(5) 黒龍江省文化市場管理条例

<修正ポイント>

1994年7月25日より施行された『黒龍江省文化市場管理条例』は1996年2月9日に1回目の修正が実施された後、2011年12月8日には行政強制措置に関する規定について下記条文が削除され、2回目の修正が行われた。

【条文の削除】

第29条

文化経営活動に従事する単位又は個人が本条例の規定に違反した場合、文化行政部門又は新聞出版行政部門は、違法経営者が経営する物品、設備及び違法所得に対し、現場又は異なる地域で封鎖、差押えができ、併せて、15日以内に本条例により処理決定を出し、状況の特殊性により、案件処理の期間を延長する場合、省の文化行政部門又は新聞出版行政部門の認可を得なければならない。

黒龍江省文化市場管理条例

第1章 総則

第1条

社会主義文化事業の繁栄及び発展を促進させ、人民大衆の文化生活を豊かにし、社会主義精神文明の建設を推進し、文化市場の管理を強化するために、憲法及び関係の法律、法規の規定に基づき、本省の実際情況と結び付けて、本条例を制定する。

第2条

文化市場の経営及び管理は、憲法の確定する基本原則を堅持し、改革開放の方針を堅持し、人民への奉仕、社会主義への奉仕の方向を堅持し、社会の効果と利益を最優先して、健康で有益な文化経営活動を奨励、支持しなければならない。

文化市場は、国営及び集団による経営を主導とし、私営及び個人による経営を補充とすることを堅持しなければならない。

第3条

本条例にいう文化市場は、下記のようなものを指す。

- (1) 営業的な公演活動。
- (2) 音楽映像製品の卸売り、小売り、賃貸、営業的な録画上映。
- (3) 図書、新聞刊行物の卸売り、小売り、賃貸。
- (4) 営業的な文化娯楽活動。
- (5) 営業的な文化展覧及びアマチュアの文化芸術の養成訓練。
- (6) 書画経営活動。
- (7) 映画の配給、上映。
- (8) 営業的な文化活動場所。
- (九) その他の文化経営活動。

第4条

本省内で文化経営活動に従事する単位及び個人は、本条例を遵守しなければならない。

第5条

各級人民政府の文化行政部門及び新聞出版行政部門は、文化市場の主管部門であり、職能分業に従い、本条例の実施について責任を負う。新聞出版行政部門は、図書、新聞刊行物の卸売り、小売り、賃貸の経営活動の管理について責任を負う。新聞出版行政部門を設置していない地方では、文化行政部門が新聞出版行政部門の管理職能を行使する。文化行政部門は、本条例第3条第(3)号以外のその他の各項の文化経営活動の管理について責任を負う。

各関係部門は、各職務を担当し、相互に協力しあい、文化市場の監督管理を強化しなければならない。

第2章 管理

第6条

文化市場は、統一指導、等級管理の原則を実行する。

第7条

省の文化行政部門、新聞出版行政部門は、職能分業に従って、下記の項目について審査認可及び管理又は管理委託する。

(1) 省及び上級の主管部門が管理委託した直属の単位、省級の社会団体、中国人民解放軍軍級機関直属の単位及び外国商人、華僑同胞、香港、マカオ同胞が投資経営する文化経営活動。

(2) 全省的な文化経営活動。

(3) 実演団体が省に出入りして行う営業的公演活動。

(4) 録画製品の卸売り、賃貸。

(5) 公演運営機構。

(6) 図書新聞刊行物の卸売り。

第8条

文化経営活動に従事するには、一定の場所、設備、資金及び文化知識を有する業務人員等の営業条件を具備しなければならない。

第9条

文化経営活動については、許可証制度を実行する。

文化経営活動に従事することを申請する単位又は個人は、上級主管部門又は郷鎮の人民政府が発行した証明を持参して、所在地の県級以上の文化行政部門又は新聞出版行政部門で許可証を申請受領して、許可証をもって工商行政等の関係管理部門で免許を取得して初めて、営業することができる。

第10条

私営及び個人経営者は、録画製品の卸売り、小売り、賃貸、上映及び図書雑誌刊行物の卸売業務に従事してはならない。認可を経て録画製品の卸売り、小売り、賃貸、上映及び図書雑誌刊行物の卸売業務に従事する単位は、個人経営に請け負わせ又は形を変えて請け負わせてはならない。

集団、私営及び個人の経営者は、「内部発行」に限定された図書新聞刊行物の経営をし

てはならない。

第 11 条

著作権の表記がなく及びその他違法に出版された図書雑誌刊行物及び音楽映像製品の経営をしてはならない。

営業的な録画上映単位で、省の主管部門から上映許可証を発行されていない録画製品を上映してはならない。

無断で内部見学用の映画、録画資料フィルムの営業的上映を行ってはならない。

第 12 条

憲法が確定する基本的原則に反する文化経営活動に従事することを禁止する。

淫猥色情、殺人暴力、封建迷信を宣揚する文化経営活動を禁止する。

経営者及び消費者が営業的文化活動を利用して賭博及びその他国家の規定に違反する活動を行うことを禁止する。

第 13 条

小・中・高等学校の周囲 200m 以内でビリヤード、電子ゲーム機等の経営活動に従事することを禁止する。

ビリヤード、電子ゲーム機等の経営場所には、未成年者（即ち 18 歳未満、以下も同様。）を受け入れてはならない。

電子ゲーム機の経営場所では、いかなる形式を問わず、懸賞活動にも従事してはならず、消費者に現金、有価証券及び実物に交換してはならない。

第 14 条

営利的ダンスホール等の未成年者の活動に不適當な場所では、経営単位は未成年者の立ち入りを許してはならない。

未成年者に不適當の表記がある映画、録画製品について、上映単位は未成年者を立ち入らせて見せてはならない。

第 15 条

文化娯楽場の経営者は、いかなる方式問わず、人を雇用し又は組織して営業的異性接待活動に従事することを禁止する。

第 16 条

無断でグループ（団）を結成して公演することを禁止する。公演単位がグループ（団）を結成して公演するには、国家及び省が規定する管理権限に従って、県級以上の文化行政部門の認可を得なければならない。

第 17 条

二以上の経営者の権益に関係する文化経営活動は、書面による契約を締結し、管轄範囲に基づいて、文化行政部門、新聞出版行政部門に報告し届出をしなければならない。

第 18 条

各級文化行政部門、新聞出版行政部門は、管轄範囲に基づいて、文化経営単位及び個人

から文化市場管理費を徴収することができる。徴収費用の基準及び管理使用方法は、省の文化行政部門、新聞出版行政部門が同省の財政、物価部門と共同して制定する。

第 19 条

文化市場管理人員は、省の文化市場主管部門が発行した「文化市場査察証」を所持して公務を執行しなければならない。経営単位及び個人は検査を拒絶してはならない。

第 20 条

文化市場管理人員は、職務に精励し、公正無私に法を執行しなければならない。私情にとらわれ不正行為をしたり、職権を濫用して私利をはかってはならない。

第 3 章 処罰

第 21 条

本条例第 9 条の規定に違反した場合、文化行政部門又は新聞出版行政部門がその経営活動を取り締まり、その経営物品及び違法収入を没収する。本条例第 10 条の規定に違反した場合、文化行政部門又は新聞出版行政部門がその経営活動を取り締まり、経営物品、設備及び違法所得を没収する。

第 22 条

本条例第 11 条の規定に違反した場合、文化行政部門又は新聞出版行政部門が経営物品及び違法所得を没収する。情状が重大な場合、その経営設備を没収するほか、違法収入の 3 倍から 5 倍の過料に処し、文化行政部門又は新聞出版行政部門と工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。

第 23 条

本条例第 12 条第 1 項、第 2 項の規定に違反した場合、公安部門が『中華人民共和國治安管理条例』に従って処罰し、文化行政部門又は新聞出版行政部門と工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。本条例第 12 条第 3 項の規定に違反した場合、公安部門が『黒龍江省賭博処罰条例』に従って処罰する。情状が重大な場合、文化行政部門と工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。

第 24 条

本条例第 13 条第 1 項の規定に違反した場合、文化行政部門がその経営を停止し、指定期限までに移転するよう命じ、期限を過ぎても移転しない場合、経営設備を没収する。

第 25 条

本条例第 13 条第 2 項の規定に違反した場合、1 人接待する毎に 500 元の過料に処する。再犯の場合、文化行政部門と工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。

第 26 条

本条例第 13 条第 3 項の規定に違反した場合、経営者が違法に設けた懸賞財物を没収するほか、違法金額に従って 5 倍の過料に処する。再犯の場合、文化行政部門及び工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。

第 27 条

本条例第 15 条に違反した場合、経営単位に対して 5 万元以上 30 万元以下の過料に処し、責任者に対して 1 万元以上の過料に処する。再犯の場合、文化行政部門と工商行政管理部門が「許可証」、「営業許可証」を取り上げる。

第 28 条

本条例第 16 条の規定に違反した場合、文化行政部門が違法収入を没収するほか、組織者、公演を受け入れた単位、公演場所を提供した単位に対し、それぞれ違法収入の 2 倍の過料に処する。違法所得額を計算できない場合、公演場所の座席数、入場料、公演回数に基づいて過料額を計算する。同時に、責任者に行政処分を与えるよう関係部門に提案する。

~~第 29 条~~

~~文化経営活動に従事する単位又は個人が本条例の規定に違反した場合、文化行政部門又は新聞出版行政部門は、違法経営者が経営する物品、設備及び違法所得に対し、現場又は異なる地域で封鎖、差押えができ、併せて、15 日以内に本条例により処理決定を出し、状況の特殊性により、案件処理の期間を延長する場合、省の文化行政部門又は新聞出版行政部門の認可を得なければならない。~~

第 30 条

本条例に違反し、公安、工商、衛生等の管理規定に及ぶ場合、関係部門が処罰する。犯罪を構成した場合、司法機関が刑事責任を追及する。

第 31 条

処罰された単位及び個人が、処罰決定に不服がある場合、処罰決定を受取った日から 15 日以内に、再審を申請するか、又は人民法院に提訴することができる。期限を過ぎても再審を申請せず、提訴もせずに、処罰決定を履行しない場合、処罰部門が人民法院に強制執行を申請することができる。

第 32 条

文化市場管理人員は、二人以上で処罰を執行しなければならない。かつ、省の財政部門が印刷制作した処罰領収書を使用しなければならない。過料及び没収した財物は、同級の財政部門に上納する。

第 33 条

文化市場管理人員が本条例に違反した場合、所在単位がその情状により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、司法機関が刑事責任を追及する。

第 4 章 付則

第 34 条

本条例の具体的な適用解釈は、省文化行政部門、省新聞出版行政部門がその職能分業に基づいて責任を負う。

第 35 条

本条例は、1992 年 1 月 1 日から施行する。

(6) 上海市著作権管理の若干規定

<修正ポイント>

2000年3月1日より施行された『上海市著作権管理の若干規定』は2002年4月1日に1回目の修正が行われた後、国家版權局が2010年10月19日に公布し2011年1月1日より施行した『中華人民共和国著作権質権登記弁法』の中で、国家版權局が著作権質権の登記に責任を持つことが規定されたことなどにより、2010年12月20日に2回目の修正実施された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第12条 著作権の中の財産権を質権にする場合、質権設定者と質権者は書面契約を締結して、 <u>市版權局</u> に質権契約登記を行わなければならない。 <u>質権契約登記のプロセスと内容は、国家版權局の関連管理規定に照らし行う。著作権の質権契約は登記日から効力が発生する。</u>	著作権の中の財産権を質権にする場合、質権設定者と質権者は書面契約を締結して、 <u>国家版權局</u> に質権契約登記を行わなければならない。

上海市著作権管理の若干規定

第1条（目的と根拠）

著作権管理を強化し、著作権者と著作物使用者、配信者の合法的權益を保護し、社会主義精神文明、物質文明の建設に役立つ著作物の創作と配信を奨励し、当市の対外科学技術、経済、文化協力と交流を促進するために、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国著作権法实施条例」とその他の関係法律に基づき、当市の実情に合わせて、本規定を制定する。

第2条（適用範囲）

当市行政区域内の著作権、及び著作権に関する權益の行使、及びその管理に、本規定を適用する。

第3条（主管と協管部門）

上海市版權局（以下「市版權局」と略す）は当市の著作権管理の行政主管部門であり、本規定の具体的実施に責任を負う。

各級の工商、報道出版、放送映画テレビ、文化、公安、税関、科学技術、教育、技術監督、対外経済貿易、測量製図などの行政管理部門は、各自の職責に照らして、著作権管理業務に最善を尽くす。

第4条（著作権保護協会）

上海著作権保護協会は、法により著作権者と著作物使用者、配信者の合法的權益を保護する社会团体法人であり、市版權局の指導と監督のもとで、その定款に基づき著作権業務

研修と学術交流を展開し、著作権業務のコンサルティングを提供する。

第5条（著作権譲渡）

著作権の中の財産権は一部譲渡することができれば、完全譲渡することもできる。著作権の中の財産権を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は書面契約を締結しなければならない。

第6条（著作主のない著作権の行使）

著作権を享有する法人またはその他の組織が終了した後、その権利義務を相続する法人または組織が無い場合、法定保護期間内は市版權局が国家を代表してその著作物の使用権と報酬獲得権を行使する。

著作権を享有する国民が死亡した後、その著作権を継承する者がおらず、または遺産贈与される者がいない場合、法定保護期間内は下記の組織がその著作物の使用権と報酬獲得権を代わって行使する。

(1) 作者が生前、集団経済組織の構成員であった場合、所属した集団経済組織が行使する。

(2) 作者が生前、集団経済組織の構成員でなかった場合、市版權局が国家を代表して行使する。

市版權局が本条例第一項、第二項の規定に基づき、著作物の使用権と報酬獲得権を代わって行使する場合、事前に公告を出し、著作物使用報酬は国庫に納付する。

第7条（法定使用許諾された著作物の報酬支払い）

新聞社、雑誌社、放送局、テレビ局、録音製品製作者と出演者は、他人がすでに表した著作物を使用するとき、『中華人民共和国著作権法』の規定に照らして著作権者の許諾を得なくてもよいが報酬を支払わなければならない場合、使用者は国家の規定する報酬支払い基準に基づき著作物の使用前または使用した日から30日以内に、著作権者に報酬を支払わなければならない。著作権者の氏名または住所が不明な場合、下記の組織に転送してもらうことができる。

(1) 音楽著作物の使用報酬は、中国音楽著作権協会上海事務機関に転送してもらう。

(2) その他の著作物の使用報酬は、市版權局が指定する機関に転送してもらう。

営業目的の舞台公演を行う場合、公演組織者が代りに報酬を支払わなければならない。

上海著作権保護協会は、報酬支払いのコンサルティングサービスを提供しなければならない。

第8条（商業経営活動で著作物を使用した報酬の支払い）

商業経営活動中、技術設備を通して他人の著作物を使用した場合、経営者は国家著作権集団管理組織を通じて、かつその組織が制定した報酬支払い基準に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。具体的な実施案は、市版權局が国家の関係規定に基づき提出し市人民政府に報告して許可を経た後、執行する。

第9条（著作物登記申請と受理）

当市は著作物自主登記制度を実施する。コンピュータソフト著作物以外、その他の著作物の著作権者は、市版權局または市版權局が指定する登記機関（以下「著作物登記機関」と総称する）に著作物登記を申請する場合、下記の資料を提供しなければならない。

(1) 著作物そのものまたは著作物の出版物などの複製品。

(2) 公民の身分証明書、または法人、その他の組織の設立許可、登記登録証明書。

(3) 法律、法規と規則に規定するその他の資料。

著作物登記機関は、前項規定の資料を受取った日から 30 日以内に、審査しなければならない。著作権法定保護期間を過ぎた著作物と法により出版、配信を禁止されている著作物に対しては、著作物登記機関は登記しない。登記を認可した著作物に対しては、著作物登記機関が申請人に著作物登記証を発給する。

対立証明が無ければ、著作物登記証を著作権者が主張する権利の証明とすることができる。

著作物登記機関は、自主登記の著作権者及びその著作物について公表しなければならない。

第 10 条（著作物登記の取消）

著作物登記機関が下記の状況のいずれかを発見した場合、著作物の登記を取り消さなければならない。

- (1) 著作物登記資料が司法判決、仲裁裁決または事実状況と一致しない場合。
- (2) すでに登記された著作物が著作権法定保護期間を過ぎている場合。
- (3) 申請人が原著作物登記の取消しを申請した場合。

第 11 条（著作物登記資料の検索）

著作物登記機関は、著作物登記資料を適切に保管するほか、公衆に著作物登記資料の検索サービスを提供しなければならない。検索サービスの具体的管理方法は、市版權局が別途規定する。

第 12 条（著作権質権契約の登記と発効）

著作権の中の財産権を質権にする場合、質権設定者と質権者は書面契約を締結して、市版權局に質権契約登記を行なわなければならない。

第 13 条（録音録画製品、電子出版物の使用）

録音録画製品と電子出版物の製作者の授権を経ずに、如何なる組織や個人も、録音録画製品と電子出版物の複製、発行を行ってはならない。

録音録画出版組織と電子出版組織が出版の際に家庭専用と声明した録音録画製品と電子出版物は、営業目的の放送放映に用いてはならない。

第 14 条（外国著作物出版契約の登記）

図書と電子出版物の出版組織は、外国または香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の著作権者の図書と電子出版物を出版する場合、著作権者と出版契約を締結して、市版權局で出版契約登記を行なわなければならない。

第 15 条（外国著作物複製契約の登記）

録音録画製品と電子出版物の複製組織は、委託を請負い、外国または香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の組織と個人が製作する録音録画製品と電子出版物を複製する場合、複製委託人と複製委託契約を締結して、複製する日の 15 日前に市版權局に複製委託契約登記を行なわなければならない。

第 16 条（出版、複製と放送放映契約の登記手続き）

市版權局は、本規定第十四、十五條の規定に基づき登記しなければならない契約を受け取った日から 15 日以内に、契約の著作権に関する内容を確認しなければならない。確認を経て著作権侵害の内容が無いことがわかった場合、登記する。著作権侵害の内容があることがわかった場合、登記せず、契約登記手続き者に書面で告知する。

市版權局は、関係する著作権保護組織に契約登記手続きを委託することができる。

第 17 条（外国著作権取引活動の届出）

外国または香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の組織または個人の著作物著作権取引活動を行う場合、主催者は、著作権取引活動日の 15 日前に市版權局に届け出なければならない。

第 18 条（応用解釈部門）

市版權局は、本規定の具体的適用問題に対して解釈を行なうことができる。

第 19 条（施行日）

本規定は、2000 年 3 月 1 日より施行する。

(7) 上海市出版物発行管理条例

<修正ポイント>

2003年1月1日より施行された『上海市出版物発行管理条例』は2008年2月1日に1回目の修正が、2010年9月17日に2回目の修正が行われた。2回目の修正では、引用されている法律の名称が修正されたほか、貸与業務についての記載箇所に修正が加えられた。

【条文の削除】

第14条

出版物の発行、貸与組織と個人は以前審査許可を受けた市出版行政部門又は区、県が出版管理の責任を負う行政部門で年度検査許可証の手続きを行わなければならない。

市出版行政部門又は区、県が出版管理の責任を負う行政部門は下記事項について検査を行わなければならない。

- (1) 出版物の発行、貸与業務に従事する条件。
- (2) 違法経営行為の有無。
- (3) 本条例の許可証管理規定に違反するその他の行為の有無。

検査に不合格、又は期限を過ぎても検査を受けていない場合、出版物のつこう業務に従事してはならない。

第24条

(2) 本条例の第9条第1項の規定に違反し、勝手に出版物取引市場を設立した場合、違法行為の停止を明示、違法所得を没収する。違法所得が1万元以上の場合、違法所得の2倍以上10倍以下の過料に処する。違法所得がない、又は違法所得が1万元以下の場合、5,000元以上2万元以下の過料に処する。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第26条 行政管理部門職員の法により執行する職務を拒否、妨害したが、刑事処罰を与える程度まで達しない場合、公安部門が「<u>中華人民共和国治安管理处罰条例</u>」に基づき処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第25条に変更し、下記の通り修正する <u>「中華人民共和国治安管理处罰法」</u>に改正</p>
<p>第6条 当市は出版物の発行、<u>貸与</u>に対して許可制度を実施する。出版物発行業務に従事する場合、「出版物発行許可証」（以下「許可証」と省略する）を取得しなければならない。</p>	<p>「<u>貸与</u>」を削除</p>
<p>第7条 出版物総卸売業務に従事する組織また</p>	

は出版物の小売、**貸与**業務に従事する組織、個人は、下記の条件を具備しなければならない。…

第 10 条

…組織と個人が出版物の小売り、**貸与**業務に従事することを申請する場合、区、県の出版管理に責任を負う行政部門に申請を提出しなければならない。

第 11 条

市出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門は、出版物の発行、**貸与**業務に従事する申請資料を受け取った日から 20 日以内に、許可するか否かの決定を出さなければならない。許可する場合、許可証を発行する。許可しない場合、理由を書面で説明しなければならない。…

第 13 条

出版物の発行、**貸与**組織と個人が出版物の発行経営範囲、経営方式事項を変更する場合、本条例第 6 条第二項、第 10 条の規定に基づき、新たに許可手続きを行わなければならない。その他の事項を変更する場合、元の許可を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門で、変更手続きを行わなければならない。

出版物の発行、**貸与**組織と個人が、発行、**貸与**活動を終了する場合、元の許可を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門で変更手続きを行ない、許可証を返納しなければならない。

出版物チェーン店経営組織が直営店を閉じ、または加盟店契約を終了する場合、直営店を閉じ、または加盟店契約を終了した日から 20 日以内に、市の出版行政部門に届出を行わなければならない。

出版物の発行、**貸与**組織と個人が前三項に規定する状況に該当する場合、工商行政管理部門で相応の手続きを行わなけれ

ばならない。

第15条

出版物の発行、貸与組織と個人は、指定された経営場所で営業し、許可証と営業許可証を指定経営場所の目立つ位置に掲示しなければならない。…

上海市出版物発行管理条例

第1章 総則

第1条

出版物発行に対する管理を強化し、文化事業を発展、繁栄させ、社会主義精神文明の建設を促進するために、国务院の『出版管理条例』に基づき、当市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第2条

本条例にいう出版物発行とは、新聞、定期刊行物、図書、電子出版物と録音録画製品などの出版物の総発行、卸売り、小売りなどの経営行為をいう。

第3条

本条例は、本市行政区域内における出版物の発行、及び発行に係る賃貸、購読募集、贈呈、配布、展示などの行為及びその管理に適用する。

録音録画製品の発行に対して行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

郵政企業による新聞、定期刊行物の発行に対して郵政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第4条

上海市報道出版行政部門（以下「市の出版行政部門」と略す）は、本市における出版物発行の管理監督業務を主管し、本条例の組織実施に責任を負う。

区、県の出版管理に責任を負う行政部門は、当管轄区内の出版物発行の監督管理業務に責任を負い、業務上、市の出版行政部門の指導を受ける。

工商行政、公安、物価、教育、郵政、税関などの行政管理部門は、各自の職責に基づき、出版物発行の関係監督管理業務に最善を尽くす。

第5条

市の出版行政部門は、都市発展の実際の需要と市民の文化的要求に基づき、出版物発行の発展計画を制定し、市人民政府の許可を経て、社会に公表しなければならない。

出版物発行組織と出版物取引市場を設立する場合、本市出版物発行発展計画の総量、構成、配置要求に合致しなければならない。

第2章 出版物発行従事の許可

第6条

当市は出版物の発行に対して許可制度を実施する。出版物発行業務に従事する場合、「出版物発行許可証」（以下「許可証」と省略する）を取得しなければならない。

出版物総発行業務と全国的出版物チェーン店経営業務に従事する組織は、国家の関係規定に基づき、許可手続きを行なわなければならない。

中外合弁経営企業、中外共同経営企業、外資企業が出版物発行業務に従事する場合、国家の規定に基づき処理する。

第7条

出版物総卸売業務に従事する組織または出版物の小売業務に従事する組織、個人は、下記の条件を具備しなければならない。

- (1) 相応の資格条件に合致する管理者を有すること。
- (2) 固定した販売場所と必要な営業施設を有すること。
- (3) 法律、法規の規定に合致する登録資金を有すること。

第8条

出版物チェーン店経営は、直営チェーン店経営と加盟チェーン店経営を含む。

直営チェーン店経営業務に従事する組織は、下記の条件を具備しなければならない。

- (1) 法人資格を有すること。
- (2) 工商行政管理部門の要求に合致する数量の店舗を有すること。
- (3) 規定に合致するチェーン店経営管理制度を有すること。
- (4) 法律、法規の規定に合致する登録資金を有すること。

1年以上経営した出版物直営チェーン店経営組織は、出版物加盟チェーン店経営業務に従事することができる。

加盟チェーン店を経営する場合、許可を受けて設立した出版物発行組織または個人でなければならない。

第9条

出版物取引市場を設立する組織は、出版物総発行資格を有し、市出版行政部門の許可を経なければならない。

出版物取引市場は、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 相応の資格条件に合致する管理者を有すること。
- (2) 規定に合致する取引市場管理制度を有すること。
- (3) 法律、法規、規則の規定に合致する登録資金と経営場所を有すること。

第10条

組織が出版物の卸売り、直営チェーン店経営業務に従事することを申請する場合、市出版行政部門に申請を提出しなければならない。

組織と個人が出版物の小売り業務に従事することを申請する場合、区、県の出版管理に責任を負う行政部門に申請を提出しなければならない。

第 11 条

市出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門は、出版物の発行業務に従事する申請資料を受け取った日から 20 日以内に、許可するか否かの決定を出さなければならない。許可する場合、許可証を発行する。許可しない場合、理由を書面で説明しなければならない。

許可を経て許可証を取得した単位と個人は、工商行政管理部門で法により営業許可証を受領して初めて、営業活動を展開することができる。

第 12 条

出版物チェーン店経営組織が直営店を増設する場合、当該店の営業開始日から 20 日以内に、市出版行政部門に届出を行わなければならない。加盟店を承認した場合、加盟契約締結の日から 20 日以内に、市出版行政部門に届出を行わなければならない。

第 13 条

出版物の発行組織と個人が出版物の発行経営範囲、経営方式事項を変更する場合、本条例第 6 条第 2 項、第 10 条の規定に基づき、新たに許可手続きを行わなければならない。その他の事項を変更する場合、元の許可を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門で、変更手続きを行わなければならない。

出版物の発行組織と個人が、発行活動を終了する場合、元の許可を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門で変更手続きを行ない、許可証を返納しなければならない。

出版物チェーン店経営組織が直営店を閉じ、または加盟店契約を終了する場合、直営店を閉じ、または加盟店契約を終了した日から 20 日以内に、市の出版行政部門に届出を行わなければならない。

出版物の発行組織と個人が前三項に規定する状況に該当する場合、工商行政管理部門で相応の手続きを行わなければならない。

第 3 章 出版物発行の管理

第 14 条

出版物の発行組織と個人は、指定された経営場所で営業し、許可証と営業許可証を指定経営場所の目立つ位置に掲示しなければならない。

許可証と営業許可証は、改ざん、譲渡、賃貸または貸与してはならない。

第 15 条

出版物発行組織と個人がインターネットで出版物の発行業務を展開する場合、業務を展開する前に、許可証、サイト名またはリンクサイト名、電子メールアドレスなどの資料を元の許可を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門に持参して、届出を行わなければならない。

出版物の発行組織と個人がインターネットで出版物の発行業務を展開する場合、サイトまたはサイトページの目立つ位置に出版物発行許可証通し番号、許可証発行部門、届出通し番号、経営する出版物の名称、出版組織及び標準図書出版番号、雑誌出版番号、版面番号を明記しなければならない。うち、輸入出版物に属するものは、輸入組織名称も同時に明記しなければならない。

第16条

出版物取引市場は、市場管理組織を設立しなければならない。市場管理組織は、国家と当市の関係規定に基づき、市場内の取引活動を管理する。

第17条

出版物卸売組織は、許可書がない組織と個人に出版物を卸売りしてはならない。

出版物の発行、賃貸組織と個人は、許可書がない組織と個人から出版物を仕入れてはならない。

出版物取引市場は、許可書がない組織と個人に出版物発行の経営場所を提供してはならない。

第18条

出版物卸売組織は、仕入日から3日以内に、仕入証書コピーを市の出版行政部門に報告送付して届出を行わなければならない。

当市で発行する最初の出版物に対して、市の出版行政部門が出版物見本の提供の必要を認めた場合、書面で当事者に通知しなければならない。当事者は書面に書かれている期限内に出版物見本を提供しなければならない。市の出版行政部門は見本を受け取った日から10日以内に審査を完了し、出版物見本を当事者に返還しなければならないが、本条例第21条に禁止する内容または状況のある出版物見本は、除外する。

第19条

出版物発行組織は、経営場所以外の場所で出版物展示即売活動を開催する場合、展示即売の開催前に開催地の区、県の出版管理に責任を負う行政部門で届出を行わなければならない。

出版物発行業界協会が出版物の展示即売活動を開催する場合、前項の規定に基づき取り扱う。

第20条

小・中・高等学校教科書の発行組織は、市の出版行政部門、教育行政部門が物価主管部門と共同して、入札募集またはその他の公開、公正な方法により指定し、その他の如何なる組織や個人も、小・中・高等学校教科書の発行業務に従事してはならない。

小・中・高等学校教科書の発行組織は、小・中・高等学校の教科書補助材料を抱き合わせ販売または強制販売を行ってはならない。

第21条

如何なる組織や個人も、法律、行政法規、国家の関連規定が禁止する内容を有する出版物、出版物宣伝資料を発行、賃貸、購読募集、贈呈、配布または展示してはならない。

出版物発行組織と個人は、出版物発行過程において、法律、行政法規、国家の関連規定が禁止する内容を有するその他の宣伝資料を贈呈、配布または展示してはならない

不法に輸入したもの、他人の著作権を侵害したものの、法律法規が発行を禁止するその他の状況にある出版物、出版物宣伝資料の発行、賃貸、購読募集、贈呈、配布または展示を禁止する。

本条に規定する禁止内容または状況のある出版物の鑑定については、市の出版行政部門が責任を負い、その所属する出版物鑑定機関が具体的鑑定業務を担当することができる。

第 22 条

市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門は、取得した違法容疑の証拠と通報に基づき、出版物発行活動に違法に従事した容疑のある行為に対して摘発を行なう際に、違法活動に関する物品を検査することができる。違法活動に関する物品であると証明する証拠がある場合、封鎖または差押えることができる。行政執行人が公務を執行する際に、必ず執行証書を提示しなければならない。

市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門から発行禁止と告知された出版物について、出版物発行業務に従事する組織と個人は、速やかにこれを上納し、または処分を待たなければならず、隠匿、換金、移動、廃棄してはならない。

第 4 章 法的責任

第 23 条

本条例の規定に違反する行為に対して、『出版管理条例』が処罰を規定している場合、『出版管理条例』に基づき処罰する。

本条例の規定に違反する下記の行為に対して、市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門が、状況の程度に応じて処罰を与える。

(1) 本条例第 9 条第 1 項の規定に違反し、無断で出版物取引市場を設立した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得が 1 万元以上の場合、違法所得の 2 倍以上 10 倍以下の過料に処する。違法所得が無い場合、または違法所得が 1 万元以下の場合、5,000 元以上 2 万元以下の過料に処する。

(2) 本条例第 12 条、第 15 条第 1 項の規定に違反し、直営店を増設し、加盟店を承認し、またはインターネットを通じて出版物発行業務を展開し、規定に基づく届出を行っていない場合、期限を切って是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、違法所得を没収し、100 元以上 1,000 元以下の過料に処する。

(3) 本条例第 13 条第 1 項の規定に違反し、許可証変更手続きを行っていない場合、期限を切って是正するよう命じ、100 元以上 500 元以下の過料に処する。

(4) 本条例第 14 条第 1 項の規定に違反し、指定した経営場所以外で営業した場合、是正するよう命じ、500 元以上 5,000 元以下の過料に処する。

(5) 本条例第 14 条第 2 項の規定に違反し、許可証を改ざん、譲渡、賃貸または貸与した場合、期限を切って是正するよう命じ、違法所得を没収し、1,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、併せて休業・肅正を命じ、または許可証を取り上げる。

(6) 本条例第 17 条の規定に違反し、出版物の発行、賃貸業務に従事する組織と個人または出版物取引市場は、許可書がない組織と個人に出版物を卸売り、出版物を仕入れ、または出版物の発行経営場所を提供した場合、出版物と違法所得を没収し、500 元以上 5,000 元以下の過料に処する。情状が重い場合、併せて休業・肅正を命じ、または許可証を取り上げる。

(7) 本条例第 18 条の規定に違反し、仕入証書のコピーを市の出版行政部門に報告送付して届出を行なわなかった場合、または出版物見本を提供しなかった場合、期限を切って是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、出版物 1 種類につき 500 元の過料に処する。

(8) 本条例第 20 条第 2 項の規定に違反し、小・中・高等学校の教科書補助材料を抱き合せ販売または強制的販売を行なった場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処する。

(九) 本条例第 21 条の規定に違反し、禁止する内容または状況を有する出版物、出版物宣伝資料またはその他の宣伝資料を賃貸、購読募集、贈呈、配布、展示した場合、出版物、出版物宣伝資料またはその他の宣伝資料と違法所得を没収し、違法所得が 1 万元以上の場合、違法所得の 2 倍以上 10 倍以下の過料に処する。違法所得が無い場合、または違法所得が 1 万元以下の場合、5,000 元以上 2 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、併せて休業・肅正を命じ、または許可証を取り上げる。

第 24 条

本条例の規定に違反し、許可書がない組織と個人から出版物を仕入れ、賃貸、購読募集、贈呈、配布、展示した出版物、出版物宣伝資料またはその他の宣伝資料が第 21 条に規定する内容または状況を有する場合で、当事者が出所を説明、認定し、事実であることが調査確認された場合、出版物、出版物宣伝資料またはその他の宣伝資料と違法所得を没収する以外に、本条例に規定するその他の行政処罰を軽減または免除することができる。

第 25 条

行政管理部門職員の法により執行する職務を拒否、妨害したが、刑事処罰を与える程度まで達しない場合、公安部門が『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づき処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 26 条

当事者は、市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門の具体的行政行為に不服がある場合、『中華人民共和国行政再審法』または『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、行政再審を申請するか、または行政訴訟を提起することができる。

当事者が具体的行政行為に対して期限を過ぎても再審を申請せず、訴訟も提起せずに、履行しない場合、具体的な行政行為を出した市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 27 条

市の出版行政部門または区、県の出版管理に責任を負う行政部門の直接責任を負う主管職員またはその他の直接責任者が、職務怠慢、職権濫用、情実にとらわれ不正を行なった場合、その所属する組織または上級主管部門が法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 28 条

本条例に関する用語の定義：

新聞とは、固定の名称、発行期、開版を有し、毎週少なくとも 1 回出版する連続出版物をいう。

定期刊行物とは、固定の名称と記事を有し、巻、期、年、季、月、旬、週順序の通し番号を用いて 1 冊になる連続出版物をいう。

図書とは、各種の書籍、画集、壁掛けカレンダー、写真、年画、年間カレンダーなどの出版物をいう。

電子出版物とは、デジタル方式で文章・絵・音声・画像などの情報を編集加工した後、

磁気、光、電解質上に保存し、コンピュータまたは類似の機能を有する設備を用いて読み取り使用し、それによって思想を表現し、知識を普及し、文化を蓄積し、複製発行することができる大衆配信媒体をいう。

第 29 条

本条例は、2003 年 1 月 1 日より施行する。『上海市図書新聞定期刊行物市場管理条例』は、同時に廃止する。

(8) 上海市文化娛樂市場管理条例

<修正ポイント>

1996年1月1日より施行された『上海市文化娛樂市場管理条例』は法令等の施行に伴い現在までに5回の修正が実施されている。

1回目：1997年7月7日 | 2回目：1998年11月5日 | 3回目：2000年7月13日
4回目：2003年6月26日 | 5回目：2010年9月17日

【条文の削除】

第10条

(1) 場所の責任者及び関係職員は市の文化行政管理部門が発行する「適任合格証」を取得していること。

第11条

(2) 市の文化行政管理部門が発行する「演者証」を取得した演者を有すること。

第12条

(3) 市の文化行政管理部門が発行する「演者証」を取得した公演者を有すること。

第17条

…営業的文化娛樂場の責任者及び関係職員は勤務中「適任合格証」を携帯しなければならない。

第18条

…及び「演者証」を有しない公演者

【条文の修正】

修正前	修正後
第37条 営業的文化娛樂場において反動的、猥褻的、色情的作品を公演し又は放送し、営業的文化娛樂場において賭博、色情的活動を行い、又はその他「 <u>中華人民共和国治安管理处罰条例</u> 」に違反する活動を行った場合、公安部門が法により処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	第29条 『 <u>中華人民共和国治安管理处罰法</u> 』に改正
第13条 本市の営業的文化娛樂場において公演に従事する人員は、一定の芸術実演の才能を有し、 <u>市の文化行政管理部門の審査を経て、「演者証」を取得しなければならない。</u> 芸術実演団体に所属する專業演者が営業的文化娛樂場の公演に従事することを	「 <u>市の文化行政管理部門の審査を経て、「演者証」を取得しなければならない</u> 」を削除

<p>要求する場合、所属団体の同意を得て、<u>市の文化行政管理部門に申請し、「演者証」を取得しなければならない。</u></p>	<p><u>「市の文化行政管理部門に申請し、「演者証」を取得しなければならない</u>」を削除</p>
<p>第 18 条 営業的文化娯楽場は「公演許可証」を有しない公演団<u>及び「演者証」を有しない公演者</u>を雇用して公演に従事させてはならない。…</p>	<p><u>「及び「演者証」を有しない公演者」</u>を削除</p>
<p>第 19 条 「文化経営許可証」、「公演許可証」、「<u>適任合格証</u>」<u>及び「演者証」</u>を貸与し、賃貸し、改竄又は偽造してはならない。 「文化経営許可証」、「公演許可証」、「<u>適任合格証</u>」<u>及び「演者証」</u>は毎年 1 回検査する。</p>	<p><u>「「適任合格証」及び「演者証」</u>」を削除</p>
<p>第 34 条 本条例の規定に違反し、下記行為の一に該当する場合、市の社会文化管理処又は区、県の文化行政管理部門が警告し、かつ、単位（個人営業者を含む、以下同じ）に対して、500 元以上 5 万元以下の過料に処し、個人に対して 50 元以上 5,000 元以下の過料に処し、違法所得及び違法財物があれば、違法所得及び違法財物を没収することができる。 <u>(1) 規定に従って「公演許可書」、「演者証」又は「適任合格証」を携帯しない場合。</u> <u>(2) 営業的文化娯楽場で「適任者合格証」を有しない責任者又は音声エンジニア等の職員を配置した場合。…</u> 前項の規定に違反し、情状が重大な場合、市の文化行政管理部門又は区、県の文化行政管理部門が併せて営業停止を命じ、「文化経営許可証」、「公演許可証」<u>又は「演者証」</u>を取り上げることができる。</p>	<p><u>本条例の規定に違反し、規定に従って「公演許可書」を携帯しない場合</u>、市の社会文化管理処又は区、県の文化行政管理部門が警告するほか、単位（個人営業者を含む、以下も同様）に対して、500 元以上 5 万元以下の過料に処し、個人に対して 50 元以上 5,000 元以下の過料に処し、違法所得及び違法財物があれば、違法所得及び違法財物を没収することができる。 前項の規定に違反し、情状が重大な場合、市の文化行政管理部門又は区、県の文化行政管理部門が併せて営業停止を命じ、「文化経営許可証」、「公演許可証」を取り上げることができる。</p>
<p>第 35 条 本条例の規定に違反し、下記行為の一に該当する場合、市の社会文化管理処又は区、県の文化行政管理部門が違法所得及び違法財物を没収し、かつ、単位に対して 1,000 元以上 10 万元以下の過料、個人に対して 200 元以上 2 万元以下の過料に処する。 (1) 「公演許可証」を有さない公演チーム</p>	

<p>及び「<u>演者証</u>」有しない演者を雇用した場合。</p> <p>(2) 「文化経営許可証」、「公演許可証」、「<u>演者証</u>」又は「<u>適任合格証</u>」を貸与し、賃貸し、改竄又は偽造した場合。・・・</p> <p>前項の規定に違反し、情状が重大な場合、市の文化行政管理部門又は区、県の文化行政管理部門が併せて営業停止を命じ、「文化経営許可証」、「公演許可書」又は「<u>演者証</u>」を取り上げることができる。</p>	<p>「及び「<u>演者証</u>」有しない演者」を削除</p> <p>「<u>演者証</u>」又は「<u>適任合格証</u>」を削除</p> <p>「又は「<u>演者証</u>」」を削除</p>
---	--

上海市文化娛樂市場管理條例

第1章 總則

第1条

本市の營業的文化娛樂場及び文化娛樂經營活動の管理を強化し、文化娛樂市場の健全な發展を保障し、人民大衆の文化生活を豊かにするために、国家の關係する法律、法規に基づき、本市の實際狀況に結び付けて、本條例を制定する。

第2条

本條例にいう營業的文化娛樂場とは、營利を目的とする下記の場所を指す。

- (1) ダンスホール、カラオケホール。
- (2) 音樂喫茶店。
- (3) ゲームセンター。
- (4) 遊芸機センター。
- (5) ビリヤード。
- (6) 国家又は本市が指定するその他の文化娛樂場。

本條例にいう文化娛樂經營活動とは、下記のものを指す。

- (1) 營業的文化娛樂場での各種營業的実演活動（ファッションショーの実演活動を含む）。
- (2) 營業的レストランでの各種実演活動。
- (3) 文化娛樂マネージメント機構及びマネージャーの仲介活動。

第3条

本條例は、本市における營業的文化娛樂場の開設及び文化娛樂經營活動の従事並びに營業的文化娛樂場及び文化娛樂經營活動に対する管理に適用する。

第4条

法により營業的文化娛樂場を開設し、文化娛樂經營活動に従事することは、法律の保護を受ける。

文化娛樂經營活動は、文化的で、健康的で、有益かつ安全でなければならない。

国家の利益及び社会公共の利益を損なう文化娯楽活動に従事することを禁止する。

第5条

本市は、営業的文化娯楽場の開設及び文化娯楽経営活動の従事に対して、許可証制度を実行する。

第2章 機構及び職責

第6条

市の文化行政管理部門は、本市の文化娯楽市場の主管部門であり、主な職責は下記の通りである。

- (1) 国家及び本市の関係する法律、法規の執行を貫徹し、本条例の実施に責任を負う。
- (2) 本市の文化娯楽市場の発展計画を制定し、マクロコントロールを実行する。
- (3) 本市の文化娯楽市場の監督及び管理について責任を負う。
- (4) 本市の文化娯楽市場の管理者及び従業員の審査に責任を負う。
- (5) 本市の文化娯楽市場の繁栄に貢献した単位及び個人に対して表彰及び奨励を与える。
- (6) 本条例に違反する行為に対して処罰を行う。

市の文化行政管理部門が主管する市の社会文化管理処は、本市の文化娯楽市場の具体的な管理事務を担当し、本条例の授權により行政処罰を実施する。

第7条

区、県の文化行政管理部門は、本区、県の文化娯楽市場の管理に責任を負い、業務上、市の文化行政管理部門の監督及び指導を受ける。主な職責は、下記のとおりである。

- (1) 国家及び本市の関係する法律、法規の執行を貫徹する。
- (2) 本市の文化娯楽市場の発展計画に基づき、本区、県の文化娯楽市場の発展計画を制定し、組織し実施する。
- (3) 本区、県の営業的な文化娯楽場及び文化娯楽経営活動の監督及び管理について責任を負う。
- (4) 文化娯楽市場の繁栄のために貢献した単位と個人に対し、表彰及び奨励を与える。
- (5) 本条例に違反する行為に対して処罰を行う。

第8条

各級の公安、工商行政、衛生、物価、財政、税務、環境保護及びその他の関連部門は、法により各自の職責を履行し、文化行政管理部門に協力して、本条例を実施しなければならない。

第3章 申請及び許可

第9条

営業的文化娯楽場を開設し又は文化娯楽経営活動に従事するには、文化行政管理部門に申請を提出しなければならない。文化行政管理部門の認可を得ずに、営業的文化娯楽場の開設及び文化娯楽経営活動に従事してはならない。

第10条

営業的文化娯楽場を開設するには、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 基準に合致する経営場所及び関連施設を備えていること。
- (2) 場所の建築構造は安全で合理的で、消防施設は完備有効で、かつ消防合格証書を取得していること。
- (3) 衛生、通風、騒音防止等の施設が基準に合致していること。
- (4) 規定された金額の登録資本金を有すること。
- (5) 必要な管理制度を有すること。

第11条

営業的公演チームを結成するには、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 業務を熟知し、市の文化行政管理部門の審査に合格した責任者を有すること。
- (2) 必要な楽器及び実演のプログラムを有すること。
- (3) 必要な管理制度を有すること。

第12条

営業的ファッションショー実演チームを結成するには、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 一定の専門知識及び管理能力を備える責任者を有すること。
- (2) 固定的な開催場所、練習場及び公演に必要な器材設備を有すること。
- (3) 規定された金額の資金を有すること。
- (4) 必要な管理制度を有すること。

第13条

本市の営業的文化娯楽場において公演に従事する人員は、一定の芸術実演の才能を有しなければならない。

芸術実演団体に所属する専業演者が営業的文化娯楽場の公演に従事することを要求する場合、所属団体の同意を得なければならない。

第14条

文化娯楽マネジメント機構を設立するには、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 一定の業務水準及び管理能力を有する責任者並びに業務に熟知する従業員を有すること。
- (2) 固定的な開催場所及び経営範囲に相応しい施設を有すること。
- (3) 独立会計、自主経営、損益自己責任を実行すること。
- (4) 規定された金額の登録資本金を有すること。
- (5) 必要な管理制度を有すること。

第15条

文化娯楽マネージャーは、一定の文化水準及び文化娯楽業務に従事した経歴を有しなければならない。具体的な条件は、人民政府の関係部門が別途規定する。

第16条

営業的文化娯楽場を開設し又は文化娯楽経営活動に従事するには、下記の規定に従って

審査認可手続を行う。

(1) 星級ホテルにおいて営業的文化娯楽場を開設する場合、市の文化行政管理部門に申請を提出しなければならない。市の文化行政管理部門は申請書を受取った日から 20 日以内に審査認可の決定を出し、条件に合致する場合、「文化経営許可書」を発行しなければならない。

(2) その他の場所で営業的文化娯楽場所を開設する場合、所在地の区、県の文化行政管理部門に申請を提出しなければならない。区、県の文化行政管理部門は申請書を受取った日から 10 日以内に審査認可意見を提出し、市の文化行政管理部門に報告して審査認可を得なければならない。市の文化行政管理部門は認可報告書を受取った日から 10 日以内に書面回答を出さなければならない。認可を受けた場合、区、県の文化行政管理部門が「文化経営許可書」を発行する。

(3) 営業的公演チーム又は営業的ファッションショー実演チームを結成する場合、市の文化行政管理部門に申請を提出しなければならない。市の文化行政管理部門は申請書を受取った日から 15 日以内に審査認可の決定を出さなければならない。条件に合致する場合、「公演許可書」を発行する。

(4) 文化娯楽マネジメント機構を設立し又は個人が文化娯楽マネジメント活動に従事する場合、市の文化行政管理部門に申請を提出しなければならない。市の文化行政管理部門は申請書を受取った日から 30 日以内に審査認可決定を出さなければならない。条件に合致する場合、「文化経営許可書」を発行する。

認可により「文化経営許可証」を取得した場合、国家の関係規定に基づき所在地の文化行政管理部門に営業許可書を申請しなければならない。うち、営業的文化娯楽場の開設を申請する場合、さらに同時に衛生行政管理部門に衛生許可証を申請しなければならない。

第 4 章 経営管理

第 17 条

営業的文化娯楽場では、目立つ位置に「文化経営許可証」を掲示しなければならない。
公演チーム、ファッションショー実演団及び公演者が営業的文化娯楽場で公演する際は、「公演許可証」を携帯しなければならない。

第 18 条

営業的文化娯楽場は「公演許可証」を有しない公演団を雇用して公演に従事させてはならない。

第 19 条

「文化経営許可証」、「公演許可証」を貸与、賃貸、改ざん又は偽造してはならない。
「文化経営許可証」、「公演許可証」は毎年 1 回検査する。

第 20 条

営業的文化娯楽場で公演を行う場合、当事者は公演の内容、時間、回数、収入の割当て及び違約責任等について書面による公演契約を締結し、かつ、市又は区、県の文化行政管理部門に届け出なければならない。

第 21 条

営業的文化娯楽場には、規定の人数収容者基準を超えて入場券を発売し又は消費者を入場させてはならない。営業的文化娯楽場の収容人数の具体的な基準は、市の文化行政管理部門が規定する。

第 22 条

営業的文化娯楽場には、国家が認可した音声映像出版単位が出版、発行したレーザーディスク及びその他の音楽映像製品を使用しなければならない。

ゲームセンター及び遊戯場で使用する機種及びゲーム、遊戯内容は、市の文化行政管理部門に報告して審査認可を受けなければならない。

第 23 条

営業的文化娯楽場では、賭博及び色情活動を行ってはならない。

営業的ダンスホール、カラオケホールには、未成年者を受け入れてはならない。営業的遊戯センターは国家の法定休祭日以外に、未成年者を受け入れてはならない。

営業的文化娯楽場は経営を下請させることを禁止する。

第 24 条

営業的文化娯楽場は、国家及び本市の物価管理関係の法律、法規を執行し、かつ正札価格を実行しなければならない。

第 25 条

他の省、自治区、直轄市の公演チーム又は個人が、本市に来て文化娯楽経営活動に従事する場合、所在地の省、自治区、直轄市の文化行政管理部門の認可文書を持参して、本市の文化行政管理部門に文化娯楽経営活動に従事する手続をしなければならない。

第 26 条

外国又は香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の実演団体及び個人が、本市の営業的文化娯楽場で公演する場合、主催単位が国家の関係部門の認可文書を持参して、市の文化行政管理部門で「公演許可証」の取得手続をとらなければならない。

第 27 条

「文化経営許可証」を有しない単位が、臨時的な文化娯楽経営活動を営む必要がある場合、市の文化行政管理部門に「臨時的文化経営許可証」を申請しなければならない。

第 28 条

営業的文化娯楽場が発行する公演広告の内容は、真実、合法、健康的でなければならず、虚偽、欺瞞により消費者を騙してはならない。

第 29 条

文化娯楽マネジメント機構及びマネージャーは、1年以内に経営活動に従事していない場合、市の文化行政管理部門はその経営資格を取り消し、「文化経営許可証」を回収し、かつ工商行政管理部門がその工商登録を抹消する。

第30条

公共図書館、博物館、小・中・高等学校、少年児童活動場所及び本市が規定する場所において、営業的文化娯楽活動を行ってはならない。

第31条

文化娯楽経営活動に従事する単位及び個人は、文化娯楽活動の営業報告書を市又は区、県の文化行政管理部門に届け出なければならない。

第32条

文化娯楽市場の査察員は、営業的文化娯楽場及び文化娯楽経営活動について、本条例の遵守状況について査察する。

査察員は公務執行時に、査察員証明書を提示しなければならない。

第33条

文化娯楽経営活動の中の違法事件の通報又は摘発に協力し貢献した単位及び個人に対して、文化行政管理部門は表彰及び奨励を与えなければならない。

第5章 法的責任

第34条

本条例の規定に違反し、規定に従って「公演許可書」を携帯しない場合、市の社会文化管理処又は区、県の文化行政管理部門が警告するほか、単位（個人営業者を含む、以下も同様）に対して、500元以上5万元以下の過料に処し、個人に対して50元以上5,000元以下の過料に処し、違法所得及び違法財物があれば、違法所得及び違法財物を没収することができる。

前項の規定に違反し、情状が重大な場合、市の文化行政管理部門又は区、県の文化行政管理部門が併せて営業停止を命じ、「文化経営許可証」、「公演許可証」を取り上げることができる。

第35条

本条例の規定に違反し、下記行為のいずれかに該当する場合、市の社会文化管理処又は区、県の文化行政管理部門が違法所得及び違法財物を没収するほか、単位に対して1,000元以上10万元以下の過料、個人に対して200元以上2万元以下の過料に処する。

(1) 「公演許可証」を有さない公演チームを雇用した場合。

(2) 「文化経営許可証」、「公演許可証」を貸与、賃貸、改ざん又は偽造した場合。

(3) 他の省、自治区、直轄市の実演チーム又は個人が、市の文化行政管理部門に関係手続をせずに、本市において文化娯楽経営活動を行った場合。

(4) 認可を得ずに、外国又は香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の実演団体又は個人を組織し、本市に来て営業的文化娯楽場で公演した場合。

前項の規定に違反し、情状が重大な場合、市の文化行政管理部門又は区、県の文化行政管理部門が併せて営業停止を命じ、「文化経営許可証」、「公演許可書」を取り上げることができる。

第 36 条

営業的文化娯楽場の経営を下請けさせた場合、市、区又は県の文化行政管理部門がその「文化経営許可証」を一時差押え、又は取り上げる。

第 37 条

営業的文化娯楽場において反動的、猥褻的、色情的作品を公演し又は放送し、営業的文化娯楽場において賭博、色情的活動を行い、又はその他「中華人民共和国治安管理処罰法」に違反する活動を行った場合、公安部門が法により処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 38 条

文化行政管理部門又は市の社会文化管理処が本条例に違反した単位及び個人に対して行政処罰を与える場合、行政処罰決定書を発行しなければならない。過料又は没収金を徴収する場合、市の財政部門が統一的に制定した過料没収金領収書を発行する。過料及び没収金はすべて国庫に上納する。

市、区又は県の文化行政管理部門が「文化経営許可証」を取り上げる処罰決定を出した日から 7 日以内に、その処罰決定書抄本を関係行政管理部門に送付しなければならない。

第 39 条

当事者は、文化行政管理部門又は市の社会文化管理処の具体的な行政行為に対して不服がある場合、『中華人民共和国行政再審法』又は『中国人民共和国行政訴訟法』の規定に従って、再審を申請するか、又は訴訟を提起することができる。

当事者は、文化行政管理部門又は市の社会文化管理処の行政処罰決定に対して、期限内に再審申請をせず、訴訟も提起せずに、履行しない場合、文化行政管理部門又は市の社会文化管理処は、人民法院に強制執行を申請することができる。

第 40 条

文化行政管理部門及び市の社会文化管理処の職員は、職責に忠実に職務を遂行し、廉潔公正に法を執行しなければならない。職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合、その所在する単位又は上級管轄部門が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 付則

第 41 条

本条例にいう遊芸機とは、市の文化行政管理部門の審査を受けて、未成年者に開放が許されるゲーム機を指す。

第 42 条

本条例の実施細則は、市の人民政府により制定、公布施行する。

第 43 条

本条例は、1996 年 1 月 1 日より施行する。

(9) 上海市文化娛樂市場管理條例實施細則

<修正ポイント>

1996年9月1日より施行された『上海市文化娛樂市場管理條例實施細則』は1997年12月14日に1回目の修正が行われた後、1987年1月から施行されていた『中華人民共和國治安管理處罰條例』が廃止され、『中華人民共和國治安管理處罰法』が施行されたことに伴い2010年12月20日、2回目の修正が実施された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第29条 製品品質監督法執行担当者が法により公務を執行することを妨害する場合、公安機関が『中華人民共和國治安管理處罰條例』に基づき処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。	『中華人民共和國治安管理處罰法』に修正

上海市文化娛樂市場管理條例實施細則

第1条 (根拠)

『上海市文化娛樂市場管理條例』(以下、『條例』という。)の規定に基づき、本細則を制定する。

第2条 (適用範囲)

本細則は、本市における営業的文化娛樂場の開設及び文化娛樂經營活動の従事、並びに営業的文化娛樂場、文化娛樂經營活動に対する管理に適用する。

第3条 (主管部門及び協働管理部門)

上海市文化行政管理部門(以下、「市文化行政管理部門」という。)は、本市文化娛樂市場の主管部門である。上海市社会文化管理處は、本市文化娛樂市場の具体的な管理業務に責任を負う。

区・県文化行政管理部門は、自区・県文化娛樂市場の管理に責任を負い、業務上では市文化行政管理部門の監督、指導を受ける。

各級公安、工商行政、衛生、物価、財政、税務、環境保全、観光、労働、不動産及び土地管理部門は、法により各自の職責を履行し、文化行政管理部門に協力して本細則を実施しなければならない。

第4条 (営業的ダンスホールの開設条件)

営業的ダンスホールを開設するには、『條例』第10条に定める条件に合致しなければならない。うち、經營場所の基準及び付帯の施設についての要求として、下記のことを含む。

- (1) 營業場所の使用面積は、国及び本市の關係規定に合致すること。

(2) 踊り場の面積が営業場所の面積に占める割合は社交ダンスホールは40%以上、ディスコダンスホール及びミュージックホールは30%以上であること。

(3) 2つ以上の出入り通路を有し、出入り通路口に目立つ案内看板及び外開きドアを設置すること。

(4) 踊り場と休憩席が別々に設置されること。

(5) 衣類保管室を有すること。

(6) 公演を行う場合に、固定したショーステージを設置すること。

第5条（営業的音楽喫茶店の開設条件）

営業的音楽喫茶店を開設するには、『条例』第10条に定める条件に合致しなければならない。うち、経営場所の基準及び付帯の施設についての要求として、下記のことを含む。

(1) 営業場所の使用面積は、国及び当市の関係規定に合致すること。

(2) 出入り通路口に目立つ案内看板及び外開きドアを設置すること。うち、営業場の面積が120平米を超える場合に、2つ以上の出入り通路を設置すること。

(3) 公演を行う場合に、固定したショーステージを設置すること。

第6条（営業的カラオケホールの開設条件）

営業的カラオケホールを開設するには、『条例』第10条に定める条件に合致しなければならない。うち、経営場所の基準及び付帯の施設についての要求として、下記のことを含む。

(1) 営業場所の使用面積は、国及び当市の関係規定に合致すること。

(2) 注文に供する歌が1,000曲以上あること。

(3) 出入り通路口に目立つ案内看板及び外開きドアを設置すること。うち、営業場の面積が120平米を超える場合に、2つ以上の出入り通路を設置すること。

(4) 個室を設置するものは、市域の場合は10室、郊外・県域の場合は5室を下回らず、1室ごとの使用面積が8平米以上あること、個室のドアに内鍵装置がないこと、個室のドア若しくは廊下側沿いの仕切り壁に、床から1.2メートルの位置から、面積が0.4平米以上、はっきりと透けて見える透明素材を取り付けること。

第7条（営業的ゲームセンター、遊技場及びビリヤードの開設条件）

営業的ゲームセンター、遊技場若しくはビリヤードを開設するには、『条例』第10条に定める条件に合致しなければならない。うち、経営場所の基準及び付帯の施設についての要求として、下記のことを含む。

(1) 営業場所の使用面積は国及び当市の関係規定に合致すること。

(2) ゲームセンター、遊技場の室内通路の幅が2メートル以上、ビリヤード室内のビリヤード台の間隔が1.5メートル以上であること。

(3) 出入り通路口に目立つ案内看板及び外開きドアを設置すること。うち、営業場の面積が120平米を超える場合に、2つ以上の出入り通路を設置すること。

第8条（各種実演イベントを行う営業的レストランの開設条件）

各種実演イベントを行い、若しくは顧客を楽しませるカラオケ機器を設置する営業的レストランは、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 営業場の面積が40平米以上であること。
- (2) 公演がある場合に、固定したショーステージを設置すること。
- (3) 個室を設置するものは、個室のドアに内鍵装置がないこと、個室のドア若しくは廊下側沿いの仕切り壁に、床から1.2メートルの位置から、面積が0.4平米以上、はっきりと透けて見える透明素材を取り付けること。

第9条（営業的文化遊楽場の開設条件）

営業的文化遊楽場を開設するには、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 基準に合致する経営場所を有すること。
- (2) 移動器具の据付と使用において、所定の安全基準に合致すること。
- (3) 消防施設が整備されて有効であり、かつ消防合格証書を取得したこと。
- (4) 所定金額の登録資金を有すること。
- (5) 必要な管理制度を有すること。

第10条（公演チームの結成条件）

営業的公演チームを結成するには、『条例』第11条に定める条件に合致しなければならない。『条例』第11条第(1)号、第(3)号に定める条件とは、次に掲げることを指す。

- (1) 中等以上の学歴を備え、業務を熟知する責任者を有すること。
- (2) 必要な楽器等の公演用機材を有すること。
- (3) 2つ以上の演目を有すること。

第11条（営業的文化娯楽場の開設申請時に提出しなければならない資料）

営業的文化娯楽場の開設申請にあたって、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 経営場所の建築平面図
- (3) 経営場所に関する消防合格証書
- (4) 移動器具の名称、種類及び用途等の資料
- (5) 経営場所に関する不動産所有権証書若しくは建物賃貸借契約書

第12条（営業的文化娯楽イベントが禁止される場所）

公共図書館、博物館、美術館、病院、墓園、公営墓地、小・中・高等学校、幼稚園、少年児童活動場所等の場所において営業的文化娯楽イベントを行うことは禁止される。

小・中・高等学校の周辺200メートルの範囲内に、ゲームセンター及び遊技場を開設することが禁止される。

第13条（照明上の要求とサウンドレベルの制御）

営業的文化娯楽場の中の照明及びサウンドレベルの制御において、衛生部により許可された『文化娯楽場における衛生基準』の規定に合致しなければならない。

営業的文化娯楽場において経営活動に従事する際に、有効な措置を講じ、騒音で他人の通常の仕事、勉学と生活に影響しないようにしなければならない。

第14条（収容人数の基準）

営業的文化娯楽場の収容人数の基準は、以下に掲げる1人当たり保有する営業場の面積に応じて計算する。

(1) 社交ダンスホールは2.5平米／人、ディスコダンスホール及びミュージックホールは2平米／人。

(2) 音楽喫茶店及びカラオケホールは1.2平米／人。

営業的文化娯楽場における各種の娯楽項目において、別々に収容人数を算定し、別々にチケットを売らなければならない。

第15条（安全管理担当者の配備）

営業的文化娯楽場には、算定した収容人数に応じて、安全管理担当者を合理的に配備しなければならない。具体的な基準は、市公安部門が市文化行政管理部門とともに別途制定する。

第16条（音声映像製品使用の規定）

営業的文化娯楽場において、レーザーディスク等の音声映像製品を使用する場合に、市文化行政管理部門に目録を申告し、かつ音声映像製品の出版機構、著作権者を証明する関係資料を提出しなければならない。

第17条（文化娯楽活動の内容についての要求）

営業的文化娯楽場及び営業的レストランで行われる文化娯楽活動は、文明的、健康的なものでなければならず、反動的で、淫猥なもの及びその他の健康的でない内容の演目を放送したり、実演したりしてはならない。

営業場面積が150平米未満の営業的文化娯楽場及び営業的レストランは、ファッションショー、歌唱舞踊実演及びその他の大型実演を行ってはならない。

第18条（ゲームセンターで経営活動に従事する際の規制）

ゲームセンター経営者は、下記の経営活動に従事してはならない。

(1) 反動的、淫猥及び色情、虐殺暴力などの有害な内容を含むゲーム機を設置すること。

(2) スロットマシン、フルーツソーターマシン、トランプマシン及びそれと類似する

ゲーム機を設置すること。

(3) ゲーム機を利用して、現金、賞金券、景品と交換する景品付き営業活動を行うこと。

第19条（遊技場の景品付き営業活動に従事する際の要求）

遊技場の経営者が、遊技機を利用して景品付き経営活動に従事する場合には、市文化行政管理部門に景品目録を届け出なければならない。

第20条（価格管理）

営業的文化娯楽場には、価格を明記し、価格と品目を揃え、的確な基準としなければならない。消費者に最低消費レベルを定めた営業的文化娯楽場は、入り口にて最低消費レベルの金額を明記しなければならない。

第21条（契約書の届出）

営業的文化娯楽場で営業的実演に従事する場合、各当事者は『条例』第20条の規定に従い、書面での実演契約書を締結し、かつ下記の規定に従い市または区・県文化行政管理部門にて公演契約書届出手続を行わなければならない。

(1) 星級ホテル内の営業的文化娯楽場で営業的実演に従事する場合には、市文化行政管理部門に届け出る。

(2) その他の営業的文化娯楽場で営業的実演に従事する場合には、営業的文化娯楽場の所在地の区・県文化行政管理部門に届け出る。

第22条（出演者の変更）

営業的公演チーム及びファッションショー実演チームの出演者を変更する場合に、市文化行政管理部門にて届出手続を行わなければならない。

第23条（査察）

文化娯楽市場の査察担当者は、営業的文化娯楽場及び文化娯楽経営活動について定期または不定期的な査察を行わなければならない。関係の単位と要員は、査察担当者の作業に協力し、事実のとおり状況を示し、関係の資料を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。

査察担当者が法により公務を執行する時に、当事者に中華人民共和国文化部にて統一に印刷製作した『中華人民共和国文化市場査察証』を提示しなければならない。

第24条（行政処罰）

『条例』及び本細則の規定に違反した単位と個人には、市または区・県文化行政管理部門が『条例』第36条、第37条及び第38条の規定に基づいて処罰を与える。

第25条 （関係用語の意味）

本弁法に言う文化遊楽場とは、テーマゲーム、ミニチュア景観鑑賞を設置し、文芸公演等のイベントを組み入れるものを指す。

第26条 （運用解釈の部門）

本細則の具体的な運用面の問題は、市文化行政管理部門が解釈に責任を負う。

第27条 （施行日と廃止事項）

本細則は、1996年9月1日より施行する。上海市人民政府により1992年5月29日付けで発表された『上海市営業的文化娯楽業管理弁法』及び1993年12月6日付けで発表された『上海市営業的ゲーム機娯楽業管理弁法』は、同時に廃止する。

(10) 浙江省著作権管理弁法

<修正ポイント>

2009年1月1日より施行された『浙江省著作権管理弁法』は、国家版權局が2010年10月19日に公布し、2011年1月1日より施行した『中華人民共和國著作権質權登記弁法』の中で、国家版權局が著作権質權の登記に責任を持つことが規定されたことなどにより、2012年4月2日に修正された。

【条文の削除】

第12条

著作権の中の財産権を質権にする場合、質権設定者と質権者は著作権質権契約を締結して、規定により県級以上の人民政府著作権行政管理部門に質権契約登記を行わなければならない。質権契約は登記日から効力が発生する。質権契約登記の具体的な条件とプロセスは、著作権行政管理部門が国の関連規定に基づき制定する。

浙江省著作権管理弁法

第1章 総則

第1条

著作権（版權）の行政管理を規範化し、著作権及び著作権に関する權益に対する保護を強化し、文化のイノベーションを奨励し、版權関係産業の發展を促進するために、「中華人民共和國著作権法」及びその他関係法律、法規に基づき、本省の実情と結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法は、本省行政地域内の著作権管理に適用する。

本弁法にいう著作権管理とは、著作権の行政管理に関する管理、サービス、指導及び保護活動を指す。

本弁法にいう版權関係産業とは、新聞出版、ラジオ・映画・テレビ、文学芸術、文化娯楽、広告設計、工芸美術、コンピューターソフトウェア、情報ネットワーク等の産業を指す。

第3条

県級以上の人民政府は、著作権管理活動に対する指導及び協調を強化し、関連制度を確立、健全化し、著作権管理活動に必要な経費を手配、保証しなければならない。

第4条

県級以上の人民政府及び関係部門は、本省經濟社会發展の促進に資する優秀な著作物の対外伝播と文化交流を奨励し、相応の制度を確立して保障しなければならない。

第5条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、本行政地域内の著作権管理を主管する。

新聞出版、文化、ラジオ・映画・テレビ、工商行政管理、公安、科学技術、教育、財政、

商務、経済及び情報化、司法行政、海関等の関係部門及び単位は、各自の職責により、著作権管理の関係業務に最善を尽くさなければならない。

第2章 管理サービス

第6条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、著作権管理業務責任制を確立、整備し、業務講習及び宣伝教育の展開を組織し、関係登記、届出の手続を規範化し、著作権者及び著作権に関する権利者に便利的、効率的なサービスを提供しなければならない。

第7条

省著作権行政管理部門は、全省の著作物の登記について責任を負う。

省著作権行政管理部門は、著作物登記業務の需要に応じて、法により関係単位に著作物の登記申請の受理を委託し、それに対する指導及び監督管理を強化することができる。

第8条

著作物登記は、自由意志の原則を実行する。著作物登記証は、著作権帰属を認定する証拠の1つである。

下記の著作物について登記を申請することができる。

- (1) 文字著作物。
- (2) 口述著作物。
- (3) 音楽、演劇、演芸、舞踏、曲芸芸術著作物。
- (4) 美術、建築著作物。
- (5) 撮影著作物。
- (6) 映画著作物及び映画撮影に類似する方法で創作する著作物。
- (7) 工事設計図、製品設計図、地図、略図等図形著作物及び模型著作物。
- (8) 法律、法規が定めたその他の著作物。

コンピューターソフトウェア著作物の登記は、国家の関係規定に従い執行する。

第9条

著作権者は、省著作権行政管理部門に著作物登記を申請することができる。

著作物登記を申請する時に、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 著作物登記申請書。
- (2) 著作物登記表。
- (3) 著作物そのもの又はその複製品。
- (4) 著作物説明書。
- (5) 権利保証書。
- (6) 公民身分証明書、法人又はその他組織の設立証明。
- (7) 法により提出しなければならない他の資料。

省著作権行政管理部門は、申請を受理する日から30営業日以内に、著作物登記の審査作業を完成しなければならない。登記条件に合致する著作物に対して、著作物登記証を発行し、権利帰属が不明か又は著作権法律、法規に保護されない等登記条件に合致しない著作物に対して、登記をせずに、タイムリーに申請者に告知しなければならない。

第 10 条

省著作権行政管理部門は、登記済著作物の著作権者、著作物名称、登記日等の関連データについて定期的に公告し、公衆に検索サービスを提供しなければならない。

第 11 条

本省で外国著作権者の出版物等を印刷又は複製する場合、印刷、複製生産経営単位は、省著作権行政管理部門に授權状等著作権証明及び関連契約書等の資料を提出し、法により登記を行わなければならない。

本省で外国著作権者の出版物を出版する場合、省出版行政管理部門は関連の審査・批准事項を行う時に、出版生産経営単位が省著作権行政管理部門に出版契約等の関連資料を提出するよう要求し、国の関連規定に従って登記を行わなければならない。

第 12 条

著作権専有許可使用契約又は譲渡契約を締結する時に、当事者は、所在地の県級以上人民政府の著作権行政管理部門で契約の登記を行うことができる。

第 13 条

著作権に関する展示会活動を開催する時に、主催者は、展示会所在地の県級以上人民政府の著作権行政管理部門に、関連状況をタイムリーに報告しなければならない。著作権行政管理部門は、法により監督管理を実施しなければならない。

第 14 条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門と市場管理を担当する関係部門は、版權関係産業専門市場に対する監督管理を強化し、長期的管理制度と体制を確立し、競争秩序を規範化し、版權保護を強化して、版權関係産業の健康的、秩序的発展のために良好な環境を作り出さなければならない。

第 15 条

図書、新聞、雑誌、音楽映像製品、電子出版物、コンピューターソフトウェア等について、印刷、複製、製作等の生産経営単位は、合法的授權を得ずに印刷、複製、製作してはならない。

図書、新聞、雑誌、音楽映像製品、電子出版物、コンピューターソフトウェア等の事業者は、合法的出所の証明がない複製品を販売してはならない。

ラジオ放送局、テレビ局、娯楽場所、ウェブサイト等の経営単位は、不法に音楽映像製品を放送し、電子出版物を使用してはならない。

第 16 条

他人の著作物をビジネス活動に直接に使用し、又は技術設備を通じて使用する場合、事業者は、著作権者又は著作権集団管理組織の許可を得なければならない。

第 17 条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、法により相続人がいない又は遺贈を受ける人がいない著作物の使用権、報酬獲得権を行使する場合、当該権利を行使する前に公告をしなければならない。公告期間は 60 日間であり、取得する報酬はタイムリーに国庫に納付

しなければならない。

第18条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、当事者の申請に基づき、著作権紛争について調停することができる。

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、当事者、利害関係者又は関係機関の申請に基づき、関係事件における著作権に関する問題について意見を出すことができる。

第19条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、著作権に関する権益の保護及び管理制度を確立し、権利者が自ら保護意識を高めるよう指導し、保護措置を徹底し、法により出版者、公演者、録音録画製作者、ネットワークサービス提供者、ラジオ放送局、テレビ局の著作権に関する権益に対する保護を強化しなければならない。

第3章 法執行検査

第20条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、本行政地域内における著作権法律、法規、規章の実施状況に対する監督を強化し、法により著作権者及び関係権利者の合法的権益を守らなければならない。

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、苦情相談、通報受理及び巡察等の業務制度を整備し、職責分業及び処理手続を明確にし、行政法執行責任制を整え、日常的監督管理を強化し、業務効率を高め、タイムリーに法により違法行為を処置しなければならない。

第21条

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、法により公共利益を害する嫌疑がある著作権侵害行為の関係場所、物品を検査することができる。

県級以上人民政府の著作権行政管理部門は、著作権侵害の嫌疑がある行為の関係証拠に対し、法により以下の措置を取って収集することができる。

(1) 関係の契約書、領収書、帳簿、伝票、記録、業務通信及びその他書面資料を検閲、複製する。

(2) 関係の著作物、複製品等に対し証拠としてサンプルを抜取る又は先行登記、保存する。

(3) 関係の道具、設備、材料等の物品を先行登記、保存する。

(4) その他法により取ることができる証拠収集措置。

県級以上人民政府の著作権行政管理部門が法により検査又は証拠収集を実施する時に、検査、証拠収集される単位及び個人は協力しなければならない、拒否、妨害してはならない。

第22条

公安、文化、ラジオ・映画・テレビ、経済及び情報化、海関等の部門及び単位は、著作権行政管理部門との協力を強化し、提携制度を確立し、法により著作権に関する違法犯罪行為を処罰しなければならない。

関係単位は、著作権行政管理部門が著作権侵害行為を摘発するのに積極的に協力しなければならない。

第4章 法的責任

第23条

著作権を侵害した場合、侵害行為者は法により侵害を停止し、影響を除去し、謝罪し、損失を賠償する等の民事責任を負わなければならない。

侵害行為が同時に公共利益を害した場合、著作権行政管理部門は、『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国著作権法实施条例』、『コンピューターソフトウェア保護条例』、『情報ネットワーク伝播権保護条例』等の法律、法規の関連規定に基づき、情状を見て侵害行為停止命令、違法所得の没収、侵害複製品の没収、廃棄、案件に関する道具（設備、材料）の没収及び過料等相応の処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第24条

本条例の規定に違反し、著作物登記を申請する時にいんちきをして著作物登記を詐取した場合、省著作権行政管理部門は登記を取消すとともに、登記申請者を1,000元以上2,000以下の過料に処する。

第25条

複製品の出版者、製作者は、その出版、製作が合法的授権を取得したと証明できず、複製品の発行者又は映画著作物又は映画撮影に類似する方法で創作する著作物、コンピューターソフトウェア、録音録画製品の複製品の賃貸業者は、その発行、賃貸する複製品が合法的出所があると証明できない場合、法的責任を負わなければならない。

第26条

侵害行為を制止するために、証拠が消滅するおそれがある又は今後取得が困難である場合、著作権者又は著作権に関する権利者は、提訴前に法により人民法院に証拠の保全を申請することができる。

第27条

著作権行政管理部門の職員が職権濫用し、私情にとらわれ不正行為を行い、職務怠慢した場合、法により処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第5章 付則

第28条

本弁法は、2009年1月1日より施行する。

(11) 浙江省文化市場管理条例

<修正ポイント>

1995年10月12日より施行された『浙江省文化市場管理条例』は2回の修正を経て2011年12月13日、『中華人民共和國行政強制法』が施行されたことに伴い3回目の修正が実施された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第28条 <u>…違法な出版物等違法経営の物品と違法経営に用いられる工具(機材・設備を含む)について、文化市場行政管理部は没収、封鎖保存措置を講じることができる。没収、封鎖保存措置を講じる場合は、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経て、関連の規定に従い没収、封鎖保存通知書を発行してリストを作成し、かつ遅滞なく調査処理をしなければならない。</u> <u>没収、封鎖保存の期間は30日を超えてはならない。事件の状況が複雑であるなど、特別な事情で確かに延長する必要がある場合、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経なければならない。ただし、延長期間は30日を超えてはならない。</u></p>	<p><u>…違法な出版活動に関係していることを証明する証拠がある品物は、文化市場行政管理部門が封鎖、差押え措置を講じることができる。封鎖、差押え措置を講じる場合は、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経て、関係の規定に従い封鎖・差押え決定書を発行してリストを作成し、かつ遅滞なく摘発しなければならない。</u> <u>封鎖保存・差押えの期間は30日を超えてはならない。事件の状況が複雑であるなど、特別な事情で確かに延長する必要がある場合、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経なければならない。ただし、延長期間は30日を超えてはならない。</u></p>

浙江省文化市場管理条例

第1章 総則

第1条

文化市場の管理を強化し、文化事業の健全な発展を促進し、人民群衆の文化生活を豊かにし、社会主義物質文明と精神文明の建設を推進するために、国の関係法律、法規に基づき、当省の実際に結びつけて、本条例を制定する。

第2条

本条例に言う文化市場管理とは、以下のことを指す。

- (1) 出版物の経営活動の管理。
- (2) 営業性文化娯楽活動の管理。
- (3) 営業性文芸実演の管理。

法律、法規、規則に定めるその他の文化経営活動の管理は、その規定に従う。

第3条

文化経営活動は、法律法規を遵守し、人民への奉仕、社会主義への奉仕の方向を堅持し、社会の進歩に有益で、公民の文化素質の向上に有益なものでなければならない。

第4条

各級人民政府は、文化市場管理活動に対する指導を強化し、文化市場管理仕組みを整備し、健康で有益な文化経営活動を奨励支持し、低級卑俗な文化経営活動を排斥し、内容が反動的で淫猥、色情的なもの、及びその他の不法な文化経営活動を取締まり、先進的な文化及び文化産業が繁栄し発展するよう促進しなければならない。

第5条

県級以上人民政府の文化行政部門、新聞出版行政部門は、文化市場の行政管理部門である。新聞出版行政部門を設けない場合、新聞出版行政部門としての文化市場管理職責は同級の文化行政部門が履行する。

第6条

工商行政管理、公安、衛生、物価、税務、税関、交通、郵政などの部門は、各自の職責に従い、文化市場に対する監督管理を行わなければならない。

第7条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、法により業界協会を設立しまたは加入することができる。

業界協会は、法律、法規及び規則の規定を遵守し、定款に従って活動を行い、業界の自律を強化し、正常な経営秩序を維持し、経営者の合法的權益を擁護しなければならない。

第2章 管理職責

第8条

文化市場の行政管理部門は、下記の職責を履行しなければならない。

- (1) 関係の法律、法規を宣伝し、徹底すること。
- (2) 文化市場発展計画を策定すること。
- (3) 文化市場管理制度を構築・健全化すること。
- (4) 管理範囲及び権限に基づき、文化経営単位の設立、変更及びその他の関係の事項に対し審査しまたは審査許可すること。
- (5) 経営者及び消費者の合法的權益を擁護すること。
- (6) 文化経営活動を監督検査し、法により違法行為を摘発すること。

文化市場の行政管理部門は、法定の条件に合致する県級以上の文化市場査察機構に、行政処罰を実施するよう委託することができる。

第9条

文化市場行政管理部門の管理範囲及び権限は、下記のものである。

- (1) 文化行政部門は、営業的文化娯楽活動、営業的文芸実演活動、音楽映像製品経営活動及びその他の文化経営活動の審査、審査許可及び監督管理に責任を負うこと。
- (2) 新聞出版行政部門は、出版、印刷、複製及び図書、新聞、刊行物、電子出版物経

営活動の審査、審査許可及び監督管理、並びに音楽映像製品総卸売り機構の設立、変更の審査に責任を負うこと。

各級の文化市場行政管理部門の審査、審査許可の管理権限の区分は、関係の法律、法規の規定に従って実行する。法律、法規に定めがない場合は、省文化市場行政管理部門が、当事者の利便さ優先、審査・審査許可手続の簡潔化、管理効率化という原則に基づいて規定し、省人民政府に報告して認可を受けてから実行する。

第10条

県級以上の文化市場行政管理部門は、実際の必要に応じて文化市場調査チームを構築し、査察担当者が国と省の文化市場行政管理部門が統一的に制作発行した査察証明書所持のうえ、法により管轄区内の文化経営活動に対して監督検査を行う。その職責は、以下のとおりである。

- (1) 文化市場管理に関する法律、法規と規則を徹底実施すること。
- (2) 文化経営活動を監督検査し、違法行為を遅滞なく制止すること。
- (3) 文化市場行政管理部門から委託を受け、行政処罰を実施すること。
- (4) 関係部門の行政法執行活動を支援協力すること。

査察担当者が法により公務を執行することは、法律の保護を受ける。

第11条

文化経営活動単位の主管部門及び主催単位は、文化経営活動に対する管理を強化し、規則制度を構築・健全化し、管理責任を明確にするよう督促しなければならない。

第12条

文化市場行政管理部門及び工商管理、公安などの部門及びその職員には、下記の行為があってはならない。

- (1) 文化経営活動に従事したり参加すること。
- (2) 事業者にわざと難癖をつけて報復すること。
- (3) 不法に行政審査、審査許可の職権を行使すること。
- (4) 不法に料金を徴収または不法に行政処罰を実施すること。
- (5) 押収した品物、罰金・没収金を流用し、ひそかに分けること。
- (6) その他の職権を濫用し、情実にとらわれて法をまげ、職責を軽んずる行為。

第3章 経営と管理規則

第13条

文化経営活動に従事する単位及び個人は、関係の法律、行政法規の規定に従い、文化市場行政管理部門に申請を提出しなければならない。審査許可または審査を経て合格して初めて、経営活動に従事することができる。

文化市場行政管理部門が申請を受けた後、法律、法規に定める条件に従い審査し、かつ所定の期限内に許可または不許可を決定しなければならない。不許可の場合は、書面で理由を説明しなければならない。

第14条

営業的舞臺公演、地域的出版物展示販売、受注などの一時的な文化経営活動を催す場合

は、国の関係規定に基づき、文化市場行政管理部門に報告して許可を得なければならない。

第 15 条

文化経営許可の内容は無断で変更してはならない。変更が必要な場合は、変更登記手続を行わなければならない。文化経営許可証及び許可書類は、改ざん、譲渡、賃貸、販売をしてはならない。

文化経営活動を終止する場合は、経営活動を停止する日から 10 日以内に、許可書発行部門で抹消手続を行わなければならない。法律、行政法規に別途定めがある場合は、その定めに従う。

第 16 条

文化経営活動に従事する単位及び個人は、下記の規定を遵守しなければならない。

(1) 許可書類を揃え、登記許可を得た経営範囲以内、許可された経営場所において、許可書類を掲げて経営すること。

(2) 管理制度を構築・健全化し、治安管理規定を遵守し、経営場所の秩序を維持すること。

(3) 経営場所の安全、衛生を保障すること。

(4) 価格料金を明記すること。

(5) 法により納税すること。

第 17 条

ミュージック・ホール、ダンスホール、カラオケホール、ナイトクラブなどの営業的歌舞娯楽場は、下記の規定を遵守しなければならない。

(1) 文芸公演団体または個人を招聘して営業的実演に従事するには、国の関係規定に合致しなければならない。

(2) 透明なドアや窓のない閉鎖ボックスを設置してはならない。

(3) 未成年者に対して開放してはならない。

第 18 条

出版物の出版単位は、その他の単位または個人に対して、単位名及び図書番号、刊行物番号、版本番号の譲渡、賃貸、販売をしてはならない。

第 19 条

任何なる単位及び個人も、不法な出版物を出版、印刷、複製、販売、貸与、放映してはならない。

前項に言う不法な出版物とは、法律、法規で禁止された内容を含み、または国の認定基準により取り締まらなければならない出版物、不法に輸入しまたは他人の著作権を侵害した出版物、関係の許可証を取得しておらずまたは単位名、許可書番号、法定マークなどを偽造、詐称した出版物、並びに国から禁止を命じられたその他の出版物を指す。

教育、研究用の図書、音楽映像製品などの資料は、厳格に管理しなければならない。経営的複製、卸売り、小売、貸与と放映を行ってはならない。

第 20 条

出版物の卸売り、小売、貸与と放映単位は、合法的経営権を有する単位から仕入れて、

かつ仕入れ証憑を2年間保存しなければならない。

第21条

営業的文化娯楽活動に従事する単位及び個人は、営利目的の付き添いを提供してはならず、文化娯楽活動及びその場所、工具、設備を利用して賭博、売春・女郎買ひなどの違法犯罪活動を行ってはならない。

第22条

電子ゲーム機の経営場所について、総量をコントロールする。

電子ゲーム機の経営場所と中小学校との距離は、200メートルを下回ってはならない。国の法定の祝祭日を除いて、未成年者に対して開放してはならない。

賞品付きの電子ゲーム機経営活動に従事することを禁止する。電子ゲーム機の中に内容が反動的、淫猥、暴力、封建迷信を宣揚するゲームの設置を禁止する。賭博機能を備える型式、機種、電子回路基板の電子ゲーム機を提供することを禁止する。

第23条

文化経営活動の広告、ポスターは、内容が真実、合法的でなければならない。消費者をミスリードしたり欺瞞してはならない。

第24条

合法的な文化経営活動は法律により保護される。文化経営活動に従事する単位及び個人には、経営場所と施設を無償で利用しようとするあらゆる単位及び個人を拒否する権利を有する。査察証明書を所持しない者の査察を拒否する権利を有する。行政管理部門または調査担当者の職務怠慢、職権濫用で損失を受けた場合は、法により賠償を請求する権利を有する。

第4章 法的責任

第25条

本条例第12条の規定に違反した場合は、関係部門が所定の権限に従い是正するよう命じ、違法所得を没収または接收し、行政処分を与える。公民、法人及びその他の組織の合法的權益に被害をもたらした場合、法により賠償しなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第26条

本条例第13条から第19条、第21条から第23条の規定に違反した場合は、法律、行政法規の關係の規定に従い処罰を与える。

第27条

本条例第20条の規定に違反した場合は、文化市場行政管理部門が是正するよう命じるほか、500元以上3,000元以下の過料に処することができる。情状が重い場合は、3,000元以上1万元以下の過料に処する。

第 28 条

不法な出版物などの違法経営の品物は、文化市場行政管理部門または公安、工商行政管理部門が法により没収、破棄し、または国の関係規定に基づいて処理する。

違法な出版活動に関係していることを証明する証拠がある品物は、文化市場行政管理部門が封鎖、差押え措置を講じることができる。封鎖、差押え措置を講じる場合は、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経て、関係の規定に従い封鎖・差押え決定書を発行してリストを作成し、かつ遅滞なく摘発しなければならない。

封鎖保存・差押えの期間は 30 日を超えてはならない。事件の状況が複雑であるなど、特別な事情で確かに延長する必要がある場合、県級以上の文化市場行政管理部門責任者の許可を経なければならない。ただし、延長期間は 30 日を超えてはならない。

第 5 章 付則

第 29 条

本条例は、公布の日より施行する。

(12) 湖北省著作権管理弁法

<施行ポイント>

湖北省では1996年より『湖北省著作権行政管理暫行弁法』が施行されていたがその後、『中華人民共和国著作権法』や『中華人民共和国著作権法実施条例』、『出版管理条例』などの法律、法規が改正されたことで大幅な改正が必要となった。そこで、『湖北省著作権行政管理暫行弁法』は廃止され、『湖北省著作権管理弁法』が2011年7月1日より施行された。

本弁法には著作物の登録申請時の実際の状況に対応するため、欺瞞、掠め取った作品を登録した場合の処罰（第30条）についても明記されている。

湖北省著作権管理弁法

第一章 総則

第1条

著作権管理を強化し、著作権並びに著作権に関する権益（以下、「著作権」と総称する。）を保護し、優秀な著作物の創作と伝達を奨励し、著作権侵害行為を懲罰するために、『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国著作権法実施条例』及びその他の関係法律、法規に基づき、本省の実態に合わせて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法は、本省行政区域内の著作権管理に適用する。

本弁法に言う著作権管理とは、著作権に関連するサービス、保護、監督と管理活動を指す。

ネット著作物の著作権管理は、国の関係規定に従って実行する。

第3条

県級以上の人民政府著作権行政管理部門（以下、「著作権行政管理部門」という。）は、本行政区域内の著作権管理業務を主管する。

新聞出版、文化、教育、科学技術、経済・情報化、ラジオ・映画・テレビ、財政、公安、工商と税関等の部門は、各自の職責に基づき著作権の管理業務を行う。

第4条

県級以上人民政府は、著作権管理業務に対する指導を強化し、著作権に関する法律、法規、規程の実施を保障しなければならない。

第5条

著作権行政管理部門は、本行政区域内の著作権に関する法律、法規、規程の実施状況につき監督を強化し、著作権者及び関係権利者の合法的権益を擁護しなければならない。

著作権行政管理部門は、著作権管理業務責任制を設立し、完備させ、業務トレーニング及び宣伝教育を行い、関係の登録・届出手続きを規範化し、著作権者及び著作権に関する権利者に対し便利で効率的なサービスを提供しなければならない。

第6条

公民、法人またはその他の組織が法により有する著作権は、法律によって保護される。著作権侵害行為の通報、告発を奨励する。著作権侵害行為を通報、告発した者につき、関係部門はその合法的権益を保護し、表彰または褒賞を与えなければならない。

第7条

著作権行政管理部門は、著作権の集団的管理組織建設を奨励、扶助し、著作権の集団的管理組織が法により業務を行うことを支持しなければならない。

著作権の集団的管理組織の設立を申請する際に、法により審査許可手続を行わなければならない。

第8条

著作権代理業務及び仲介サービスに従事する機構は、法により業務を実行し、著作権行政管理部門の監督を受けなければならない。

第2章 著作権登録

第9条

省著作権行政管理部門は、本省行政区域内の作者またはその他の著作権者の著作物登録業務に責任を負う。

省著作権行政管理部門は、著作物登録業務の必要性に応じて、著作物登録申請受理を関連の単位に委託することができ、それに対して指導と監督管理を強化しなければならない。

第10条

著作物の登録は、自主申請を原則とする。著作物を登録したかどうかを問わず、作者またはその他の著作権者が法により取得した著作権は、影響を受けない。

コンピューターソフトウェア著作物の登録は、国の関連規定に従って実行する。

第11条

著作権者が著作物登録を自主申請する場合、省著作権行政管理部門またはそれが法により委託した機構に提出しなければならない。

著作物登録を申請する際に、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 著作物登録申請書。
- (2) 著作物登録表。
- (3) 著作物の原本または複製品。
- (4) 著作物説明書。
- (5) 著作物の著作権の帰属を示す証明。
- (6) 国民である身分証明、法人またはその他の組織の設立証明。
- (7) 法により提出しなければならないその他の資料。

著作物登録機関は、申請を受理した日から15営業日以内に著作物登録調査業務を完了させなければならない。登録条件に合致する著作物に対し、著作物登録証を発行しなければならない。登録条件に合致しない著作物は、登録を拒絶し、遅滞なく申請者に知らせなければならない。著作物登録証は著作権帰属を認定するための証拠の一つとされる。

第 12 条

下記の状況のいずれかに該当する著作物は、著作物登録機関が登録を拒絶する。

- (1) 著作権法による保護を受けない著作物。
- (2) 著作権保護期間を過ぎた著作物。
- (3) 出版、伝達することが法により禁止される著作物。

第 13 条

下記の状況のいずれかに該当する場合、著作物登録機関は登録を取り消さなければならない。

- (1) 登録後、本弁法第 12 条に定める状況を有することが発見された場合。
- (2) 登録後、当該著作物の著作権所属が事実と一致しないことが発見された場合。
- (3) 申請者が当初の著作物登録の取り消しを申請した場合。
- (4) 登録後、重複登録であったことが発見された場合。

第 14 条

省著作権行政管理部門は、登録を行った著作物の著作権者、著作物名称、登録時間などの関係資料について定期的に公告し、かつ公衆に照会サービスを提供しなければならない。

第 15 条

図書及び電子出版物の出版機構が、外国または香港、マカオ、台湾地区の著作権者の図書や電子出版物を出版する際に、著作権者と書面で出版契約を締結し、かつ規定に従い、省著作権行政管理部門に出版契約登録を行わなければならない。

録音・録画製品及び電子出版物複製機構が受託して、外国または香港、マカオ、台湾地区の著作権者、またはそのライセンスを受けた組織、個人が制作した録音・録画製品及び電子出版物を複製する際に、委託人と複製委託契約を締結し、かつ規定に従い、省著作権行政管理部門に委託契約登録を行わなければならない。

第 16 条

著作権者が著作権の中の財産権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面で契約を締結し、かつ法により登録を行わなければならない。著作権質権担保契約は、「著作権質権担保契約登録証」の発行日より効力を生じる。

第 3 章 著作物使用

第 17 条

図書、新聞、刊行物、録音・録画製品、電子出版物、コンピューターソフトウェアなどは、合法的にライセンスを受けない限り、印刷、複製、制作などの生産経営者が印刷、複製、制作をしてはならない。

図書、新聞、刊行物、録音・録画製品、電子出版物、コンピューターソフトウェアなどの経営者は、合法的出所証明がない複製品を販売してはならない。

ラジオ放送局、テレビ局、娯楽場所、ウェブサイト等の経営者は、法律に違反して録音・録画製品を放映してはならず、法律に違反して電子出版物やコンピューターソフトウェアを使用してはならない。

第 18 条

他人の著作物を使用する際に、著作権者または著作権の集団的管理組織による許可を経なければならない。ただし、法律において別途定めのある場合は除く。

第 19 条

他人の著作物を使用する際に、法律において別途定めのある場合を除き、著作権者に報酬を支払わなければならない。双方で報酬支払基準を約定した場合、約定に従って実行する。約定がない場合は、国で定めた基準に従って実行する。

著作物の使用者は、当該著作物を使用した日から 2 ヶ月以内に、著作権者に報酬を支払わなければならない。ただし、双方に別途取り交わしがある場合は除く。

著作物の使用者は、著作権者に報酬を支払う際に、著作権者の氏名（名称）、住所が不明な場合、1 ヶ月以内に、報酬と郵送料及び当該著作物の使用状況を、関係の著作権の集団的管理組織に渡さなければならない。当該組織が遅滞なく著作権者に支払う。

第 20 条

法律において、国が著作権を有すると定めた当省の著作物の著作権は、省著作権行政管理部門が代行して行使する。著作権保護期間以内に当該著作物を使用する際に、省著作権行政管理部門による許可を経て、かつ規定に従って報酬を支払わなければならない。省著作権行政管理部門が支払われた報酬を受けた後に、同級財政に遅滞なく上納しなければならない。

第 21 条

著作権紛争が発生した場合、当事者が協議して解決するか、または著作権行政管理部門に調停を申し立てることができる。著作権契約の中に仲裁条項があり、または事後で仲裁協定に合意した場合、当事者は仲裁機構に仲裁を申し立てることができる。著作権契約の中に仲裁条項がなく、または事後で仲裁協定に合意しなかった場合、当事者は直接に人民法院に提訴することができる。

第 4 章 管轄及び法執行検査

第 22 条

省著作権行政管理部門は、全省において重大な影響がある著作権侵害行為、及び自ら摘発しなければならないと認めた著作権侵害行為の摘発に責任を負う。

市、県 2 級の著作権行政管理部門は、当行政区域内の著作権侵害行為の摘発に責任を負う。

第 23 条

同一の著作権侵害事件に対し、2 つまたは 2 つ以上の著作権行政管理部門が管轄権を有する場合は、先に立件した著作権行政管理部門が摘発に責任を負う。管轄権について争議が生じ、または管轄が不明な場合は、争議当事者間で協議して解決する。協議が成立しない場合は、共通の 1 級上の著作権行政管理部門に報告し、管轄を指定してもらう。共通の 1 級上の著作権行政管理部門は、直接に管轄を指定することもできる。

第 24 条

上級の著作権行政管理部門は、必要であると認めた時、下級の著作権行政管理部門において管轄する重大な影響を有する事件を処理することができれば、自分で管轄する事件を下級の著作権行政管理部門に移送し、処理してもらうこともできる。下級の著作権行政管理部門は、自分で管轄する事件の事情が重大かつ複雑で、上級の著作権行政管理部門で処理する必要があると認めた場合、1 級上の著作権行政管理部門に報告して処理してもらうことができる。

第 25 条

著作権行政管理部門は、苦情相談・通報受理制度を健全化し、職責分掌と事務手続きを明確にし、行政法執行責任制を完備させ、著作権違法行為を遅滞なく摘発しなければならない。

第 26 条

著作権行政管理部門の法執行担当者は、法により図書、新聞・刊行物、録音・録画製品、電子出版物、コンピューターソフトウェア等の出版、複製、販売機構並びに著作権保護に関係する場所に対して監督検査することができる。上記の機構と場所を検査する際に、法執行担当者が 2 名以上同時に立会い、かつ法執行証明書を提示しなければならない。検査を受ける単位及び個人は、積極的に協力しなければならない。

第 27 条

法執行担当者は、当事者の陳述や抗弁意見をよく聴取し、当事者が提出した事実、理由と証拠を再確認し、かつ再確認報告を提出しなければならない。

第 28 条

著作権行政管理部門は、著作権侵害容疑行為の関連証拠について、下記の措置を講じて収集することができる。

- (1) 侵害容疑行為に関連する契約書、領収書、帳簿、伝票、記録、業務通信及びその他の書面資料を調べ、複製すること。
- (2) 侵害容疑著作物、複製品等につきサンプルを抜き取り、証拠として収集し、または先行登録保存すること。
- (3) 侵害容疑のある関連材料、工具、設備等の物品を先行登録保存すること。
- (4) その他法により講じることができる証拠収集措置。

著作権行政管理部門が法により証拠収集を行う際に、関係単位及び個人はこれに協力しなければならない、拒否したり妨害してはならない。

第 5 章 法的責任

第 29 条

著作権を侵害した場合、権利侵害行為者は法により侵害差し止め、影響排除、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

権利侵害行為によって同時に公益を損なった場合、著作権行政管理部門は『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国著作権法实施条例』、『コンピューターソフトウェア保護条例』、『情報ネットワーク伝達権保護条例』等の法律、法規の規定に基づき、権利侵害行

為者に対し、権利侵害行為の差し止め命令、違法所得の没収、権利侵害複製品の没収と破棄、事件関連材料と設備の没収、罰金など対応の処罰を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 30 条

本弁法第 11 条の規定に違反し、著作物の登録申請時に偽る手段で著作物登録を騙し取った場合、省著作権行政管理部門が登録を取り消し、かつ登録申請者に 1,000 元以下の過料に処する。

第 31 条

本弁法第 15 条の規定に違反し、出版または複製機構が規定に従って契約登録を行わない場合、省著作権行政管理部門は警告を与えなければならないが、5,000 元以下の過料を併科することができる。

第 32 条

行政処罰決定を下されるまでに、当事者が法により聴聞を要請する場合、著作権行政管理部門は法により聴聞を組織しなければならない。

当事者は行政処罰決定に不服がある場合、法により行政再審を申請し、または人民法院に提訴することができる。行政再審・行政訴訟期間において、行政処罰の執行を停止しない。期限を過ぎても当事者が行政再審を申請せず、提訴せずに、行政処罰決定を履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 33 条

著作権行政管理部門は、著作権侵害行為を摘発する際に、犯罪を構成した疑いのある事件を法により司法機関に移送して処理してもらわなければならない。

第 34 条

著作権行政管理部門の業務担当者が職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合、在籍している単位または上級主管部門が法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 35 条

著作権行政管理部門の法執行担当者が法により職務を履行することを拒否したり妨害する場合、公安機関が法により処理する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 付則

第 36 条

本弁法は、2011 年 7 月 1 日より施行する。1996 年 1 月 8 日に省人民政府常務会議で審議し、採択され、1996 年 7 月 1 日より施行した『湖北省著作権行政管理暫行弁法』（省人民政府令第 99 号）は、同時に廃止する。

(13) 【廃止】湖北省文化市場管理暫行条例

<廃止ポイント>

1991年9月29日より約20年にわたり施行されていた『湖北省文化市場管理暫定条例』は、多くの条文が国や省の関連政策や法律、法規で制定されている内容と一致しなくなったため、2010年7月30日に廃止された。

(14) 広西チワン族自治区著作権管理条例

<修正ポイント>

2001年2月1日より施行された『広西チワン族自治区著作権管理条例』は2回の修正を経て、『中華人民共和国著作権法』や『中華人民共和国治安管理処罰法』等が改正、施行されたことに伴い、2010年9月29日に3回目の修正が公布・施行された。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第19条 本条例にいう権利侵害行為とは以下を指す。 (1)『中華人民共和国著作権法』第46条、第47条、第52条で規定する権利侵害行為。 (2)『コンピュータソフトウェア保護条例』第23条、第24条で規定する権利侵害行為。 (3)その他の法律、法規と本条例で規定する著作権に関する権利侵害行為。</p>	<p>本条例にいう権利侵害行為とは、『中華人民共和国著作権法』、『コンピュータソフトウェア保護条例』及びその他の法律、法規と本条例に規定する著作権に関する権利侵害行為をさす。</p>
<p>第27条 本条例第10条の規定に違反した場合、著作権行政管理部門が情状の程度により『中華人民共和国著作権法実施条例』第36条の規定に基づき、行政処罰を与える。</p>	<p>「『中華人民共和国著作権法実施条例』の規定」に修正</p>
<p>第30条 本条例第24条 第一項の規定に違反し、著作権行政管理部門行政執行人の検査を拒否、妨害した場合、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の関係規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>「『中華人民共和国治安管理処罰法』」に修正</p>

広西チワン族自治区著作権管理条例

第1章 総則

第1条

著作権の行政管理を強化し、著作権及び著作権に関する権益を保護し、優秀な著作物の創作と伝達を奨励するために、『中華人民共和国著作権法』及び関係法律、法規に基づき、当自治区の実情にあわせて、本条例を制定する。

第2条

自治区人民政府の著作権行政管理部門は、自治区全体の著作権行政管理業務に責任を負う。区を設置している市人民政府著作権行政管理部門は、当行政区域の著作権行政管理部門に責任を負い、業務上、自治区人民政府著作権行政管理部門の指導を受ける。

第3条

文化、教育、科学技術、ラジオテレビ、報道出版、工商、公安、税関などの関係部門は、各自の職責に基づき、著作権行政管理部門に協力して著作権の管理業務に最善を尽くさなければならない。

第4条

国家機関、企業事業組織、大学・専門学校、科学研究組織、社会団体は、国民に対して著作権の法律知識の教育を行ない、法により自己の合法的権益を保護する著作権意識を強化しなければならない。

第5条

如何なる組織や個人も、著作権及び著作権に関する権益を侵害する行為に対して、通報し起訴する権利を有する。権利侵害行為を通報、摘発し、功労のあった者に対して、関係部門は表彰または褒賞を与えなければならない。

第2章 著作権保護

第6条

著作権に関する著作物の出版、複製、販売に従事する組織と個人は、著作権行政管理部門の監督管理を受けなければならない。

第7条

著作権者は、出版組織と出版契約を締結する際に、著作物に他人の著作権を侵害する行為がないことを保証しなければならない。出版組織は、著作物に対して審査を行ない、他人の著作権を侵害していることを発見した場合、出版を拒否しなければならない。出版した著作物が他人の著作権を侵害している場合、契約当事者が自己の過失に基づき、相応の責任を負わなければならない。

第8条

著作権者は、著作権代理機関に、外国または台湾、香港、マカオ地区での著作権取引を

授権することができる。著作権者の授権を経ずに、如何なる組織や個人も、無断で当該著作物の上記の著作権取引を行なってはならない。

第9条

他人の著作物を使用する場合、法律に別途規定がある場合を除いて、著作権者に報酬を支払わなければならない。契約に報酬支払基準を約定している場合、契約に基づき執行する。契約に基準が約定されていない場合、国家が規定する報酬支払基準に従って執行する。

著作物使用者は、著作権を使用または発表の日から6ヵ月（新聞社は3ヵ月）以内に、著作権者に報酬を支払わなければならない。双方が別途約定している場合は除外する。

著作物使用者は、著作権者に報酬を支払う際に、著作権者の氏名（名称）、所在地が不明な場合、1ヵ月以内に報酬を中国著作権使用報酬徴収次センターが指定する組織に送り、著作権者に転送してもらわなければならない。

第10条

印刷組織と録音録画、電子出版物、コンピュータソフトなどの製造組織は、権利侵害の複製品を製造してはならない。

図書、雑誌、録音録画製品、電子出版物、コンピュータソフトなどの事業者は、権利侵害の複製品を発行、販売してはならない。

ラジオ局、テレビ局、映画館、ビデオホールなどは、権利侵害の映画、録音録画製品を放映してはならない。

教育、研究を名目に他人がすでに発表している著作物を翻訳、複製して販売することを厳禁する。

第11条

著作物の複製組織が複製業務を請け負った際に、無断で複製品を増刷複製してはならない。印刷委託された紙型、ネガ、写真、親ディスク（テープ）などを無断でその他の組織または個人に譲渡または賃貸してはならない。

第12条

著作権帰属に紛争が生じた場合、当事者は自治区人民政府著作権行政管理部門に著作物の鑑定を申請することができる。鑑定を申請する際に、申請書と著作物の原本など関係資料を提出しなければならない。

第13条

法律で国家が著作権を有すると規定している当自治区の著作物は、自治区人民政府著作権行政管理部門がその著作権を代行行使し、著作権保護期間内に当該著作物を使用する場合、自治区人民政府著作権行政管理部門の許可を経なければならず、かつ規定に基づき報酬を支払い、この収入は同級財政に納付する。

第14条

著作物は自主登記とする。著作物の登記、不登記を問わず、著作権者が法により取得した著作権は、影響を受けない。

自治区人民政府著作権行政管理部門は、当行政区の著作権者の著作物登記業務に責任を負う。

コンピュータソフトウェアの登記は「コンピュータソフトウェア著作権登記弁法」に基づき執行する。

第 15 条

図書出版組織は外国または台湾、香港、マカオ地区の図書を出版する場合、録音録画製品、電子出版物出版組織は外国または台湾、香港、マカオ地区の録音録画製品、電子出版物図書を出版する場合、及び録音録画製品、電子出版物複製組織は外国または台湾、香港、マカオ地区の録音録画製品、電子出版物製作者の委託を受けて録音録画製品、電子出版物出版物を複製する場合には、内国民待遇の原則に基づき、関係審査、認証、登記、届出手続きを行なう。

第 16 条

出版組織は、著作物を出版して 1 ヶ月以内に、自治区人民政府著作権行政管理部門に見本 1 部を納付しなければならない。

第 3 章 監督検査

第 17 条

各級人民政府著作権行政管理部門は、当行政区域内における著作権の法律、法規の執行状況に対する監督検査に責任を負い、法により著作権侵害行為を摘発する。

第 18 条

自治区人民政府著作権行政管理部門は、自治区における影響の大きい著作権侵害行為及び摘発しなければならないと考えられる権利侵害行為の摘発に、責任を負う。

区を設置している人民政府著作権行政管理部門は、当行政区域内の著作権侵害行為の摘発に責任を負う。

2 ヶ所または 2 ヶ所以上の著作権行政管理部門が同一権利侵害行為に対していずれも管轄権を有する場合、先に立件した著作権行政管理部門が摘発の責任を負う。

管轄権に関して争議が発生した場合、争議各方が協議解決し、協議が成立しない場合、自治区人民政府著作権行政管理部門に管轄の指定を仰ぐ。

第 19 条

本条例にいう権利侵害行為とは、『中華人民共和国著作権法』、『コンピュータソフトウェア保護条例』及びその他の法律、法規と本条例に規定する著作権に関する権利侵害行為をさす。

第 20 条

著作権行政管理部門は、被害者または利害関係者の申請により、またはその他の事情を知る者の通報により、著作権侵害行為を立件、摘発することができる。

第 21 条

被害者、利害関係者が著作権行政管理部門に著作権侵害行為の摘発を要求する場合、書面による申請を提供しなければならないが、申請書は下記の内容または資料を含まなければならない。

(1) 当事者の氏名、職業と住所、法人または非法人組織の名称、所在地と法定代表人または主要責任者の氏名及び職務。

(2) 権利証明資料と侵害された著作物原本または複製品。

(3) 処罰または賠償要求の事実と根拠。

(4) 証拠の出所及び証人の氏名と住所。

第 22 条

著作権行政管理部門は、申請書を受け取った日から 15 日以内に、受理するか否かを決定し、書面で申請人に通知しなければならない。受理しない場合、理由を説明しなければならない。

第 23 条

著作権行政管理部門行政執行人は、図書、新聞、雑誌、録音録画製品、電子出版物、コンピュータソフトなどの出版、複製組織及び著作権保護に関係のある場所に立ち入り監督検査することができる。著作権行政管理部門行政執行人が上記の組織と場所に対して検査を行なう際に、2 名以上立会い、執行証書を提示しなければならない。検査を受ける組織と関係者は、拒否、妨害してはならない。

前項の規定に違反する場合、検査を受ける組織と個人は検査を拒否することができる。

第 24 条

著作権行政管理部門責任者の許可を経て、行政執行人は、下記の規定に基づき証拠を収集することができる。

(1) 権利侵害の疑いのある行為に関係する契約書、領収書、帳簿、伝票、記録、業務通信及びその他の資料を検閲、複製する。

(2) 権利侵害の疑いのある複製品に対して、サンプルを抜取り証拠として収集する。

(3) 権利侵害の疑いのある複製品を保存登記する。

証拠について保全の必要がある場合、国家の関係規定に基づき執行する。

第 25 条

著作権行政管理部門が権利侵害行為を摘発する際に、犯罪嫌疑のある案件を司法機関に移送して、法により処理しなければならない。

第 4 章 法的責任

第 26 条

本条例に違反し下記の権利侵害行為のいずれかに該当する場合、権利侵害行為の状況に基づき、侵害の停止、影響の除去、公開謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければならない。

(1) 無断で他人の著作物を外国または台湾、香港、マカオ地区で著作権取引をした場合。

(2) 他人の著作物を使用し、規定に基づく報酬を支払わなかった場合。

(3) 無断で複製品を増刷製造した場合、または印刷製造委託された紙型、ネガ、写真、親ディスク（テープ）などを他人に譲渡または賃貸して使用させた場合。

第 27 条

本条例第 10 条の規定に違反した場合、著作権行政管理部門が情状の程度により『中華人民共和国著作権法实施条例』の規定に基づき、行政処罰を与える。

第 28 条

本条例第 15 条の規定に違反し、規定に基づく契約登記または届出を行なわなかった場合、著作権行政管理部門は期限を切って是正するよう命じなければならない。是正を拒否した場合、200 元以上 5,000 元以下の過料に処することができる。

第 29 条

著作権行政管理部門が著作権侵害の違法行為を摘発する際に、行政処罰権を行使すると同時に、侵害者に被害者の損害賠償を命じることができる。

第 30 条

本条例第 24 条第 1 項の規定に違反し、著作権行政管理部門行政執行人の検査を拒否、妨害した場合、『中華人民共和国治安管理処罰法』の関係規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 31 条

著作権行政管理部門の職員が、職権濫用、職務怠慢、情実にとらわれ不正を行なった場合、所属する組織または上級主管部門が行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法によりその刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 32 条

本条例は、1998 年 1 月 7 日より施行する。

(15) チベット自治区文化市場管理条例

<改正ポイント>

1996年2月1日より施行されていた『チベット自治区文化市場管理暫行条例』は1997年3月29日に1回目の修正が施行された後、2009年12月30日より改正された『チベット自治区文化市場管理条例』が施行された。

本条例では、歌唱舞踊娯楽場所の保安員は資格證書の取得が必要であることや行政法執行行為を規範化するために各部門及びその職員の職権などを明確にしている。

チベット自治区文化市場管理条例

第1章 総則

第1条

文化市場の管理を強化し、文化経営活動を規範化させ、消費者及び経営者の合法的權益を守るために、関係の法律、法規に基づき、自治区の実情と結びつけて、本条例を制定する。

第2条

自治区の行政地域内で文化の経営、管理活動を行う単位及び個人は、本条例を遵守しなければならない。

第3条

本条例にいう文化市場とは、以下の内容を含む。

- (1) 営業的公演。
- (2) 音楽映像製品の卸売、小売、賃貸及び上映。
- (3) 図書、新聞の発行、販売及び賃貸。
- (4) 娯楽場所の経営。
- (5) 芸術品の経営。
- (6) 映画・テレビ作品の配給、上映。
- (7) インターネットカフェ及びインターネット文化製品の経営。
- (8) 営業的文化芸術教育。
- (九) 文化ブローカー活動。
- (十) その他文化経営活動。

第4条

本条例にいう県級以上人民政府文化市場行政主管部門とは、文化行政主管部門、ラジオ・映画・テレビ行政主管部門、新聞出版行政部門等文化市場に対し行政法執行権を有する機関を指す。

第5条

文化市場の経営は、人民への奉仕、社会主義への奉仕という方向を堅持し、「双百」方針を堅持し、祖国の統一及び民族団結を擁護するのを堅持し、民族の優秀な文化を相続、発揚し、人民大衆の文化生活を豊かにさせなければならない。

第6条

各級人民政府は、文化市場業務に対する指導を強化し、文化市場の健康的発展を促進しなければならない。

県級以上の人民政府は、文化事業及び文化産業の発展を国民経済及び社会発展の計画に組入れ、文化市場の管理に必要な経費を保障しなければならない。

県級以上の人民政府は、農畜地域における文化市場の建設を強化し、農畜地域における文化市場の発展を扶助し、育てなければならない。

第7条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、各自の職責に基づき文化市場の監督、管理につき責任を負わなければならない。

県級以上人民政府の公安、衛生、通信、工商、税務、価格、税関、環境保全、消防、商務等の部門は、各自の職責分業に従い、各自の責任を負い、密接に協力しあい、共同して文化市場の監督管理をしなければならない。

街道居民委員会及び村民委員会は、人民政府の文化市場行政主管部門が文化市場の経営活動に対し監督を行うのに協力する。

第8条

各級人民政府は、プロの文芸公演団体、民間文芸公演団体、役者が民族の優秀な文化作品を創作するのを奨励し、単位及び個人が文化市場の経営活動に従事するのを奨励、保護しなければならない。

各級人民政府は、プロの文芸公演団体、民間文芸公演団体、役者が農畜地域、企業、学校等の現場に行き公演し、多くの人民大衆の精神的文化生活を豊かにするのを奨励しなければならない。

第9条

各級人民政府は、文化市場の発展、繁栄に重大な貢献をした、違法行為の通報、制止に功績のあった単位及び個人に対し、表彰、奨励を与えなければならない。

第2章 許可及び届出

第10条

文化市場の経営活動については、許可制度を実行する。文化経営活動に従事する単位又は個人は、法により県級以上人民政府の文化市場行政主管部門に許可を申請しなければならない。

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、申請者の提出した申請資料を審査し、業界の定めた期限内に、法定条件を満足する申請者に対し、営業許可証を発行する。法定条件を満足しない申請者に対し、行政許可しない決定を出し、書面により理由を説明しなければならない。

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、如何なる理由も問わず、法定条件を満足しない申請者が文化経営活動に従事するのを許可してはならない。

第11条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、文化経営活動について出した許可決定の

関連状況を、適時に同級人民政府の公安、工商部門に通達しなければならない。

第 12 条

遊芸娯楽場所の経営に従事するには、自治区人民政府の文化行政主管部門に許可を申請しなければならない。

自治区人民政府の文化行政主管部門は、同級公安、公安部門と協議の上許可するかどうかの決定を出す。

第 13 条

役者個人及び民間の組織されていない芸能人が営業的公演に従事するには、県級以上人民政府の文化行政主管部門にプログラムの内容を提出しなければならない。

県級人民政府の文化行政主管部門は、3 営業日以内にそのプログラムの内容を審査し、返事を出さなければならない。

第 14 条

営利的な公演活動を兼営するバー、レストラン、喫茶店等の場所は、所在地県級人民政府の文化行政主管部門に許可を申請しなければならない。

第 15 条

歌唱舞踊娯楽場を改築、拡大する又は場所、主要施設・設備、投資者及び娯楽経営許可証に記載された事項を変更する場合、元の発行機関に改めて娯楽経営許可証の審査・発行を申請し、公安部門に届け出なければならない。変更登記を行う必要がある場合、法により工商行政管理部門で変更登記を行わなければならない。

インターネットカフェが法定代表者又は主要責任者、資本金又はネットワークアドレスを変更する場合、所在地人民政府の文化行政主管部門に改めてネットワーク経営許可証の審査・発行を申請しなければならない。

文化経営単位又は個人が期限を延長して経営する場合、その持っている許可証の有効期限が満了する前の 30 日以内に、元の許可機関に許可を申請しなければならない。期限を過ぎても申請しなかった場合、経営期間を延長してはならない。

第 16 条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、文化経営許可証を取得してからこそ、所在地人民政府の工商行政管理部門に営業許可証を申請することができる。営業許可証を取得した 15 日以内に、所在地県級人民政府の公安部門に届け出なければならない。

文化経営活動に従事する単位又は個人は、他の地方で公演する場合、公演地人民政府の文化行政主管部門に届け出なければならない。

第 17 条

法律、法規に、文化経営活動に従事するのに消防安全、衛生等の許可証を取る必要があると定めた場合、法によりそれを取らなければならない。

第3章 経営

第18条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、許可された範囲内で経営活動を行わなければならない。経営活動は、社会的利益と経済的利益の両方重視を表わさなければならない。

文化経営活動に従事する単位又は個人は、消費者及び従業員の合法的権益を保障しなければならない。

第19条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、営業的公演場所、歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェ等について安全活動プラン及び緊急対応策を策定しなければならない。

文化経営活動に従事する単位又は個人は、営業的公演場所、歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェ等のために消防安全施設、器材を整備し、その正常な使用を保障しなければならない。

文化経営活動に従事する単位又は個人は、経営場所の正常な秩序を守り、経営場所の衛生条件が基準に合致するのを維持しなければならない。

第20条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、その経営、サービスしている項目について価格を明記しなければならない。消費者がサービスを受け入れ、商品を購入するように強制し、騙してはならない。

第21条

歌唱舞踊娯楽場所の経営に従事する単位又は個人は、保安員資格証書を取得した人員を招聘して保安員職に就かせなければならない。

歌唱舞踊娯楽場所の保安を行う人員は、職業道徳を遵守しなければならない。

第22条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、経営活動において以下の内容があってはならない。

- (1) 憲法の確定した基本的原則に違反すること。
- (2) 国家主権、統一及び領土の完全を害すること。
- (3) 国家秘密を漏らし、国家安全を害する又は国家の荣誉又は利益を害すること。
- (4) 民族間の憎しみ、民族間の差別を煽動し、民族団結を破壊し、民族の風俗・習慣を侵害し、宗教政策に違反すること。
- (5) 社会道徳又は民族の優秀な文化伝統を害すること。
- (6) 邪教、迷信を宣揚すること。
- (7) デマを飛ばして、社会秩序を攪乱し、社会の安定を壊すこと。
- (8) 淫猥、賭博、暴力を宣揚すること又は犯罪を教唆すること。
- (9) 他人を侮辱又は誹謗し、他人の合法的権益を侵害すること。
- (10) 法律、法規が禁止するその他の内容。

第23条

歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェでは、下記の行為があってはならない。

- (1) 銃器、弾薬、規制刃物類を携帯すること。
- (2) 燃えやすく、爆発しやすく、劇毒、腐蝕、放射性等の危険物を携帯すること。
- (3) 賭博及び麻薬を販売、吸引、注射すること。
- (4) 未成年者を営業場所に入場させること。
- (5) 未成年者を雇用すること。
- (6) 恐怖、残酷、低俗な方式で演じること。
- (7) 売春、買春活動を庇い、放任する又は色情サービスを提供すること。
- (8) 固定した閉鎖式ドア・窓の柵を取り付ける又は営業中にドア・窓を封鎖すること
- (9) 本条例第 22 条に挙げられた内容を含むプログラムを放送、演奏、演唱すること
- (10) その他法律、法規が禁止する行為。

第 24 条

歌唱舞踊娯楽場所の境界騒音は国の定めた環境騒音の排出基準を超えてはならず、周囲の単位や個人の正常な生産、生活秩序に影響してはならない。

第 25 条

歌唱舞踊娯楽場所の営業面積は 120 平米を下回ってはならず、1 人当たりの占有面積は 1.5 平米を下回ってはならない。

歌唱舞踊娯楽場所のボックス席、個室の面積は 5 平米を下回ってはならない。個々のボックス席、個室の中は又ボックス席、個室又は囲いを設けてはならない。

第 26 条

自治区人民政府所在地でインターネットカフェを設立する場合、その営業面積は 80 平米を下回ってはならず、コンピューターは 40 台を下回ってはならない。地区行政公署所在地でインターネットカフェを設立する場合、その営業面積は 60 平米を下回ってはならず、コンピューターは 30 台を下回ってはならない。県（市、区）級人民政府所在地でインターネットカフェを設立する場合、その営業面積は 50 平米を下回ってはならず、コンピューターは 20 台を下回ってはならない。

インターネットカフェのコンピューター1 台当たりの面積は、2 平米を下回ってはならない。

第 27 条

インターネットカフェは、インターネットを利用する消費者に宿泊サービスを提供してはならない。

小・中・高等学校の 200 メートル以内に、インターネットカフェを設けてはならない。

第 28 条

歌唱舞踊娯楽場所は毎朝 2 時から午前 9 時まで、インターネットカフェは毎朝 2 時から午前 9 時まで、営業してはならない。

歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェは、消費者に営業時間を明示しなければならない。消費者はそれに協力しなければならない。

第 29 条

歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェは、県級以上人民政府の文化行政主管部門、

公安部門が法により実施した管理技術措置又は安全技術措置について、実施を拒絶し、稼動を中断し、無断で改造又は変更してはならない。

第 30 条

インターネット接続サービスプロバイダーがインターネットカフェに接続サービスを提供する時に、経営単位のインターネット文化経営許可証及び営業許可証をチェックしなければならない。インターネット文化経営許可証及び営業許可証を取得していない場合、接続サービスを提供してはならない。インターネット文化経営許可証及び営業許可証を取り上げられたインターネットカフェに対し、インターネット接続サービスプロバイダーはその接続サービスを停止し、休業・是正を命じられたインターネットカフェに対し、一時的に接続サービスを停止しなければならない。

第 31 条

インターネット主管機関は、インターネット事業者に対する監督管理を強化し、インターネット文化製品に対し審査を行い、インターネット文化製品の合法性を保障しなければならない。本条例第 22 条の禁止内容を含む場合、直ちに違法行為を制止し、県級以上人民政府の文化市場行政主管部門、公安部門に報告しなければならない。

第 32 条

歌唱舞踊娯楽場所、インターネットカフェは、経営場所の入口の目立つ位置に未成年者入場禁止の標識を設置しなければならない。その経営場所に入った消費者に対し、成年かどうか確認できない場合、身分証明書又はその他有効な証明書類の提示を要求しなければならない。

第 33 条

歌唱舞踊娯楽場所及び営利的文芸公演活動を兼営するバー、レストラン、喫茶店等の場所は、録音・録画設備を整備し、その正常な稼動を保障しなければならず、録音・録画データは調査に備えて 30 日以上保存しなければならず、添削変更してはならない。

第 34 条

公演の開催単位は、公演団体又は公演者と公演契約書を締結し、営利的公演許可証を確認し、その公演内容を審査しなければならない。

第 35 条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、公演者に本条例第 22 条に挙げられた禁止内容があったと発見した場合、それを制止し、公演所在地人民政府の文化行政主管部門と公安部門に報告しなければならない。

第 36 条

文芸公演や芸術展覧を開催する単位又は個人は、県級以上人民政府の文化市場行政主管部門の許可を取得しなければならない。

文芸公演や芸術展覧の内容は、県級以上人民政府の文化市場行政主管部門の審査を経なければならない。審査を経ずに、公演、展覧してはならない。

場所経営単位は、文芸公演や芸術展覧開催単位の関係審査手続を確認してからこそ、場

所を提供することができる。

第 37 条

文化ブローカー活動に従事する単位又は個人は、下記の行為があってはならない。

- (1) ブローカー活動に係わる真実な情報を隠すこと。
- (2) 虚偽の契約を締結すること。
- (3) 脅迫、詐欺、賄賂及び悪意結託等の手段を使って、取引の完成に助力すること。
- (4) 各種証書、契約、証拠等を偽造、改ざん、売買すること。
- (5) 法律、法規に禁止されたその他の行為。

第 38 条

営業的芸術教育に従事する単位及び個人は、関係行政主管部門の許可を経なければならぬ。

第 39 条

音楽映像製品の卸売、小売、賃貸に従事する単位又は個人は、非音楽映像出版単位の出版した音楽映像製品又は非音楽映像複製単位が複製した音楽映像製品を経営してはならず、国务院新聞出版部門の許可を得ずに輸入した音楽映像製品を経営してはならず、他人の著作権を侵害する音楽映像製品を経営してはならない。

第 40 条

如何なる単位及び個人も、本条例第 22 条に禁止された内容を含む音楽映像製品を卸売、小売、賃貸してはならない。

第 41 条

文化市場行政主管部門の許可を得ずに、映画の配給、上映単位は授業、研究用の内部資料としての映画を販売、賃貸又は公に上映してはならない。

第 42 条

ラジオ放送局、テレビ局、ラジオ・テレビインターネット経営単位は、文化行政主管部門の審査、許可を経していない映画、テレビ番組を放送してはならない。

第 43 条

出版物の印刷又は複製に従事する単位は、自治区人民政府の出版行政主管部門に申請を提出しなければならない。許可を得ていない場合、図書、新聞・雑誌を印刷し、音楽映像製品、電子出版物を複製してはならない。

第 44 条

出版、発行される図書、新聞・雑誌は、国家が許可した出版単位の出版物でなければならず、許可されていない出版物を出版、発行してはならない。

第 45 条

出版単位は、如何なる単位又は個人に単位の名称及び図書番号、刊行物番号、音楽映像製品番号、版面を譲渡、賃貸、販売してはならない。

第 46 条

国が禁止する出版物について、如何なる単位及び個人も、出版、発行、印刷、複製、ディスクコピー、販売、賃貸してはならない。

授業、研究のために使用する図書、新聞・雑誌は、厳格に管理しなければならないが、許可を得ずに経営的複製、卸売、ディスクコピーと小売してはならない。

第 47 条

文化経営活動に従事する単位又は個人は、法により租税を納付しなければならない。如何なる単位又は個人も、不法に費用を徴収してはならない。

第 48 条

文化経営活動に従事する単位は、法により業界協会を設立することができる。業界協会は、業界自律を強化し、徳をもとにする経営、法を守る経営を提唱し、経営活動を規範化するという業界協会の役割を發揮しなければならない。

第 4 章 管理

第 49 条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門及び公安、工商等の関係部門は、協力し合い、法執行の資源を統合し、法執行制度を完備し、定期的又は不定期的に文化市場の総合法執行を展開しなければならない。

前項に挙げられる行政主管部門は、各自の文化市場に対する管理職責に基づき、連合して又は単独で法執行を展開することができる。

第 50 条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門及び公安、工商等の関係部門が文化経営活動に従事する単位又は個人に対し下した処罰決定は、決定を下した日から 10 日以内に、書面により関係単位に通知しなければならない。

第 51 条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、各自の職責範囲内で、経営場所及び経営活動を監督、検査する。監督、検査は 2 名以上の法執行資格を持つ人員が参加し、法執行証明書類を提示しなければならないが、被検査単位又は個人の正常な経営活動に影響してはならない。

第 52 条

県級以上人民政府の文化市場主管部門及びその職員は、下記の行為があつてはならない。

- (1) 文化経営活動に従事、参与する又は形を変えて従事、参与すること。
- (2) 不法に文化経営の関連証書を取り扱うこと。
- (3) 規定に違反して文化経営単位から費用を取ること。
- (4) 文化経営単位の経営場所、器材及び設備を無償で使用、占有すること。
- (5) 文化経営単位を困らせ、報復すること。
- (6) 他人の通報した文化経営違法行為を受理しない、処理しない又は遅らせ、口実を

設けること。

(7) 法律、法規に禁止されたその他の行為。

第 53 条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、社会及び公民の監督を受けなければならない。

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門及びその他関係部門は、社会に向けて通報電話、通信アドレス及び電子メールアドレスを公布しなければならない。

第 54 条

県級以上人民政府の文化市場行政主管部門は、業界協会に対し監督、指導を行い、関係者を養成訓練しなければならない。

第 5 章 法的責任

第 55 条

本条例に違反して無断で歌唱舞踊娯楽場所の経営に従事する場合、地方人民政府の文化行政主管部門、工商行政管理部門はそれを取締る。

第 56 条

本条例第 14 条の規定に違反して、バー、レストラン、喫茶店等の場所で営利的文芸公演活動を兼営し、所在地の県級人民政府の文化行政主管部門に申請を提出しなかった場合、所在地の県級人民政府の文化行政主管部門は公演停止を命じ、違法所得を没収する。情状が重大である場合、5,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

第 57 条

本条例の規定に違反して、許可を得ずに営業的公演を行った場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は公演停止を命じ、違法所得を没収する。違法所得が 1 万元を超える場合、違法所得の 8 倍以上 10 倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が 1 万元未満である場合、5 万元以上 7 万元以下の過料を併科する。情状が重大である場合、許可証の元の発行機構はその営業的公演許可証を取り上げる。

第 58 条

本条例に違反して、無断でインターネットカフェを設立する又は無断でインターネット利用サービス経営活動に従事する場合、所在地の県級人民政府の工商行政管理部門が、又は工商行政管理部門と公安機関が共同して、法によりそれを取締り、経営場所を閉鎖し、違法経営活動に従事する専用の道具、設備を差押える。刑事処罰を構成しない場合、工商行政管理部門は違法所得及び違法経営活動に従事する専用の道具、設備を没収する。違法所得が 1 万元を超えた場合、違法所得の 5 倍以上 7 倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が 1 万元未満である場合、1 万元以上 3 万元以下の過料を併科する。

第 59 条

音楽映像製品、図書、新聞・雑誌に本条例第 22 条に禁止された内容を含む場合、出版、文化及び公安部門は各自の職責に基づき、休業・肅正を命じ、違法経営に関する音楽映像製

品及び違法所得を没収する。違法所得が1万円を超えた場合、違法所得の5倍以上7倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万円未満である場合、1万元以上3万円以下の過料を併科することができる。情状が重大である場合、元の許可証発行機関はその許可証を取り上げる。

第60条

歌唱舞踊娯楽場所の経営単位又は個人が本条例第22条及び第34条の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は違法所得及び不法財物を没収する。違法所得が1万円を超えた場合、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万円未満である場合、1万元以上3万円以下の過料を併科する。情状が重大である場合、1ヵ月から3ヵ月の休業・肅正を命じる。

第61条

営業的公演単位又は個人が本条例第22条の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は公演停止を命じ、違法所得を没収する。違法所得が1万円を超えた場合、違法所得の8倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万円未満である場合、5万元以上8万円以下の過料を併科する。情状が重大である場合、元の許可証発行機関はその営業的公演許可証を取り上げる。治安管理规定に違反した場合、公安部門は法により処罰を与える。

第62条

インターネットカフェの経営単位又は個人が本条例第22条の規定に違反した場合、公安部門は警告を与え、違法所得を没収する。違法所得が1万円を超えた場合、違法所得の2倍以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万円未満である場合、1万元以上2万円以下の過料を併科する。情状が重大である場合、1ヵ月から3ヵ月の休業・肅正を命じる。是正を拒否する場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門はインターネット経営許可証を取上げる。

第63条

歌唱舞踊娯楽場所及び営利的文芸公演活動を兼営するバー、レストラン、喫茶店等の経営単位又は個人、公演開催単位が、公演単位又は個人の経営行為に本条例第22条に禁止された内容を含むと発見したが、制止せず、主管部門に報告しなかった場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門、公安部門は情状の軽重を見て、関連の法律法規により処罰を与える。

第64条

インターネットカフェが本条例第27条第1項の規定に違反して、インターネット利用消費者に宿泊サービスを提供した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は警告を与え、是正するよう命じる。是正を拒否する場合、1人・回当たり200円の過料に処する。

第65条

インターネットカフェが本条例第28条第1項の規定に違反して、営業を禁止されている時間に営業した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は警告を与え、3,000元以上1万円以下の過料を併科することができる。情状が重大である場合、1万元以上1万5,000

元以下の過料に処するほか、7日から30日の休業・肅正を命じ、ひいてはインターネット文化経営許可証を取り上げることができる。

歌唱舞踊娯楽場所が本条例第28条第1項の規定に違反して、営業を禁止されている時間に営業した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は警告を与え、是正するよう命じる。情状が重大である場合、1ヵ月の休業・肅正を命じる。

第66条

インターネットカフェが本条例第29条の規定に違反して、無断で管理技術措置及び安全技術措置の実施を停止した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門、公安部門は警告を与え、5,000元以上1万元以下の過料を併科することができる。情状が重大である場合、7日から30日の休業・肅正を命じる。是正を拒否する場合、インターネット経営許可証を取上げる。

第67条

インターネットカフェが本条例第32条の規定に違反して、未成年者の入場を認めた場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は、入場を容認された未成年者1名当たり2,000元の基準過料に処するが、過料総額は1万5,000元を超えてはならない。2回目に未成年者を入場させ、又は一回で3名以上の未成年者を入場させた場合、上記規定に従って処罰するほか、1ヵ月から3ヵ月の休業・肅正を命じる。3回目に未成年者を入場させ、又は一回で8名以上の未成年者を入場させた場合、上記規定に従って処罰するほか、そのインターネット文化経営許可証を取り上げることができる。

歌唱舞踊娯楽場所が本条例第32条の規定に違反して、未成年者の入場を認めた場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は違法所得を没収する。違法所得が1万元を超えた場合、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万元未満である場合、1万元以上2万元以下の過料を併科し、1ヵ月から3ヵ月の休業・肅正を命じる。

第68条

歌唱舞踊娯楽場所及び営利的文芸公演活動を兼営するバー、レストラン、喫茶店等の場所が本条例第33条の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門、公安部門は警告を与え、是正するよう命じる。情状が重大である場合、1ヵ月から3ヵ月の休業・肅正を命じる。

第69条

公演開催単位が本条例第34条の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は警告を与えるほか、是正するよう命じる。是正を拒否する場合、1,000元以上5,000元以下の過料を併科することができる。

第70条

文芸公演や芸術展覧を開催する単位又は個人が本条例第36条第1項の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は公演停止を命じ、違法所得を没収する。違法所得が1万元を超えた場合、違法所得の8倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が1万元未満である場合、1万元以上1万5,000元以下の過料を併科する。情状が重大である場合、元の許可証発行機関は営業的公演許可証を取り上げる。

本条例第 36 条第 2 項の規定に違反して深刻な結果をもたらした場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門及び公安部門は、関係の法律法規に従って処罰を与える。

本条例第 36 条第 3 項の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は是正するよう命じ、違法所得を没収する。違法所得が 1 万元を超えた場合、違法所得の 3 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が 1 万元未満である場合、3 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。

第 71 条

文化ブローカー活動に従事する単位又は個人が本条例第 37 条の規定に違反した場合、県級以上人民政府の文化行政主管部門は警告を与えるほか、是正するよう命じる。情状が重大である場合、5,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

第 72 条

文化市場行政主管部門及びその職員が本条例の規定に違反した場合、県級以上人民政府は通達をもって批判し、法により責任者、直接責任者に行政処分を与える。情状が重大である場合、法により格下げ、免職又は除名に処する。

第 73 条

本条例に違反して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第 6 章 付則

第 74 条

本条例は、2009 年 12 月 30 日より施行する。

(16) 青海省図書新聞刊行物市場管理条例

<修正ポイント>

1997年1月1日より施行された『青海省図書新聞刊行物市場管理条例』は2002年4月15日に1回目の修正が実施された後、『中華人民共和国治安管理処罰条例』に伴い再び修正された。

【条文の修正】

修正前	修正後
第28条 図書新聞刊行物市場の行政法執行担当者による公務の執行を妨害し、または検査を受けることを拒否した場合は、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づいて処罰を与える。	『中華人民共和国治安管理処罰条例』に修正

青海省図書新聞刊行物市場管理条例

第1章 総則

第1条

図書新聞刊行物市場の管理を強化し、文化事業を繁栄させ、社会主義精神文明の建設を促進するために、国の関係の法律、法規に基づいて、我が省の実態に結び付けて、本条例を制定する。

第2条

本条例にいう図書新聞刊行物とは、書籍、新聞、定期刊行物、写真、画集、壁掛けカレンダー、卓上カレンダー、年画、カレンダー年画等の出版物を指す。

第3条

省新聞出版局は、全省の図書新聞刊行物市場の主管部門であり、州（地、市）、県（市、区）、新聞出版を主管する部門が、当行政区域内の図書新聞刊行物市場の管理業務に具体的な責任を負う。

第4条

工商、公安、物価等の行政部門は、法により各自の職責を履行し、共同で図書新聞刊行物市場の管理業務を行わなければならない。

郵便電信、鉄道、民航、公路等の部門は、図書新聞刊行物市場の管理業務に協力しなければならない。

第5条

当省行政区域内において図書新聞刊行物の卸売、小売、賃貸等の経営活動に従事する単位及び図書新聞刊行物の小売、賃貸等の経営活動に従事する個人は、本条例を遵守しなければならない。

第6条

公民、組織は、本条例に違反する行為を通報、告発する権利を有する。

第2章 申請及び審査許可

第7条

図書新聞刊行物の卸売業務に従事することを申請する単位は、下記の条件を具備しなければならない。

- (1) 図書新聞刊行物の管理に関する法律、法規と業務を熟知する管理者を有すること。
- (2) 法人の資格を有すること。
- (3) 図書新聞刊行物の発行を主たる業務として営むこと。
- (4) 健全なる図書新聞刊行物の経営と財務管理制度を有すること。
- (5) それ相応の流動資金を有すること。
- (6) 固定した営業場所及び必要な施設を有すること。

個人は、図書新聞刊行物の卸売業務を経営してはならない。

第8条

図書新聞刊行物の小売、賃貸業務に従事することを申請する単位は、第7条(1)、(2)、(4)、(6)号に記載の条件を具備しなければならない。

第9条

図書刊行物の小売、賃貸業務に従事することを申請する個人は、下記の条件を具備しなければならない。

- (1) 図書刊行物の管理に関する法律、法規を熟知すること。
- (2) 指定された営業場所または流動が許可された営業地域を有すること。

第10条

図書新聞刊行物の卸売業務に従事する単位は、州(地、市)の新聞出版を主管する部門に申請を提出しなければならない。審査を経て同意を得た後、省新聞出版局に報告して認可を受け、かつ省新聞出版局から「青海省図書新聞刊行物経営許可証」(以下、「許可証」という。)を発行する。図書新聞刊行物の小売及び賃貸業務に従事する単位と個人は、県級以上の新聞出版を主管する部門に申請を提出しなければならない。審査を経て認可を得た後、県級以上の新聞出版を主管する部門から「許可証」を発行する。

申請する単位と個人は、「許可証」を持参して現地の工商行政部門で「営業許可証」を受領してはじめて、経営活動に従事することができる。

「許可証」は、転売、賃貸、改ざんまたは貸与をしてはならない。

第11条

図書新聞刊行物経営者が休業、または経営方式、範囲、場所を変更する場合は、元の許可証発行機関で抹消または変更の手続をしなければならない。

第3章 経営管理

第12条

図書新聞刊行物経営者は、「許可証」で定める範囲内において経営活動に従事しなければならない。「許可証」には、年度検査登記制度を実行する。

第13条

新華書店、外文書店及び出版社が直接に行う卸売業務を除いて、その他の卸売単位は、新聞出版主管部門が指定した卸売場所で卸売業務に従事しなければならない。

第14条

図書新聞刊行物の卸売者は、「許可証」のない単位と個人に図書新聞刊行物の卸売りをしてはならない。

第15条

党及び国の重要文献、党及び国の指導者の著作、小・中・高等学校及び大学の教材、内部発行出版物は、規定に準じ、新聞出版主管部門で決定した単位が発行する。

第16条

古書・中古図書新聞刊行物の販売、賃貸は、新華書店が設けたカウンターまたは図書新聞刊行物市場主管部門の認可を受けて設けられた古書・中古図書新聞刊行物の店舗、露店において行わなければならない。

第17条

下記の図書新聞刊行物の経営を禁止する。

- (1) 反動的、祖国の統一と民族の団結を破壊し、社会の安定を害する内容を有するもの。
- (2) 淫猥、色情、殺人暴力、封建迷信を宣揚するもの、並びにその他の有害な内容を有するもの。
- (3) 新聞出版主管部門の認可を得ていない単位が出版発行したもの。
- (4) 不法出版物、密輸国外出版物。
- (5) 内部使用に供され、一般向けに公式発行してはならない出版物。
- (6) 新聞出版主管部門が発行禁止を命じたその他の図書、新聞刊行物。

第18条

図書新聞刊行物の卸売単位が書籍、刊行物を卸売する前に、省新聞出版局にサンプル本を送付し、または関連証明を提出しなければならない。審査決定を受けてはじめて、卸売することができる。

第19条

図書新聞刊行物の広告、購読募集資料には、低級、卑俗、淫猥な文字及び画面を使用してはならない。虚偽の宣伝をしてはならない。

第 20 条

新聞出版主管部門及び出版単位が卸売停止の旨を通達し、または禁制を明文で命じた図書新聞刊行物について、経営者は直ちに営業販売活動を停止し、かつ現地の新聞出版主管部門に遅滞なく上納しなければならず、遅延、隠蔽または移転をしてはならない。経済的損失について、国の関係規定に従い、元の供給単位に賠償請求することができる。

第 21 条

各級新聞出版主管部門及びその行政法執行担当者が管理活動を行う際に、下記の職権を行使する。

- (1) 関係の図書新聞刊行物及びその他の資料を審査すること。
- (2) 当事者及び関係証人を尋問し、関連状況を提供するように求めること。
- (3) 鑑定または禁止しなければならない図書新聞刊行物を法により封鎖し、差し押さえまたは押収することができる。

第 4 章 褒賞及び処罰

第 22 条

本条例に違反する行為を告発、通報し、不法経営摘発活動に協力し、または本条例の遵守の成績が顕著な単位と個人に対し、各級の新聞出版主管部門が表彰または褒賞を与える。

第 23 条

本条例に違反し、下記の行為のいずれか該当する場合、県級以上の新聞出版を主管する部門が、情状に応じて警告、経営活動停止命令の処罰を与え、かつ 5,000 元以下の過料に処する。

- (1) 「許可証」がないまま経営し、または指定された場所以外で卸売業務を行った場合。
- (2) 無断で「許可証」に定めた経営方式と範囲を変更した場合。
- (3) 「許可証」の転売、賃貸、改ざんまたは貸与をした場合。

第 24 条

「許可証」に定めた経営内容を変更したのに変更手続を行わなかった場合、県級以上の新聞出版を主管する部門が 500 元以下の過料に処する。

第 25 条

本条例第 12、13、14、18 条の規定に違反した場合、県級以上の新聞出版を主管する部門が情状に応じて警告、休業・肅正命令、「許可証」の仮差押えまたは廃止の処罰を与え、かつ 5,000 元以下の過料に処することができる。

第 26 条

本条例第 15 条の規定に違反した場合、県級以上の新聞出版を主管する部門が不法経営出版物と違法所得を没収し、当該出版物の定価総額の 5 倍以内の過料に処し、かつ休業・肅正を命じる。情状が重大な場合、その「許可証」を仮差押えまたは取り上げることができる。

第 27 条

本条例第 17 条の規定に違反した場合、県級以上の新聞出版を主管する部門が経営活動を直ちに停止するよう命じ、違法禁制図書新聞刊行物と違法所得を没収し、かつ違法禁制図書新聞刊行物の定価総額の 5 倍以内の過料に処する。情状が重大で、犯罪を構成した場合は、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第 28 条

図書新聞刊行物市場の行政法執行担当者による公務の執行を妨害し、または検査を受けることを拒否した場合は、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』に基づいて処罰を与える。

第 29 条

図書新聞刊行物市場の行政法執行担当者が図書新聞刊行物市場を検査する際に、証明書を示さなければならない。経営者に対する行政処罰を行う際に、『中華人民共和国行政処罰法』の手続きに従って行わなければならない。図書新聞刊行物を仮差押え、没収する際に、省新聞出版局で統一的に印刷制作した仮差押、押収証憑を発行しなければならない。

新聞出版行政法執行担当者が上記の規定に従わずに行った検査及び処罰に対し、経営者は拒否する権利がある。

第 30 条

図書新聞刊行物経営者が工商、物価などに関する法律、法規に違反した場合、工商、物価等の行政法執行部門がそれぞれ法により処理する。

第 31 条

当事者は行政処罰決定に不服がある場合、法により行政再審を申請し、または人民法院に提訴することができる。期限を過ぎても当事者が再審を申請せず、人民法院にも提訴せずに、行政処罰決定を履行しない場合に、処罰決定を下した機関は人民法院に強制執行を申請する。

第 32 条

新聞出版及びその他関係の法執行部門の業務担当者が職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合、行政処分を与えなければならない。犯罪を構成した場合、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 33 条

本条例の運用における具体的な問題は、省新聞出版局が解釈に責任を負う。

第 34 条

本条例は、1997 年 1 月 1 日より施行する。

(17) 【廃止】青海省文化市場管理弁法

<廃止ポイント>

1994年11月15日より施行されていた『青海省文化市場管理弁法』は、多くの条文が国や省の関連政策や法律、法規で制定されている内容と一致しなくなったなどの理由から2012年1月5日に廃止された。

6. 司法関連（意見等）

(1) 【北京市】『専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担に関する最高人民法院の規定』の実行に関する北京市高級人民法院の意見

<施行ポイント>

最高人民法院は2009年6月、『国家知的財産権戦略綱要』の貫徹と実行、知的財産権裁判体制の整備、司法標準の統一の確保を目的として『専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担に関する規定』（法発[2009]39号）を公布し、専利、商標、集積回路の回路配置と植物新品種等の権利付与、権利確定に関する知的財産権行政案件を北京市の関連中級人民法院、北京市高級人民法院、最高人民法院の知識産権審理廷により審理を行うことを規定し、2009年7月1日より施行した。

これを受け、北京市人民法院は2009年7月6日、『「専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担に関する最高人民法院の規定」の実行に関する北京市高級人民法院の意見』（京高法発〔2009〕289号）を公布し、知的財産権行政事件の管轄について規定した。

『専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担に関する最高人民法院の規定』の実行に関する北京市高級人民法院の意見

最高人民法院による法発[2009]39号『専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担に関する規定』に基づき、わが市の知的財産権審判業務の実態に結び付けて、専利、商標等権利付与・権利確認に係る知的財産権行政事件の審理業務分担の問題について、以下のとおり具体的な実行の意見を提出する。

第1条

下記の事件は、暫定的に市第一中級人民法院知的財産権審判廷が審理を行う。

(1) 国务院専利行政部門専利復審委員会が下した専利復審の決定及び無効の決定を不服とする事件。

(2) 国务院専利行政部門が下した専利実施の強制許諾の決定及び強制許諾実施の際の専利使用料の裁決を不服とする事件。

(3) 国务院工商行政管理部門商標評審委員会が下した商標復審の決定及び裁定を不服とする事件。

(4) 国务院知的財産権行政部門が下した集積回路の回路配置をめぐる復審の決定及び取消の決定を不服とする事件。

(5) 国务院知的財産権行政部門が下した集積回路の回路配置の非自発的な使用許諾の決定を不服とする事件及び集積回路の回路配置の非自発的な使用許諾の報酬に関する裁決を不服とする事件。

第2条

下記の事件は、暫定的に市第二中級人民法院知的財産権審判廷が審理を行う。

(1) 国务院農業、林業行政部門植物新品種復審委員会が下した植物新品種をめぐる復審の決定、無効の決定及び名称変更の決定を不服とする事件。

(2) 国务院農業、林業行政部門が下した植物新品種の強制実施許諾の決定及び植物新

品種の強制実施許諾における使用料に関する裁決を不服とする事件。

第3条

当事者が、市第一、第二中級人民法院が第1条、第2条に列挙した事件について下した効力の発生している判決又は裁定を不服とし、市高級人民法院に対して再審を申し立てた事件は、市高級人民法院知的財産権審判廷が再審審査及び審理を担当する。

第4条

市高級人民法院及び市第一、第二中級人民法院知的財産権審判廷が審理を行う上記の事件について、立件の際に「知行」の字を用いて統一された通し番号を付す。

第5条

本規定の施行の日までに、すでに市第一、第二中級人民法院行政審判廷が受理した上記の事件は、行政審判廷が引き続き審理を行う。当事者が、市第一、第二中級人民法院行政審判廷で審理を行った上記の事件について上訴を提起したものは、依然として市高級人民法院行政審判廷が審理を行う。

第6条

本規定は、配布の日より施行する。

(2)【広東省】同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者の自首及び行政違法者の自発的出頭を促すことに関する通告

<通告ポイント>

「三打兩建」特別行動期間中の2012年5月10日、「三打兩建」特別行動の展開を推進するため、広東省高級人民法院、広東省人民検察院、広東省公安庁など6つの部門が合同で『同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者の自首及び行政違法者の自発的出頭を促すことに関する通告』を公布した。

通告では、2012年6月30日までに同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者の自首及び行政違法者の自発的出頭したものについては計を軽く通告の規定に従い寛大に処理するというもの。通告には出頭の手引きが付録で付けられ、出頭先の部門を手引きした。

同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者の自首及び行政違法者の自発的出頭を促すことに関する通告

「三つの打撃」行動の突っ込んだ展開を推進するために、『中華人民共和国刑法』、『中華人民共和国刑事訴訟法』等の法律、政策及び関連の行政法規の規定に基づき、同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者の自首及び行政違法者の自発的出頭を促すことについて、以下のとおり通告する。

1. 広東省内において、同業者をいじめる市場独占、偽造品製造・販売、商業賄賂を行った犯罪者及び行政違法者は、本通告の発表の日から2012年6月30日までに所在地の法院、検察院、公安機関へ自首し、または行政法執行部門に出頭しなければならない。
2. 特殊な事情により、期限までに自首または出頭することができない者は、他人に依頼して、本通告に定める期限までに法院、検察院、公安機関または行政法執行部門で自首、出頭の承諾をさせうえ、その本人が約束の期間以内に指定された機関に自首、出頭し、自分の違法犯罪行為を事実のとおり供述した場合は、本通告の規定に従い寛大に処理することができる。
3. 犯罪者が自首した後に、自分の犯行を事実のとおり供述した場合、法定処罰幅内で軽く処罰するか又は法定処罰幅以下まで軽減して処罰することができる。犯罪が軽い場合は、処罰を免れることができる。

行政違法者が自発的に出頭した後に、自分の違法事実を事実のとおり話した場合、行政処罰規定に照らして、法定処罰幅内で軽く処罰するか又は法定処罰幅以下まで軽減して処罰することができる。情状が軽い場合は、処罰を免れることができる。

犯罪者が自首した後に、他人の違法犯罪行為を告発、暴露して、調査により事実であることが判明した場合、または重要な手がかりを提供し、その他の事件の検挙につながった場合、またはその他の犯罪者の逮捕に協力するなど手柄を立てた場合は、法定処罰幅内で軽く処罰するか又は法定処罰幅以下まで軽減して処罰することができる。大きな手柄を立てた場合は、法定処罰幅以下まで軽減して処罰するか、または処罰を免除することができる。

自発的に出頭した行政違法者が、他人の違法・犯罪行為を告発、暴露して、調査により

事実であることが判明した場合、法定処罰幅以下まで軽減して処罰するか、または処罰を免除することができる。

4. 拘留、拘束または独立適用付加刑に処される可能性のある自首犯罪者に対し、保釈審理待ち、監視居住等の非拘束的強制措置を取ることができる。五年以下の有期懲役に処される可能性のある自首犯罪者に対し、通常は拘束的強制措置を取らない。

5. 犯罪者、行政違法者の家族や親類及び事情に詳しい者は、自首または出頭して、寛大な処理を受けるよう積極的に忠告しなければならない。庇護、隠匿、内通、証拠破棄、証拠偽造をして、法律・法規の追及から逃れるようと企むものは、法により法的責任を追及する。

6. 限定の期限までに自首しない犯罪者と出頭しない行政違法者、並びに違法犯罪者の保護の傘を務める党員幹部と政府の公職者は、摘発されると、決然として法により厳重に処理する。

広東省高級人民法院
広東省人民検察院
広東省公安庁
広東省監察庁
広東省工商行政管理局
広東省質量技術監督管理局
2012年5月10日

付録：犯罪者の自首及び行政違法者の出頭の手引き

1. 同業者をいじめる市場独占とは、市場での経営活動において脅迫、暴力等の手段を用いて、最大の経済利益を取るために同業者を圧迫し、市場を独占し、正常な市場の秩序を攪乱する不法行為を指す。暴力団性質組織の組織・指導・参加、不法経営、交易強要、不法採鉱、入札結託、衆を集めた殴り合い、騒動挑発、ゆすり、銃・弾薬の不法所持・隠匿、故意殺人、故意傷害、不法拘禁、誘拐身代金要求、衆を集めた略奪、故意による財物破壊、生産経営破壊、衆を集めた公共秩序・交通秩序の攪乱等を含む。上記の行為に該当するものは、現地の公安機関に自首し、または現地の人民政府の国土資源、住宅城郷建設、交通運輸、水利、文化、工商管理等の部門に出頭しなければならない。

2. 模倣・粗悪薬品、食品、農業資材製品、タバコ、建材、通信製品、自動車パーツ、日用化学品の製造販売、国際・国内の有名ブランド品の模倣品製造販売、偽人民元及びその他の有価証券、伝票証書の製造販売、偽印章、偽卒業証書、偽証書、偽の自動車ナンバープレート、偽の居民身分証等の偽証明書の製造販売行為に該当するものは、現地の公安機関に自首し、または現地の人民政府の質量技術監督管理、住宅城郷建設、農業、文化、衛生、工商、税務、新聞出版、知的財産権、食品薬品管理、タバコ専売、塩務、交通運輸、観光、税関、出入国検査検疫、人民銀行等の部門に出頭しなければならない。

3. 経済取引活動または経済管理活動において財物を收受し、及び財物を与える商業賄賂に関わる場合に、国家工作人員は現地の検察機関に自首し、国家工作人員以外のものは、現地の公安機関に自首しまたは現地の監察、工商行政管理部門に出頭しなければならない。

(3)【青海省】『馳名商標の認定に関わる事件の審理における若干問題に関する青海省高級人民法院の指導的意見』

＜公布ポイント＞

最高人民法院は馳名商標の司法保護制度の正確な実施を確保し、馳名商標の司法認定過程における問題を解決するため2009年1月5日、『馳名商標の認定に関わる民事紛争案件の管轄問題に関する通知』を公布し、案件の管轄権を省都と和計画単列市の中級人民法院に集中させ、馳名商標の司法認定業務を効果的に規範化する指導意見を出した。こうした中、青海省高級人民法院は2009年3月17日、『馳名商標の認定に関わる事件の審理における若干問題に関する指導的意見』を公布した。

『馳名商標の認定に関わる事件の審理における若干問題に関する青海省高級人民法院の指導的意見』

第1条

『中華人民共和国商標法』、最高人民法院による『コンピューターネットワークドメイン名に関わる民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』、『商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』等法律、法規及び司法解釈の規定に基づき、わが省法院での馳名商標の認定に関わる事件審理の実態に結び付けて、本意見を制定する。

第2条

本意見にいう馳名商標とは、中国国内において関連公衆によく知られ、市場において高い評判を得ている商標を指す。

第3条

人民法院が馳名商標を認定するには、受け身的な認定、必要に応じる認定、個別事件の有効という原則を堅持しなければならない、区分を跨ぐ馳名商標保護を任意に拡大すべきではない。

第4条

人民法院により認定された馳名商標は、当該裁判文書に関わった事件のみに効力を有するものであり、必ずしもその他の事件に影響を与えるわけではない。

第5条

下記の民事紛争事件において、当事者が、馳名商標の認定を商標権侵害または不正競争行為を構成する事実根拠とする場合に、人民法院は事件の具体的な状況に基づいて、係争商標が馳名であるかどうかについて認定することができる。

(1) 原告は、被告が商標法第13条の規定に違反したことを理由として提起している商標権侵害民事紛争事件。

(2) 原告は、被告が登録、使用したドメイン名がその馳名商標と同一または近似することを理由として提起した商標権侵害または不正競争民事紛争事件。

(3) 原告は、被告の企業名称にその馳名商標と同一または近似する文字を使用していることを理由として提起した商標権侵害または不正競争民事紛争事件。

(4) 原告は、被告が使用している商標がその登録商標専用権を侵害したことを理由として提起した訴訟において、被告は、侵害で訴えられた商標が先に使用している未登録の馳名商標であるとして、権利侵害不存在を抗弁し、または反訴を提起した民事紛争事件。

(5) 法律、行政法規の規定又は事件の具体的状況に基づき、馳名商標の認定を必要とするその他の民事紛争事件。

第6条

原告の権利侵害訴訟請求が成立しない、またはその訴訟請求は、通常の商標権侵害及びその他のルートによって救済できる場合には、馳名商標の認定をしてはならない。

第7条

『中華人民共和国商標法』第13条第1項に定める「混同を引き起こしやすい」ということは、関連公衆に商品の出所について誤認を生じさせ、または商品の経営者間に許諾使用、関連企業のつながりなど特定の関連性を有すると関連公衆に思わせるのに十分である場合を含む。

『中華人民共和国商標法』第13条第2項に定める「公衆を誤認させ、同馳名商標登録人の利益に損害を与え得る」ということは、商品またはその経営者の間に相当程度の関連性を有すると関連公衆に思わせるのに十分であり、馳名商標の市場評判を利用し、馳名商標の顕著性を弱め、または馳名商標の市場評判を損ねる場合を含む。

第8条

当事者が未登録の馳名商標の保護を申請する場合に、人民法院は当該商標が商標法第10条、第11条、第12条の規定に合致するかどうかを審査しなければならない。

第9条

人民法院が馳名商標を認定する際、当該馳名商標の顕著性、権利侵害と訴えられた商品の関連公衆における認知度、及び関連商品の関連性の程度等の事情を考慮しなければならない。具体的に認定する際には、『中華人民共和国商標法』第14条に定める馳名商標認定の要素を総合的に考慮しなければならないが、当該商標が同規定の全ての要素を満たさなければならないことは前提としない。

第10条

『中華人民共和国商標法』第14条第(1)号における「認知度」を認定する際に、商標の持続的な使用期間、商標の各種宣伝の継続期間、程度、地理的範囲、商標の保護を受ける記録及び商標が馳名とされるその他の要素について総合的に考慮しなければならない。

本意見における「よく知られる」とは一般的に、係争商標が、我が国の3分の2以上の省級行政区域内において関連公衆に普遍的に知られることを指す。ただし、特定の地域的条件がある商品及び役務については、3分の2以上の省級行政区域という制限を受けない。

第11条

社会調査機構により発行される係争商標の関連公衆の認知度調査報告は、関連公衆の認知度を証明する参考的要素のみとして、慎重に取り扱わなければならない。『中華人民共和国商標法』第14条第(2)～(4)号に基づいて、当該商標が馳名である事実を結論として出せない時に、調査報告のみで当該商標が高い知名度と評判を有すると認定すること

はできない。

調査報告は、法廷審理で反対尋問を経て、かつ効力を確認しなければならない。調査報告に対する反対尋問、認証には、主に調査機構の権威性、調査方法の科学性及び実行性等の問題を中心に行わなければならない。

第 12 条

馳名であると認定される商標は、多年にわたって持続的に使用されている記録がなければならない。提訴時の使用期間が 3 年未満の商標について、通常は認定しないが、一般に周知されている商標はこの限りでない。

『中華人民共和国商標法』第 14 条第 (2) 号における「商標の持続的な使用期間」の証拠として、国内外の商標登録証書、更新証明資料、商標使用許諾契約書、販売契約書など、商標の最初の使用時期及び持続的使用を証明する関連証明など、当該商標の使用、登録に関する資料を含む。

第 13 条

『中華人民共和国商標法』第 14 条第 (3) 号における「商標の宣伝作業の持続期間、程度及び地理的範囲」の証拠として、下記のものを含めなければならない。

(1) 当該商標の宣伝に用いる宣伝方式（テレビ、新聞、ウェブサイト、屋外、展示会、冠試合等）の証拠。

(2) 宣伝の開始・終了時期、持続期間、地域的範囲及び広告投下数に関する資料。

(3) 広告発表契約書、各区域、各種メディアでの広告分布の分析報告書及び直近三年の広告への投入に関する類別監査報告書。

一般的には、広告カバレッジが全国大半の地域に到着し、広告の期間が継続し、広告の形態が多様で、広告投下数が同業界においてトップクラスにあることが必要とされる。

第 14 条

『中華人民共和国商標法』第 14 条第 (4) 号における「商標の保護を受けた記録」の証拠として、下記のものを含めなければならない。

(1) 商標権侵害の事実状況を総括した資料。

(2) 各地の行政管理部門が、当該商標権侵害等の紛争の処理において発行した処理決定書またはその他の関連書類や人民法院による効力を生じた裁判文書。

(3) 権利侵害商品購入時の販売領収書、権利侵害企業への弁護士書簡など、対策を講じて商標保護を行ったことを証明するその他の証拠。

第 15 条

『中華人民共和国商標法』第 14 条第 (5) 号における「商標が馳名とされるその他の要因」の証拠として、下記のものを含めなければならない。

(1) 当該商標を使用している主たる商品の直近 3 年の生産量、販売量、販売収入、利益税金、販売地域総括表及び関連部門による直近 3 年の商品販売量、販売収入、利益税金等についての類別統計表。上記データには、国内外の主たる販売契約書及び販売領収書、増値税領収書、税関輸出入通関書、税務部門に納入する売上利益明細表、納税証明等のオリジナル証憑、または税務、税関等により確認された総括表、仲介機構による監査報告書を相応に提供しなければならない。

(2) 権威性ある省級以上の行政部門または全国的な業界協会により提供された、当該

商標を使用する主たる商品の直近3年の市場占有率、販売量、販売金額及び利益税金の額等の中国の同業種における順位を証明する資料の原本、または公証を受けたコピー。馳名商標として認定される該当の製品は通常、全国の同業種においてトップクラスに入っていることを必要とされる。

第16条

商標権侵害と訴えられ、または不正競争行為が発生する前に人民法院若しくは国務院工商行政管理部门によって認定された馳名商標について、被告が当該商標が馳名である事実に異議がない場合に、人民法院はこれを認定する。ただし、人民法院にこれを覆すのに十分である相反の証拠を有する場合は除く。

前項に定める商標が馳名である事実に對し、被告が異議を申し立てた場合に、原告は当該事実について挙証責任を負わなければならない。

被告は、第一審プロセスにおいて第1項に定める商標が馳名であることに異議がなかったが、第二審プロセスにおいて正当な理由もなく異議を申し立てた場合に、異議を持った事実について証拠を提供して証明しなければならない。

第17条

中国国内において社会公衆によく知られる商標について、人民法院は原告の挙証責任を適宜軽減しなければならない。原告がその商標が馳名であることの初期的な証拠を提供しており、または被告が異議を有しない場合には、人民法院は当該商標が馳名である事実を認定する。

高い認知度を有するが、信用状況が深刻である商標を馳名商標として認定しない。信用状況が深刻であるということは、重大な違法経営により行政管理部門から処罰を受けたこと、重大な製品品質または役務品質の問題、発効した判決の履行拒否等を含む。

第18条

事件の当事者間に真の争いがあるかどうかについて、人民法院は下記の状況を重点的に審査しなければならない。

(1) 馳名商標認定事件の被告は、原則として法廷に出頭して訴訟に参加しなければならないが、訴訟に参加することを代理人に委任している場合、法院は自ら、被告に事件の状況を確認し、被告の主体的な状況や、原告に関連関係を有するかどうかを審査することができるほか、被告には、事件の裁判で招き得る結果を十分に釈明して、原告が事情をでっち上げて虚偽の事件を作り上げることを防ぐ。

(2) 権利侵害と訴えられた製品の製造者または仕入のルート、権利侵害と訴えられた標識の印刷製作者または販売者、権利侵害と訴えられた商品または行為の継続期間、権利侵害と訴えられた行為の現状及び商品の生産量、販売量。

(3) 権利侵害と訴えられた者の主観的な過ち、行為の動機。

(4) その他事件に関連する状況。

第19条

意図的に事件を作り上げて馳名商標の認定を得ようとしている当事者について、調査して確認できた場合には、人民法院は民事訴訟法第102条に定める民事訴訟妨害行為に準拠して処理しなければならない。係争商標が馳名であることをすでに認定し、効力を生じた判決について、関連手続きに基づき、法により取り消さなければならない。

第 20 条

馳名商標の司法認定は、ある商標の馳名性状態についての認定であり、事件の事実認定の範疇に属するもので、裁判文書の事実と理由の部分のみに記述する。人民法院の馳名商標に対する認定は判決の本文に記載せず、「中国馳名商標」のような称呼を用いず、調停書においてもこれを認定しない。

原告は、馳名商標認定の申請を単独の訴訟請求として提出してはならない。原告が当該項目の請求を提出した場合、法院はそれに釈明し、変更するよう要請しなければならない。原告が変更しないことに固執している場合は、馳名商標認定要請の訴訟請求を却下しなければならない。

第 21 条

馳名商標認定に関わる民事紛争事件は、西寧市中級人民法院が管轄するもので、その他の中級法院には受理する権限がない。その他の中級人民法院が事件の審理において馳名商標を認定する必要があると発見した場合は、速やかに事件を西寧市中級人民法院に移送して審理してもらわなければならない。

第 22 条

中級人民法院は、事件の審理において馳名商標を認定しようとする事件について、判決を下す前に、書面により省高級法院に報告して審査を受けなければならない。第一審判決が発効した後 10 日以内に、判決書を省高級法院に届け出、そして省高級法院から最高人民法院に届け出る。

第 23 条

本意見にいう「関連公衆」とは、わが国の領域内において商標を使用して表示するある種の商品または役務に関連する消費者、当該商品を生産しまたは役務を提供するその他の事業者、営業ルートに関わる販売者と関係者を指す。特殊な消費群のみを対象とする商品、役務の場合、その関連公衆が通常の消費者を基準とせず、当該業界及びそれに関連する消費者を考慮しなければならない。

第 24 条

本意見にいう「市場評判」とは、関連公衆が商標によって表示される商品または役務に幅広く高い評価を与え、かつ重大な信用状況の不良記録がないことを指す。

第 25 条

本意見は、関連する法律、法規及び最高人民法院による司法解釈と一致しない場合は、法律、法規及び司法解釈に準拠する。

第 26 条

本意見は、当院審判委員会にて検討し採択された後、配布の日から実行する。

7. その他

(1) 広東省展示会専利保護弁法

<施行ポイント>

2012年9月12日に公布され、2012年10月15日より施行された。

2010年に施行された『広東省専利条例』の内容を補うものとなっており、本条例では、展示会における専利保護の規範（第2章）が制定され、専利苦情処理機構の設置（第10条）や、出店業者と専利保護条項を含んだ出店契約の締結を規定（第12条）するなど、展示会主催者による専利権保護の強化を求めている。

広東省展示会専利保護弁法

第1章 総則

第1条

展示会における専利保護を強化し、展示会の秩序を守り、経済社会の発展を推進するために、『中華人民共和国専利法』、『広東省専利条例』及び関係法律、法規に基づき、本省の実情と結びつけて、本弁法を制定する。

第2条

本省行政地域内で開催される展示会活動における専利保護は、本弁法を適用する。

本弁法にいう展示会とは、展示会主催者がコンベンション誘致の形で固定場所、予定期日に開催する、展示、取引を目的とする展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、出展会等の活動を指す。

本弁法にいう展示会主催者（主催単位又は運営単位）とは、展示会出展業者と展示会出展契約書または他の形式の協議書（以下「出展契約」という）を締結し、展示会実施プラン、計画及び展示会専利保護規則を制定し、展示会活動を統一案配、組織、アレンジし、展示会活動に対し責任を負う単位を指す。

本弁法にいう展示会専利苦情処理機構とは、展示会主催者が設けた、展示会で起こる専利権侵害紛争の調停をする業務機構を指す。

第3条

展示会における専利保護は、展示会主催者が責任を負い、政府が監督管理し、社会公衆が監督するという原則に準じなければならない。

展示会主催者は、展示会出展業者と出展契約を締結して、展示会における専利保護の関連条項を取り決め、展示会における専利審査及び保護を強化しなければならない。

出展業者は、適法に出展しなければならないが、専利権侵害又は専利詐称行為があってはならない。

第4条

県級以上人民政府の専利行政部門は、本行政区域内の展示会における専利保護を指導、監督、管理するのに責任を負う。

県級以上人民政府の関係部門は、各自の職責により展示会における専利関連活動をスムーズに推進し、展示会の正常な秩序を守らなければならない。

第5条

展示会で起こった専利権侵害紛争について、専利権者や利害関係者は展示会が設けた専利苦情処理機構又は専利行政部門に調停を請求できるほか、展示会所在地の人民政府の専利行政部門に処理を請求し、又は直接に人民法院に提訴することができる。

第6条

産業協会は業界の自律規範を制定し、宣伝、教育等を展開する等により、会員の専利保護意識を強化して、専利行政部門及び展示会主催者が展示会における専利保護を行うのに協力しなければならない。

第7条

出展業者、専利権者又は利害関係者は、展示会主催者が制定した展示会専利保護規則を遵守しなければならない。

第8条

展示会主催者及び展示会出展業者は、専利行政部門の指導、監督及び管理を受け、専利行政部門の法執行活動に協力しなければならない。

第2章 展示会における専利保護の規範

第9条

展示会主催者は、展示会における専利保護規則を制定し、電子メール、ファックス等により、速やかに展示会所在地人民政府の専利保護部門に告知的届出をしなければならない。

展示会における専利保護規則の主な内容は、以下のものを含まなければならない。

(1) 展示会主催者が設けた展示会専利苦情処理機構、人員構成、職責。

(2) 出展品が専利に関する場合、出展業者は関係の権利証明資料を準備するほか、出展品の専利状況を自らチェックしなければならない。

(3) 展示会主催者は、専利権者の合法的權益を法により保護し、出展品を検査しなければならない。出展業者はそれに協力しなければならない。

前項にいう出展品は、展示品、展示ボード、展示ブース、製品及び写真、カタログ、映像資料及びその他の宣伝関連資料を含む。

第10条

展示会主催者は、以下の職責を履行しなければならない。

(1) 展示会の目だつ位置及び出展業者マニュアルに展示会専利苦情処理機構または専利行政部門の場所、連絡方法、苦情申立ルート及び専利保護規則等の情報を公表する。

(2) 専利苦情処理機構を設け、専利権者又は利害関係者の苦情申立を受入れ、展示会で起こった専利権侵害紛争を調停、処理する。

(3) 出展品について、専利詐称又は繰り返し権利侵害の嫌疑があった場合、速やかに専利行政部門に引渡して法により処理する。

(4) 展示会における専利保護情報及び記録資料を完全無欠に保管し、展示会の開催日から少なくとも2年間保管し、展示会の終了日から30日以内に専利行政部門の要求に従って電子メール又はファックス等により情報を報告送付しなければならない。

第 11 条

展示会主催者は、専利公示制度を確立し、営業秘密に関するものを除き、出展品の関る専利をデータベース、リスト又は他の形式で公表しなければならない。

第 12 条

展示会主催者は、出展業者と出展契約を締結しなければならない。出展契約は下記に挙げられる主要な専利保護条項を含まなければならない。

(1) 出展業者が展示会の専利保護規則を遵守しなければならない。

(2) 出展業者は展示会の専利苦情調停を受入れなければならない。調停に協力するのを拒否した場合、展示会主催者は取り決めに従って契約書を解除し、その出展を取消することができる。

(3) 展示会専利苦情処理機構の調停で専利権侵害と認められ、出展を禁止された出展品について、出展業者が遮蔽、展示棚からの取除き、関連宣伝資料の密封保存、展示ボードの取替え等撤収措置を取るのを拒否した場合、展示会主催者は取り決めに従って契約書を解除し、その出展を取消することができる。

(4) 専利権者又は利害関係者から専利権侵害行為の嫌疑があると苦情を申立てられた場合、出展者は、専利行政部門の簡易手続による処理を受入れなければならない。

(5) 出展品が専利行政部門又は人民法院に専利権侵害と認定された場合、出展業者が遮蔽、展示棚からの取除き、関連宣伝資料の密封保存、展示ボードの取替え等撤収措置を取るのを拒否した場合、展示会主催者は取り決めに従って契約書を解除し、その出展を取消することができる。

(6) 展示会における専利保護に関するその他の内容。

第 13 条

専利に関する出展契約の手本は、省人民政府の専利行政部門が制定し、そのポータルサイトで公表し、無料でダウンロード、使用に供しなければならない。

第 14 条

展示会における専利権侵害紛争の当事者が代理人を委任する場合、委任事項及び権限を明記しており、委任者が署名又は捺印した委任状を提出しなければならない。承認、放棄、苦情請求の変更、和解を代理する場合、委任者の特別委任がなければならない。

外国人、外国企業又はその他外国組織が展示会の期間中に専利権侵害紛争について調停又は処理請求を提出する場合、法により設立された中国専利代理機構又は弁護士事務所はその処理を委託しなければならない。

第 15 条

専利行政部門は、展示会における専利の保護を強化しなければならない。展示会を開催する間に、巡回検査等の管理方式により展示会主催者及び出展業者が専利保護の義務を履行するよう督促し、専利標識の付く展示品を抜取検査して、専利詐称の嫌疑がある展示品について速やかに処理しなければならない。

第 16 条

専利行政部門は、展示会主催者が本弁法の要求に従って展示会専利苦情処理機構を設け

るのを指導、監督し、展示会主催者が展示館の目立つ位置又は出展マニュアルに展示会の専利苦情処理機構の場所、連絡方法及び専利保護規則等の情報を公表するよう要求しなければならない。

第3章 展示会における専利権侵害紛争の調停

第17条

展示会専利苦情処理機構に苦情を申立てる場合、以下の資料を提出しなければならない。

(1) 苦情申立人及び苦情被申立出展業者（以下「被申立人」という）の基本状況、苦情請求及び根拠とする事実及び理由を含む苦情申立申請書。

(2) 専利証書、専利公告文、専利権者の身分証明、専利の法的状態証明を含む合法的、有効な権利帰属証明。

(3) その他の関係証拠資料。

第18条

専利行政部門は、展示会にサービスを提供するための専利保護専門家データベースを作らなければならない。専門家データベースは、知的財産権、法律及び関係分野の専門家から構成される。

展示会主催者が設けた展示会専利苦情処理機構は、出展契約の専利保護条項に基づいて、展示会で起こった専利権侵害紛争を調停する。そのメンバーは3人を下回ってはならず、専利行政部門の専門家データベースから選出することができれば、専利行政部門に関連分野の専門家を任命派遣又は招聘するよう請求することもできる。

第19条

展示会の専利苦情処理機構の調停担当者は、専利権侵害紛争と利害関係がある場合、回避しなければならない。

第20条

展示会の専利苦情処理機構は、本弁法第9条と第12条の規定に従い、以下の職責を履行する。

(1) 展示会で起こった専利権侵害紛争の苦情申立を受入れること。

(2) 苦情を調査して、確めること。

(3) 苦情申立人と被申立人を集めて調停すること。

(4) 調査で確めた状況又は調停の結果により、展示会主催者に対し出展契約を引続き履行するかどうかの意見を出すこと。

第21条

展示会の専利苦情処理機構が苦情申立を受入れた後、被申立人のブースに行って現場調査を行い、関係文書を送達し、双方当事人の意見を聞き取り、事実を調べて明らかにし、是非・責任をはっきりと見分け、双方当事人を集めて調停しなければならない。

調停により合意した場合、その場で調停合意書を作成しなければならない。双方当事人が署名し、受取った後調停合意書が発効する。調停を受入れない又は調停を経ても合意に達しなかった場合、展示会主催者は、出展契約の取り決めに従って処理しなければならない。

第 22 条

権利侵害の嫌疑がある出展品に対し、展示会主催者は、被申立人が契約書の取り決めに従って直ちに撤収措置を取るよう要求しなければならない。

展示会の専利苦情処理機構は、調停中に出展業者が本弁法第 12 条に挙げられた関連事情に違反したと発見した場合、展示会主催者は、取り決めに従って契約書を解除することができる。

出展契約を解除された後、被申立人は直ちに展示を撤収しなければならない。

第 23 条

被申立人は、調停合意書に従って執行した後に異議がある場合、24 時間以内に展示会の専利苦情処理機構を通じて展示会主催者に書面による意見を提出し、関連の証拠を提出しなければならない。

被申立人の異議が成立する場合、双方が達成した元の調停合意書は無効であるとみなし、展示会専利苦情処理機構は、24 時間以内に被申立人に展示を回復するよう通知し、書面により申立人に告知しなければならない。

被申立人の異議が成立しない場合、双方が達成した元の調停合意書は有効である。

第 24 条

展示会の専利苦情処理機構は、調停において、大型機械設備、精密機器の内部構造、製品の製造方法に関する専利、又その他判断しがたい専利について、調停を中止し、書面により申立人に告知することができる。

展示会の専利苦情処理機構は、専利権者又は利害関係者の請求に基づいて、関係の事実証明を発行し、又はそれが関連資料を閲覧、コピーするのに便宜を図らなければならない。

第 25 条

専利行政部門は、展示会で起こった専利権侵害紛争を調停するとき、関係法律法規、規章の規定に従って行う。

専利行政部門は、調停を行い、合意に達した場合、その場で調停合意書を作成し、双方が署名して受取った後、調停合意書が発効する。

調停を経ても合意せず、又は調停合意書が送達される前に後悔した場合、専利行政部門は法により行政処理を下さなければならない。

第 4 章 展示会における専利権侵害紛争の行政処理

第 26 条

専利行政部門は、展示会で起こった専利権侵害紛争を処理する場合、簡易手続又は普通手続を適用することができる。

第 27 条

展示会の開催期間が 3 日以上、所在地県級以上人民政府の専利行政部門が展示会に人員を派遣する必要があると判断した場合、展示会に人員を派遣し、専利権者又は利害関係者の提出する専利権侵害紛争処理請求を受け入れるための臨時的専利権侵害紛争受理窓口を設けて、受理条件に適う事件を法により受理することができる。

展示会主催者はそれに協力し、必要な場所及び執務の必須条件を提供しなければならない。

第 28 条

専利権者又は利害関係者が専利行政部門に専利権侵害紛争処理請求を提出する場合、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 専利権侵害紛争処理請求書、証拠及び身分証明、営業許可証等の資料を提出すること。
- (2) 請求人が専利権者又は利害関係者であること。
- (3) 明確な被請求人がいること。
- (4) 明確な請求事項及び事実、理由があること。
- (5) 当事者が人民法院に提訴していないこと。
- (6) 当該専利行政部門の管轄範囲及び受理事項範囲に属すること。
- (7) 繰返し権利侵害の場合、請求人が既に発効した行政処理決定書、民事裁判書又は仲裁裁決書を提出しなければならないこと。

専利権は無効宣告請求手続にあり、かつ無効の理由が明らかに成立する展示会の専利権侵害紛争について、専利行政部門は受理しなくてよい。

第 29 条

当事者が提出する証拠資料は真実で、合法的なものでなければならない。

当事者が提出する証拠資料は中華人民共和国の領域外で形成された場合、所在国の公証機関に証明され、かつ当該国駐在中華人民共和国の大使館、領事館の認証を受け、又は中華人民共和国が当該所在国と締結した関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

当事者が提出する証拠資料は香港、マカオ、台湾地区で形成された場合、関係の証明手続を履行しなければならない。

当事者が国外のものである場合、その主体資格の証明資料は本条第 2 項と第 3 項の規定を参考に執行する。

当事者が提出する外国語による書証又は外国語による説明資料は、中国語訳文を添付しなければならない。

第 30 条

専利行政部門は、展示会における専利権侵害紛争事件を処理する時、被請求人のブースに行って現場検査を行い、事件に関する書類を閲覧、コピーし、当事者に質問し、写真撮影、ビデオ撮影、抜取検査等により調査し、証拠を集めることができる。

第 31 条

展示会で起こった専利権侵害紛争事件の普通処理手続は、『広東省専利条例』及び関係法律法規の規定に従って執行する。

『広東省専利条例』第 32 条、第 33 条等に定めた関係措置を執行することにより発生する運輸、在庫等の費用は、請求人が負担するものとし、実用新案又は意匠に関する場合、請求人は、国务院専利行政部門が発行した実用新案検索報告又は専利権評価報告を提出しなければならない。

第 32 条

専利行政部門は、事実がはっきりしており、証拠が確実で十分であり、争議が大きくなり、かつ下記のいずれかの条件を満たす専利権侵害紛争事件に対し、簡易手続を適用して処理することができる。

(1) 専利権者または利害関係者が被申立人に対し、今期の展示会での侵害行為の差し止めのみを要求している場合。

(2) 発効した法律文書により専利権侵害と認定されている場合。

(3) 被申立出展品の技術的解決手段又は意匠が、発明専利、実用新案専利又は意匠専利と同一である場合。

(4) その他簡易手続を適用できる場合。

第 33 条

簡易手続を適用して処理する場合、本弁法第 28 条の規定に適用しなければならない他、請求人は担保を提供し、専利権の保護範囲に入る比較分析資料及び国务院専利行政部門の発行した実用新案検索報告又は専利権評価報告及び関係証明資料を提出しなければならない。

専利権者又は利害関係者が専利権侵害紛争処理請求を提出する時点から展示会の終了まで 48 時間未満の場合、簡易手続を適用しない。

第 34 条

簡易手続を適用して処理される事件について、専利行政部門は事件受理通知書等の関係文書資料を双方当事者に送達しなければならない。

被請求人は事件受理通知書等の関係文書資料を受取って 24 時間以内に答弁と挙証をしなければならないが、期限を超えても答弁と挙証をしない場合、専利行政部門の処理に影響しない。

第 35 条

簡易手続により処理される専利権侵害紛争事件について、専利行政部門は、被請求人の弁解期間が満了した後の 24 時間以内に審理しなければならないが、調停に合意できない場合、処理決定を出す。

第 36 条

簡易手続により立件された事件について、現場比較で専利権の保護範囲に入るかどうかを判断できない等事情が複雑である場合、簡易手続を適用せず、本弁法第 31 条の規定に従って処理する。専利行政部門は速やかに当事者に告知し、理由を説明しなければならない。

第 37 条

専利行政部門が専利詐称の嫌疑がある行為を摘発する時、『中華人民共和国専利法』等関係法律法規の規定に従って執行する。

専利行政部門が専利詐称行為を摘発する時、展示会主催者及び出展業者は積極的に協力し、便宜を図らなければならない。

第5章 展示会に関する専利誠実信用記録管理

第38条

専利行政部門は、下記の内容を記載する展示会に関する専利誠実信用記録を作成しなければならない。

- (1) 本弁法第12条の関係事情に違反した場合。
- (2) 専利権侵害、専利詐称又は繰返し侵害と認定された場合。
- (3) 専利権者及び利害関係者が従来技術又は従来意匠で専利を出願し、専利権を取得した後、展示会主催者に苦情を申立て、又は専利行政部門に処理請求を提出した場合。

第39条

専利行政部門は、規定に従って展示会に関する誠実信用記録情報を行政部門企業信用情報システムに導入し、部門間の企業信用情報リソースの共有を実現し、効果的に専利権侵害及び専利詐称をモニターし、防止しなければならない。

第40条

専利行政部門は、展示会で起こった専利権侵害及び専利詐称行為を社会に向けて公表しなければならない。

第41条

専利行政部門は、展示会に関する専利誠実信用記録に記載された出展業者について、展示会を巡回検査する時にそれを重点的に検査し、関係専利権証明資料に対し審査をしなければならない。

第6章 法的責任

第42条

展示会主催者が本弁法第10条、第11条、第12条、第21条の規定に違反した場合、専利行政部門は、期限を定めて是正するよう命じる。期限を超えても是正しない場合、警告を与えるほか、通達をもって批判する。

第43条

展示会主催者が本弁法の関係規定に違反し、下記のいずれかに該当する場合、専利行政部門は是正するよう命じる。是正を拒否した場合、1,000元以上10,000元以下の過料に処することができる。

- (1) 展示会専利苦情処理機構を設けない場合。
- (2) 専利権者又は利害関係者の苦情を受け入れるのを拒否し、規定又は契約書の取り決めに従って出展禁止されている出展アイテムに対し措置を取らない場合。
- (3) 専利権者又は利害関係者が苦情を申立てた後、関係事実証明の発行を拒否し、公証機関の証拠集めに協力するのを拒否する場合。
- (4) 行政及び司法機関の苦情関連書類の移送要求を拒否し、当事者が苦情関連書類を閲覧、コピーするのを拒否する場合。

第 44 条

本弁法第 8 条の規定に違反して、専利行政部門が法により職務を執行するのを妨げる場合、公安機関は法により治安管理处罰を与える。

第 45 条

専利行政部門及びその職員が本弁法の関係規定に違反し、下記のいずれかに該当する場合、上級専利行政部門又は監察部門は法により処分を与える。

- (1) そのポータルサイトで出展契約書の手本を公表しなかった場合。
- (2) 展示会の主催者を指導、監督しなかった場合。
- (3) 展示会の専利保護活動について管理職責を果たさなかった場合。
- (4) 職務怠慢、職権濫用し、私情にとらわれ不正行為を行った場合。

第 7 章 付則

第 46 条

中央と国家級機関が広東で開催する展示会については、本弁法を参考に執行する。その主管部門が展示会の専利保護について別途規定がある場合、その規定に従うことができる。

第 47 条

本弁法は、2012 年 10 月 15 日より施行する。

(2) 広州市展示会における知的財産権保護弁法

<改正ポイント>

20090818 実施日期：2009年10月1日より施行された『広州市展示会における知的財産権保護弁法』は、2010年に『国务院关于第五批取消和下放管理层级行政审批项目的决定』が公布されたことなどに伴い2012年6月16日、展示会登録部門に関する記載が削除されるなどの修正が行われた。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第2条</p> <p>本弁法は、当市行政区域内において本市の展示会登録部門により登録された各種展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、出展会等の展示会における関係の専利権、商標権、著作権の保護に適用される。</p>	<p>本弁法は、当市行政区域内で開催される各種展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、出展会等の展示会における関係の専利権、商標権、著作権の保護に適用される。</p>
<p>第8条</p> <p>展示会主催者は、下記の義務を履行しなければならない。…</p> <p>(6) 知的財産権行政管理担当部門、展示会登録部門の業務に協力すること。</p> <p>展示会主催者は、知的財産権業務機構を設立し、専任の要員を派遣して担当させなければならない。かつ、関連分野の専門技術者及び法律専門者を招聘し、参加させることができる。知的財産権業務機構を設立していない場合、展示会登録部門は登録をさせない。</p>	<p>「展示会登録部門」を削除</p> <p>「知的財産権業務機構を未設立の場合、展示会登録部門は登録をさせない。」を削除</p>
<p>第9条</p> <p>出展者は、下記の義務を履行しなければならない。…</p> <p>(4) 知的財産権行政管理担当部門、展示会登録部門の監督、検査、処理を受けること。</p>	<p>「展示会登録部門」を削除</p>
<p>第12条</p> <p>…本弁法第11条3項で定める状況に属し、苦情被申立者が措置を講じることを拒否した場合、展示会主催者は、契約の約定に基づいて出展要員の出展証明書を回収し、または出展者の今期の出展資格を取り消すこともできる。</p>	<p>「苦情被申立者が、本弁法第11条第三項の規定に従って遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否した場合」に修正</p>
<p>第13条</p> <p>展示会主催者は、次期から連続して3期にわたって、下記の状況に該当する出展者</p>	

<p>が同じ展示会に参加することを拒否しなければならない。</p> <p>(1) 人民法院又は知的財産権行政管理の責任を負う部門により権利侵害と認定された出展アイテムを遮蔽、撤収等の処理措置を拒む場合。…</p> <p>(3) 出展アイテムは、<u>前回</u>の展示会において、人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。</p> <p>(4) 出展アイテムは、<u>前回</u>の展示会において、展示会主催者が権利侵害の疑いがあると考えたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、苦情申立人が、当該出展アイテムがその後に人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたことを証明しており、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。…</p>	<p>(1) 本弁法第 11 条第 3 項の規定に従って遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否した場合。…</p> <p>(3) 出展アイテムは、<u>以前</u>の展示会において、人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、<u>それに係る知的財産権がまだ有効な保護期間中にあるにもかかわらず</u>、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。</p> <p>(4) 出展アイテムは、<u>以前</u>の展示会において、展示会主催者が権利侵害の疑いがあると考えたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、苦情申立人が、当該出展アイテムがその後に人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたことを証明しており、<u>それに係る知的財産権がまだ有効な保護期間中にあるにもかかわらず</u>、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。…</p>
<p>第 22 条</p> <p>…略式手続に従って立件した事件について、現場比較によって、専利権の保護範囲内にあるかどうかを判断できない場合は、略式手続を適用せず、<u>『広州市専利紛争処理弁法』</u> 関係の法律、法規、規程の関連規定に基づいて処理する。</p>	<p>「<u>関係の法律、法規、規程</u>」に修正</p>

広州市展示会における知的財産権保護弁法

第 1 条

当市での展示会における知的財産権の保護を強化し、展示業が秩序立って健全に発展するように推進するため、関係の法律、法規に基づき、当市の実態に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法は、当市行政区域内で開催される各種展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、出展会等の展示会における関係の専利権、商標権、著作権の保護に適用される。

第3条

展示会における知的財産権保護において、政府が監視管理し、展示会主催者が責任を負い、出展者が自律し、社会公衆が監督するという原則を遵守しなければならない。

第4条

専利、商標、著作権関連の知的財産権行政管理部門は、展示会における知的財産権保護を強化し、下記の職責を履行しなければならない。

(1) 展示会主催者、出展者を組織して各種の知的財産権教育を行い、それらに指導とコンサルティングサービスを提供すること。

(2) 展示会主催者、出展者が自発的に知的財産権保護の義務を履行するよう検査、督促すること。

(3) 展示会に発生した各種の知的財産権法違反事件を摘発すること。

前項に定める知的財産権行政管理担当部門は、展示会における知的財産権保護の情報統計制度を確立しなければならない。専利行政管理部門は、商標、著作権行政管理部門を組織して情報の共有・調整体制を確立しなければならない。

第5条

期間が3日間以上にわたり、かつ下記の状況のいずれかに該当する展示会を開催する場合、知的財産権行政管理担当部門は、現場事務所を設置し、または連絡担当者を指定して、知的財産権者または利害関係者から提出された行政処理の要請を受け付け、立件の基準に合致したものを処理しなければならない。

(1) 政府及び政府部門主催の展示会。

(2) 国際的にまたは国内において重大な影響がある展示会。

(3) 知的財産権侵害紛争が多発する恐れのある展示会。

現場事務所を設置していない、または連絡担当者を指定していない展示会の場合、知的財産権者または利害関係者は、知的財産権行政管理担当部門に行政処理要請を直接に提出することができる。

第6条

展示会主催者は、出展者と締結する出展契約において、下記の内容を含む知的財産権保護に関する条文を約定しなければならない。

(1) 出展者は、そのすべての出展アイテムが他人の先に保有している知的財産権を侵害しないことを承諾しなければならない。

(2) 出展アイテムについて、展示会主催者は権利侵害の疑いがあると考え、かつ出展者は有効な不侵害証拠を示すことができない場合に、出展者は直ちに遮蔽、撤収等の処理措置を取らなければならない。

(3) 出展アイテムについて、人民法院による侵害判決または知的財産権行政管理担当部門による侵害処理決定が既に下され、かつ法的効力を生じたにもかかわらず、出展者が遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否した場合に、展示会主催者は、出展要員の出展証明書を回収し、または出展者の今期の出展資格を取り消すことができる。

(4) 展示会における知的財産権保護と関係するその他の内容。

第7条

展示会主催者は、知的財産権届出・公示制度を確立し、今期の展示会の出展者から届け出た知的財産権を種類別に知的財産権保護目録として編集印刷して、展示会を開始する15日前までに出展者に公布しなければならない。

第8条

展示会主催者は、下記の義務を履行しなければならない。

(1) 展示館の目立つ位置または出展者マニュアルに、知的財産権行政管理担当部門が苦情申立または処理要請を受け付ける連絡方法及び立件の基準を公布すること。

(2) 出展者に、知的財産権に関する宣伝・コンサルティングサービスを提供すること。

(3) 知的財産権者または利害関係者からの苦情申立を受け付け、展示会に発生した知的財産権侵害紛争を約定どおりに処理すること。

(4) 知的財産権者または利害関係者からの要請に応じ、関連の事実証明を発行し、または知的財産権者、利害関係者及びその受任代理人が展示会に入って証拠を収集するのに必要な便宜を提供すること。

(5) 展示会における知的財産権保護の情報と資料を適切に保存し、展示会の終了後に、展示会開催期間において自ら受理した知的財産権関連の苦情紛争を統計し、かつ区分別に整理、分析して、専利、商標と著作権行政管理部門にそれぞれ報告送付すること。

(6) 知的財産権行政管理担当部門の業務に協力すること。

展示会主催者は、知的財産権業務機構を設立し、専任の要員を派遣して担当させなければならない。かつ、関連分野の専門技術者及び法律専門者を招聘し、参加させることができる。

第9条

出展者は、下記の義務を履行しなければならない。

(1) 出展アイテムが知的財産権に係る場合に、関連権利の証明資料を準備し、かつ展示会を開始する30日前までに展示会主催者に届け出なければならない。

(2) 出展アイテムにおいて、知的財産権の記号・標識を表記する場合に、国の関係の規定・規範に従って表記しなければならない。

(3) 自発的に出展アイテムに係る知的財産権の状況を審査し、他人の先に保有している知的財産権を侵害する疑いがあるアイテムを展示会に持ち込んで出展してはならない。

(4) 知的財産権行政管理担当部門の監督、検査、処理を受けること。

第10条

知的財産権者または利害関係者は、苦情被申立者の権利侵害嫌疑行為について、展示会主催者に苦情を申し立てることができる。展示会主催者は、本弁法第11条の規定に従って苦情申立を処理しなければならない。

知的財産権者または利害関係者は、苦情被申立者の権利侵害嫌疑行為について、直接に人民法院に提訴し、または知的財産権行政管理担当部門に処理要請を提出することができる。

第 11 条

知的財産権者または利害関係者が、展示会主催者に苦情を申し立てる際に、証明資料を提出しなければならない。展示会主催者は速やかに受理し、かつ苦情被申立者に知らせなければならない。

苦情被申立者は、出展アイテムに権利侵害嫌疑がある旨の知らせを受けた場合、速やかに関連証拠を提示し、権利不侵害挙証をしなければならない。苦情被申立者が有効な挙証ができない場合、展示会主催者は、苦情被申立者に、契約の約定に従って直ちに遮蔽、撤収等の処理措置を取るよう要求しなければならない。

苦情被申立出展アイテムについて、すでに人民法院による侵害判決または知的財産権行政管理担当部門による侵害処理決定が下され、かつ法的効力を生じた場合には、展示会主催者は、苦情被申立者に直ちに遮蔽、撤収等の処理措置を取るよう要求しなければならない。

第 12 条

苦情被申立者が、本弁法第 11 条の規定に従って措置を取ることを拒否した場合に、展示会主催者は、権利侵害が疑われる出展アイテムの写真を撮り、証拠を収集し、苦情申立人に渡すか、または公証機関の証拠収集に協力しなければならない。

苦情被申立者が、本弁法第 11 条第三項の規定に従って遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否した場合に、展示会主催者は、契約の約定に基づいて出展要員の出展証明書を回収し、または出展者の今期の出展資格を取り消すこともできる。

第 13 条

展示会主催者は、次期から連続して 3 期にわたって、下記の状況に該当する出展者が同じ展示会に参加することを拒否しなければならない。

(1) 本弁法第 11 条第 3 項の規定に従って遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否した場合。

(2) 展示会主催者が権利侵害の疑いがあると考えた出展アイテムに遮蔽、撤収等の処理措置を取ることを拒否し、苦情申立人が、当該出展アイテムがその後に人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたことを証明した場合。

(3) 出展アイテムは、以前の展示会において、人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、それに係る知的財産権がまだ有効な保護期間中にあるにもかかわらず、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。

(4) 出展アイテムは、以前の展示会において、展示会主催者が権利侵害の疑いがあると考えたため、遮蔽、撤収等の処理措置が取られ、苦情申立人が、当該出展アイテムがその後に人民法院または知的財産権行政管理担当部門により権利侵害と認定されたことを証明しており、それに係る知的財産権がまだ有効な保護期間中にあるにもかかわらず、今期の展示会においてまた同一の出展アイテムを引き続き出展した場合。

(5) その他展示会における知的財産権保護業務に協力しない行為を有し、情状が重大な場合。

第 14 条

知的財産権者または利害関係者が知的財産権行政管理担当部門に処理要請を提出するとき、下記の資料を提出しなければならない。

(1) 知的財産権者または利害関係者が署名しまたは捺印した要請書。代理人に処理を委任する場合に、権限委任状を提出し、かつ委任の権限を明記しなければならない。

(2) 専利に係る場合、登録証書、専利公告文書、専利権者の身分証明、専利の法的状態の証明を提出しなければならない。商標に係る場合、商標登録証明文書、商標権者の身分証明を提出しなければならない。著作権に係る場合、著作権の権利証明、著作権者の身分証明を提出しなければならない。利害関係者である場合には、さらに独占的使用許諾契約または排他的使用許諾契約等の証明資料を提出しなければならない。

(3) 苦情被申立者の名称、出展ブースなどを含む苦情被申立者の基本的情報。

(4) 実用新案専利または意匠専利に係る場合、国務院専利行政部門によって発行された専利権評価報告を提出しなければならない。

(5) 苦情被申立者の権利侵害が疑われる出展アイテムの名称、権利侵害が疑われる理由と証拠。

第 15 条

本弁法第 14 条第 (5) 号にいう証拠は、専利権侵害処理要請に係る場合に、下記の条件に合致するものでなければならない。

(1) 新製品の製造方法の発明専利を除いて、方法発明専利に係り、または専利方法により直接に製品を取得した場合には、製品に係る調合指図書、成分または苦情被申立者が採用した方法を提出しなければならない。

(2) 大型機械設備、精密機器の構造等の製品に係る実用新案専利、発明専利は、その形状、構造または両者の結合が専利権保護範囲内にあることに関する証明資料を提出しなければならない。

(3) 権利侵害が疑われることで訴えられた製品が権利を侵害していることを証明できるその他の証拠。

第 16 条

当事者が本弁法第 14 条、第 15 条の規定に従って提出する資料は、真実で合法的なものでなければならない。虚偽の資料を提出してはならない。

当事者が提出する資料は、中華人民共和国国外で成されたものである場合、関係の法律、法規における公証・認証に関する規定に合致しており、かつ対応の中国語訳文を添付しなければならない。

第 17 条

知的財産権行政管理担当部門は、下記の状況のいずれかに該当する展示会における知的財産権侵害紛争を受理しない。

(1) 知的財産権者または利害関係者が既に人民法院に知的財産権侵害訴訟を提起した場合。

(2) 専利権が無効宣告請求手続にある場合。

(3) 専利権について帰属紛争があり、人民法院による審理手続、または専利行政管理部門による調停手続にある場合。

(4) 登録商標が取り消され、または無効確認後に、再審または人民法院による審理手続にある場合。

(5) 本弁法第 14 条、15 条、16 条の関連規定に合致せず、知的財産権行政管理担当部門から知らせられた期限までに関連資料を補足できなかった場合。

第 18 条

知的財産権行政管理担当部門が展示会に発生した知的財産権事件を摘発する際、苦情被申立者の出展ブースにて現場検査を行い、事件に関係する文書を閲覧、複写し、当事者への質問を行い、写真撮影、ビデオ撮影、サンプル抽出等の方法により調査し、証拠収集を行うことができる。

第 19 条

専利行政管理部門により設立された現場弁公室は、略式手続を適用して、以下の条件に合致する専利権侵害紛争を処理することができる。

- (1) 専利権者または利害関係者が、苦情被申立者に、今期の展示会における権利侵害行為の差し止めのみを要求している場合。
- (2) 本弁法第 14 条、15 条、16 条、17 条の規定に合致している場合。
- (3) 係争専利権は、本弁法第 7 条の規定に従って出展前の届出と公示を行った場合。

第 20 条

略式手続に従って処理する事件について、専利行政管理部門は、処理要請資料を受け取って 24 時間以内に立件し、かつ苦情被申立者に送達しなければならない。

苦情被申立者は、資料を受け取った後 24 時間以内に答弁を行わなければならない。期限を超えても答弁資料を提出しない場合は、専利行政管理部門が行う処理業務に影響しない。

第 21 条

略式手続に従って処理する事件について、専利行政管理部門は先に調停を行うことができる。調停が成立せず、事実が明瞭で、証拠が確定された場合、専利行政管理部門は、苦情被申立者の答弁期間満了後の 24 時間以内に、処理決定を下さなければならない。

処理決定は、紛争当事者双方及び展示会主催者に送付しなければならない。権利侵害と認定された出展アイテムは、直ちに遮蔽、撤収等の処理措置を取らなければならない。

第 22 条

専利権者または利害関係者が処理要請を提出した時点から展示会の終了まで 48 時間未満の場合、略式手続を適用しない。

略式手続に従って立件した事件について、現場比較によって、専利権の保護範囲内にあるかどうかを判断できない場合は、略式手続を適用せず、関係の法律、法規、規程の関連規定に基づいて処理する。

第 23 条

展示会主催者が本弁法の規定に違反し、下記の行為のいずれかに該当する場合、知的財産権行政管理担当部門は、是正するよう命じる。

- (1) 展示館の目立つ位置または出展者マニュアルに、知的財産権行政管理担当部門が処理要請を受け付ける連絡方法及び立件の基準を公布していない場合。
- (2) 出展者に、知的財産権に関する宣伝・コンサルティングサービスを提供していない場合。
- (3) 展示会における知的財産権保護の情報と資料を報告送付していない場合。

第 24 条

展示会主催者が本弁法の規定に違反し、下記の行為のいずれかに該当する場合、知的財産権行政管理担当部門は、是正するよう命じる。是正を拒否した場合に、2,000 元以上 1 万元以下の過料に処することができる。重大な結果をもたらした場合には、1 万元以上 3 万元以下の過料に処することができる。

(1) 知的財産権者または利害関係者の苦情申立を受理せず、権利侵害が疑われる出展アイテムについて、規定または契約の約定に従って処理措置を取らなかった場合。

(2) 知的財産権者または利害関係者から要求されても、関連の事実証明の発行せず、または権利侵害が疑われる出展アイテムの写真撮影や証拠収集をせず、または公証機関による証拠収集に協力しない場合。

(3) 本弁法第 13 条の規定に違反し、出展者が引き続き同じ展示会に参加することを容認した場合。

第 25 条

苦情申立人が虚偽の資料を提出した場合、苦情申立を処理する行政管理部門が警告を与える。主たる証拠の偽造など重大な情状がある場合には、1 万元以上 3 万元以下の過料を併科する。

第 26 条

知的財産権行政管理担当部門及びその職員が職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正を行った場合、関係の部門が法により行政処分を与える。犯罪の疑いがある場合には、法により刑事責任を追及する。

第 27 条

本弁法にいう出展アイテムとは、展示品、展示ボード、展示ブース、製品及び写真、カタログ、映像資料、並びにその他の関連宣伝資料を含む。

第 28 条

本弁法は、2009 年 10 月 1 日より施行する。